

1996・97年度科学研究費補助金 基盤研究（B）(2) 研究成果報告書

課題番号 08451077

岡山藩権力と諸集団—意識の形成と相互関係—

研究代表者 深谷 克己  
(早稲田大学文学部教授)

1998年3月

## 目 次

報告書の作成に当たって  
研究組織・研究経費・研究発表  
活動経過

代表 深谷 克己 1頁  
2頁  
4頁

## 研究報告

大名綱政像と綱政期藩政	深谷 克己	7頁
大名分家と石高制 一岡山藩を事例として一	大森 映子	20頁
瀬戸内海防と周辺諸藩 一東部瀬戸内海の場合一	針谷 武志	32頁
近世武家官位試論	堀 新	44頁
天皇即位時の祝儀献上について	久保 貴子	60頁
無礼討ちと民衆意識	谷口 真子	64頁
十七世紀岡山藩領の紛争と村社会 —磐梨郡父井村をめぐる山論から—	斎藤 悅正	77頁
岡山における朝鮮被虜人について	米谷 均	83頁
徳川家康と琉球王の対面に関する一史料	紙屋 敦之	90頁
岡山藩江戸留守居覚書 一「公儀江御届留」のデータ紹介— 書状にみる幕藩間の交流と意識形成	泉 正人	98頁
—長州藩『公儀事控』目録の紹介—	涌井 有希子	115頁
翻刻『公儀事控』		119頁
 撮影史料目録		186頁
岡山大学附属図書館 その1 (96.7/撮影)		186頁
岡山大学附属図書館 その2 (96.8/撮影)		189頁
岡山大学附属図書館 その3 (97.8/撮影)		192頁
岡山市立中央図書館 (96.8/撮影)		193頁
津山郷土博物館〈愛山文庫 津山松平藩文書〉その1 (96.8/撮影)		195頁
津山郷土博物館〈愛山文庫 津山松平藩文書〉その2 (98.2/撮影)		196頁
鳥取県立博物館〈鳥取藩政資料〉その1 (96.10/撮影)		198頁
鳥取県立博物館〈鳥取藩政資料〉その2 (98.2/撮影)		205頁
山口県文書館〈毛利家文庫〉その1 (96.7/撮影)		207頁
山口県文書館〈毛利家文庫〉その2 (97.2/撮影)		214頁
山口県文書館〈毛利家文庫〉その3 (97.8/撮影)		217頁

## 報告書の作成に当たって

研究代表者 深谷克己

1996・97年度の2年間、我々は「岡山藩権力と諸集団－意識の形成と相互関係－」というテーマで、文部省科学研究費「一般研究B」の補助金を得ることができ、8人の申請メンバーを中心とした研究活動を進めてきた。本報告書は、その活動成果の一端である。この2年間の共同研究は、じつはそれ以前の1994・95年度の2年間にわたり、同じ文部省科学研究費「一般研究B」の補助金を得て進めた「岡山藩の支配方法と社会構造」に続くものである。両方とも、幕藩体制の総合的研究を試みることができるだけの豊富な史料群である「池田家文庫藩政史料マイクロ版集成」（丸善発売、早稲田大学中央図書館全巻購入）を中心素材とすることを了解しあった共同研究である。ただし、それを生かそうとすればするほど、マイクロ版にはない村方・町方史料、家臣家史料などが必要であることが明確となつたため両度の計画とも活動の一環として実地調査を重視し、さらに藩政史自体の比較が重要であることが痛感されたので、鳥取・萩藩などの他藩史料の調査・収集も活発に行ってきた。

今次の共同研究で藩権力・藩領域内外の諸社会集団が形成する関係を重視したのは、それらが取り結ぶ現実の関係が意識・認識の関係に反映し、今度はその意識・認識の関係が新たな現実関係を促し肥大化させるというように展開していくと想定されたからである。この関係は制度的・機構的なものではなく、現実の緊張関係の中で形成される関係であるが、それを考える上で、相互の意識・認識のありようがひときわ重要な鍵となると考えられる。我々はこの視角に立って、藩権力と諸社会集団との間に形成される相互関係と両者の意識の形成を軸にして藩世界を動態的に追究し、それによって新しい藩社会像を構築することをめざした。この報告集は、このような意気込みを生かして構成した積もりである。

なお我々は、前回の藩政の政治構造、今回の藩政の意識関係の延長上に、さらにその近世的身分関係に適合する藩政の「社会的権威」の制度や装置を研究することの重要性を痛感するようになった。あらためて文部省科学研究費を申請し、研究目標に向かいたいと希望している。

なお、本研究に研究協力者が多い理由は、本研究の採択時に文学部の助手として研究分担者だった者が、任期制助手制度により、現在は嘱任されていないためであることをお断りしておく。

## 研究組織

研究代表者；	深谷 克己	(早稲田大学文学部教授)
研究分担者；	安在 邦夫	(早稲田大学文学部教授)
研究分担者；	泉 正人	(早稲田大学大学史編纂室)
研究分担者；	紙屋 敦之	(早稲田大学文学部教授)
研究分担者；	外園 豊基	(早稲田大学教育学部教授)
研究分担者；	保坂 智	(國立館大学文学部教授)
研究分担者；	村田 安穂	(早稲田大学教育学部教授)
研究協力者；	大森 映子	(湘南国際女子短期大学国際教養学科助教授)
研究協力者；	久保 貴子	(國學院大学日本文化研究所共同研究員)
研究協力者；	斎藤 悅正	(本郷高等学校非常勤講師)
研究協力者；	谷口 真子	(国会図書館調査及び立法考査局法令議会資料課非常勤職員)
研究協力者；	針谷 武志	(学習院大学史料館客員研究員)
研究協力者；	堀 新	(共立女子大学文芸学部専任講師)
研究協力者；	米谷 均	(上武大学商学部非常勤講師)
研究協力者；	涌井有希子	(早稲田大学大学院文学研究科)

## 研究経費

平成 8 年度	3, 500 千円
平成 9 年度	1, 100 千円
計	4, 600 千円

## 研究発表

- (1) 学会誌等
- 深谷 克己「明君創造と藩屏国家(3)」  
(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』42輯4分冊 1997年2月28日)
- 紙屋 敦之「日本国王と琉球国司」  
(高良倉吉・豊見山和行・真栄平房昭編『新しい琉球史像－安良城盛昭先生追悼論集－』  
榕樹社 1996年10月3日)
- 紙屋 敦之「徳川家康と琉球王の対面に関する一史料」  
(『日本史攷究』22号 1996年11月25日)
- 紙屋 敦之「大君外交の海外情報ルート」  
(岩下哲典・真栄平房昭編『近世日本の海外情報』、岩田書院、1997年)

- 泉 正人「近世における戦国大名旧臣の結合－下野国壬生氏旧臣と常楽寺・雄琴神社－」  
(民衆史研究会編『民衆史研究の視点』、三一書房、1997年6月30日)
- 村田 安穂「明治維新期神葬祭運動の顛末－福島県東白川郡矢祭町の場合－」  
(『日本史叢究』22、1996年11月25日)
- 安在 邦夫「地方における大同団結運動の一断面－雑誌『平民』(岩手県)に見る運動の論理－」(『社会科学討究』124、1997年3月31日)
- 保坂 智 「滋賀県百姓一揆年表」(『國立館史学』5、1997年3月31日)
- 深谷 克己「書評 宮崎克則著『大名権力と走り者的研究』」  
(『歴史学研究』699号、1997年7月15日)
- 深谷 克己「書評 伊藤忠士著『近世領主権力と農民』」  
(『日本史研究』425、1998年1月20日)

#### (2) 口頭発表

- 深谷 克己「岡山藩政資料全般について」
- 泉 正人「池田家文庫と大坂留守居史料」  
(池田家文庫藩政資料セミナー。早稲田大学図書館。1997年11月20日)

#### (3) 出版物

- 紙屋 敦之『大君外交と東アジア』(吉川弘文館 1997年12月10日)
- 保坂 智編『百姓一揆研究文献総目録』(三一書房、1997年11月15日)

## 活動経過

### (1) 史料輪読会

#### ①「岡山の宗教・文化・共同体」

96年

4月24日(水) 4名  
5月22日(水) 3名  
6月12日(水) 4名  
6月26日(水) 3名  
9月18日(水) 4名  
10月 9日(水) 4名  
11月13日(水) 5名  
11月27日(水) 4名

97年

1月22日(水) 3名  
4月30日(水) 3名  
5月28日(水) 3名  
6月18日(水) 3名  
7月 2日(水) 3名  
9月24日(水) 3名  
10月 8日(水) 3名  
10月22日(水) 3名  
11月15日(水) 6名  
11月28日(水) 5名  
12月12日(金) 6名

#### ②「中世～近世移行期」(宇喜多部会)

96年

4月 8日(月) 8名  
5月 8日(水) 8名  
6月10日(月) 6名  
7月10日(水) 7名  
9月25日(水) 7名  
10月16日(水) 5名  
11月25日(月) 6名  
12月 2日(月) 5名

97年

1月20日(月) 6名  
3月10日(月) 5名  
4月14日(月) 5名  
5月16日(金) 3名

#### ③「中世～近世移行期」(池田部会)

96年

4月10日(水) 7名  
5月13日(月) 7名  
6月26日(水) 5名  
7月17日(水) 5名  
10月 7日(月) 5名  
11月11日(月) 6名  
12月 2日(月) 5名

97年

1月20日(月) 6名  
3月10日(月) 5名  
4月14日(月) 5名  
5月16日(金) 3名

④「岡山藩と朝廷・幕府・諸藩」

96年

4月24日(木) 5名  
5月15日(水) 6名  
5月29日(水) 4名  
6月 5日(水) 7名  
6月12日(水) 6名  
6月26日(水) 4名  
7月 3日(水) 5名  
9月18日(水) 5名  
10月 2日(水) 4名  
10月16日(水) 6名  
10月30日(水) 4名  
11月13日(水) 6名  
11月20日(水) 5名  
11月27日(水) 6名  
12月 4日(水) 5名

97年

1月22日(水) 4名  
1月29日(水) 3名  
4月 9日(水) 6名  
5月 7日(水) 7名  
5月21日(水) 7名  
6月 4日(水) 6名  
6月 5日(木) 3名  
6月18日(水) 8名  
7月 2日(水) 5名  
7月10日(木) 3名  
9月18日(木) 5名  
10月 1日(水) 6名  
10月15日(水) 5名  
11月 5日(水) 4名  
11月19日(水) 6名

98年

1月21日(水) 5名

⑤「村史料を読む会」

96年

6月15日(土) 1名

97年

11月10日(月) 3名  
12月 8日(月) 2名

98年

1月12日(月) 3名

⑥「藩政史研究の課題と方法」

96年

6月19日(水) 5名

(2) 史料調査

○96年 7月23日(火)～28日(日)

山口県文書館、岡山県総合文化センター、岡山大学附属図書館、鳥取県立博物館

○96年 8月25日(日)～30日(金)

福山市立福山城博物館、広島県立歴史博物館、福山市鞆の浦歴史民俗資料館、  
福山市小松寺・安国寺、明和年間幕領義民史跡(笠岡市)、鴨方町役場、鴨方  
藩陣屋跡、鴨方町民会館、西山拙斎住居(至楽居、欽塾)跡、西山拙斎墓碑、  
岡山市立中央図書館、岡山大学附属図書館、津山郷土博物館

- 96年10月 3日（木）～ 5日（土）  
山口県文書館
- 96年10月29日（火）～11月1日（金）  
鳥取県立博物館、鳥取県立図書館、鳥取県立公文書館
- 97年 2月 5日（水）～8日（土）  
山口県文書館、津和野町郷土館
- 97年 6月24日（火）  
東京大学法学部法制史資料室
- 97年 8月28日（木）～9月2日  
山口県文書館、萩城跡、松陰神社、萩史料館、毛利博物館、防府天満宮、  
徳山市美術博物館、岡山大学附属図書館、岡山城、岡山市立中央図書館
- 98年 2月16日（月）～20日（金）  
鳥取県立博物館、津山郷土博物館

このほかに、隨時、早稲田大学学術情報センターマイクロ資料室架蔵の「池田家文庫藩政史料マイクロ版集成」を閲覧、複写した。

# 大名綱政像と綱政期藩政

深谷 克己

## はじめに

近世初期から中期にいたる岡山藩政史の大きな構図は、谷口澄夫や田中誠二らの研究によって、ほぼできあがってきていると言える<sup>(1)</sup>。ただ、その構図の中への綱政という大名個人像の組み込みはうまく行えていない。本稿は、このことに意を用いて綱政像と綱政期藩政の関係を整合させようとするものである。

先代の光政については、谷口澄夫が岡山藩政史研究の基礎を築いた際に大名個人の働きを重視する視角に立ったので、光政像と藩政史認識の間には大きな齟齬がない。しかし綱政については、大名個人と綱政期藩政の評価の間に大きな距離があり、見解の揺れも大きい。すなわち一方での「公私ノ典故」が築かれたという綱政期藩政評価と、大名綱政個人についての、我意が強く女色も深く家中から侮られていた、という評価との間に懸隔があり過ぎ、それを埋める工夫を今も残していると思われる<sup>(2)</sup>。

私は別稿で、綱政期に出された宝永五年（1708）の廻村指示令を挙例とし、「綱政期には教諭支配の方式がほぼ完成の域に至ったと思われる。」と書いた<sup>(3)</sup>。そこで、綱政に対する当時の個人的な評判と同時に、この廻村指示令の検討を行い、両者の関係を整合させ、あわせて近世中期の支配あるいは政治の特徴を取り出してみたい。

## 1. 大名綱政像

藩外からの立場で綱政を遠慮会釈なく酷評している同時代の『土芥寇讐記』は両者の乖離の幅の大きさを代表するものであるが、藩内の立場で後にまとめられた池田家実紀とも言うべき『池田家履歴略記』も、それを避けようとしながら世評と事績のずれに筆を及ぼさざるをえないものである。

綱政の少将昇任がまだ実現していない元禄三年（1690）に成立した『土芥寇讐記』は、先代藩主光政との比較を強調しながら、「生得魯ニシテ不能分別」「不学文盲」と綱政を批判する<sup>(4)</sup>。編者は、その根本は「儒書・軍書」を見たことがないことにあり、そのため「理ニ暗ク行跡不正」な大名になってしまったと言う。「行跡不正」の内実は、「昼夜酒宴・遊覧」「女色ヲ好ム事超倫タリ」という非行のほかに、「坂部三十郎」のような旗本奴と「無二之中能」になり「波沙羅動樂之惡名」を高くしていることであり、その上に「政道ニ不綺」という藩主としての無責任さが加わる。『土芥寇讐記』には本文に続けて「謳歌評説」という項目が設けられているが、そこでも「愚暗之將」「生得愚昧」「文盲」「道ト云事夢ニモ不弁、武道モ亦然り、文ニモ非ズ武ニモ非ズ、不埒之將也」と痛烈に批判している。ただ『土芥寇讐記』では、243大名の中で賞賛されているのは6割強の150大名程であり、外の100人近い大名が批判されているから、池田綱政だけが特別に卑小に扱われているわけではない。

ところで『土芥寇讐記』の大事な特徴は、藩主綱政への痛烈な批判の他方で、同時期の岡山藩政を良く評価している点にある。

家士之風俗整ヒ文武諸芸ヲ嗜ム者多シ。但シ是ハ當伊予守之心ヨリ出ル儀ニハ非ズ。  
父新太郎光政、文武共ニ無双ノ学者タル故ニ、積善之余慶、家ニ残ル故也。家民之仕

置ハ光政之時ヲ不改故ニ、民間富ミ豊也。

つまり、一七世紀前半の寛永九年（1632）から後半にかかる寛文一二年（1672）までの三〇年間に及ぶ光政治世期の藩政方針を変えずに守っているために領内は富んでいる、と観察しているのである。続く「謳歌評説」では、政道に責任を取ろうとしないことを批判した後、次のように述べる。

政道ヲ不綺ハズト云ハ、責めテ之事ト云フベキ歟。綱政文盲不才ヲ以、政道雅意ニ任せバ、不經年ヲ、卅万石余ヲ失ハシ。臣等心ヲ正クシテ政道スベシ。但シ綱政愚ナレドモ無惡事ハ、猿知恵有ルニハ増ナン。

つまり、無能だが悪知恵がないのが取り柄で、藩政は綱政の我意に左右されていない。30万石を失わないために家臣らが政道の舵を取るべきだというのである。

『土芥寇讐記』は編者不明だが、『江戸史料叢書』に収録した校訂者金井圓氏は幕府探索方の報告書ではないかという推定を棄てていない<sup>(5)</sup>。もしこの推定が当たっていれば、同時代の領民の評判だけではなく、藩主に日頃接する藩役人たちの藩主評も隠密にではあれ情報収集の対象になったはずである。そうだとすれば、編者の整理には相応の根拠があると見なければならないだろう。

『池田家履歴略記』は18世紀末の寛政年間に藩士が編集したものであるが、綱政については正徳四年（1714）の曹源公（綱政）死去の箇所に記している<sup>(6)</sup>。

曹源公、御年の老ぬるに順ひ、ひたすら法の道を尊ひ、父上とは道を異にし給へは、世には批議し奉る有。されとも又英断の君にて、賞罰功罪にあたり、公私典故、此時より大に備わりぬ。もとより武技を極め給ふ内、殊に弓を善射給へり。（割注；事は九年十年狩半田条にのす。）やさしき筋を暗からず。蹴鞠・管弦は申に及す、書画をもいみしうよくし給ふ。（割注；物かゝせ給ふ事は世に知られ給ひ、書き給ふ事は、聞も伝へざる者多し。湯浅又右衛門へ賜ふ所のみつから書きなされし群馬の図を見奉るに誠に凡筆にはおはさゝりし。）和歌は尤もふかく嗜み給ひ、よみ給ふ歌、其数を知らす。

続けて綱政の和歌を多数載せている。「父上とは道を異にし給へは、世には批議し奉る有」という部分は、光政との比較で綱政を誹る世評が根強く続いていることを認めるものであろう。しかしこの編者は「法の道」つまり法治支配の尊重、「英断」、「賞罰功罪」の「公私典故」の基礎の整備、という治者としてのあり方、実績を評価するとともに、嗜みとしての「武技」「蹴鞠」「管弦」「書画」「和歌」を平凡以上の域にあるとして評価する。もっともこれら嗜みのどれかに反発すればそれが「批議」として現れるであろう。近代の池田家正史というべき『池田光政公伝』はこれに対して、両面を見るこをやめて、「曹源公綱政の、烈公を欽慕し遂に第二の烈公と為り了られしことは、烈公か其逝去の年、天和二年四月泉八右衛門、津田重次郎に与えられたる手簡に據て證明せらるゝなり。」<sup>(7)</sup>と、一面的な明君論に進んでいる。

個人としての綱政が、酷評にせよ「批議」にせよ、批判的世評を引き出す根拠になったと考えられるものを観察してみよう。谷口澄夫が既に紹介した、万治三年（1660）五月の光政の教戒書は綱政二三歳のことである。日記の同じ箇所に、少しずつ異なる複数の「伊予へ書遺覚」が収録されているのは、光政が後継者に与える心得の文面について細心の注意を払ったことを示している。

## 覚

- 一、福さま（光政の母福照院）へ第一心へかん用ニ候。只今まで実ニ見え不申候事、此度御病中にも候ヘハ、例年よりも急度心へ尤ニ候事。
- 一、伊賀守（家老池田伊賀）我等召遣候様ニ御心へ候て、万事相談尤ニ候。用事使ニテ御申候事必無用、直ニ尤ニ候。宇右衛門・外記をことによりさし加え、相談可有候。
- 一、久大和殿（久世大和守広之）・織部殿（牧野親成）、むつかしき事ハ相談尤ニ候事。大キなる事ハ雅樂殿（酒井雅樂頭忠清）と相談可有候事。
- 一、万事直ニ吟味候て、打はまり、用共御調可有候事。
- 一、信濃（綱政弟）作法少も悪事候ハバ、急度御しかり可有候事。
- 一、物すきたてニ可成きさし有之様ニ存候間、其用心可有候。并同名ノ衆と不通ニ不成様ニ御心へ尤候事。
- 一、常ノあそひニ武芸御すき可有候。下々まで不怠様ニ御申付尤ニ候事。
- 一、気隨ノ根のこり候ハんと存候間。少も油断候ハ、又本ノ物ニ可成と氣遣ニ存候事。急度御つとめ尤候事。
- 一、半弥事御使候事、今ノ分ニテハ此度申付候上ニても物を申かね候ハんと存候間、申能様ニ御心へ候ハ、可然候。申にくきやうにめされかけ候て申さぬ事ハ、彼者ノとかすくなく可在候事。

五月十九日

この「覚」<sup>(8)</sup>には父親の跡継ぎに対する不満が率直に出されているが、その後一二年も経てから藩主となる綱政の実際を見て批評したものではない。またここには当時の大名が若年の後継者に対して行う当然の教戒事項と、光政の個性からくる批判が混在している。

第一条は、祖母に対する態度に実が見えないという叱責である。これは儒学の教養と人柄の両面から孝養ということを重視した光政の個性からくるものであったろう。

表面的な儀礼行為としての祖母への無礼は考えにくいからである。光政の母に対する孫としての態度について、後に光政明君様が取り上げているのは、綱政の弟で、鴨方藩祖となる政言である。『有斐録』第九話がそれで、福照院が「挟箱持の奴のまね」を見たいと光政にせがむ話である。光政はさっそく箒をかついで挟箱持の格好をやって見せる。「其時、政言君にも被遊御座、御感心御落涙にて、御笑も不被遊候。政言君へも其まね、御所望被遊候得共、御笑被成候て不被遊候得ば、公怒らせ給ひて御前を退ひての給ひけるは」、とあり、光政は、これほどのことで親を歎ばせることができないようでは親不孝であり、国主としての欠点であると叱る<sup>(9)</sup>。親の光政からすれば、このような家族の長上に対する欠点は、綱政に限られたことではなかったことがこの逸話からうかがわれる。なお政言は、光政にとって行儀作法の上で気懸かりなことがあったらしく、「覚」第5条でもわざわざ「信濃」（政言）への注意を長兄としての綱政に喚起している。

第6条は「物すきたて」に対する注意、第7条は「武芸」を怠らないようにという教え、第8条は「気隨」を抑制するようにとの戒めである。光政がいう「物すきたて」が「蹴鞠」「管弦」「書画」「和歌」のような趣味であったとすれば、綱政はおそらく若いときからこれらに親しみ、また『池田家履歴略記』の評価を見れば、これらを終生嗜んだのであろう。ただし同じ年代を生きた金沢藩主前田綱紀が多趣味を持ちつつ名君とされているとこ

ろからすると、必ずしもこのことが近世初期の大名の悪名につながる原因とは思えない。第7条の「武芸」については弓をよくしたと評価されており、これは光政が騎射に励んだことをむしろ継承しているとも言える。

第8条の「気隨」（我儘）は何を指すのか。これについて谷口澄夫は、光政の日記などからいくつかの事例を紹介し、綱政が我儘な性格であったことを証明している<sup>(10)</sup>。万治三年（1660）綱政が在国中に、城下外れの花畠という所にあった「千人引ノ石」を自分の庭へ引き込もうとしたときに、補佐役の家老池田伊賀、日置猪右衛門が諫めなかつたことに対して、藩主光政は大いに不満を表明した。これは「覚」を送った時と同じ年であるから、まだ二三歳の世子の時の逸話である<sup>(11)</sup>。またこの万治三年に綱政は丹羽左京大夫光重の娘を妻としたが、岳父光重は「不作法」の世評があった。そしてその後も綱政の作法の悪さを「異見」せず、逆にすすめるようであることに対して抗議の親書を送ったことを、寛文六年（1666）四月二二日の日記に記していることを紹介している<sup>(12)</sup>。

「気隨」の範疇に入るのであろう、綱政は「女色」の評判が悪かった。『土芥寇讐記』でも綱政の「女色」が取りあげられている。ただし『土芥寇讐記』が酷評する「色欲」は「女色」と「男色」の両方であるが、綱政は「男色」のほうは問われていない。綱政のこの面については谷口澄夫がその行状を挙げて、「世人が注目するほど女色が深くわがままな点があったようである。」<sup>(13)</sup>と指摘している。例えば、光政の弟恒元（播磨穴粟藩主）は家老淵本弥兵衛に宛てた年欠書状で綱政の行状を批判し、「家中」の者も知っており、女中も軽んじている。「女色」がこれほど深い者は余所にもあまりいないであろう。藩主光政身辺の女中までよく知っており、綱政を侮っている。少将光政が甘やかしているからだと、「上下」の者が少将のことまで悪しく言っているらしい、と書いている。

おそらくこの点については当てはまる点があったのであろう。『有斐録』第一三三話に次のような逸話が収録されている<sup>(14)</sup>。これによると、「綱政公の女中懷妊」して次第に増長するようになり、戸障子を開け閉てる際に少しの音がしても「瘧」の発作が起きるようになった。そのため戸障子の立て付けに気を配って音を発しそうな部分へ真綿をつけるということになった。万事一切この調子であったが、これを光政が知って、ある日、早朝から暮れまで、「御廊の馬場」で「種子島鉄砲御上覧」を実行した。これは言うまでもなく轟音を立てる鉄砲演習を間近でやったという意味である。光政は、この轟音で懷妊女性の我儘よりもそれを許している綱政の我儘を懲らしめようとしたのであろう。だがこの逸話が当たっていたとしても、終生綱政が余人を超えた「女色」家であったとすることはむつかしい。というのは、知られる限りでは綱政は、男子が三人、女子が六人であり、御家相続を第一義とする大名としては異様なほど多子とはきめつけがたいからである。

「覚」第四条の、「万事直ニ吟味候て、打はまり、用共御調可有候事。」というのは、自分が何事も直接に調べ調べるということであろう。光政は常に親政の姿勢で終始した大名である。この点で言えば、綱政は『土芥寇讐記』で「政道ヲ不綺ハズト云ハ、責めテ之事ト云フベキ歟。」と妙な誉められ方をしているように、直支配を避けたのであろう。しかしそれは同時期の幕政・藩政に共通する方向であって、四代將軍家綱はそのような重臣合議政治の代表格である。「覚」第2条は重臣との関係を指示したものだが、光政が自分と同じように心安く使えという教訓は言葉通りには生かさなかったということになろう。

「覚」の中で私がもっとも強く関心を持つのは、第3条の江戸幕府の要路者との関係に

についての注意である。光政は将来の藩主綱政に、久世大和守広之と牧野親成には難しい事を相談し、大きな事は酒井雅楽頭忠清と相談するようにと指示している。光政の明君録では、幕府の方針や幕閣要路者や幕府役人の言いなりにならない藩主像が大写しにされているが、現実には幕府との関係は光政にとっても慎重に扱うべきものであった。綱政は光政以上に幕府関係者との距離を近くしようとしたことは疑えない。

綱政が、幕府実力者に接近しようと努めていたことは、谷口澄夫が既に明らかにしている。より正確に言えば、綱政が接近しようとしていることに対する批判が生まれたということを明らかにしている。家老池田主水は幕政順応について重ねて諫言してきたが、その上に上書の形で諫言している<sup>(15)</sup>。これによると、「万事江戸御仕置」の様に藩政のやり方が移ってしまっている。幕府から出される「御法度」は遵守すべきだが、「御自分御仕置」の事柄については自主的に処理したほうがよい。国主が「公方の法」を真似、諸大名が国主の法を真似ていくというのは、事によってはかえって「不礼」なのではないか、と主張している。私はここでは、藩世界の中に大名の自分仕置、すなわち幕府への自立性が持続することへの待望があることに注目したい。綱政の幕政順応については、谷口澄夫はさらに、熊澤蕃山が貞享二年（1685）八月の綱政宛呈書の中で、綱政が「公儀を御へつらひ」と批判した事実を紹介している<sup>(16)</sup>。これによると、「公方様御不仁」を「備前の太守御似せ候」と、他国の者が批評しているという批判である。五代將軍綱吉がまだ生類憐み令を出す前だが、いずれにせよ、これらの批判は、岡山藩政史では当然先代藩主光政のやり方と比較の上の立論となる。

幕政順応が先代光政との軋轢を引き出す形になったものは、学校経営と非キリストン説明方法の二つである。後者のほうが転換としてはより緩慢に進んでいき、光政との表面での対立は起こっていないが、光政の神儒重視に対する綱政の仏教尊重という違いの印象を強める原因にはなっている。光政の神道請から神道請・仏教請どちらでもかまわないという方式への政策転換は、綱政が藩主になってそれほど経っていない延宝二年（1674）に行われた。それが諸藩並みの寺檀制度になるのは貞享四年（1687）のことである。これが幕政順応であったとしても、神仏習合的自信が基盤だったと推定される岡山藩領民の大半にとっては、それほど苦痛感をともなう変化ではなく、むしろ領民の意思の反映とさえ受け取られたのではないか。

学校経営は、光政と綱政が、幕府との関係、幕府要路者の評価をめぐって直接に異なる立場を表明しあう関係になった。この過程は谷口澄夫が詳細に検証している<sup>(17)</sup>。神道請の路線を変更させ始めた翌年の延宝三年（1675）のことである。まず綱政が、光政に宛てて、「土卒困窮」ゆえ「公儀表之義」への「御奉公」になることを優先し、「内々」（藩固有）の諸事で公儀向きと無関係なものへの出費を抑えていくこととし、この方向で大老の酒井忠清と相談したい。特に「学校之物入」は際限がないので、「軍用之御奉公」のほうを取りたいと意見を述べた。これに対して光政は「驚申候。」とし、その不当性を縷々述べて「御絶候事悲しく候。」と書き送った。その上で「貴殿学きらい」「（学問）きらいのうた（酒井雅楽頭）殿」と、綱政および酒井忠清の学問嫌いをはっきりと指摘する。ここでの学問は、光政の教養と好みを考えれば儒学である。そして学校存続のために「隠居領之内ニテ五百石」の提供を申し出たのである。この申し出は生かされ、学校領二千石は五百石に減少する。

このいきさつは、学問嫌い、幕閣迎合という綱政像の要素になっているが、考えてみると、大きなことは酒井忠清に相談せよという光政の忠告をそのまま生かしていることになるし、たまたま学校問題であったから、綱政、忠清ともに学問嫌いという烙印が押されてしまっているが、藩財政困窮問題を正面から取り上げてその支出削減に頭を悩ます大名を暗愚とするわけにはいかないだろう。綱政の書簡を見ると、自分が「へや住」のうちは簡単に考えていたが、「家督」（藩主）になってきちんと調べさせたら常備の武具さえも破損がひどく使えない状態にあり、修繕しないでは棒切れよりも劣る、というのだから、大名としての自覚がないとは言えない。この時、綱政は襲封後三年目であり、新大名の客気がむしろ強めなほどに現れているとしてよい。そして光政の意向を無碍にはしないように留意しながらも、自分の藩政方針を大きくは貫ぬいていることは、これ以降の岡山藩政の主体を評価するうえで大事な点となろう。ただ、光政のように「無事の世」の新しい「土」の忠、すなわち武ではなく民政役人としての功績を徹底的に重視しようとする革命的な姿勢と比較すれば、現実への照応を第一義として、武具の整備についても重視する綱政のあり方は微温的なものに変わっていると言える。

おそらく綱政の大藩を背負ったという氣負いが、必要以上に幕閣へ接近するという行動となって現れたのではないかと思われる逸話がある<sup>(18)</sup>。綱政は「柳沢家の玄関番」と渾名され、元禄期の江戸で評判になっていた大名たちの一人であったというのである。柳沢吉保の権勢が高まるにつれてそれに迎合するようになったと言われる大名では、水戸光圀の子である松平頼常、池田光政の子の綱政、伊勢の津の藩主藤堂高久、肥後熊本の藩主細川綱利などが有名であったという。中でも細川綱利が吉保の意を迎えるのに熱心であったというが、綱政もそういう大名として目立ったらしい。もしこの世評が真実性をふくんでいるとすれば、綱政は政道に無関心なのではなく、幕府の権勢家の歓心を買おうと江戸市中から嘲笑されるような迎合行為に励んでいたことになる。ただしそれがただ己一人の遊楽願望からとは考えられない。かえって綱政が池田家にとって善かれかしの願望を自己強迫的に強く持つて行動したことを傍証するものと言えるであろうし、『土芥寇讐記』にある、旗本奴と無二の仲良しになり「波沙羅動樂之惡名」の異名をとったというのは、あるいは若年の時の行為だったかもしれないが、もし藩主になってからの行為だったとすれば、それは歌舞伎者への同調ではなく、將軍直臣への接近に励んでいたのかもしれない。

谷口澄夫が、綱政の人間像に関する様々な事例をあげたうえで、光政は武将的文人で学問を尊信して文学に惹かれず、神道の側に立って仏道を非難したのに対して、綱政は文人的武将で武技をも修めたが文学（和歌）・芸能（能楽）を愛好し、信仰では仏道を信奉した。光政によって岡山藩体側の骨組みが出来、綱政によってその内部的造作が文治主義的に整えられたとまとめているのは、おおむね妥当であろう<sup>(19)</sup>。

それではなぜ光政の明君評に対して綱政の暗君的世評が生まれたのか。『土芥寇讐記』が幕府探索方につながることが推定され、備前国元での隠密の上下にわたる情報収集を基礎にしていたとすれば、不評・不満の主因は幕府および幕府要路者への順応あるいは迎合であったと思われる。それは時に個々の政策選択の妥当性をこえて、人格印象を形成するであろう。その時光政の家臣と領民への厳しい向かい方は脇におかれて、光政の幕府への自立性が大写しになるであろう。光政のそういう幕府への自立性は一つには光政の徳川家との直接の関係の深さによるものであった。それに対して綱政にできることは余他の大身

大名と同じような権勢家への接近しかなかったろう。そしてそれが必ずしも賢明には行わぬなかつたことを逸話は物語るのではあるまいか。しかし、藩政の責任者としての失政ということではなかつたことは、池田家の家史だけではなく、一番辛口の『土芥寇讐記』でさえ認めている。以下の節でもそのことを明らかにする。これを逆に言えば、大名「明君」の重要な要件の一つに、幕府に迎合・順応しないということがあつたということである。私はそのことを、藩の「国家性」を象徴する主権者としての大名人格ということがあり、藩政の方向が時代性を帯びているだけでは明君たりえないということである、と理解するのである。

## 2. 延宝から元禄へ

天和二年（1682）を中心とした農政制度の刷新について、谷口澄夫は「天和の改革」と呼んでいる<sup>(20)</sup>。この内容は、天和二年に現地駐在の郡奉行・代官を城下に引き揚げさせ、同年設置された郡会所に出勤させることとし、津田重次郎永忠・服部与三右衛門図書の両人を、郡代に任命して郡方仕置を統率させ、村役人としての十村肝煎を廃して肝煎・下肝煎の制度にかえるなど、民政機構の大幅な刷新・合理化であった。ほぼ三十年前の承応洪水をきっかけに進んだ地方知行制度の形骸化の進行の実績の上に、藩機構による直接的な農民支配の仕組みが確立したという動きである。これが「官僚政治の進行」<sup>(21)</sup>であるといふことも既に指摘されているが、ただ谷口澄夫は「あたかも天和二年といえば、光政が七十四歳で波瀾の一生の幕を閉じた年であるから、この仕事は彼の後半生をかけたものであつた。」<sup>(22)</sup>というように、天和の改革までも光政の功績に数えている。しかし、先にもみたように、綱政は藩主になると間もなく自分の藩政論をもって光政の学校経営を変更させている。天和の改革をも光政の直接の指示下にあつたように見るのは藩政史としては正確さを欠くと言うべきであろう。これはやはり綱政期藩政とすべきものであろう。もっとも光政が致仕後にも藩主綱政に対して遠慮なく意見を言っていたという証拠はある。

「綱政公御教書」という表題で分類されている延宝五年（1677）年の「覚」は実は光政が「いよ殿」に宛てた「綱政公江之御教書」と題すべき親書で、五箇条の助言である<sup>(23)</sup>。その第一条は、

一、此度の在国貴様一代ノ大事と存候。御申付事ハ能候ても、家中並ニ貴様ノ身持なく候てハたち申ましく候。此段ハ不申及候へ共弥々御心得尤ニ候。

から始まり、綱政の身持を戒め、家臣に侮られないようにするというのが全文を貫く光政の気持ちであるが、政策そのものに言及しているわけではない。こういう態度の変化は致仕と共に現れたと思われる。

しかしそのことは光政期藩政を方向性として転換したことではない。改革と呼ぶためには、そこに何らかの諸施策を統べる理念あるいは考え方の提示がともなっていなければならぬ。天和の改革は、それを光政の言葉から借り、それを理念とすると同時に、光政藩政の発展的継承であることを示そうとしたのである。

天和二年一月二三日に、藩は代官に対して、

一 先年少将様被仰付候御趣意を取違、奉行之勤候事をも間には勤る様ニ成來よし聞及候。此段不可然候。（後略）<sup>(24)</sup>

郡奉行・代官の職務をより明確に弁別していこうとする指示であるが、この場合にも光政の申し付けた趣意をよりよく理解しているかどうかということが問題にされる。岡山藩はこの年、津田・服部の2人を郡代に任命し、その下の郡奉行を4人として新設の郡会所に詰めさせ、郡方を監視する郡目付を5人前後任命して日常の農政と農耕の実態を見回らせることにした。光政の指示自体はそれ以前の制度の下で出されていたのであるが、職階を明確にする改革を行うに当たっても光政の威光を借りたのである。そしてこの場合の「少将様被仰付候御趣意」という文言は、数ある代官の勤務規定の中の一つということではなく、はるかに多くの教諭性のある言葉と組み合わされた藩政に対するある原理的な考え方ということである。少なくともこれを使う側はそのような効果を持つことを期待しているであろう。

同じ天和二年に藩は新設の郡奉行4人への申付の中で次のように述べる。

此度郡方之仕置改申付趣意、度々申聞事ながら、国は從公方様御預被成、民共も得其所風俗も能、地方并山林竹木（木）之模様を宜様との御趣意を請、是を本意 に國主たる者は存事ニ候。（後略）<sup>(25)</sup>

ここには光政が承応大洪水の社会危機の中で表明した近世的な政治思想、すなわち將軍から國主が民を預かってその成立のために働き、民の側もそれを心得て秩序を守る、という考え方方が持ち出されている。翌月二月付の奉行らへの指示にも、「一、度々奉行共へ申聞たる事候。惣て領主は從公方様御預之事候得は、地方山林竹木之模様宜、民共安座候様に云付る事第一之御奉公也。（後略）」とある<sup>(26)</sup>。

こうして、光政の藩政関与が斥けられた綱政藩政としての天和の改革において、くっきりと光政の政治思想が継承されていくのである。継承だけでなく、あらためてそのことを宣揚するという意義を持たせたものとして、これらの文言を読むことによって、天和の改革という把握の仕方が可能になるのである。なぜなら改革とは、改革を宣言するか原理的な考え方を明示することを伴ってはじめて改革と言えるのであって、たんに諸施策が多発されるということではないからである。しかし綱政藩政においては、光政のような藩主の直支配性は弱まったものと思われる。そのこともまた、政治思想としての光政の継承の他方で綱政が抱いた光政批判の結果であったろうし、相談の関係にある幕府要路者からそのようにするのがよいと助言されたことも十分ありえたと推定される。

ところで、たとえ天和の改革で光政の表出した藩政理念を採用したとしても、そもそも天和の改革自体はけっして自然成長的に行われた改良ではない。政治史における変化は必ず現実との葛藤、言いかえれば現実からの圧力なくしては生起しない。天和の改革もその前史に固有の難儀をかかえていた。

その一つが延宝の飢餓である。それは天和の改革を押し出す社会危機だったと言っても過言ではない。もともと岡山藩は、承応三年（1654）の洪水以後は赤字財政が累積し、「寛文・延宝期には慢性的な天災凶作の続出」「延宝期には夥しい絶人の続出」<sup>(27)</sup>という事態に直面した。そういうなかでの延宝三年（1675）の禁裏造営手伝いの幕命下命は、藩財政の危機をいっそう促進させた。藩財政だけでなく個々の家土財政も「莫大な借銀に苦慮する事態に立ち至った。」<sup>(28)</sup>。綱政が大老酒井忠清に財政窮迫打開法の助言を求め、父光政にそれを根拠とした学校閉鎖を内談したのも延宝期である。つまり綱政期の藩政は光政期の理念を取ったとしても、光政期のそのまま継続というのではなく、その後の社会

矛盾との格闘の連続の上でのものであり、そのためにこそ光政の提供した理念を生かさなければならなかつたのである。このような社会矛盾こそが郡代・奉行・代官制度の改革を引き出す梃子になったのである。延宝期はこの意味で、ちょうど光政期藩政が承応洪水に鍛えられたように綱政期藩政を鍛える坩堝となつたのである。延宝九年すなわち天和元年（1681）に岡山藩が七万人の飢人に米5653石を支給して救済しようとしたことは藩政史年表にも載せられていることである。これが一過性のものでなく、繰り返される難儀ということであれば、在方支配の仕組みを思い切って変えるのはむしろ社会的要請への対応であろう。天和の改革とはそういう状況にあった民間社会への対応ではなかつたであろうか。

そのための制度改変を有効に実現しようとすれば、光政期のような直支配という意味ではかならずしもない、家臣の支配権の藩機構への吸収という意味での藩権力強化の路線が選ばれることも必然であったろう。それは同時に藩の公儀性の高まり、つまり、必ずしも藩主個人ということではない公権力としての威信の上昇ということでもある。百姓が飢餓に陥った時にいかに家臣の協力が得られにくいかということについては承応期の光政教令が強調しているところで、光政の諸教令はこの難しさを克服するために出来られたものと言つてもいいくらいである。そのように御しがたかった家臣の藩中枢への結びつきが、綱政期には強まっている。

先の救済を行つた際の延宝九年正月から四月までの調査で、『御郡々飢人共江給人方并庄屋百姓共心付育目録』という記録があるが、この記載様式の中からもからもそのことが読みとれる<sup>(29)</sup>。これは、給人や庄屋たちから給地内の飢渴百姓や村内飢渴百姓に対して出された救恤供出金品の金額や内容を調査したものである。これは「給人育」「百姓育」と書かれているが、具体的な救恤内容は、米、麦、稗、大豆、蕎麦、粉、粥、味噌、塩、塩鹿猪肉、粉糠、鳥骨入糠、鰯、ひじき、山林下苅、銀札、錢など様々である。しかし私が注目するのは、金品の内容よりも、次のような記載である。

一、才崎村飢人共へ米三俵 服部与三右衛門

趣意ハ、飢人共之義、公儀より御育被成義ニ候へ共、自分百姓分之者飢候而、御郡奉行へ相達内、急ニ迷惑仕者之有候ハヽ、庄屋方より補可申、為其庄屋方へ米遣置候。未米入用ニ候ハヽ、追々可申来由ニ而借申候。

もう一人同様の事例を紹介する。

一 笹目村飢人共へ 津田八左衛門

一 米弐斗

外ニ銀札など

趣意ハ、飢人共之義、從公儀より御育被成義候得共自分百姓分之者飢候而御郡奉行へ相達之内、急ニ迷惑仕者之有候ハヽ、庄屋方より補可申候。為其庄屋方へ米遣候。未米入用ニ候ハヽ、追々可申来由ニ而借シ申候。

私が興味を持つのは、給人毎に定型のように書かれている「飢人共之義、公儀より御育被成義」という部分である。調査書で用いられた文言とはいえ、この認識は当該給人・当該村役人にも分け持たれるはずである。ここの「公儀」は藩当局であり、人格的な中心は將軍から天下の百姓を預かっている国主であるが、むしろそれを補佐する家臣機構をふくむ公的は藩権力機構である。江戸幕府・將軍（「上位国家」）に、いわば名代（「預治」）の形で連結している「下位国家」のことである<sup>(30)</sup>。飢百姓の撫育は「公儀」の本来の役

目だが、給人知行地内の飢百姓の実数を藩機構に報告した者の中で緊急を要する百姓については在所の庄屋から手当をすべしということなので、給人からとりあえず貸し付け、さらに入用なら貸す、というのである。この帳面は、このような事情で給人あるいは村方役人が供出した金品の実数書き上げである。

「自分百姓」という認識は給人の領主性を残しているものの、百姓撫育を公儀に譲り渡した家臣のあり方が明示されている。もしこのように飢饉凶作が公儀と給人と村方の役割、ことに公儀の役割を強調する機会になるとすれば、それが連續的に頻発した綱政藩政期は、この認識を家臣団と領民に浸透させてゆく最大の契機になったであろうし、その過程こそが「家臣群」<sup>(31)</sup>を家臣団に変えていく実際的な場面になったであろう。その結果は、かならずしも藩主綱政への個人的な権力集中というこではなく、究極的には綱政の人格に主権が収斂されるということであるとしても、ちょうど隠された兌換信用元のようなものであって、独裁の意味での專制ではなく、いわば「藩公儀」という機構が家臣団に対して権力集中を実現していくということであったろう。その中に幕閣への迎合とされる綱政の江戸での政治行為がふくまれていた。

天和の改革までにはこういう段階があり、それは民政・農政を中心においていくことで光政支配の方向を継承したが、光政支配の枝葉を構成している諸要素を削ぎ落とし、光政を政治から遠ざけていく過程でもあった。光政理念の継承をうたいながらその具体的な枝葉を削ぎ落とすということで一つ触れておけば、延宝元年（1673）十一月朔日に家中に出した簡略法式<sup>(32)</sup>もその小さな事例となるであろう。光政治世期に衣装、器物、飲食、振舞、祝言、葬祭、土産、家作、武具、刀剣、馬等々細かな規制令がでていたが、綱政は藩主になるとぐ、その多くは受け継ぎながらも、例えば「茶請無用」を「茶請出し候ても不苦」へ、「餽飴そは切之類出し候時めし無用」を「うとんそは切ノ類出し候時食出し候而も不苦」へというように手直しをしている。おそらく家臣の間にある空気を考慮した綱政の微温性を物語るものであろうが、光政政治に対しては早速修正が始まっていることを証する。

ところで天和の改革へ向かうこのような進み行きに通底するものとしてどのような領民の社会的圧力を読みとることができるだろうか。百姓一揆年表を構成する程の大きな領民の闘争展開は見られないが、光政が設けた諫箱には多くの訴え投書されてきたし、寛文七年（1667）年幕府巡見使に対しても果敢な直訴を試みようとしたことが知られている。保坂智は一七世紀後半の岡山藩領の農民闘争を調査し、綱政治世期に当たるものとして八件の「徒党」事例を明らかにし、「17世紀後半の闘争主体は小百姓層」とまとめている<sup>(33)</sup>。これは「村方騒動と一線を画する」ものをとらえることを主眼としているが、ここでの関心から言えば、その周辺にさまざまな村方騒動の生起が考えられ、「徒党」や村方騒動の動きの合算されたものが藩政への圧力となっていたと想定されることが重要である。それらは直面した難儀を動機とするものであるから、抵抗の運動という形にならなくても凶作・飢餓の深まりだけでも、領主の政治責任、年貢の取り劣りとなって藩政へ圧力を加える。そういう状況のもとで村運営・村防衛の能力が鍛えられる。これらの全体が、より細かな政治的対応を要求する民間社会の、いわば存在の厚さそのものから発する圧力を發揮していると理解しなければならない。この意味で領内の社会構造のこの頃の特徴として、田中誠二が「村請制村落の定着を想定する所以」<sup>(34)</sup>と指摘しているのは妥当というべきであ

ろう。

これらは藩財政・家士財政を回路として藩政を刺激し、光政以来の政治思想が「百姓成立」を基礎にした政治的対応を引き出す。こうして民政への吏僚制的対応が可能となり、民政の網の目がより細かなものになっていくのであると考えられる。それがどのような細かさであるかは、後で岡山藩の長大な「申渡」しを取りあげて検討する。

綱政治世期への関心から見ると、元禄九年（1696）もまた無視できない年である。この年、家臣から奉公書が差し出されている<sup>(35)</sup>。奉公書は光政が寛文期に初めて徵したが、元禄九年の徵集はそれ以来のことである。奉公書の政治的な意味は儀礼的形式的なものであろうが、この書類を作成する家臣たちの家ごとの営みとして考えてみると、そのための作業は細心にして多大な努力を要したであろう。この年の奉公書の記載例をあげる。

伊木清兵衛 元禄九子 四十五歳

一、曾祖父豊後守忠次、生国尾州清洲、參州岡崎ニ居住仕、其以後、勝入様江被召出、御奉公申上、長臣ニ被仰付、濃州伊木山之城ヲ乗取、依其功、本氏香川を改、伊木氏被仰付、同國須侯罷有候。

（中略）

一、元禄九年子正月十八日、於御城御能見拝被仰付候節、御菓子御着指上候。

一、同年八月六日於殿中、当殿様御能御勤被遊候節、為御祝儀以使者御着一種差上申候。

右之節、銀子壹枚使者中堀与左衛門頂戴仕候。

一、同年十二月五日於江戸、当殿様少将御拝任、為御祝儀以使者、御樽代三百疋、御着一種。

書き起こしの部分は、寛文の奉公書と同じだが、末尾には当年の事柄までが記されている<sup>(36)</sup>。奉公書提出の動機が何であれ、いったん作業が全藩的に始まれば、それぞれの家臣の一家内部の先祖子孫関係・主従関係・姻戚関係の確認作業となり、新しい「藩公儀」への求心力として働いたであろう。

寛文十二年（1672）に藩主になってからほぼ四半世紀を経たこの年、綱政は父光政と同様に「左近衛少将」に昇進任官している<sup>(37)</sup>。光政が一八歳で左近衛少将に任せられたのと較べると、綱政は還暦の一年前の少将任官であるから、これが幕藩関係を反映するすれば、光政とはずいぶん異なる扱いを受けたことになる。しかし、ともあれ『土芥寇讐記』に酷評されてより後のことであるから、綱政評価はそのまま幕府の施策には反映していないことになる。この任官は家臣だけでなく、江戸の諸大名にも披露され、観能の招待宴が何度も催されている。奉公書提出は任官直前であったが、例示した伊木清兵衛の記載に勧能の記事が多いのは、任官の前祝い行事であったかもしれない。任官にともなって大名家間では祝儀と返礼の頻繁なやりとりが行われる。「少将御拝任ニ付御祝儀御能之節御客覚」<sup>(38)</sup>を見ると、夥しい数の大名が客となり、勧能欠席の場合は丁重な事情説明の断り状を池田家に入れている。このような関係の中で池田家の持続をはからなければならなかつたとすれば、演能や勧能は、少将に任官するほどの家筋の、元禄期の大名であった綱政には、当然求められる文化的素養であったことが容易に理解されるのである。

### 3. 宝永在廻令

天和の改革は民政の密度をより緻密にすることであったが、私見では、教諭支配を法度支配になじみ込ませることでもあった。賞罰の支配から教令性の強い支配方式に進ることである<sup>(39)</sup>。この方向に進むうえで、綱政治世期で注目すべきなのは、天和の改革からほぼ四半世紀後の宝永五年（1708）に出された長大な在廻令である。これは『法例集』巻之五「第三十 諸役人」の中で、「役」という小見出しの下に置かれているもので、「年号不詳 按ニ宝永五年歟 百五十八番之内 御郡目付け申渡」と冒頭に注記されている。その同じまとまりの中に、「未八月二日」という日付を持つ五箇条が最初に置かれ、あたかも一個であるかのように「子二月三日」という日付を持つ五七箇条が収められている<sup>(40)</sup>。宝永五年は「未」ではなく「子」であるから、該当するのは五七箇条のほうである。編者も発令年については推定にとどめているので、史料批判上の不安をぬぐいがたいが、かりに宝永年間でなくとも、その政治史的意義は私見では変わらない。

「未八月二日」の五箇条も、綱政政権の下、元禄一六年（1703）あたりにだされたものかと推定するが、下方覚兵衛・舟戸久左衛門が提出した在方廻りの心得である。五七箇条はそれに続けて収録され、末尾に「子二月三日右書付、御郡目付中え於郡会所相渡」と注記されている。全体の性格は、天和期に新設された郡会所で「御郡目付」たちに手渡された、いわば在廻りのための業務マニュアルである<sup>(41)</sup>。その中に、民政課題に押し出されるかたちで支配の吏僚制化・法治化がいっそう進行し、さらにその法治化の中に教諭支配の比重が高まることが読みとれるであろう。

（分担紙数の関係上、以下は別誌に機会を得て論述する。）

#### 【注】

- (1) 谷口澄夫『岡山藩政史の研究』塙書房、1964年。同『岡山藩』吉川弘文館、1964年。同『池田光政』吉川弘文館、1964年。田中誠二「藩制機構と家臣団」（『日本の近世3支配のしくみ』中央公論社、1991年）など。
- (2) 前出『岡山藩政史の研究』200頁。
- (3) 「近世における教諭支配」（岡山藩研究会編『論集岡山藩研究』岩田書院、1998年。書題・刊行年共予定）。
- (4) 『土芥寇讐記』江戸史料叢書、人物往来社、1967年。「松平伊予守源綱政」については「卷第八」の182～186頁。
- (5) 金井圓「『土芥寇讐記』について」（同前『土芥寇讐記』解説、34頁）。
- (6) 『池田家履歴略記』上巻（斎藤一興編）、「卷之二十」651-659頁、日本文教出版、1962年。『池田家文庫藩政史料マイクロ版集成』A8-12\*TAH-001。
- (7) 『池田光政公伝』下巻、1428頁。
- (8) 『池田光政日記』山陽図書、1967年、476-477頁。『池田光政日記自筆日記マイクロ版』林原美術館蔵、丸善刊。
- (9) 『有斐錄』『吉備温故秘錄卷之百一』（『吉備群書集成』第十輯所収、吉備群書集成刊行会、504頁）。
- (10)(12) 前出『岡山藩政史の研究』200頁。

- (11) 前出『池田光政』74頁。
- (13) 前出『池田光政』75頁。
- (14) 前出『吉備群書集成』第十輯、520頁。一三二話となっているが、正確には一三三話である。
- (15) 前出『岡山藩政史の研究』202頁。
- (16) 同前書202～203頁。
- (17) 同前書568～571頁。
- (18) 中瀬勝太郎『徳川時代の賄賂秘史』15-17頁、東洋経済新報社、1935年。
- (19) 前出『岡山藩』54頁。
- (20) 前出『岡山藩政史の研究』122～124頁。
- (21) 同前書123頁。
- (22) 前出『池田光政』97-98頁。
- (23) 「綱政公御教書」、前出『マイクロ版集成』E2-173\*YEB-001。
- (24) 『法例集』卷之五、692号、270頁。同前『マイクロ版集成』E2-8\*TEB-001。
- (25) 『法例集』卷之五、693号、270頁。同前『マイクロ版集成』E2-8\*TEB-001。
- (26) 『法例集』卷之五、694号、270頁。同前『マイクロ版集成』E2-8\*TEB-001。
- (27) 前出『岡山藩政史の研究』138頁。
- (28) 同前書378頁。
- (29) 「延宝九年西ノ正月5四月迄 御郡々共江給人方并庄屋百姓共心付育目録」、前出『マイクロ版集成』L4-9\*TLD-001
- (30) 深谷克己「明君創造と藩屏国家（一）」（『文学研究科紀要本冊第四〇輯』早稲田大学大学院文学研究科、1994年）。同「同一預治と自恃の明君像一（三）」（『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第四二輯・第四分冊、1997年）。
- (31) 深谷克己「明君創造と藩屏国家（二）一光政の家臣統制と明君像一」（『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第四一輯・第四分冊、1996年）。
- (32) 「簡略家中江改申付候法式之書付」、前出『マイクロ版集成』E2-159\*YEB-001。
- (33) 保坂智「一七世紀後半岡山藩における徒党」『岡山藩の支配方法と社会構造』（科学研究費補助金一般研究B研究成果報告）、岡山藩研究会、1996年。
- (34) 前出田中誠二「藩制機構と家臣団」『日本の近世3支配のしくみ』198頁。
- (35) 「奉公書」、前出『マイクロ版集成』D3-34\*TDC-010
- (36) なお「中略」中に『信長記』が奉公証明の典拠にされている箇所がある。これが池田家所蔵のものだとすれば『信長記』の実際的な効用として興味深い。
- (37) 任官事情については堀新「岡山藩と武家官位」『史觀』133号、1993年）。同「近世武家官位試論」『歴史学研究増刊号』703号、1997年。
- (38) 「少将御拝任ニ付御祝儀御能之節御客覚」、前出『マイクロ版集成』C4-14\*YCD-001。
- (39) 深谷克己「近世における教諭支配」（岡山藩研究会編『岡山藩政と近世史研究』仮題、岩田書院、1998年刊予定）。
- (40) 『法例集』卷之五、704号、271-278頁。前出『マイクロ版集成』E2-8\*TEB-001。
- (41) 谷口澄夫は「在出」で廻村任務を表現するが、これは藩令中の言葉を探ったと思われる。本稿は、藩令中にも使われ、理解しやすい「在廻り」を探り、五七箇条全体を「在廻令」と呼ぶ。

# 大名分家と石高制

—岡山藩を事例として—

大森 映子

## はじめに

江戸時代、「分家」という形で新たな大名家が創出されている事例は少なくない。岡山藩においても、正保4年(1647)に光政の弟恒元が新田25,000万石を賦与されて大名に取り立てられたのをはじめ、寛文12年(1672)には、綱政の弟政言、及び輝録がそれぞれ領知を分与されて万石以上の分家となっている。分家大名の領知の基礎は、幕府からの新知賦与の場合もあるが、多くは本家領知の一部の割譲であった。竹内利美の研究によると、17世紀前半までは、新知宛行、あるいは加増による事例が多数見られるのに引きかえ、17世紀後半以降は、本家からの領知分割による分家大名が増加し、近世中期以降はその分家自体も減少傾向にあったという<sup>1</sup>。また本家からの分与方法については分知分与と分付分与の二形式があったが、この両者を別朱印分家と内分分家という形で検討された松平秀治は、段階的な問題として、18世紀以降別朱印分家は消滅し、内分分家のみとなることを指摘している<sup>2</sup>。別朱印分家とは、本家と別に幕府から領知宛行状が発給される分家であり、これに対して内分分家とは直接の宛行がなく、本家の宛行状の「内」にその旨を記載されるのみの家である。

この別朱印分家大名と内分分家大名の相違は、これまでもっぱら本家に対する分家の自立性、あるいは政治的・経済的依存度というような側面から論じられてきた<sup>3</sup>。しかし分家大名の領知宛行の形式のあり方は、いわゆる表高と不可分の関係にあり、このような近世の石高制の問題を視野に入れた上で、分家大名領の特質を論じる必要があるだろう。また領知分与が幕府から公認されたとしても、そのことが直ちに支配領域の確定を意味するわけではなく、例えば岡山藩から25,000石を分与された政言の場合も、領知確定は次の領知宛行の段階(貞享度)まで、すなわち12年ほどを待たねばならなかった<sup>4</sup>。さらに中野美智子は、別朱印分家とならなかった輝録(生坂分家)の場合も、正徳度の領知宛行に向けて所領の再編と別朱印拝領の方向が模索されたことを実証され、実現こそしなかったがいずれも新田高の扱いや表高の操作が課題となっていたことを指摘している<sup>5</sup>。

本稿では、このような先行研究の成果を踏まえつつ、鴨方・生坂両分家の所領設定のあり方と経緯を具体的に検証する中から、領知をめぐる岡山藩の動向、あるいは幕府政策との関連について明かにしていきたい。

## 1. 鴨方分家への分知

寛文12年(1672)、岡山藩池田家は光政の隠居と綱政の襲封にあたり、綱政の二人の弟政言・輝録への領知分与を願い出て許可されている。この時の両者への領知分与の根拠は同一ではなく、政言に対しては領内の新田を割り与える「新田分与」、一方輝録に対しては本藩領知の一部を分け与える「内分」の形で申請がなされた。のみならずその請願自体も、政言分については光政が願い出ているのに対して、輝録分は新しい当主綱政からの申請であった<sup>6</sup>。この相違の背景として思い浮かぶのは、かつて光政が弟恒元に新田を分与した先例である。恒元領25,000石は正保4年(1647)に「備前・備中之内新田事、新太郎心次第二備

後(恒元)ニ申付候」<sup>7</sup>(括弧内筆者、以下同様) という形で認可され成立した。その後、恒元領は新田の一部と備中本田8ヶ村が入れ替えられ、新田33ヶ村21,676石余と本田8ヶ村3,356石余、都合25,033石余で構成されることとなったが<sup>8</sup>、間もなく恒元は播磨宍栗3万石に転封となり、旧恒元領は岡山藩に戻された。いわば政言への新田分与は、旧恒元領の継承であり、そう考えれば光政からの申請となっていることとも辻褄があうだろう。

さて政言領の基盤は、恒元領と同様備前・備中領内の新田25,000石である。もっとも寛文12年の時点で、どこまで具体的な所領設定がなされたのかは不明であるが、「撮要録」には相応の地域と石高が書き上げられた史料「鴨方侯領地」が収録されている<sup>9</sup>。これによると鴨方藩領は、岡山藩の領内の各地に点在する新田村23ヶ村(備前11ヶ村、備中12ヶ村)約19,900万石と、備中浅口郡10ヶ村のうちの新田分約5,100石から構成されており(表1参照)、恒元領が領内諸郡に分散されていたのに比べると、備中への集中度が高くなっている。しかしこれを、当初から鴨方藩領として想定された地域とするには疑問があり、むしろ当該資料の内容はその後の本藩との所領入れ替えを前提として、逆に設定された村々の可能性が高いように思われる<sup>10</sup>。いずれにしても、寛文期とされるこの知行設定は名目上にとどまるものであり、現実の所領配分でなかったことは明かである。そして貞享元年(1684)に至ると、幕府からの領知宛行状の発給を前提として、岡山本藩領との入れ替え操作が行われ、新たな政言領の編成が試みられることになった。

その操作の基本は、政言領として算定された備前国御野・上道両郡の新田分と、備中国内の本藩領の本田との入れ替えにあった。つまり「新田者村々ニ有之難分候故、備中国之内ニ而本田ヲ相加、信濃守(政言)方江分遣候」とあるように<sup>11</sup>、本田と入り組んだ形で各地に散在していた政言分の新田を、本藩の本田と交換することによって、備中国内に集中させる目論見であった。もっともこの操作は本藩側からみれば、備前国内から政言領を排除する試みでもあった。とくに所領交換がなされた貞享元年段階では、政言は岡山本藩とは別に朱印状を受けることになっていた。もし仮にこの時点で、備前国内の新田村をそのまま政言分としてとどめておいたならば、わずかとはいえ岡山本家による備前一国一円の領有を侵すことにもなり、本藩の領知宛行状の文言「備前国一円」にも関わりかねない問題を生じることにもなった。岡山藩士であった熊沢蕃山が、養子輝録宛の書簡の中で「備前一國の内に手を付不被成様に」と述べているのは<sup>12</sup>、この点を示唆したものであろう。その意味ではこの所領入れ替え操作の背景に、鴨方藩領の集中もさることながら、備前一国を岡山本藩の独占的・排他的な領地として位置づけようとしていた側面があったことを見逃すことはできない<sup>13</sup>。

さて、このような領地配分案を前提として、本家池田綱政及び分家政言の双方に領知宛行状が賦与された。政言の所領は、備中窪屋郡の新田村6ヶ村(約4,234石)、浅口郡の新田村6ヶ村と本田・新田入り組みの村10ヶ村をあわせた16ヶ村(約20,176石)、及び小田郡尾坂村(約590石)、都合25,000石に確定された<sup>14</sup>。

一方、本藩に対する宛行状にはどのような変化があったのだろうか。第2表に示した通り、寛文4年と貞享元年の領知目録と比較してみると<sup>15</sup>、備前国内で約9,025石の朱印高の増加が見られる。これは備前国御野郡の新田村9ヶ村分(万倍・当新田・泉田・新福・福田・福成・平福・福嶋・米倉)及び上道郡の新田村2ヶ村分(金岡新田・松崎新田)の集計石高であり、都合11ヶ村が新たに朱印高に加えられている。もちろんこれは備中国内の本田との入れ替え

の結果であり、政言分として割り与えた浅口・小田両郡中の11ヶ村分の朱印高に匹敵する。つまりこの入れ替えは、最終的な岡山藩の領分惣村数670ヶ村、惣石高315,200石という数値には全く影響のない形で実施され、あわせて「備前国一円」を本藩領とすることも実現させたものであった。当時岡山藩では新田開発などを含めて備前国内で10万石近く、また備中藩領内でも2万石ほどの内高が見込まれ、内実は40万石を越えていた<sup>16</sup>。その意味では、鴨方藩領の設定はこの内高の一部を公的な高に直すことによって実現したものであった。換言すれば、このような形で備前・備中の新田を朱印高として組み込み、表高に読みかえることによって、少なくとも机上の計算では従来の岡山藩領を侵食することなく、鴨方藩領25,000石を創出したのである。

## 2. 生坂分家への分与

次に、輝録領の設定について検討を試みる。貞享元年の岡山藩池田綱政宛の領知判物は、次の通りであった<sup>17</sup>。

備前国一円、備中浅口郡之内六箇村、窪屋郡之内拾九箇村、下道郡之内四箇村、都宇郡之内五箇村、賀夜郡之内式箇村、村高三拾壹万五千石百石[目録在別紙]事、内壹万五千石池田丹波守可進退之、残三拾万石百石宛行之訖、全可領知之状、如件

輝録(丹波守)の領分に関しては、公的には本家分315,200石のうちの15,000石と規定されているだけで、「領地目録」に該当するような具体的な領地配分は確認できない。とくに17世紀段階の輝録領については不明な点が多いが、「池田氏系譜」に「宝永五年(1708)戊子閏正月廿四日、綱政ノ命アッテ是迄領地備前備中諸郡ニ散在ノ処、備中下道・窪屋二郡ノ内ニテ配分セラル」とあるところからみて<sup>18</sup>、この段階までの輝録領は岡山藩内の諸郡に分散していたものとみてよいだろう。また輝録は、明暦2年(1656)に当時岡山藩の番頭であった熊沢蕃山の養子となってその知行3,000石を引き継ぐが、その所領の一部である蕃山村などについては「丹波守様御知行所、備中之内へ不残去年御替被進之候ニ付、和氣郡蕃山村・麻宇那村御戻シ地ニ成申候」とあるように<sup>19</sup>、宝永5年まで支配下においており、この時期までの輝録領の内に備前国内の本田が含まれていたことを確認できるのである<sup>20</sup>。

このような分散状況にあった輝録領は、宝永5年に「丹波守様御知行所入交所々ニ有之、紛敷儀も可有哉に付」という理由で、備中國内への集中が計られたのであった<sup>21</sup>。この時輝録領として想定されたのは、第3表に示した村々であり、枝村も含めると備中下道郡で7ヶ村、窪屋郡16ヶ村、都合23ヶ村である。ただしこの石高計算の基準となっているのは、すでに指摘されている通り岡山藩が独自に設定した「直高」であった<sup>22</sup>。従って直高でみれば確かに輝録領として15,000石が計上されているが、朱印高としてみれば14ヶ村約9,800石にとどまる。もちろん朱印高以外にも新田や枝村もあるため単純な比較はできないが、別所信吾が指摘しているように、宝永5年段階の領知設定のあり方が岡山藩独自の藩的論理である直高に基づいていたことは、生坂分家の性格を考える上で看過できないであろう<sup>23</sup>。

さて、輝録領について新たな領知設定が問題になるのはこの直後からであった。池田家文庫史料中には、この時期の輝録領関係、あるいは分知に関する一連の史料が残されているが、従来この史料の存在はかえって輝録領の状況の把握を困難にしているような側面があった。しかし中野美智子は、綿密な史料整理に基づく研究により、史料群の原状復元と

年次の確定を試み、その性格を明らかにした上で、次のような点を指摘している。①正徳元年(1711)、六代將軍家宣の領知宛行状発給に先立ち、岡山藩側では輝録領に対する独自の朱印状交付を想定し、そのための準備書類を用意していたこと、②その書類の核心は二通りの「分知案」であり、いずれも備中国内に15,000石の輝録領が設定されていること、③輝録領を備中に集中させるためには、鴨方藩領設定の時と同様に備前の新田と備中の本田との入れ替えが不可欠であったこと、④二通りの分知案の相違点は、新田・本田の比率と一村内における支配の入り組みにあったこと、⑤ただしこの関係書類が幕府側に提出されたかどうかは不明であり、結果的には輝録に対する朱印状発給は実現せず、貞享期と同様本家の「内分」という形での領知保証にとどまつたこと、などである。つまりこの時の分知案は結局机上の空論に終り、生坂分家に対する別朱印交付はその後も実現しないのだが、この時の輝録領の設定に関する操作と所領入れ替えの過程に現れた論理は、鴨方藩の事例と共に通するところが随所にみられ、同様の原則を適用しようとしていたことが窺われる。以下、中野美智子が指摘された論点について、一部補足しながら、あらためて分家領の設定という観点から整理しなおしてみよう。

第一は、備前からの輝録領の排除である。先にも触れたように輝録の所領としてはこの直前まで備前国内の本田が含まれていたが、領知移動によって宝永5年以降、備中の内のみとなっていた。ところがこの段階の分知方針をみると、「此度奉願本高之外新田壹万五千石丹波守ニ被下候」とあるように<sup>24</sup>、請願内容自体は新田分与である。もし新田の多い備前国内に輝録領を設定するならば、面倒な石高算定も領知入れ替え操作もさほど必要ないはずであった。しかし実際には、鴨方・生坂両分家とも備前国内の所領を吸収され、備中の領知設定が試みられている。鴨方藩領の場合は、それでも新田石高が約3分/2を占め、いわゆる「新田藩」としての体裁を保っていたが、輝録領についてはすでに鴨方藩領を分与した後でもあり、「只今重立候新田無御座候」というのが実情であった<sup>25</sup>。それにもかかわらず、二通りの分知案はあくまで備中への領知設定である。結果的には、新田比率を重視した試案<II>でもその割合は55%(約8,200石)どまりであり、もう一方の試案<I>に至っては3分/2近く(約9,500石)が振替本田によって充当されるという逆転現象を起こしていた。このことは、新田分与としながらも備前国内への分家領設定自体が論外であり、備前はあくまで本家支配下におくべき領域であることを如実に示すものといえよう。

第二は、表高(朱印高)への換算と領知の確保である。先に触れた通り、宝永5年の輝録領は直高を基準とした15,000石であり、この段階で幕府に公認された村14ヶ村の朱印高の合計は、9,800石弱に過ぎなかった(第3表参照)。従って朱印宛行を前提とする以上、この輝録領をそのまま適用することはできず、改めて高の読み換えと領地の確保、組替えなど煩雑な手続きが不可欠となったのである。

当面必要となるのは、15,000石分の表高の捻出であった。鴨方分家の場合は、結局備中國内に約16,000石、備前国内で備中本田の代替分として約9,000石の新田が新たに朱印高に組み込まれたが、今回も同様の試算がなされている。岡山藩の二つの分知案のうち、備中國内になるべく多くの新田を確保しようとしたのが、第4表でII案として表記した試算である。これは「備中村々之内ニ而余高之分不残書出」とあるように<sup>26</sup>、まず岡山本藩領の備中村々の新田分(新田村を含む)を抽出し、なお不足する分があれば相応の本田で補うという試算方法であった。従ってこのII案では、新田村13ヶ村、本田以外の余高(新田高)のある

村25ヶ村、都合38ヶ村から新田分がかき集められており、極端な事例では窪屋郡黒田村のわずか2.5石の新田までもがその対象とされた。しかしそれでもまだ輝録の拝領高に届かず、結局約7,000石近くを下道・窪屋両郡中の本田10ヶ村によって補填しなければならなかった。おまけにこの方式では、一村内の本田分は本藩領、新田分は輝録領分という相給村を16ヶ村も生み出すことになる。その意味では、II案は備中領内の新田ができるだけ活用し、輝録領の新田比率を高めた試案であったが、反面領地の細分化と支配の錯綜を招くものであり、岡山藩としてもその点への懸念から「此積りハ如何敷様ニ奉存候」と判断したのである<sup>27</sup>。

一方、I案の領地分けの基本は一村切の原則にあった。この案は新田村10ヶ村と本田14ヶ村とによって輝録領15,000石を構成するものだが、本田は新田分も含め(内2ヶ村は新田枝村の本村)一括して賦与される形となっている。その限りでは明快な領地分けであったが、問題は先にも指摘した通り本田分が新田を上回り、「過半新田ニ而無之候てハ御願之筋違申候」という点にあった<sup>28</sup>。つまり約3分12を本田高が占めることになるのだが、それでも岡山藩ではI案をより現実性のある試算とみなし、本田分も「壹万石より内之儀」であれば一応許容範囲と考えていたようである<sup>29</sup>。加えて宝永5年の輝録領の朱印村は14ヶ村であり(第3表参照)、本村数そのものが一致しているところをみると、この村数の問題もI案作成の根拠になったのかも知れない。

そして第三は、輝録領として想定された備中本田14ヶ村分に相当する備前国内の新田の見積である。この代替分(約9,525石)を設定できなければ、もし輝録の別朱印発給が実現した場合、岡山本藩は従来の高315,200石を維持できないことになる。しかし当時の岡山藩は、特に倉吉川・吉井川など大きな河川の河口付近で大規模な新田開発を行っており、代替地候補には事欠かなかった。代替案は、I案・II案双方についてそれぞれ三通りづつの候補地をあげているが、いずれも第5表にあげた3郡16ヶ村の組み合わせによる試算である。I案に対する三通りの見積をみると、いずれも上道郡新田に対する期待は高く、ことにC案は9,500余石の代替分すべてを同郡6ヶ村で実現させようとしたものであったが、藩ではこれを最良の試案と判断したのであった。

このように、当時の岡山藩では周到に準備書類を取り揃え、輝録への領知宛行の発給への対応を整えていた。一連の分知関係資料からは分知に対する対応は万全ともみえたのだが、結局この分知案が「案」のままで終わった背景にはどのような問題があったのだろうか。次にこの点について考えてみたい。

### 3. 分家領の設定と表高

ここであらためて注目したいのは、大名分家創設に関する松平秀治の指摘であり<sup>30</sup>、宝永期以降は別朱印による分家大名の創設が譜代・外様とともに見られなくなる点である。ただし松平はその要因としてとくに大名側の利点を強調されるが、この問題は単に当時の趨勢という以上に、別朱印別家を認めないとする幕府の方針とは考えられないだろうか。

そもそも別朱印分家の場合、本田を根拠に分家創設を計るとすれば必然的に本藩の拝領高を減らし、本家自体の家格を引き下げる結果となる。一方鴨方藩のように新田分与の形をとるならば本藩の高に影響することなく、しかも別朱印の分家を立てることも可能であった。しかしこの場合には、分家大名の規模に相当する新田分を朱印高に結ぶこと、つまり

表高の改変が不可欠であり、相応の具体的な新田の見積が前提であったことは、鴨方藩の事例でも明らかな通りである。その意味では別朱印分家創設は、家格上の問題、もしくは表高の変更を必然的に伴うものであった。

さて表高については、17世紀段階にはさまざまな形での改変が試みられている。その中心は幕府による大規模な公的検地であり、特に17世紀後半には関東幕領、及び畿内・近国幕領の検地、また大名の改易・転封などによって一時的に収公された地域に対する査検などを通して相当規模の打ち出しが実現された<sup>31</sup>。ただし大名領に関しては転封などの領知移動がない限り、新田開発などによる石高増加も基本的には内高として扱われ、表高の改変には結び付かなかった。しかしそのような中で時折確認されるのがいわゆる高直であり、その多くは新田分を表高として公認する形である。例えば元禄9年(1696)の伊予宇和島伊達家の格上げ(7万石から10万石)、また同14年の水戸徳川家の領地高の変更(28万石から35万石)などはその好例であろう<sup>32</sup>。実は新田を根拠とした別朱印分家の成立も、この延長線上に位置するものであり、松平秀治の指摘によれば、寛永11年(1634)から元禄期までに11件が確認され<sup>33</sup>、表高に結ばれた。

しかし18世紀以降は大規模な幕領検地も実施されなくなり、元禄期に国絵図とともに全国的規模で作成された元禄郷帳は、それまでの幕領検地の成果や新田高直の結果を含み込みながら、当時の表高の到達点を示すものとなった<sup>34</sup>。加えて大名家の規模や家格もほぼ定着し、固定化する中にあっては、新たな表高の改変や本家側の拝領高の高下を伴う別朱印分家の創設は、むしろ不合理な方法になりつつあったといえよう。この点、内分分家の場合はあくまでも大名家「内」の問題とみなされ、本家拝領高の内として分家を成立させることが可能であった。つまり、宝永期以降の分家創設が「内分」に一本化されたことは、家格の固定化と元禄郷帳に象徴されるような表高の確定という問題と不可分に結び付いていたといえる。と同時に、もしこの段階で幕府側に別朱印分家を容認する姿勢があったとすれば、岡山藩が周到に準備した輝録領分知(案)が容認されても不思議ではないだろう。しかし実際には朱印発給は実現しなかったわけであり、このことは逆に幕府の方針が否定的であったことの裏付けとみることができるのである。

一方、輝録領分知(案)を準備した岡山藩側の意図が奈辺にあったのかを明快に語る史料は今のところ見いだせない。しかし岡山藩の意識の根底に、分家大名とは本来朱印を賦与されるべき存在であるとし、「内分」という輝録の現状を暫定的なものとする認識があったことはほぼ間違いないだろう。少なくとも光政以降の分家、恒元・政言は分家段階では内分でありながら、最終的に別朱印を受ける大名となっていた。ただ両家に共通するのは新田分与であり、輝録のような「本高之内」ではなかった。だからこそまず、本藩綱政の「拝知之内」であった輝録領を「本高之外新田壹万五千石」に切り替え、その上で鴨方藩政言の場合と同様、備中國内本田と備前新田を入れ換える形で輝録領を形成し、朱印宛行の基盤を整えようとしたと考えられるのである<sup>35</sup>。

このように本質的には分家大名の位置づけの問題があったと推測されるが、もうひとつ注目したいのは、次の史料である。

(前略)備中小田郡尾坂村一ヶ村有之候ヲ、内匠頭様(鴨方藩主・池田政倚)御分ニ成居申故、備中此方様之郡数五郡と成居申候、願ハ郡数ハ六郡と有之度ものニ候付、尾坂村高と振替ニ而内匠頭様へ被進、尾坂村ヲ此方様江戻シ度ものニ候(下略)<sup>36</sup>

これは江戸・国元の家老間で交わされた書簡の一部であり、輝録領の分知を検討する過程で出てきた問題であったが、内容は貞享元年にすでに鴨方領として分与した小田郡尾坂村を岡山本藩領に戻し、備中における岡山藩領を現状の5郡から6郡に戻すことを意図したものであった。6郡に拘泥する理由については言及していないが、これは光政段階の領有地域であった備中「六郡之内」<sup>37</sup>の回復に他ならないだろう。

寛文度と貞享度の判物を比較してみると、その相違は備中郡数の減少と、「内壱万五千石池田丹波守可進退之、残三拾万式百石宛行之訖」という記載にある。内分分家は本来、本家拝領高を維持しつつ設定される分家であるとはいものの、この「内」書きの有無の存在、ことに「残」の記載の意味は小さくない。もちろん輝録領分知案をめぐる岡山藩の動きを、この文言に集約させてしまうのは論理の飛躍にすぎるが、これはいわば分家領知のあり方とそれをめぐる本・分家関係の象徴とみることもできよう。もし新田分与という形で輝録宛別朱印の発給が実現し、さらに鴨方藩との間での備中小田郡尾坂村の振り替えに成功したならば、数値上の相違を残しながらも基本的には寛文度とほぼ同内容の判物、備前一国及び備中6郡の内、都合315,200石という記載を回復できることになるのである<sup>38</sup>。その限りでは、この判物文言への執着も決して無視できないように思われる。

ただ、別朱印分家の場合、松平秀治が指摘されているように断絶に際してその領地を幕府に没収される可能性があった<sup>39</sup>。しかし外様大名については、17世紀後半以降は本藩返還の事例が過半であると同時に<sup>40</sup>、また恒元の先例からみても岡山藩にその懸念はなかったものと推測される。先例というのは、慶安2年(1649)恒元の播磨宍栗藩転封に際して、それまでの分与分について光政が当時の大老酒井忠勝に打診したところ、「新太郎(光政)領国之内遺度旨願被下候義ニ候間、其併領分ニ仕置候様ニと被仰聞」との返答を受けた件であり<sup>41</sup>、そこには本来岡山藩に帰属する領域の分与分は、本藩返還を妥当とする認識があったものとみてよいであろう<sup>42</sup>。

このように考えると、分知案が幕府側に提出された事実こそ確認できないが、岡山藩が輝録への朱印状交付に積極的であった可能性は高いであろう。しかし現実には生坂分家への別朱印は実現せず、結局、正徳2年(1712)の領知判物の後半部分は、「都合三拾壱万五千式百石、此内壱万五千石池田丹波守分知事[目録具載別紙]、任貞享之旧規宛行之訖、宜有領知之状、如件」<sup>43</sup>となつたのである。

### むすびにかえて

以上のように生坂分家の別朱印問題は、結局從来通り岡山本家の「内分」として扱われることで決着し、輝録領の分知案は結局「幻」に終り、その後は藩内的にもこの分知案が問題とされることではなく、これに基づく輝録領が形成されることもなかった。

ここであらためて分知案を見直してみると、実は代替分として見積られた備中諸村14ヶ村中には、岡山藩士の知行地(8ヶ村15件)が含まれるなどの問題もあり<sup>44</sup>、実際にはそう簡単に実現できる案ではなかった。そもそも領地選定の基準をみると、まず宝永5年の輝録領の中から新田のない村(生坂・三田・八王子3ヶ村)などを除外し、かわりに「余高有之村」、あるいは枝村をもつ村によって補っている。これは「本高斗之村有之候而ハ新田御願被成候埒と少相違」とあるように<sup>45</sup>、新田のない村を組み込むと「新田分与」の建前に反する

という理由からであった。その意味では、この分知案はあくまでも幕府向けに算定された試案であり、現実の領知配分として妥当性を備えたものとはいい難いものだったのである。結局、その後の輝録領は、宝永5年段階で想定された諸村をもって充当され、いわゆる生坂分として成立したのであった。

このような経緯をみると、輝録領についてなぜ当初から新田分与の形をとらなかったのか、あるいは貞享元年段階で鴨方分家と同時に朱印交付を求めなかつたのかという疑問が残る。これについては、まだ見通ししか持ち得ない段階だが、岡山藩の新田開発が本格的に着手されるのは17世紀後半であり、寛文12年段階では両分家分4万石を一度に表に出すには躊躇があつたのではないか。そう考えれば政言分25,000石については旧恒元領の継承という形で新田分与としながら、輝録分15,000石については、本高の内にとどめたことも一応説明がつくであろう。また貞享元年段階で、備中の拝領高35,000石のところに両分家領4万石を新田藩として一度に設定するのは、ほとんど不可能に近かつたと思われるがいかがだろうか。そしてこの正徳段階で、あらためて輝録分知が浮上したことについては、はじめに輝録分与を請願した綱政が当主であるうちに、この問題を決着させ、別朱印を実現させたいという意図があったものと考えておきたい。

もっともこれらの問題は、政言と輝録の立場の相違や本家との政治的関係、あるいは経済的側面などをも含めて、幅広い視点から考えていくことが必要である。大名分家の問題は、各大名家によってその成立事情や性格も様々であり、一概には論じられないところであるが、今後はそれぞれの特質を踏まえながら、総体的に位置づけていくことが課題であろう。また表高をめぐる本・分家関係は、単に分家大名にとどまらず、分家旗本にも共通するところであり、これも双方を総体的に把握していかなければならない点である。

### 【註】

- (1) 竹内利美『家族慣行と家制度』 第2章 近世大名武家の分家（恒星社、1969年）
- (2) 松平秀治「大名分家の基礎的研究」（『徳川林政史研究所研究紀要』昭和49年度）
- (3) 例えば田中誠二「萩藩の本・支藩関係をめぐって」（『山口県史研究』61、1989）  
などもその一例である。
- (4) 鴨方藩の領知分割については、『鴨方町史』（町史編参委員会編、1985年）、別所信吾「『直高』小考」（『倉敷の歴史－倉敷市史紀要』2、1992年）、中野美智子「宝永八年の生坂支藩分知計画について」（『倉敷の歴史－倉敷市史紀要』5、1995年）などの先行研究がある。なお、両分家の鴨方・生坂という名称は、幕末段階に確定されたものであつて、江戸時代の陣屋所在地に由来する名称ではなかつた。両分家の在国時の屋敷も岡山にあつたことからすれば、あまり妥当な表現ではないが、本稿では便宜上、鴨方・生坂の名称で扱うこととする（『藩史大事典』4、雄山閣）。
- (5) 中野前掲論文
- (6) 光政の次男政言は、すでに寛文9年段階で幕府に召出されており、幕府の直臣という立場にあつた。一方輝録は番頭熊沢蕃山の養子となり、池田家一門の家臣として位置づけられていた（「池田氏系譜」本系1、利政流系、輝録流系 <C1-18> 岡山大学附属図書館池田家文庫。以下<>の史料番号を附した史料はいずれも池田家文庫）。
- (7) 『池田光政日記』 正保4.9.28条（山陽図書出版）

- (8) 「御公儀へ上ルひかへ 備前備中之内新田松平備後守ニ被下高目録帳」<B5-3>
- (9) 「撮要録」卷12 <5A-13>
- (10) 「撮要録」の記載は、寛文12年段階の鴨方分の領知を示すものとみなされているが、この領域の設定が分与認可の段階でなされたものかどうかは不明である。とくに備中小田郡尾坂村について、村内の新田高がないにもかかわらず鴨方分に組み込まれていることからすると、当該史料はむしろ貞享元年の鴨方分を前提に、入れ替えを考慮し、それにあわせて作成された資料であった可能性も否定できないだろう。その意味では、「撮要録」の記事から直ちにこれを寛文12年段階における鴨方分とみなすことには疑問が残る。
- (11) 「郷村帳之件覚」[貞享元年] <B6-106>
- (12) 『蕃山全集』第6 蕃山先生書簡集（贈池田丹波守書 延宝2年春）
- (13) 「一国一円」については、具体的な議論はほとんど見られないが、国持大名にとつてその根拠となる一国全域の支配の実現は大きな問題であったと考えてよいであろう。
- (14) 「公儀江上ル扣 備中国之内領知郷村高辻帳 <B3-17>
- (15) 「御領知目録」 <B2-38,39>
- (16) 「備前備中惣高寄目録」 <B3-1>
- (17) 「領知判物写」[貞享元年 綱政宛] <B1-52-1>
- (18) 「御系図」本系1 <C1-18>
- (19) 「撮要録」卷12 「蕃山村丹州侯茶屋」ノ項
- (20)(21) 同 「丹州侯知行所」ノ項
- (22)(23) 別所前掲論文
- (24) 「池田丹波守分知ニ付書付」 <E5-54-19>、中野前掲論文参照。
- (25)(26)(27) 「池田丹波守分知ニ付存寄書付」 <E5-54-21>
- (28) 同 <E5-54-17>
- (29) 同 <E5-54-21>
- (30) 松平前掲論文
- (31) 大森映子「大名課役と幕藩関係」(1978年度『歴史学研究』別冊特集、青木書店)
- (32) 『恩榮録・廃絶録』(近藤出版社)。なお、元禄10年森家の改易にともなって収公された津山藩領のように、旧来の内高がそのまま表高に読み替えられた事例もある。
- (33) 松平前掲論文。新田分与による別朱印分家大名は、寛永11年牧野康成に対する新田1万石の賦与(長岡藩牧野忠成より分与)を初見とし、元禄期までに11件が確認される。
- (34) 備前国を例にとれば、鴨方藩の藩領設定に伴い、表高に組み込まれた御野郡9ヶ村の新田、上道郡2ヶ村の新田、都合11ヶ村9,000石余りは、この段階ではじめて郷帳上に記載された(「備前国郷帳」<T1-20>)。
- (35) 「郷村帳面之御奥書御案文之下書」 <B4-10>
- (36) 「池田丹波守分知ニ付存寄書付」 <E5-54-21>
- (37) 「領地判物」写 [寛文4年 光政宛] <B1-51-2>
- (38) 推論の域を出ない問題であるが、万一別朱印が認められなかつたとしても、新田分与が認められれば、輝録領が「本高之外」の新田となり、「残三拾万弔百石」の文言だけは回避できるという公算があつたのではないかと思われる。

- (39) 松平前掲論文
- (40) 天和元年上野沼田藩真田信利は信濃松代藩の分家だが、苛政を理由に改易処分となり、所領は収公されたが、これ以外は本藩還付となっている。
- (41) 「本多伊州へ信濃より遣候覚書之控」 <B1-61>
- (42) 播磨宍栗藩は延宝6年(1678)改易となり、領知を没収されているが、宍栗領は幕府からの新知賦与であって分知分ではない。
- (43) 「領知判物 写」[正徳2年 綱政宛] <B1-57-2>
- (44) 「丹波守様江御備中ニ而御分知ニ可被遣哉之内ニ而只今迄御家中給知ニ被下置候書付帳」 <B3-20-1>
- (45) 「池田丹波守分知ニ付存寄書付」 <E5-54-21>

第1表【鶴方藩領確定と領知替－貞享元年－】

国郡名・本新田別		村名	<領知替以前> 石高 (村数)	<貞享・朱印高> 石高 (村数)
A	備前御野郡新田村	万倍・当新田・泉田・新福・ 福田・福成・平福・福島・米倉	5,848.93石 (9)	0.
	上道郡新田村	金岡新田・松崎新田	3,175.75 (2)	0.
	備前国内分合計		9,024.68 (11)	0.
B	備中瀬屋郡新田村	四十瀬新田 埋川 福井 笛岡 白楽市新田 吉岡	4,234.25 (6)	4,234.52石 (6)
	浅口郡新田村	西阿知新田 八重 道越 上竹新田 七島 占見新田	6,633.14 (6)	6,633.14 (6)
	新田分	深田 六條院中 六條院東 六條院西 小坂東 小坂西 大島中 本庄 鶴方 口林	5,107.93 (10)	5,107.93 (10)
	小田郡新田分	尾坂*1	0. (1)	0. (1)
	備中新田 計		15,975.32 (23)	15,975.59 (23)
C	浅口郡本田	[備中新田分と同]	0.	8,434.58 (10)
	小田郡本田	[備中新田分と同]	0.	590.10 (1)
	備中本田 計		0.	9,024.68 (11)
備中国内分合計			15,975.32 (23)	25,000. (23)
総石高			25,000. (34)	25,000. (23)

・「撮要録」卷12<A5-13>、「公儀江上扣 備中国之内領知郷村高辻帳」<B3-17>より作成  
新田村は一村全域が新田の村を示し、新田分は村中の新田部分を示す(本田分は含まず)

\* 尾坂村は史料上に記載があるが、当時の当該村の新田高は無高。

・領地入れ替えは、A(鶴方→本藩)とC(本藩→鶴方)との間で行われた。

第2表【寛文・貞享期の「御領知目録」比較】

国郡名	A.<寛文4.4.5.> 石高 (村数)	B.<貞享元.9.21.> 石高 (村数)	B-A 石高 (村数)
備前御野	36,858.26石 (50)	42,707.19石 (59)	5,848.93石 (9)
津高	38,271.10 (93)	38,271.10 (93)	-
赤坂	37,964.04 (94)	37,964.04 (94)	-
磐梨	21,288.74 (64)	21,288.74 (64)	-
和気	20,978.65 (83)	20,978.65 (83)	-
邑久	41,763.44 (63)	45,583.95 (68)	3,820.51 (5)*
上道	53,646.52 (97)	53,001.76 (94)	-644.76 (-3)*
児嶋	29,429.28 (79)	29,429.28 (79)	-
計	[280,200.03] (623)	[289,224.71] (634)	9,024.68 (11)
備中浅口	13,753.48 (16)	5,318.93 (6)	-8,434.55 (-10)
瀬屋	15,855.18 (19)	15,855.18 (19)	-
下道	2,099.91 (4)	2,099.91 (4)	-
都宇	2,079.38 (5)	2,079.38 (5)	-
賀夜	621.94 (2)	621.94 (2)	-
小田	590.10 (1)	-	-590.10 (-1)
計	35,000. (47)	[25,975.34] (36)	-9,024.65 (-11)
総石高	315,200. (670)	315,200. (670)	-

・「御領知目録」<B2-38><B2-39>より作成

\* 邑久郡中の3,000石以上の増加は、寛文段階で上道郡に含められていた5ヶ村が  
邑久郡に戻された結果であり、実際の石高変化ではない。従って実際の増加は、  
上道郡の新田村22村分3,175.57石である。(3,820.51 - 644.76 = 3,175.57石)

第3表【生坂藩領一覧 一宝永5年】

郡	村名 [枝村]	朱印高 (石)	直高 (石)
下道郡	秦下村 [上秦] [福谷]	819.68	1,449.747 594.089 368.955
	上原村 [富原]	469.40	406.263 779.894
	下原村 [八代]	356.96	565.373 322.442
	計 35村 [45村]	1,646.04	4,476.763
窪屋郡	真壁村 [溝口] [中原] [八田部]	2,334.64	1,237.368 724.973 128.350* 703.551
	古地村	146.46	242.605
	黒田村	75.64	91.247
	渋江村 [田ノ上]	241.15	1,105.987 614.323
	浅原村	218.12	279.502
	生坂村 [西坂]	2,704.70	1,194.106 1,087.943 443.530
	三田村	500.	1,073.28
	子位庄村	1,073.28	1,460.785
	八王子村	103.32	72.063
	川入村	172.99	186.510
	大島村	563.13	940.394
	計 11ヶ村 [5村]	8,133.44	10,513.237
	総 石 高 14村 [23村]	9,779.48	15,000.

・「撮要録」巻12、「備中十一郡之帳」より作成。

\* 28.350石を128.350石に訂正（中野美智子論文参照）

第4表 【生坂藩分知案 比較】

本新田別	郡名	< I 案 > 石高 (村数)	< II 案 > 石高 (村数)
新田村	下道 窪屋 浅口 都宇 賀夜	1,726.429石 (5) 1,215.203 (3) 624.287 (2) — —	1,726.429石 (5) 2,097.184 (5) 624.287 (2) — 119.070 (1)
	計	3,567.251 (10)	4,567.302 (13)
本田/内 新田分	下道 窪屋 浅口 都宇 賀夜	548.182 (2) 711.264 (5) 64.832 (1) 483.983 (4) —	790.877 (3) 1,457.778 (12) 445.351 (3) 625.799 (5) 324.245 (2)
	計	1,808.261 (12)	3,644.050 (25)
	新田高 計	5,474.18 (22)	8,211.02 (38)
本田	下道 窪屋 浅口 都宇 賀夜	1,646.04 (3) 4,028.72 (5) 2,191.62 (2) 1,659.44 (4) —	1,646.04 (3) 5,142.94 (7) — — —
	計	9,525.82 (14)	6,788.98 (10)
	石 高 総 計	15,000. (24)*	15,000. (40)*

・「丹波守様備中之内御知行村高割帳」&lt;B3-16&gt;&lt;B3-28&gt;より作成。

・岡山藩がより妥当とした試算をI案、対案をII案として比較。

\* 「本田/内新田」と「本田」には重複の村があるが、重複分は除外。

第5表 【生坂藩・領知替に伴う朱印高変更（案）比較】

国郡村名	A.案	B.案	C.案
御野郡	福富	1,389.87	1,389.87
	浜田	812.60	812.60
	中原	295.60	295.60
	平吉	101.46	101.46
計	2,599.53 (4)	2,599.53 (4)	
邑久郡	北池	408.49	408.49
	間口		177.70
	福里		2,189.36
計	408.49 (1)	2,775.55 (3)	
上道郡	福泊	491.51	491.51
	福吉	245.98	245.98
	山崎	688.33	688.33
	倉田	2,396.39	2,356.39
	倉留	1,483.80	368.53
	倉益	1,211.79	1,491.71
	* (宋・沖吉)		1,600.
	* (留里・留岡)		1,320.
	* (宮元・沖留)		1,599.89
	計	6,517.80 (6)	4,150.74 (6)
備前国 総計	9,525.82 (11)	9,525.82 (13)	9,525.82 (6)

・「備前国新田之内御朱印高ニ可成積書三品」<B4-21><B4-7-2>より作成  
本史料は、領知替えのくI案>に対応する試算。

\* 沖新田の内を見積ったものであり、村名はまだ候補の段階。

# 瀬戸内海防と周辺諸藩 —東部瀬戸内海の場合—

針谷武志

## はじめに

東部瀬戸内海の海防は、文化5年(1808)に周辺諸藩の塩飽・直島・小豆島への海防援兵が構築されたことに始まる。文化期のこうした海防援兵体勢の構築は、ロシアの北辺攻撃と長崎の英艦フェートン号事件に対する対応である。現実問題として内海である瀬戸内海の海防体制の重要度は低いとみなされがちであるが、文化6年の大坂湾海防体勢と陸奥小名浜代官所の海防体勢の構築よりも一年早いことが注目される<sup>\*1</sup>。本稿では東部瀬戸内海の海防と周辺諸藩との基礎的な事実関係を明らかにすることを目的とする。問題にする範囲は、島嶼で言えば西から塩飽諸島・直島諸島・小豆島の点在する瀬戸内海部分である。徳島藩領の淡路島、播磨国については今回扱うことができなかつたので、これらについては後日検討したい。

## 一 支配関係

まずこの地域の支配関係を確認しておこう。

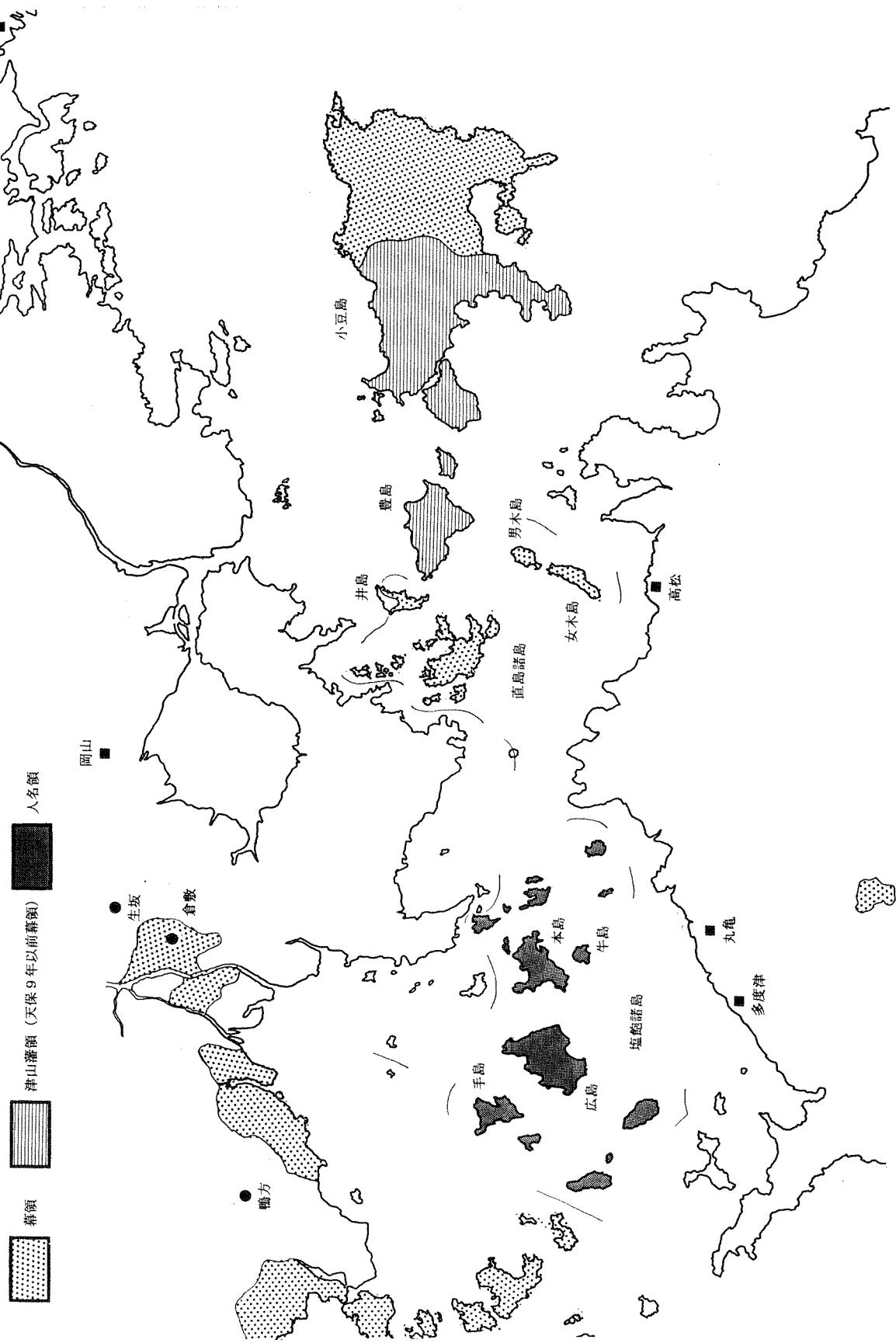
塩飽諸島には非常に特異な領主制があった。塩飽諸島は島中船方領または人名領<sup>にんみょうりょう</sup>と呼ばれる。1250石で幕府へ加子役650人を負担したが、貢租は幕府へは納めなかつた。特異な自治領という評価が以前よりあったが<sup>\*2</sup>、大坂船手奉行支配(寛政8年以後大坂町奉行支配)を理由に天領とする解釈も最近だされている<sup>\*3</sup>。しかし中世史からの評価<sup>\*4</sup>や豊臣秀吉および徳川將軍から与えられた朱印状には「全可領知者也」とあること<sup>\*5</sup>、幕府へ加子役のみを負担するというのは領主間構造の軍役と見なせるということ、「支配」の中身が触の通達などで貢租収納を基盤とする領主-領民間構造を必ずしも意味しないこと、寛政以後大坂町奉行所が勤番所を通じて支配の梃子入れをしてくるのは、人名の島中支配の動搖に対しての上位領主としての危機管理とみなせること、などを勘案すると、やはり天領ではなく擬制的にしろ領主とみなして人名領と言うほかはないように思われる。ここで「支配」とは、関東の房総に見られる与力給地や大縄地の代官や勘定所の管理と同じ性格ではないだろうか。もっとも幕府側ごとに奉行などの吏僚に、塩飽諸島を幕領あるいは幕領同然とみなす意識が発生してこなかつたとは言い切れない。塩飽諸島は幕末の幕府海軍の水夫供給源となるが、加子役の変態とも言えなくはないようと思われる。この人名領が塩飽諸島の範囲となり、本島・広島・手島・与島・牛島などが主な島々である。

直島諸島は幕領、倉敷代官所支配で、年貢や運上を納めた。高松に近い女木島・男木島から、岡山県宇野に近い直島・井島などまで含まれる。直島三島とも呼ばれた。塩飽諸島・直島諸島に含まれない讃岐国側の島嶼は、丸亀藩領および高松藩領に含まれる。これらを除く、つまり讃岐国の四国本島部分は高松藩領・丸亀藩領・多度津藩領によって構成されるが、琴平社の門前三ヶ村(苗田・榎井・五条)のみは倉敷代官所支配であった。

小豆島および豊島・小豊島の9村は永らく幕領であったが、天保9年(1838)に西側の6村(土庄・上庄・淵崎・肥土山・小海・池田)は美作国津山藩領となり、大部・福田・草加部の3村が幕領にとどまった。

中国側は、備前一国は岡山藩領である。備中国の海岸部は西から笠岡代官所支配地、岡山藩支藩の鴨方藩領、倉敷代官所支配地、成羽山崎氏領(交代寄合)がモザイク状につな

## 東部瀬戸内海関係地図



がり、児島半島に接続している。備後国は南の海岸部はすべて福山藩領である。

## 二 岡山藩と瀬戸内海防

### 1 文化5年塩飽諸島援兵待機

岡山藩が領外派兵警備を幕府より命じられるのは、文化5年(1808)が最初であった。文化4年12月の幕府海防令(ロシア船取計方指示)が岡山国元に到着したのが12月9日であったが<sup>\*6</sup>、翌5年9月に塩飽島の非常時警衛を大坂で命じられることになった。

【史料1】<sup>\*7</sup>(水損のため破損・不読部分は〔 〕・■で示す)

#### (a) 同五辰年

〔 〕 大坂御留守居・申越候趣左之通

〔 〕 五日日当表町御奉行平賀信濃守殿公用人△切紙を以御達之儀有之候間、明十六日御城代松平能登守殿御下屋敷江罷出候様申越候付、罷出候處御用入を以別番御書付御渡ニ付、一覽仕奉畏候、早々 御名方江可申越旨、御請之儀者追而可申上条、尤私考を以御用入迄相尋候者、右御書付之趣、 御名関東在勤中之儀、於同所御達御座候哉之段、相尋候處、全躰塩飽嶋者当所町御奉行所支配ニ付同所△関東江被仰立候故、此度之御手当被 仰付候間、承合之儀も有之候ハト、同所江罷出候様相移候ニ付、直ニ平賀信濃守殿御役所江罷出、公用入江右一条及懸合候處、御奉行 御城入御留守ニ候間、明十七日罷出候様との儀ニ付、同日罷出、前日 御城代△塩飽嶋御手当之儀被 仰渡候、御支配所之儀故余ニ御指図之儀も可有御座候哉、相伺度并手当人数同嶋出張之場所等者御■取図可有御座哉、私心得を以相伺候段、公□人を以申達候處、御手当人数之儀ハ御家格■可有御座、御出張場所等之存寄も無御座旨、若地理御見分等有之度御噂■ハト塩飽嶋江可致通達旨相移申候、何分御手当御請之儀者、 御下知被成下候上罷出候心得ニ居申候段、江戸表江及 言上申候、將又塩飽嶋御手当者丸亀京極様江茂 此御方様御同様被 仰渡候、右之趣御注進為可申上、如此御座候、

九月十八日

奥田亀左衛門

波門様

書判

左内様

平馬様

尚以御達之本書者江戸表江指上、写毫通入御覧申候、以上

#### (b) 御達書寫

魯西亞船取計方之儀ニ付、海辺ニ領分有之向々江去卯十二月中御達之趣も有之候處、讚州塩飽嶋之儀者当地町奉行支配ニ候得共、程隔急速之手当茂行届兼候事ニ付、万一魯西亞船乗寄候節者最寄之儀ニ候間、兼而相応之人數手当有之而、魯西亞船見請候ハト、嶋方△直ニ可及注進候間、早速人數被差出嶋方之者共江茂及指図、去卯十二月中申達之御趣意をも相心得取計候様、海辺之領知取計ニ准シ程能手当可有之候、此段拙者△可申達旨老中△申來候間、相達御候、

九月

#### (c) 十月八日從江戸之來状

魯西亞船取計方之儀ニ付、海辺ニ領分有之□々江去卯十二月中御達有之候處、此度讚州塩飽嶋御手当御人數被指出候義、於大坂表御留守居江 公儀△御達有之候由、去月□□日附ニ而大小姓頭共江奥田亀左衛門△申越候、仍而者其御地小仕置江も申達候由

申来候ニ付、於其御地御取調之上、御通達可有御座候処、此節迄も御左右無之、其上先年同嶋大工騒動之時分、右御手当御人数被指出候義、於大坂表御達有之候節及其御地ム申来候趣を以當御地ニて之御達も有之候儀ニ付、此度之処段々延引被成候様ニ有之如何可有御座哉之段大小姓頭共ム申出、何卒御国表江急々御通達申候様申出別紙御達書写龜左衛門書状共式通指出候間、尚亦先年当御地ニ而 公辺江御達有之候御留守居手之留書抜共都合三通御考合之為進之候、御談シ被成、急々御取調之上御通達可被成候様ニ与存候、右得御意度如斯御座候、以上

十月八日

池田主殿

日置元八郎様

土倉四郎兵衛様

追啓

龜左衛門此度之執計若哉間違共ニハ有之間敷哉、其御地小仕置江重モニ通達可致筈ニ相考■候処、御側向江端書之趣ニ而者左様ニも相見不申、御国表小仕置中江も申達置くと有之候、左候へハ當御地江重モニ申出候心得ニ候ハゝ、當御地小仕置江可申出筈歟と被存候処、右御側向計江之來状之趣取計方不行届儀ニ被存候、當御地ニ而も紛敷有之候間、是迄も申談見合居申旁延引ニ相成候、依之急ニ町便指立ニ而、此段得御意候、以上

十月八日

池田主殿

御用老当

(d) 先年江戸ニ而御届之趣御留守居手留書写

明和六丑年

此度永井監物支配所讃州於塩飽嶋、嶋中■■共致徒党、嶋年寄共居宅等打潰シ致騒動候由ニ付、監物組与力并水主召連為取鎮、右嶋江遣候由、右与力着後治り兼及騒動候ハゝ、右与力ム嶋近辺之儀ニ及候間、私國許役人共迄致通達可申条、左候ハゝ早速加勢人数指出、右与力之者指図ヲ以取鎮方相働候様、相移可申由、尤加勢人数指出候節、飛道具ハ無用・可致旨、此段松平和泉守江も申達候上申聞候旨、大坂表ニ指置候私家来谷千右衛門と申者江正月廿四日永井監物ム申聞候由、右同様之趣松平和泉守ムも右同人江同日申聞候由、国元家老共ム申越候、此段御届申達置候、以上

二月十五日

御名

文化5年(1808)9月18日付の岡山藩大坂留守居奥田龜左衛門から国元の書状(a)によれば、大坂城代松平能登守(乗保、岩村藩主3万石)下屋敷への出頭命令を大坂町奉行平賀信濃守貞愛の公用人から受け、9月15日に出頭すると、大坂城代の公用人から別紙(b)の讃岐国塩飽島の海防手当を命じる達書を渡された。その際大坂留守居は、藩主が「関東在勤中」であるが、江戸でも申渡があるのか尋ねるが、返答は、塩飽嶋は大坂町奉行所支配であり、同町奉行所から関東に上申があって、今度の申渡となつたのだから、承合ことがあるのなら同町奉行所に伺う様にと示された経緯が分かる。9月17日、大坂留守居は町奉行平賀信濃守宅に出頭し、内存を伺い、塩飽島見分の便宜を申し出られ、他に丸亀藩京極家(能登守高中、5万1467石)にも同様の命令が出ている事の情報を得る。大坂留守居はこの件を江戸と国元に通報した。

達書(b)では、「海辺之領知取計ニ准シ程能手当」を命じているが、これは寛政度の

海防手当に準じるという意味にとれる。寛政期には幕府の命で沿岸諸藩は海防手当を施し、幕府へ報告した\*8。寛政の海防手当は継続されているはずのものだったのである。また大坂城代から直接申達が成されているが、老中からの指示であることを付言している。

これを受け江戸から国元へ 10月8日付御用状が出された（c）。派兵についての実務は国元で調査して江戸に通達する事を期待していたが、それが滞っていた。江戸では明和6年（1769）の塩飽島での徒党騒動での派兵が前例として想起されたものらしい。その際は、永井監物（白衆、大坂船手、3030石）支配の塩飽島で大工が徒党して打撲が起きたため、船手与力同心が派遣され、万一のため岡山藩に援兵待機が命じられた。この命令は永井監物が大坂城代松平和泉守（乗祐、西尾藩主6万石）に断り鉄砲使用を禁止した上で岡山藩の大坂留守居へ命じ、大坂城代からも大坂留守居に命じている。その経緯が国元家老から江戸表へ通達され、江戸で藩主が幕府へ届け出ている（d）。この場合江戸では事後処理がなされていることが分かる。百姓一揆に際しての周辺諸藩の援兵派遣は、現地で処理される制度になっていたのである\*9。江戸ではこの時の届書控を国元に送付した。

この後の経緯をさらに追ってみよう。

#### 【史料2】（史料1の続き）

##### （e）十月十六日従江戸之來状

魯西亞船之儀ニ付、讃州塩飽嶋江御手当御人数被指出候義、於大坂表御留守居江 公儀  
御達有之、去月十八日日付ニ而大小姓頭共・奥田亀左衛門  
申越候趣ニ付、其御地江者同人  
重モニ申出、御取調之上御通達も可有御座義と見合候処、無其義如何哉と存候、右ニ付去ル八日町便指立急ニ御取調之儀等御申越可被成旨、得御意置候処、去ル十一日讃州丸亀京極能登守殿御留守居  
此方様御届候哉否之儀問合有之候に付、如何取計可申哉、格別御延引ニ相成候而ハ御振合も如何ニ御留守居も申出候ニ付、色々申合候処、此度之御飛脚着迄先見合候ハヽ、是非御懸合も可有御座、夫迄相見合可然と申出居申候処、御飛脚十三日ニ着候得共、右一件何之御通達も無御座、先達而町便指立置右之御左右相待候迄者余り延引ニ相成候儀、既ニ先年杯者廿日振ニ御國  
申来御達も有之候儀故、最早御達無御座而者不相済候申出候間、相達 御聴置、貴様方  
此度被仰越候趣今日御達為致申候、右御届書写壹通差越申候、急ニ御取調御通達可被成様ニと存候、此度之御飛脚便ニ者何卒御通達も可有御座処、如何之義にて御噂も無之哉、此段も此方ニ而ハ致不審居申候、何れ去ル八日町便着候上者御答可有御座与相待居申事ニ御座候、以上

十月十六日

池田主殿

御用老當

##### （f） 御届書寫

魯西亞船取計方之儀ニ付、海辺ニ領分有之面々江去卯十二月中御達之趣も有之候処、  
讃州塩飽嶋之義者大坂町奉行支配ニ候へ共、程隔急速之手当も行届兼候事ニ付、萬一  
魯西亞船乗寄候節者、最寄之義ニ候間、兼而相応ニ人数手当仕候而、魯西亞船ニ見請  
候ハヽ嶋方  
直ニ注進可有御座候間、早速人数差出、嶋方之者共江も及指図、去卯十二月中御達之御趣意をも相心得取計候様、海辺之領知取計ニ准シ手当可仕旨、去月十六日松平能登守  
大坂表ニ差置候私家來奥田亀左衛門与申者江申聞候由、國許家老共  
申越候、此段御届申達置候、以上

十月十六日

御名

(g) ○十月廿三日出、御国<sup>ム</sup>之返書

於御国ハ拙者共并小仕置存寄左之通ニ心得罷在候、勿論於江戸先年御届書取差出候儀も存不申候、此度奥田亀左衛門義大坂ニ而松平能登守殿御下屋敷江罷出候様御用人ヲ以別紙御書付御渡ニ付、一覽仕奉畏候由申、早々 御名方江可申越旨、御請之儀者追而可申上条、尤同人考ヲ以御用人大迄相尋候者、右御書付之趣、 御名関東在勤中之儀於同所御達御座候哉之段、相尋候処、全躰塩飽嶋ハ当所町奉行所支配に付、同所<sup>ム</sup>関東江被仰立候故、此度之御手当被 仰付候間、承合之儀茂有之候ハ<sup>ム</sup>、同所江罷出候様ニ相移り申候由申越候、右之趣故江戸ニ而ハ 公辺<sup>ム</sup>之御達ハ最早無之義、御国<sup>ム</sup>取調らへ申上候上にて御届書出候段ハ右申候通ニ少しも心付不申、… (中略) …右ニも申上候通ニ其節御国へも大坂江 御下知申參候間、御手当御人数等之儀取調相伺候様ニ可被仰下と存、御国<sup>ム</sup>ハ伺付ケ候義ニハ無之と存寄、当月二日出爰元御飛脚ニ其旨相伺不申、定而右之通ニ当月二日出其御地御飛脚以右之趣共被 仰越候と相待居申候て、御人数等之義小仕置へも申聞、御貝太鼓預り高木右門考置候様ニ申聞置候義ニ有之候、然ル所当月三日出其御地<sup>ム</sup>之御飛脚去ル十三日到来之処、何之御様子も御申越無之、夫故此方ニ而も扱々不審ニ存、いか<sup>ム</sup>之儀ニ候哉と小仕置共とも申合ひ候義ニ有之候、夫共大坂<sup>ム</sup>之申上何ぞ故有途中等ニ而滞居申候哉、… (中略) …亀左衛門も御加増被下候段申渡候故、御国江罷出候様申遣候処、当月十一日大坂出立、去ル十五日御国江罷着ニ付、同人考之処も相尋候所、江戸江申上候通ニ大坂江 御下知可申參、則去月十八日付ニ而江戸江七日切付合ニ而申上候間、極而当月二日江戸表御飛脚出ニハ大坂江 御下知可申參と存、去ル十日迄ハ其儀計存居申、… (中略) …京極殿御留守居大坂ニ而亀左衛門立前ニも此方様 御請之儀ハいか<sup>ム</sup>と申、何分在勤之事ニ候間、 御請之儀障取可申と申置候由、京極殿も 此方様ヲ御見合之趣ニ相見候由、亀左衛門申候、同人も当月三日出之御飛脚ニハ大坂江 御請之 御下知申參、其段御国江も可申來候相心得居申候由、… (中略) …御国小仕置江ハ前々<sup>ム</sup>何事ニよらす同人<sup>ム</sup>懸合、江戸江ハ何事も常々御書方江懸合相済義之由、江戸詰小仕置江ハ余り懸合申義常々も無之由申候、同人存寄之処、此度強而考違共相聞不申と存候、… (中略) … 御請御下知大坂江申来、右御使者惣少介相勤相済候旨、大坂<sup>ム</sup>申越候段、翌十九日亀左衛門<sup>ム</sup>申出、致承知、何分にも 御請相済致安堵候由同人も申義ニ有之候、何分御手当御人数等之儀ハ則別紙ニ相伺候、何分此度之趣於其御地 公辺江御届之義ハ御先格も有之義、御留守居御談宜御取計可被成与存候、何分其御地御考とハ御国考ハ喰違居申、考違之処致迷惑候、小仕置共も同様立入候段申出候、御考之上宜様御取計も可被下候、何分右之通委細御心得可被下候、以上

十月廿三日

両名

判

池田主殿様

(h) ○十月廿三日出、御国<sup>ム</sup>江戸江書状

塩飽嶋辺江異國船漂流之節急速御手当御人数別紙之通高木右門<sup>ム</sup>指出申候に付、則一包内三通、右御船数書付別紙之通御船奉行<sup>ム</sup>指出申候付、是又一包内式通右夫々致進達候、 公辺江御人数御船数被差出候義ハ、則夫々付帯ニいたし置候、御伺越可被成

候、寛政五丑年 公辺江御手当御人数之儀御達御座候と相見へ申候、弥其通之儀ニ候哉、此段ハ御留守居江得と御聞合可被成候、御國ニ而者先年御届之義疎与相分り不申候、弥右之通ニ寛政五丑年御届御座候ハゝ、其節御届之御人数ハ此度之趣とハ違、其節ハ畢竟百姓騒動にも有之候ハゝ御人数出之御届と存候、此度異国船之儀ニ付、御手当御人数ハ右門考ヲ以申出候ハ 此方様方<sup>ム</sup>之御人数出ニ候ハハ別紙之通之御人数出可然と相考候由申出候、 公辺江寛政五丑御届之御人数弥出不申候共、異国船之儀ニ付急速御人数被差出候節ハ、已後共此度御書出之通ニ被成候段御達ニ而可然哉ニ存候、右夫々宜被入 御聞候様ニ存候、何分 御趣意次第之御儀ニ奉存候、御留守居得与御示合可被成候、尤相伺候通之御人数出之儀 御下不知申来内塩飽<sup>ム</sup>御乞人数申来候ハゝ、伺置候通之御人数取計指出可申心得ニ居申候、此旨も宜可被入 御聞候候、別紙御人数書ニ御番頭式人五千石といたし置候ハ臨時ニ組合申候ハて、たとへ者三千石と式千石組合、又ハ四千石と千石組合候と申か其積ニ仕、組頭御先手御物頭も右同様之趣ニ仕置候、連人も四歩役之積ニ仕置候、何分夫々平シニ仕置候、惣人數千計と仕置候得共、是又臨時之趣ニ而父子共出張之様子ニ寄連人等相増、千式三百ニも相成候事も可有御座候、御手当御人数同鳴出張之場所等之御指図も可有之哉、相伺候段申越候通ニ町御奉行所公用入ヲ以申達候処、御手当御人数之儀ハ 御家格も可有御座、出張場所等之存寄も無御座旨、若地利見分等有之度尊ニ候ハゝ、塩飽鳴江可致通達旨相移候由、右地利之義見分ニも不及義と御貝太鼓預り右門并小仕置ニも考候由、拙者共も其通と存候付、地利見分も取計不申候、右等之趣よきほとニ被入 御聞、夫々御伺越可被成候、以上

十月廿三日

両名

池田主殿殿

(i)

塩飽鳴近辺江異国船漂流之節、急速御手当御人数別番之通可被指出哉、尤実々之処者臨時ならてハ難相決儀ニ御座候故、凡積を以奉伺候、以上

十月

高木右門

(j) 別紙 御人数凡積 (省略)

(k) 一、公辺江御達之分左之通

異国船漂流之節急速可指出人数之覚

一、番頭式人

一、組頭式人

一、相組之侍五拾人

右組付鉄炮四拾挺

一、先手物頭三人

右鉄炮六拾挺

一、目付役壱人

一、船奉行役壱人

右鉄炮式拾挺

一、筆談役之者式人

一、大筒役之者式人

右之通ニ御座候、惣人数凡千人計之儀ニ御座候、尤臨時之趣ニ寄少々之増減ハ可有御座事

(1) 異国船漂流之節急速御人数御船組左之通ニ御座候 (省略)

(m) 一、公辺江御達之分左之通

異国船漂流之節急速御人数載組御船数

一、五十挺立	三艘
一、四十挺立	四艘
一、小早	六艘
一、鯨船	拾式艘
一、飛脚船	五艘
一、半闘	弐拾八艘
一、荷船	拾四艘

合七拾式艘

外、兵糧船

燒竹船

浦船 三四十艘計 但小船

已上

十月

森屋亦右衛門

小林九郎大夫

右之趣 公辺江御届無之相済、

但、辰十月廿三日出町便ニ江戸江被遣、同年十一月四日出之御飛脚、同月十五日相達  
伺済申来

10月 16 日の江戸から国元への書状 (e) によると、11日丸亀藩京極能登守の留守居から岡山藩に問合せがあり、次の国元からの飛脚便まで見合せるようにと交渉していたが、13日着の飛脚には該当する事項がなかった。そのためとりあえずの届書を藩主の名で幕府へ提出し (f)、重ねて国元へ調査を命じている。

10月 23 日付の国元からの返書 (g) では、江戸 10月 8 日付書状は 18 日の夜に岡山に着いたとあるが、江戸からの指示を待っていたと長々しく弁明している。遠隔のため国元・江戸・大坂の連絡がうまくとれずに、江戸での届の提出 (10月 16 日に江戸で見切提出) と、大坂での請書の提出が遅れるなどの混乱が生じている。国元では貝太鼓預りの高木右門に軍陣の編制案の作成を命じている。「貝太鼓預り」とあるが高木は軍鑑であった\*10。編制にあたっての問題を書いた書状と高木の軍陣案も添えられている (h, i)。

しかし、この書状 (h) によると、第一に実際の軍陣書と幕府への届書 (k) とを書き分けていることが分かる。第二に寛政 5 年 (1793) に幕府へ手当人数書を提出していることは国元も把握しているが、「先年御届之義蹠与相分り不申候」という状況で、「其節ハ畢竟百姓騒動にも有之候ハ」御人数出之御届」と誤解していることが判明する。この寛政 5 年の届書は海防手当であった\*11。つまり領分海防手当を領外派兵、それも外患でなく内憂対策と誤解していることになる。この誤解には江戸から送った明和 6 年の塩飽島騒動援兵の届書写が誘因になっているのかもしれない。そして寛政度の届書は廃棄して今回の届書の通りにすることとしている。しかし寛政度の海防手当が国元で分からぬということは、そ

の海防手当は維持されていないと見なければならない。あるいは、寛政度の海防手当も非常の節の編制案であって、當時待機していた訳ではないが、その編制計画も忘却されていたという事である。

高木の軍陣書（j）では、幕府への届（k）は細かな数値をわざと削除して、おおまかなものに仕立っている。寛政期同様、船奉行からは船数書（l）が提出され、これも簡単なものに仕立直して幕府の提出に備えているが（m）、これは結局幕府へは提出しないで済んでいる。

この後国元から11月2日付の書状、江戸から11月4日付の書状出されているが、江戸もこの国元の処置を追認している。

前述のように、文化期のこうした海防援兵体勢の構築は、ロシアの北辺攻撃と長崎の英艦フェートン号事件に対する対応であるが、文化六年の大坂湾海防体勢と陸奥小名浜代官所の海防体勢の構築よりも一年早いことが注目される。とくに大坂湾の海防計画は代官から幕府上層に上申されて策定されたもので、塩飽島もその関連で計画が練られた可能性がある<sup>\*12</sup>。それは幕府側も大坂が主体で、江戸では実質的な交渉がないことでも窺われる。

しかしながら、天保期の海防報告書や、蝦夷地や江戸湾の警衛兵力確定時のような、届出と差戻しなどの幕府との細かい交渉を経ずに<sup>\*13</sup>、約千名の派兵案で決まっている。福岡藩・佐賀藩の長崎派兵人数が同じ約千名、津軽・盛岡藩の蝦夷地派兵人数がそれぞれ約500名であることから、充分ととして差し戻しには及ばなかったと考えることもできる。

## 2 文政8年小豆島・直島・備中海岸援兵待機

文政八年（一八二五）二月、幕府は前年の常陸大津浜への英船上陸事件をうけて、異国船に対する無ニ念打払を触れ出した<sup>\*14</sup>。これと平行して幕府は全国の幕領海防援兵態勢を構築していったが<sup>\*15</sup>、岡山藩に対しても、文化期に設定されていた塩飽島への援兵待機が改変されている。

### 【史料3】<sup>\*16</sup>

(a)

五月廿八日出町便ニ而江戸ム之書状

別紙壹通内三通御留守居共ム指出候間、則進達仕候、

右之趣為可得貴意如斯御座候、以上

五月廿八日

中村主馬

池田出雲様

池田伊賀様

池田兵庫様

(b)

別紙

今日御勘定奉行村垣淡路守殿・遠山左衛門尉殿・同吟味役館野忠四郎殿ム御呼出ニ付、御城中ノロ・兵作罷出申候処、別紙兩通之趣、左之御方々御出席、中川忠五郎殿被仰渡候、則写式通指出申候、御人数之儀御移合御座候ハム、猶又御掛り江御届可仕候、早々御國江可被仰遣与奉存候、

御出席

御勘定組頭

中川忠五郎殿

御勘定吟味方改役

飯田庫三郎殿

御勘定

太田垣茂助殿

右之趣御座候付、此段申上候、以上

五月廿七日

御留守居共

(c)

別紙之通大草太郎右馬江も相達置候間、可被得其意候、尤右ニ付遠見番所台場等取立候筋二者無之候、右人数被指出候場所之儀ハ兼而御代官江掛合可被置候、人数差出方之儀者、御殿御勘定所浦々掛・可被問合候

酉五月

(d)

別紙

御代官大草太郎右馬支配所讚岐国小豆島・直島・備中国浅口郡海岸ニ魯西亞船渡來之節、固人数差出之儀、先年御代官~~ム~~及御懸合置候処、此度異國船打扱之儀改而被仰出候ニ付、猶又御代官~~ム~~案内次第早速人数被差出候様可被致候

右者水野出羽守殿江申上置、此段申達候

酉五月

(e)

御郡奉行児島俊三郎倉敷御代官所江罷越候書上

口上之覚

昨十六日倉敷江參着仕、鄉宿猶田屋幸助を以御役所江申込候処、四時過參候様申來候ニ付、早速罷越申候処、田川勝大夫対面仕候ニ付、今日參上仕候者、今度御支配所海岸村々嶋々江魯西亞船渡來之節固人数御手當被仰付、定而太郎右馬様江も御達可有御座与奉存候、右ニ付諸事心得方之儀御内々御尋申上度、則江戸表ニおみて被仰渡之趣ハ別紙之通ニ御座候旨、書付写し見せ申候処、委細承知仕、太郎右馬も今日者掛御目ニ候様申居候間、先御出之趣可申聞旨申、奥江參候処、無程太郎右馬殿被出、只今勝大夫江被仰聞趣致承知候、素此方江も御達有之候、此義者先年被仰出候趣を以先達而江戸表江相伺置候義ニ有之候得共、未何之御下知も無之、依之未曉ともいたし候程之取極も不致、素嶋々并海岸村々江者申触置候段被申候ニ付、左候ハ自然右体之義有之候節ハ右之嶋々村々~~ム~~御注進可申上、其節ハ早速為御知被下候儀ニも御座候哉、島々等も場廣之儀、素~~ム~~土地之様子も不案内ニ御座候得ハ、是等之儀も如何指心得可申哉と申候処、勿論自然之儀も有之、村々~~ム~~注進申出候ハ、急速御達可申、何レ之方角江御人数御指向之儀ハ此方~~ム~~御差図可申候、尤左様之節ハ一番ニ拙者も出張仕候間、臨時之儀ハ於場所可及御相談候、且又地形等之義ハ小豆島・直島絵図相調、湊々を書込指出置可申候間、夫ニ而御引合有之候様可被成候、浅口郡之方地続之場所ニ而、先玉嶋湊ニ而黒崎柏嶋之外格別打放候場所も無之、是又村名等相認指出可申旨被仰聞候、尤此度之御手當御国計ニ茂無之、備中ニ而松山・庭瀬、讃州高松御家様江被仰付候儀ニ御座候由被仰聞候ニ付、委細承知仕候、尤今日私罷出候者、誠ニ御内意伺申度參上仕候、正面使者指出候か、又者家老~~ム~~及御文通申筋ニ茂可有御座哉、

此段無御腹蔵被 仰聞被下候様申演候処、最早不及其儀ニ、其元今日御出候を正面御使者ニ取向留置申候間、左様相心得可申旨、被 仰聞候ニ付、委細承知仕候、此趣罷帰重役共江可申達旨申、引取罷帰申候ニ付、右之趣書上申候、以上

六月十七日

児島俊三郎

追而

太郎右馬殿咄被申候者、相考申候処、異国船瀬戸内江參候儀先者有之間敷義と存候、其訳者第一下之関ニ而指留可申、夫も上者芸州領ニ候得者、極而此度改而被 仰付可有之、中々此所を通申間敷、夫を凌、此狭キ瀬戸内江參候儀ハ決而無之義存候、併御手当被蒙 仰候御義ニ御座候得者、容易之御取向も難被成、無御大造之御義と奉察候旨、被申候ニ付、如何程之儀ニ御座候哉、此節取調中と相聞候旨相答申候、畢而勝大夫江絵図之儀者早々御認越被下候様相頼置申候、以上

六月十七日

5月27日、江戸留守居は勘定奉行村垣淡路守定行・遠山左衛門尉景晋らに呼びだされ、江戸城中ノ口で勘定組頭らより倉敷代官所支配の島々村々への援兵待機が命じられた。なおこれらの幕府側役人は勘定所浦々掛であり、文政7年末から翌年にかけて全国の幕領海岸の海防計画を策定していた\*17。

国元では郡奉行の児島俊三郎が倉敷代官大草太郎右馬を尋ねて協議しているが、文化5年の史料1のhでは、塩飽島地利見分は不用としていた岡山藩側から、地形不案内を申し出て、代官から絵図面の提供の約束を得ている。一方倉敷代官は下関や芸州藩領海を通過して異国船が瀬戸内に侵入する可能性は薄いとみて、危機感に乏しい。

文化5年では塩抱諸島への援兵待機であったが、文政8年には小豆島・直島諸島・備中幕領海岸への援兵待機に変更されている。ただ(d)では先年も代官掛け合いがあったとしており、文化5年時に塩抱諸島が大坂町奉行所管轄であったことと齟齬しており、文化5年以降文政8年以前に、担当地域の変更があった可能性もあるが、確認しえない。また文化5年の塩飽諸島警衛の場合、讃岐丸亀藩が相役であったが、今度は備中松山藩（板倉勝職5万石）・庭瀬藩（板倉勝資2万石）・高松藩（松平頼恕12万石）が相役となっている。

### 三 高松藩

自領海防も含めて高松藩の海防警衛は、寛政5年(1793)2月21日に幕府へ海防手当の届書を提出したことより実質的にはじまった。この届書では家老以下一備50騎、総人数500人余、大小59艘の船、大筒14挺、小筒105挺、弓17張を報告している。その後文化8年(1811)に代官大原四郎太夫の要請次第に小豆島・直島への援兵が義務づけられ、文政8年(1825)には代官大草太郎右衛門の要請次第、小豆島・直島・備中国浅口郡村々への援兵に改変された。天保13年(1842)の海防手当再確認・増強命令に対しては、翌年5月6日、高松領東海辺へ一番手・二番手、西海辺へ一番手・二番手を報告し、備中国浅口郡村々へ一備30騎、小豆島女木島男木島へ一備50騎、直島へ一備20騎の出兵待機を報告している。この内浅口郡への援兵待機は天保15年(1844)8月11日に、「海上十二里も相隔り風雨等之節容易ニ渡海難相成候」を理由に免除された。安政5年(1858)2月19日には小豆島三ヶ村（東側の幕領部分であろう）・直島男木島女木島への援兵待機も解除された。これは前年の安政4年4月28日に大坂湾木津川口の台場2カ所の警備を命じられたことによる免除である\*18。これにより高松藩は自領海防のほかは瀬戸内島嶼への海防援兵から

はずされることになった。もっとも大坂湾警備は翌年6月に解除され、かわって京都警備が命じられ、文久3年(1863)3月まで勤めている\*19。

#### 四 丸亀藩

岡山藩の史料に見たように、丸亀藩も文化5年時に塩飽諸島警衛待機を命じられていたはずであるが、これを示す史料は未見である。「京極家系譜」などの系譜類\*20、「旧丸亀藩事蹟」\*21などにも関連記事は見いだせない。明和6年(1769)2月の塩飽騒動の時の派兵については「塩飽島民騒擾ス、幕府高中ニ鎮撫応援ヲ命スルモ、人数ヲ出スニ及ハスシテ止ム」(「旧丸亀藩事蹟」)という記事が見られる。文政8年時の岡山藩史料には直島・小豆島などの幕領への援兵待機に丸亀藩がついていないが、塩飽諸島警備が継続していたかも確認できない。丸亀藩については今後の調査の課題として置きたい。

\*1 拙稿「近世後期の諸藩海防報告書と海防掛老中」(『学習院史学』28、1990)。

\*2 真木信夫『瀬戸内海における塩飽海賊史』

\*3 『新編丸亀市史』第2巻・近世編(1994)、599頁。

\*4 同前書第1巻。山内譲『海賊と海城』(平凡社選書168、1997)。

\*5 『新編丸亀市史』第2巻・近世編(1994)、185頁。塩飽勤番所展示史料を参照。

\*6 「魯西亞船渡來之節讚州塩飽島・備中國浅口郡・讚岐国小豆島直島御手当一件」(岡山大学図書館蔵・池田家文庫S6-342)。の幕令は『御触書天保集成』5640号と同じ。

\*7 同前書。

\*8 前掲 拙稿「近世後期の諸藩海防報告書と海防掛老中」参照。

\*9 拙稿「文政期の海防報告書と一揆鎮圧法」(『論集中近世の史料と方法』、東京堂出版、1991) 参照。

\*10 高木右門(初甚右衛門)は、寛政7年(1795)10月より文政3年(1820)3月まで軍鑑。はじめ作廻方判形兼帶。200石から累進して1300石になっている。「諸職交代」(岡山大学図書館蔵・池田家文庫)による。

\*11 「異国舟漂着之節御手当留」(池田家文庫S6-552)。

\*12 『幕末外国関係文書』五、三二八~三四三頁。

\*13 前掲拙稿「近世後期の諸藩海防報告書と海防掛老中」、浅倉有子「津軽藩の蝦夷地警衛」(お茶の水女子大学『人間文化研究年報』六、一九八二)、益田愛「天保改革期の江戸湾防備」(『論集きんせい』六、一九八一)。

\*14 『御触書天保集成』6541号。

\*15 前掲拙稿「文政期の海防報告書と一揆鎮圧法」参照。

\*16 「異国船打払方改而被 仰出讚岐国小豆島直島備中國浅口郡海辺 [ ] 一件」(池田家文庫S4-285-20 \* YHF-001)

\*17 前掲拙稿「文政期の海防報告書と一揆鎮圧法」・「佐倉藩と房総の海防」(『近世房総地域史研究』、東京大学出版会、1993) 参照。

\*18 「漂流船御手充」(鎌田共済会郷土博物館蔵)。

\*19 『新編丸亀市史』第2巻・近世編(1994)。

\*20 丸亀市立資料館所蔵史料。

\*21 坂出市鎌田共済会郷土博物館所蔵史料。

# 近世武家官位試論

堀 新

## はじめに

1970年代以降、近世武家官位の研究は質量ともに飛躍的に深められている。天皇・朝廷の存在を議論に組み込むことで、幕藩制国家論はより豊かになったといえよう。官位叙任は暦制定・改元とともに、天皇に最後まで残された統治権的機能と位置づけられ〔石井1982〕、官位叙任の実態とその機能が検討されたのである。近年では『近世武家官位をめぐる朝幕藩関係の基礎的研究』（研究代表者 橋本政宣）の科研費報告書が出されている。また近世史研究に限らず、とくに1980年代後半以降は、天皇代替りが現実の問題となり、前近代の武家官位研究が進展した。『日本歴史』577（1996年）では、創刊50周年を記念して「官職と位階」の特集を組んでいる。このように、武家官位を総体的に捉え直す動きが進んでいる段階にある。

以上のような研究史認識にたち、本報告では次の諸点に留意しつつ、近世武家官位について再検討を加えたい。

まず第一に、近世武家官位の機能について。幕藩制国家論は、天皇・朝廷の存在を議論に組み込むことで多くの成果を生み出すいっぽう、肥大化した天皇・朝廷像をも生みだしたといえる。武家官位の機能についても、多くの魅力的な議論がなされている。例えば、官位の保持を領国支配の正当性の根拠とする官位の在地効果説や、官位叙任を通じて大名は敬幕感をもち、官位を幕藩間の矛盾を回避する政治的装置とする見解や、官位叙任から大名が朝臣意識をもち、それが幕府専制化を掣肘したとする見解などである。本報告では、近年の研究成果によりつつそれらを再検証し、武家官位の機能と限界性をふまえ、等身大の武家官位像を提示したい。

第二に、近世武家官位に関する諸階層の認識について。従来の研究は、幕府側すなわち編成する側の視角から検討されることが多かった。しかし別稿で明らかにしたように、武家官位に関する認識は幕府と藩では異なり、大名間もその類型によって異なる〔拙稿1995、同1996〕。これに朝廷・家中・領民側の認識も可能な限り検討し、多角的に武家官位を照射したい。これは、武家官位の制度的解明ではなく、諸階層の官位認識を素材に、各集団間の関係論を意識していることによる。

第三に、近世武家官位の通時的把握について。従来の研究は、初期については権力編成の観点から進められ、中期については研究そのものが薄く、後期についてはおもに官位叙任手続きについて検討され、崩壊過程については全く検討されていない。そのため、近世武家官位の通時的把握は困難であり、時期区分もないまま論じざるを得ない状況であった。本報告では、素描ではあるが、近世武家官位の通時的展開過程を提示したい。

なお、本報告では織豊権力下の武家官位を基本的に検討の対象外とし、江戸幕府下のものに限定したい。豊臣期に近世武家官位が成立したというのが通説ではあるが、近世武家官位の特質とされるものがいずれも江戸幕府下のものだからである。なかでも「公卿補任」からの削除が最大の特質である〔拙稿1996〕が、それは元和6年（1620）からである。また、官位叙任された武家は大名と旗本であり、武士身分の序列という意味では旗本の布衣をも視野に入れる必要がある。しかし、報告者の力量もあり、また前述したように、武

家官位を制度的にとらえるのではなく、それぞれの官位認識に重点をおきたいという問題関心と史料的制約もあって、本報告では大名を検討対象としたい。

## 1 近世武家官位の特質

まず最初に、議論の混乱を避けるため、近世武家官位の諸前提を確認し、その特質に触れたい。

「官位」は位階（従一位など）と官職（太政大臣など）からなる。近世武家官位の場合は、律令に定められた官位相当の原則とは異なり、やや位階が高めである〔藤井1989〕。また位階は、五位は従五位下、四位は従四位下にほぼ限定される。官職も律令下のごく一部である。以上の点から、近世武家官位は律令官位に源流をもちながらも、律令からは自立した存在と位置づけられる〔藤井1989、深谷1991〕。なお、蛇足であるが、近世武家官位には、律令に定められた職掌や報酬はない。

以上の先行研究に、さらに若干の特質を付け加えるため、近世武家官位の構成・序列を次に掲げよう。

太政大臣－左大臣－右大臣－内大臣－大納言－中納言－宰相（参議）－中将  
－少将－侍従－四品－諸大夫（従五位下）

この序列は、「武家補任」や「要筐辨志」下（『古事類苑』官位部3）などに示されたものである。幕府法令などでも、この序列にもとづいてさまざまな指示が出されており、現実に機能していた。

上に掲げた官位序列からわかるることは、第一に武官と文官の混在である。武官と文官とのあいだに、特に優劣はない。第二に、位階と官職の混在である。例えば四品は四位の諸大夫であり、位階は四位であるが官職のない散位である。最下位の諸大夫は、位階は五位で官職のない者である。侍従以上の者にももちろん位階はあるが、位階は同じ官位のなかでの序列に微調整を加える役割しかなかった。例えば、同じ少将であっても、位階が従四位上の者が従四位下の者よりも上位に立つ。位階も同じ場合は、叙任の日時が先の者が上位に立った。

なお、豊臣期の侍従は従五位下が基本であった〔黒田1997〕ように、この官位序列は江戸幕府下に確定した。この序列が公家の羽林家（中山・飛鳥井など）の昇進ルートとほぼ同じであることから、この官位序列にもとづく武家社会秩序を「羽林体制」とする見解がある〔下村1994〕。しかし、幕初と幕末を除き、ほとんどの近世大名は諸大夫どまりで、一生の間に昇進できる者はわずかであった。また国持大名の多くも元服時に四品ないしは侍従となり、年月を経てせいぜい少将どまりである。大臣以上となるのは將軍だけで、大納言・中納言となるのも御三家などの家門大名のみであった。羽林家と同様に昇進を重ねる大名はほとんどなく、また当時の人々が羽林家を意識していたわけでもないので、近世武家官位制を「羽林体制」と名付けて概念化するには、さらに検討を積み重ねていく必要があろう。

前掲の官位序列に、「○○守」「○○大夫」などの受領名・寮名がないことは重要である。これらは、本報告のいう武家官位ではなく、いわば武士の通称名なのである。このことは先行研究でも的確に指摘されている〔松平1984、水林1993、藤田1997a〕にも関わらず

ず、いまだにそれが共通認識となっていない。小宮木代良報告でも触れられた、寛永12年4月8日付伊丹康勝宛細川忠利書状案（『錦考輯録』7）や池田定常「思ひ出草」（『隨筆百花苑』7、箱石大氏の御教示による）でも、受領名などを名前として認識している。受領名などの場合も、侍従などの武家官位と同様に口宣案などの叙任文書を受け取る。しかし、その機能面からいって、受領名などを武家官位と位置づけることは無理であろう。従って、陸奥守であるから陸奥国を支配する正当性をもつといったような、官位の在地効果説は疑問である。

中世武家官位との関連について述べておこう。近世武家官位の特質は、幕府の推挙にもとづく叙任、官位定数からの員外制、「公卿補任」から武家の名前を削除、の三点とされることが多い。しかし、真に中世と異なるのは「公卿補任」からの削除のみである。その他、江戸幕府内部に官位叙任を専管する官途奉行が設置されていないことがあげられる〔拙稿1996〕。また、近世では、大名による官位昇進運動が展開したことも特徴である。官位秩序にもとづく序列が、近世ではより強固に機能していたといえよう。

以上の点を前提として、近世武家官位の再検討を行ないたい。

## 2 近世武家官位の機能

官位叙任の実質的な決定権が幕府にあり、朝廷が叙任文書を発給することで叙任手続きが完結する。その実質面を重視する立場からは大名の敬幕感〔深谷1991〕、形式面からは大名の朝臣意識〔宮沢1975〕が論じられている。

官位叙任の実質的な決定権が幕府にあったことは、大名も理解していた。そのため、官位昇進運動は幕閣に対して行なわれ、幕末を除いて、朝廷に働きかけることはなかった。幕府は官位叙任を幕府・將軍の御恩とし、大名がそれに対して奉公することを当然と考えていた。官位叙任が大名編成の一手段だったのである。

しかし、大名側の官位認識は幕府側とは全く異なっていた。元禄9年（1696）の岡山藩主池田綱政の事例では、大名は先祖以来の家格維持と他大名との序列づけを官位に期待し、その昇進を望んでいた。願書の中で幕府への御恩と奉公を述べるのは、幕府の論理を盛り込んだ、いわば建前であった〔拙稿1995〕。従って、官位叙任を通じて大名は敬幕感をもち、將軍の御恩に対する奉公を誓うことから、幕藩間の矛盾を回避する政治的装置として武家官位を位置づける見解〔深谷1991〕は魅力に富んでいるが、再検討が必要であろう。

また、綱政の願書には本音・建前いずれの部分にも、朝廷に対する意識が全くみられない。形式的には天皇が大名に官位を叙任することから、大名の朝臣意識、尊皇意識が生まれるとされる〔宮沢1975〕。そして大名は、將軍ですら天皇から叙任される存在であることを根拠に、ともに同じ朝臣として將軍を相対化したとし、官位は幕府専制化を掣肘する一手段と位置づけられている〔宮沢1975、深谷1991〕。これもまた興味深い見解であるが、その根拠となる大名の朝臣意識に問題があろう。

大名の官位昇進願書の中に、朝廷への奉公とか尊皇意識を示す文言が現れることはまずない。唯一、明和2年と推定される伊達重村直書案（『伊達家文書』2807）に、官位昇進のために「禁裏御用相務候様致度心懸候」とある。しかし、これとて風聞をもとにした状況判断であり、尊皇意識の現れではない。

官位の保持を、領国支配の正当性の根拠とする官位の在地効果説がある。室町・戦国期に関しては、おもに受領名から論じられているが〔今谷1992、田中1993〕、その根拠に問題がある〔拙稿1993〕。近世の受領名が官位ではなく通称名であることへの論理的整合性にも欠ける。また、江戸幕府下では、家門大名の領土支配の権原を大納言以下の官位に求め、なかでも將軍の全国支配の権原を内大臣に求める見解がある〔水林1993〕。しかし、將軍が内大臣以上、家門大名が中納言以上となるのは、他大名との官位序列において上位に立つからであり、内大臣や大納言という官位そのものに何かオリジナルの権能があるわけではない。近世の家門以外の大名でも、後述するように、叙任文書を大切にはしたが、一般公開されることもなく、直接的に領国支配や家中統制に利用されることはなかった。また、室町將軍のうち大臣以上は5人しかいないにも関わらず、全国に号令できたことの説明が困難であろう。

以上のように、幕藩関係の矛盾を回避とか、幕府専制化を掣肘するとか、官位の在地効果というような、武家官位を国家論に組み込んだ議論は、いずれも魅力的ではあるが、やや官位の過大評価であったように思われる。

### 3 諸階層の官位認識

#### ①大名の官位昇進願書

大名の官位昇進願書は、全国の大名家史料のなかに断片的に残されている場合が多い。そのなかで長州藩毛利家には、天和2年（1682）～明和5年（1768）の願書を控えた「御昇進被仰入」（以下『昇進』）1冊、文政10年（1827）～安政6年（1859）の「御内願一事」（以下『内願』）1冊がある。この2冊に収録された約60通（官位昇進以外のものや関連文書も含む）を分析することによって、願書内容の時期的变化を追うことが可能となる。

また、文化8年（1811）～天保6年（1835）に大御所田安斉匡に寄せられた願書群の控「心願書控」（東京大学法政史資料室所蔵、以下『心願』）11冊がある。これには、官位昇進以外のものや関連文書も含めて約120通収録されている。さらには、安政5年（1858）～同7年に大老井伊直弼に寄せられた願書群の原本がある。特定個人に託されたものであるから、時期的な偏りはあるものの、さまざまな大名の願書を見ることができる。

こうして収集した大名の官位昇進願書は、重複を除いて92通である（内容一覧表は省略）。時期的には天和2年（1682）～安政6年（1859）迄の約180年間にわたる。官位昇進願書では、大名の認識、幕府の認識の取り込み、家中・領民への影響などが述べられており、諸階層の官位認識に迫る手がかりとなるであろう。以下、これらの願書を中心に、諸階層の官位認識を検討したい。

#### ②幕府の認識

幕府の認識を検出するにあたって、まず幕府の官位叙任政策を跡づけておきたい。

官位叙任を通じた大名編成の方針は、幕府開設時から存在していた〔拙稿1996〕。慶安4年（1651）からは諸大夫の宣旨・位記を発給するようになり、官位叙任の形式の整備に努めている。これは、幼少將軍の出現への対応〔小宮1997〕と、幕府職制の整備によるも

のであろう。

寛文期に大名家格制が確立〔松平1974〕した後は、大名による官位昇進運動（内願）が始まる。これは、本来は行なわれるべきものではないという建前はあったが、現実には「手入不申者……公義より御吟味不発」（『伊達』2807）という状況であり、大名は昇進運動に大金を投じた〔藤田1997b〕。そのため、幕府は官位叙任の客観的基準を示す必要が生じてきた。まず元文4年（1740）に「武家補任御改」が行なわれ。それをふまえて寛保3年（1743）「寛保三年御定」が制定される〔小宮1997〕。天保12年（1841）には内願を禁止するが（『徳川禮典録』上）、昇進運動は一向に止まなかった。「縦先例先格有之候逆も、安堵難成」（『伊達』2807）というのが、現実であったのである。

官位叙任に関する幕府内部の審査は、下調査の総括責任者を若年寄、奥右筆が実務を行なった。大名の場合は老中、旗本の場合は若年寄が官位叙任の当否を選考し、「寛保三年御定」を基準とした。そして選考結果を将軍に具申し、その裁可を経て確定した〔橋本1997〕。将軍の「御沙汰次第」という認識は幕閣・大名双方に確認でき、大名側には「御上

鉄炮之如き之不時之御声を被下被仰出相成不申候而ハ、成就無覚束」（『内願』）と言う者すらあった。

すなわち、幕府内部の審議は将軍によって決定しており、幕閣の意見は将軍の裁可の材料であった。官位叙任は将軍の恩恵であり、それに対して大名は奉公すべき、が幕府の一貫した認識といえる。

それでは、幕府が大名に求めた奉公の具体的な中身は何か。近世中期以降、官位昇進のさいに、大名に対して老中が仰渡した内容は、先例の年齢に達していること、領国支配がうまくいっていること、勤役をよく勤めていること、他大名との釣り合い、等である

（『心願』）。大名の家格に関するものを除いたものが幕府への奉公と考えられ、それは領国支配と幕府への勤役である。幕府への勤役とは、毛利家の認識では、朝鮮人来聘・唐船打払・お手伝い普請等の臨時課役に限らず、参勤交代・定式登城・火の番等も含まれるものであった（『昇進』）。また薩摩藩島津家には琉球国の支配と慶賀使・謝恩使の誘導等も含まれ（『心願』）、固有の家役も含まれた。さらには、幕末固有のものとして、海防役の精勤が官位昇進の理由となることもあった（『井伊家史料』144）。以上のものを、幕

府への奉公の具体的中身とできよう。

昇進運動の対象となった幕閣・有力者たちも、将軍の「御沙汰次第」を前提としていた。彼らの認識は、『心願』にみられる。例えば、文政5年（1822）に弘前藩主津軽信順の内願を受けた大御所田安斉匡は、盛岡藩主南部利用との「深キ意味」を配慮し、「双方共上下和熟不仕、品々風聞等も有之、不穏事」であることを心配している。そして、まず南部利用を昇進させ、その後に津軽信順を昇進させることを提案しているのである。これは前年の相馬大作事件を意識したことであるが、彼らは大名間の家格バランスの維持を第一としていた。そのためには、内願を受けていない大名の昇進をすら提案したのである。家格を測る物差としての官位認識は明確である。

また、田安斉匡は、姻戚大名の昇進には特に強い執着があった。文政12年には長州藩主毛利齊元・鳥取藩主池田斉稷・松代藩主真田幸貴の官位昇進を推挙しているが、「大膳大夫（毛利齊元）心願之儀者無余義御訣合茂被成御座候間、別而相合取扱候様」に依頼して

いる。そもそも、『心願』に願書を収録された大名のほとんどが田安斉匡と姻戚関係にある。文政2年毛利斉熙の少将昇進のさいの仰渡では、「田安より彼是御願之趣も有之」ことが昇進理由の一つにあげられている（『心願』）。大御所家斉の子が、多くの大名家へ養子入り・嫁入りし、その結果大名の官位が家格を越えて上昇した。これは家斉じしんの太政大臣昇進とも連動している〔小野1993〕。將軍家・御三家・御三卿に関わらず、徳川家との縁戚関係が官位昇進に影響したのである。

なお、取次者の官位認識を示すものとして、文化8年（1811）の御用取次・平岡頼長の発言は注目される。田安斉匡は、佐賀藩主鍋島斉直の少将昇進と打物虎皮覆御免の取次を平岡頼長に依頼した。それに対して平岡は、「官位者其身一代之事ニ候得共、打物之儀者一度相済候得者代々之事ニ相成候故、（中略）御加増被仰付候同様之事ニ候」と答えているのである。すなわち、官位はその大名當人限りであるが、打物（行粧）はその大名家代々のものとなり、石高の加増と同様である、というのである。大名家格を構成する要素のうち、石高などは大名「家」につき、官位は「家」とともに「人」につくという見解〔深谷1991〕は、ここに裏づけられたといえよう。

### ③大名の認識

藩側の認識については、大名と家中と領民とをそれぞれ検討することとしたい。本項では大名の認識を検討する。

別稿で明らかにしたように、近世前期（とくに大名家格制が確立する寛文期以前）においては、国持大名や幕閣など広く大名一般に、官位秩序を絶対視しない認識が確認できる〔拙稿1996〕。しかしその一方で、幕府の主導により慶安4年（1651）頃から諸大夫への位記・宣旨発行が始まる。そのさい、松平信綱らの老中は、本人および亡父の過去の叙任に関する位記・宣旨の発行を申請している〔小宮1997〕。叙任文書を重宝がるこの対応は、官位秩序への傾斜の兆しと評価できよう。

寛文期に大名家格制が確立し〔松平1974〕、それとともにほぼ全ての大名が官位叙任されるようになる〔李1991〕と、国持大名を中心に官位昇進運動が始まる。これは、国持意識をもちつつも、それを官位秩序に整合化する示向性であった。管見の限りでは、天和2年（1682）がその最初である。長州藩主毛利綱広による、嫡子吉就の侍従任官を願うものである（『昇進』）。

元禄9年（1696）の池田綱政や、享保～明和期の仙台藩伊達氏の昇進運動〔松平1979〕から明らかなように、大名は家格の上下を測る物差として、官位を意識していた。ただし、これは国持を中心とする、いわゆる外様大名の官位認識である。例えば、大坂城代に就任した水野忠邦は、京都所司代を経て老中への昇進を願ったが、それにともなう侍従昇進は全く意識していない。いわゆる譜代大名は、官位よりも幕府役職を重視していたと言えよう。

しかし、前述した松平信綱らの例のように、叙任文書を重宝がる傾向はあった。元禄11年（1698）～享保16年（1731）に、6人の大名が位記の再発行を申請している。これらは、御三家の徳川綱條を除き、いずれも譜代大名である。叙任文書を整備した幕府の意向を反映してか、譜代大名は叙任文書を重視しているのである〔拙稿1996〕。

しかし、叙任文書は不必要であったかのような例もある。例えば、明和2年（1765）に

三河国刈谷藩主土井利信の嫡子利置が、従五位下に叙任した。しかし、利置は叙任文書が到着する以前に病死してしまった。幕府に届け出たところ、老中松平輝高は叙任文書の「御頂戴ニ不及」と指示した（『諸例集』（一）、針谷武志氏のご教示による）。叙任文書を受給していないとも、利置は従五位下として扱われている（東京大学史料編纂所所蔵「三河刈谷土井家譜」など）。幕府も大名側も、叙任文書を不可欠とは認識していないのである。この場合は、官位叙任は江戸城で仰渡された時点で確定し、その後の叙任文書受給は形式を整えるのみであったのである。

外様大名には、位記の再発行を望むような例はない。とくに、五位を越階していきなり四位に叙位される国持大名の場合、五位の叙任文書を歓迎している訳ではない〔拙稿1996〕。その一方で、仙台藩主伊達斉村のように、前年に遡って叙任文書の受給を申請する大名もあった（『伊達』2892）。

このように、幕閣や譜代大名の間でも、そして国持の外様大名の間でも、叙任文書の扱いについては差異がみられる。この点は、ひとまず、時期的変化としてとらえておきたい。

ところで、譜代・外様とともに、叙任文書は大切に保管した。多くの場合、將軍から発給された領知判物とともに国許に保管されていたようである（内藤家文書「岩城・江戸 御広間御長持入日記」、南部家文書「御判物 御内書・御官位帳」）。叙任文書の京都から江戸への運送や江戸屋敷での請取儀式も、時代が下るほど大仰になる傾向がある。大名にとっても、家中にとっても、藩主の叙任・昇進を裏づける叙任文書は重要であったのである。しかし、叙任文書が直接的に領国支配や家中統制に利用されることとはなかった。大名の官位認識は、やはり、家格の維持と他大名との序列だったのである。

事実、官位昇進願書には、大名の類型を越えて、年齢・年数などとともに自家の先例や他大名の例があげられており、大名間の家格序列への意識は強い。また、長州藩毛利家の場合は時期的にやや遅れるものの、ほとんどの大名は早くから幕府の論理を盛り込んで、幕府への御恩と奉公を述べている。

また、官位昇進の遅れが家中統制や領国支配に悪影響をあたえることの懸念も示されている。毛利家の願書はいずれも現れるのがやや遅いが、他大名の場合、家中統制への影響は明和4年（1767）、領国支配への影響は寛政12年（1800）が初見である。以後、大名の類型を越えて、ほとんどの願書に見られるようになる。18C後半以降、官位が大名の仕置と関連づけて意識されるようになる。藩主などの官位叙任が、領内にほぼ確実に触れられるようになるのもほぼ同時期である。しかし、これを官位の在地効果と結びつけるのは早計であろう。なぜなら、藩主の官位昇進の遅れを直接の理由とする御家騒動や百姓一揆はなく、また大名が官位昇進を利用して仕置を行なった形跡もほとんどない。願書の中の、いわばレトリックとして使用されたといえるが、これは幕藩制の矛盾が18C後半以降に激化したことの表出として理解したい。

それでは、このような官位が武家集団において、どのような役割を果たしたのであろうか。

前述したように、「縦先例先格有之候逆も、安堵難成」（『伊達』2807）というのが大名の本音であったが、昇進運動の成否は直前まで判明しなかった。官位叙任は大名の不安をあたり、それを解消するために、大名は幕閣に昇進運動を行ない、ますます幕府に依存した。その意味で、官位叙任は大名編成に有効であり、幕藩間の矛盾を表面的ながら解消

する機能も併せもっていたとしても可能だろう。

官位は、家格を構成する一要素であったが、「人」につくという属性から、最も変更しやすいものであった。そのため、大名はまず官位に焦点を定めてその上昇をはかり、それが達成されるとさらに打物（行粧）などの上昇をはかったのである。官位は家格構成要素のうち、基底部分でもあったのである。

#### ④家中の認識

大名が原則的に官位叙任されるのに対し、家中が叙任されるのは例外的であった。御三家・御三卿の他には金沢藩前田家家老のみであった。幕末には尾張・紀伊藩間でその数を競いあうこともあった（『南紀徳川史』8）が、叙爵された本人自身の、叙任に対する認識は不明である。

藩主の官位叙任は、藩の格維持に関わる問題で、家中にとっても関心事であったことは、いくつかの史料からうかがえる。宝永4年（1707）に長州藩主毛利吉広は「万一家格も下り候様ニとも可有御座哉与、家老共も別而氣之毒奉存候」（『昇進』）と述べている。藩主の官位昇進について家中が願書を提出するのは、管見の限り、寛保2年（1742）が最初である。家中の願書は「家中末々之者迄茂」が藩主の昇進を願い、それが成功すれば「御公儀之御明白恐入難有仕合奉存」こと、藩主の昇進は「別而政事江示も宜」として、領国支配への影響も意識していた（『心願』）。大名の官位認識と大差ない。

ところで、大名およびその嫡子の官位叙任にさいしては、藩内では約1年間かけて、江戸と国許で盛大なお祝いがなされた。その場合、藩主から家中へ御祝儀が振る舞われ、また家中から藩主へ御祝儀献上もあった。これらは近世前期から行なわれており、官位叙任が家中をも含めた慶事であったことを示している。そして、藩主と家中の一体感を演出するパフォーマンスともなった。

#### ⑤領民

領民の官位認識については、詳しくは別稿（岡山藩研究会編の論文集に寄稿予定）に譲りたい。

報告で触れた範囲を要約すれば、藩主などの官位叙任は全藩あげての慶事であり、全藩の一体感を演出するパフォーマンスであった。領民じしんの官位叙任（神官や職人受領）は藩の許可が必要であり、藩権力から自立したものではなかった。また、官位をもつ領民が、無位無官の藩役人よりも上位に遇されることはなかった。つまり、幕藩制下での官位は、各集団内部の序列として機能し、集団を越えて一元的に序列づける機能はなかったのである。

#### ⑥朝廷側の認識

朝廷側の武家官位に対する認識は、全体的に、武家の異常な官位昇進に対する憤りといえる。將軍綱吉の官位叙任手続きに対する近衛基熙の憤り（「基熙公記」元禄3年12月23日条）は、事実認識としてはともかく、その代表であろう。

天皇・朝廷には武家への官位叙任の決定権はなく、実態的にはただ事務的に叙任文書を作成するのみであった。しかし、朝廷側の叙任手続きは、公家官位も武家官位も同じであ

り、幕府による「叙任」はあくまでも執奏と位置づけていた〔橋本1997、松澤1997〕。もっとも、朝廷側が官位叙任権の一元化を志向していたわけではない〔箱石1996〕。

朝廷側の認識を重視すれば大名は朝臣、近世天皇は君主であり、さらにそれを拡大解釈すれば、官位の在地効果説も成立することになろう。しかし、他集団にその認識がなく、実際の機能面でも異なる以上、朝廷側の認識はあくまでも朝廷世界内部のものとすべきであろう。武家官位の叙任は、幕府・朝廷間の役割分担が明確になっており、互いに相手を排除して一元化する意志はなかったとすべきであろう。

官位叙任の形式面を重視して、独自の勲階制度をもたなかつた幕府支配の限界性を云々したり、近世天皇を君主とすることは、妥当でないと考える。

#### 4 近世武家官位の通時的变化

以上の検討をふまえて、近世武家官位の通時的变化を素描したい。

幕府は開設時から、官位叙任を通じて、おもに国持大名を中心に大名編成を行なっていた。しかし、寛文期以前は、国持大名だけでなく譜代大名の間でも、官位秩序にとらわれない意識が存在していた。

しかし、幼少將軍家綱の出現により幕府諸制度の整備が一段と進み、大名家格や幕府職制・儀礼に官位が明確に対応するようになった。官位については、叙任文書授受が整備され、家門・譜代大名は叙任文書の受給を重視するようになる。国持大名は低位の叙任文書には冷淡であったが、やがて官位が儀礼や家格に対応する現実に直面し、官位昇進運動を始めるようになる。なお、譜代大名は、官位よりも幕府役職への志向性が強かった。

大名の類型に関わらず、叙任文書は国許に大切に保管された。しかし、叙任文書の受給がなければ官位叙任が完結しなかったわけではない。これは幕閣・譜代大名に現れているが、国持大名のなかには受領名の叙任文書すら重宝がる傾向もあった。これらの点については、まだ事例の収集が十分ではないが、現段階では、譜代大名が官位から幕府役職へ、国持大名が国持・石高などから官位へと、意識の重点が移行していったと考えている。

以下、近世武家官位の崩壊過程を見通したい。

近世武家官位は、文久3年（1863）の叙任手続きの変化後も、幕府の叙任決定権は揺るがなかった。しかし、慶応3年（1867）の大政奉還後、新政府は大名に上洛を命じた。譜代大名を中心に、ここで上洛すれば「王臣」となるので、官位を返上して徳川の臣下としての立場を明確にしようという動きがおこった（『復古記』1）。幕藩制下では、幕府から叙任された官位という認識であったが、その幕府が消滅した結果、官位をもてば王臣（朝臣）という認識が明確となったのである。官位という制度じたいから朝臣意識が生まれるのは、大政奉還後であった。

明治維新後、公家・諸侯などの区分が廃止されて華族が成立した。明治2年（1869）に百官を廃止し、位階のみ使用することになった。武家官位に限らず、近世官位の崩壊である。官職が廃止され、位階に一本化されたことによって、各身分集団の枠を越えて、位階によって一元的に序列づけることが可能となった。官位を叙任する天皇の地位が明確になったのはいうまでもない。このとき、紀州藩は、無位の藩役人が位階をもつ領民をどのように処遇すべきか、新政府に問い合わせている（『南紀徳川史』4）。古い秩序が崩壊し、

新しい秩序が確立するまでの、社会の混乱であった。明治国家の位階制〔藤井1990〕成立への展望は、今後の課題としたい。

### むすびに

以上の検討結果をふまえて、近世武家官位の機能をまとめておきたい。

近世武家官位は、大名にとって自らの家格をはかる恰好の物差しであった。官位が大名家格制と結びつき、幕府儀礼・幕府職制などとも結びつくことによって、大名は官位秩序を無視することは不可能であった。しかし、その序列機能は武家集団内でのみで有効であり、他集団へ直接的な影響をあたえることはなかった。武家官位に限らず、近世の官位には集団間を越えて序列づける機能はなかったのである。

従って、官位の在地効果説はやや観念的解釈であり、実態から乖離しているように思われる。また、官位を全て天皇・朝廷に結びつけ、近世天皇を君主と位置づけることもできないであろう。武家集団内については、大名の敬幕感を生みだして幕藩間の矛盾を回避するとか、尊皇意識をもとに幕府專制化を掣肘するという説は、いずれもその根拠に難点があり、それらの機能はないと指摘せざるを得ない。

大名の官位昇進願書では、寛政期頃から領国支配への影響が述べられるようになる。これは、領内に藩主等の官位叙任が触れられるようになるのとほぼ同時期である。しかし、寛政期以降、官位叙任が領国支配に直接影響するようになったのではなく、いわば願書のレトリックであろう。この頃から幕藩制の矛盾が激化し、それを反映していたのである。

官位に対する認識は、幕府・藩（大名・家中）・朝廷・領民でそれぞれニュアンスが異なっていた。身分秩序を序列づける物差としての認識は一致していた。官位をどうとらえるか、さまざまな観点が成立する曖昧さは（これがあるからこそ、官位をめぐる様々な見解が生まれてくるのだが）、官位制度の弱点であるとともに、これが長く存続し、機能を保ち続けた要因であったと考える。

官位叙任の決定権が幕府側にあり、基準はあるもののその運用が恣意的であり、叙任の成否が直前まで判明しないことから、官位叙任は大名の不安感をあおった。それを解消するために、大名は幕閣などへの昇進運動を展開し、幕府への依存度を強めた。幕末の朝廷ですら、幕府による官位叙任を前提としていたように〔箱石1996〕、朝廷と大名との直接交渉による官位叙任がありえなかつたことが、幕府への依存度をより深めたであろう。官位昇進願書の内容が幕府の論理を全面に出し、幕末の長州藩ですら「公辺へ之間」を「御国中隅々に至るまで」に意識させたほどであった（『防長回天史』2）。その意味で、官位叙任は幕府の大名編成に有効であったし、表面的ながらも幕藩間の矛盾を解消する機能も併せもっていたともいえるであろう。

近世武家官位の機能は、家格や儀礼・職制と結びついた、強固な序列機能をまず指摘すべきである。これは、平和な社会であればこそ、より有効性をもったのではないだろうか。

近世武家官位は、その大系性・制度的完成度に、中世武家官位との違いがある。ただ、それでは質よりも量的違いに陥る危険性がないだろうか。本報告では、諸階層の官位認識という視角を組み込むことで、その克服を意図したが、事例の収集・検討とともに、今後ともさらなる作業を続けていきたい。

## 【付記】

本報告で使用した史料のうち、池田家文庫（岡山大学附属図書館所蔵）は早稲田大学図書館所蔵マイクロフィルム、毛利家文庫（山口県文書館所蔵）・鳥取藩政資料（鳥取県立博物館所蔵）・内藤家文書（明治大学刑事博物館所蔵）は岡山藩研究会による撮影史料、彦根藩文書（彦根城博物館所蔵）・南部家文書（盛岡市中央公民館所蔵）・佐竹文庫史料（秋田県公文書館所蔵）は東京大学史料編纂所による撮影史料を利用させていただいた。また「心願書控」（東京大学法学部法制史資料室所蔵）の存在は箱石大氏にご教示いただき、大名の人名比定については針谷武志氏にご教示いただいた。お世話になった方々に、あつく御礼申し上げる。

## 【註】

- 石井良助『天皇』（山川出版社、1982年）  
今谷明『戦国大名と天皇』（福武書店、1992年）  
小野将「近世後期の林家と朝幕関係」（『史学雑誌』102-6、1993年）  
黒田基樹「慶長期大名の氏姓と官位」（『日本史研究』414、1997年）  
小宮木代良「『武家補任』について」（橋本政宣『近世武家官位をめぐる朝幕藩関係 の基礎的研究』、科研報告書、1997年）  
下村效「豊臣氏官位制度の成立と発展」（『日本史研究』377、1994年）  
田中修實『日本中世の法と権威』（高科書店、1993年）  
西木浩一「江戸城多聞櫓<禁裏・朝廷の部>解題」（『北の丸』24、1992年）  
箱石大「幕末期武家官位制の改変」（『日本歴史』577、1996年）  
橋本政宣「江戸幕府における『武家官位叙任』の選考について」（同『近世武家官位 をめぐる朝幕藩関係の基礎的研究』、科研報告書、1997年）  
深谷克己『近世の国家・社会と天皇』（校倉書房、1991年）  
藤井讓治「日本近世社会における武家の官位」（中村賢二郎編『国家』、京都大学人 文科学研究所報告、1989年）  
藤井讓治「明治国家における位階について」（『人文学報』67、1990年）  
藤田覚「近世武家官位の叙任手続きについて」（『日本歴史』586、1997年a）  
藤田覚「武家官位の『価格』」（橋本政宣『近世武家官位をめぐる朝幕藩関係の基礎 的研究』、科研報告書、1997年b）  
松澤克行「近世武家官位叙任手続きと朝廷」（橋本政宣『近世武家官位をめぐる朝幕 藩関係の基礎的研究』、科研報告書、1997年）  
松平(上野)秀治「大名家格制についての問題点」（『徳川林政史研究所研究紀要』昭 和48年度、1974年）  
松平(上野)秀治「仙台伊達氏の官位昇進運動について(上)(中)(下)」（『史料』15・ 16・17、1979年）  
松平(上野)秀治「徳川時代の武家の官位」（『歴史公論』107、1984年）

水林彪「武家官位制」（『講座前近代の天皇』3、青木書店、1993年）  
宮沢誠一「幕末における天皇をめぐる思想的動向」（『歴史学研究』1975年度大会特集号、1975年）  
李啓煌「近世武家官位制の成立過程について」（『史林』74-6、1991年）  
拙稿「戦国大名織田氏と天皇権威」（『歴史評論』523、1993年）  
拙稿「岡山藩と武家官位」（『史観』133、1995年）  
拙稿「近世武家官位の成立と展開」（山本博文編『新しい近世史』1、新人物往来社、1996年）

#### 【補註1】

本論考は、歴史学研究会の承諾を得て、『歴史学研究』703（1997年10月）より転載したものである。転載にあたって、同誌上では省略した表を付した。

#### 【補註2】

第一章で、近世武家官位の特質の一つとして官途奉行が設置されていないことをあげた。しかしこの点については、批判例会（1997年7月5日、於東京大学史料編纂所）での金子拓氏のご指摘に従い、現在は撤回している。『歴史学研究月報』457（1998年1月）を参照。

「むすびに」でも述べているように、「家格や儀礼・職制と結びついた、強固な序列機能」を近世武家官位の特質としてまず考えるべきであろう。官位昇進運動の存在は、それを典型的に示している。

## 大名の官



No.	年	月	日	差出	大名	官位	結果	宛所	家督	年齢	年数	家例	他例
56	文政11(1828)12, 9			島津齊興	島津齊興	位階	×	田安	-	-	-	-	-
57	文政11(1828)12,			島津齊興	島津齊興	位階	×	田安	数十 年数	40	年功	○	○
58	(文政11 or 12)12,			鍋島齊直	鍋島齊直	少将	×	老中他	年若	-	-	○	-
59	文政12(1829) 8, 25			毛利齊元	毛利齊元	少将	○	中安	35	-	-	○	-
60	文政12(1829) 8, 25			毛利齊元	毛利齊元	少将	○	田安	-	-	-	○	-
61	文政12(1829)11, 27			毛利齊元	毛利齊元	少将	○	老女衆	35	-	-	○	-
62	文政12(1829)12, 5			毛利齊元	毛利齊元	少将	○	老女他	幼年	-	-	-	-
63	文政13(1830) 1, 24			毛利齊元	毛利齊元	少将	○	-	-	-	-	-	-
64	文政13(1830) 1, 25			毛利齊元	毛利齊元	少将	○	-	-	-	-	-	-
65	天保 4(1833)カ			津軽信順	津軽信順	侍従	×	中姫安	12	-	-	-	-
66	天保 5(1834)12, 8			家 中	津軽信順	侍従	×	和田安	12	-	-	-	南部
67	天保 5(1834)12,			津軽信順	津軽信順	侍従	×	田安	11	-	-	○	-
68	天保 6(1835)11, 7			毛利齊元	毛利齊元	四品	×	田安	11	38	-	-	-
69	天保 6(1835)11, 7			毛利齊元	毛利齊元	四品	○	田安	11	-	-	無例	池田
70	天保 6(1835)11, 7			毛利齊元	毛利齊元	四品	○	老中他	12	-	-	-	酒井他
71	天保 6(1835)11, 12			毛利齊元	毛利齊元	四品	○	老中他	-	-	-	○	-
72	天保 6(1835)11, 28			毛利齊元	毛利齊元	位階	○	老中	-	-	-	-	-
73	天保 6(1835)12, 6			毛利齊元	毛利齊元	中將	○	老中他	-	-	-	○	松平
74	天保 6(1835)12, 25			毛利齊元	毛利齊元	少将	○	老中他	-	-	-	-	-
75	天保 7(1836) 4,			毛利齊元	毛利齊熙	昇進	×	老中他	-	-	-	-	-
76	天保 7(1836)11,			池田斎敏	池田斎熙	昇進	×	? 暮閣	-	-	-	-	-
77	天保 7(1836)12, 5			佐竹義厚	佐竹義厚	少将	×	カ 中	-	-	-	-	-
78	天保 9(1838)12,			佐竹義厚	佐竹義厚	少将	○	老中	-	-	-	-	-
79	嘉永 7(1854) 2, 9			毛利敬親	毛利元徳	少将	○	他	-	-	-	-	-
80	嘉永 7(1854) 2, 20			毛利敬親	毛利元徳	侍従	×	老中他	-	-	-	-	-
81	安政 4(1857)11, 4			毛利敬親	毛利敬親	侍従	×	老中他	-	-	-	-	細川
82	安政 4(1857)12, 5			毛利敬親	毛利敬親	位階	○	老中他	-	-	-	-	細川
83	安政 5(1858) 7,			龜井茲監	龜井茲監	中將	○	大老他	20	-	(20)	-	○
84	安政 5(1858)11, 18			毛利敬親	毛利元周	四品	×	大老他	( 7 )	若年	-	-	-
85	安政 5(1858)11,			久松勝成	久松勝成	四品	×	大老他	-	-	-	-	-
86	安政 5(1858)12,			南部利剛	南部利剛	少将	×	老老老	-	-	-	-	-
87	安政 5(1858)12,			丹羽長國	丹羽長國	少将	○	大大大	-	-	-	-	立花
88	安政 6(1859) 1,			家中カ	細川韶邦	侍従	○	大大大	-	-	-	-	-
89	安政 6(1859) 9, 23			毛利敬親	毛利敬親	少将	○	大老他	-	-	-	-	細川
90	安政 6(1859)10,			家 中	伊達慶邦	中將	○	大老他	19	38	-	-	-
91	安政 6(1859)11, 15			毛利敬親	毛利敬親	宰相	○	大老他	22	-	-	○	細川
92	安政 6(1859)12,			水野忠央	松平頼学	中將	△	大老	38	-	27	-	-

- 註 1) <大名>欄は当該大名、<官位>欄は叙任を希望する官位、を表わす。
- 2) <家督>欄は家督継承後の年数、<年齢>欄は当該大名の年齢(当時)、<年数>欄は現官位歴
- 3) <家督><年数>欄の「/」は、いずれも初官に関する願書のため、当該欄に関連しないこと
- 4) <勤役>欄は、これまでの幕府に対する勤役、<御恩>欄は幕府に対する御恩・感謝、<威光>
- 5) <特記>欄は特記事欄、<他家>欄は他のどのような大名家を意識しているか、<政事><家>
- 6) <出典>欄の「昇進」は「御昇進被仰入」、「内願」は「御内願一事」(ともに山口県文書館所蔵「早稲田大学図書館所蔵「池田家文庫藩政資料マイクロフィルム」、「井伊」は彦根城博物館佐竹文庫史料」の略記。
- 7) 各欄の「-」は該当する記載がないことを示す。

任からの年数、<家例>欄は各大名家の先例、<他例>欄は他家の先例が記されていることを示す。を示す。

>欄は幕府等の御威光、<奉公>欄は今後の更なる御奉公、が記されていることを示す。

中><領民>欄は叙任による影響が記されていることを示す。

<sup>19</sup> 蔵「毛利家文書藩政史料」所収)、「心願」は「心願文書扣」(東京大学法学院法史資料室所蔵)、「池田」所蔵「彦根藩文書」、「南部」は盛岡市中央公民館所蔵「南部家文書」、「佐竹」は秋田県公文書館所蔵「

## 天皇即位時の祝儀献上について

久保 貴子

江戸時代、将軍家以下諸大名家が、天皇の即位や結婚（女御入内）等の際に祝儀献上をしたことは周知の事実である。幕府は、諸大名を官位等によって格付けし、それに基づいて献上品を規定したり、使者の装束を定めたりしている。現存する藩政史料には、この種の史料が散見されるが、研究はあまり多くない。そこで、今回は、岡山大学附属図書館所蔵の池田家文庫の中に見られる享保20年（1735）の桜町天皇即位時における祝儀献上を取り上げ、藩が幕府の指示のもと、どのように勤めを果していたのかを史料に沿って紹介することにしたい。

『御触書寛保集成』禁裏御吉凶等之部によると、桜町天皇への祝儀献上は、30万石以上の大名が太刀・白銀30枚、29万石より10万石までの大名が太刀・白銀20枚、9万石より5万石までの大名が太刀・白銀10枚、5万石以下でも四品以上の大名は太刀・白銀10枚となっており、中御門上皇へは、それが太刀・白銀20枚、太刀・白銀10枚、太刀・白銀5枚、太刀・白銀5枚であった。そして、幕府は、具体的な献上の手筈などについては、京都所司代土岐頼稔の指図を受けるよう命じている。桜町天皇は享保20年の3月21日に父の中御門天皇の譲位を受けて践祚し、11月3日に即位する。上記の幕府の命令は8月22日に出されたが（『徳川実紀』）、岡山にこの知らせが到着したのは9月2日であった。9月7日には所司代から使者の衣服についての指示が出された。これによれば、中将・少将・侍従の使者は布衣、四品・諸太夫の使者は素袍、無官の使者は長上下となっている。しかし10日後、無官の使者については素袍に訂正され、さらに、無官でも侍従の席に出る使者は布衣を着用することに定められた。

禁裏や院への祝儀については先例通りで明確に規定されていたが、関白・長橋局・伝奏・院伝奏・両御所の女中への付届け・贈り物に関しては、記録が残っていないかったのか、9月9日、所司代の用人が岡山藩に問い合わせを行っている。おそらく、他藩にも行ったであろう。これに対し、同月23日、岡山藩では京都留守居水野七郎左衛門が返答の書付を提出した。ここには、宝永8年（1711）の中御門天皇即位時の例が引かれ、長橋局へ紗綾3巻、両伝奏へ太刀1腰・馬代判金1枚ずつ、院両伝奏へ太刀1腰・馬代白銀5枚ずつと記されている。実際、享保20年の場合も、この通り贈られることになる。ただし、公家方への贈り物はこれだけではなく、両伝奏の雑掌8人へ金子200疋ずつ、紗綾2巻代1000疋、仙洞伝奏の雑掌へ箱肴1種・金子200疋、長橋御奏者番2人へ金子200疋ずつ、仙洞御所御奏者番2人へ金子200疋ずつを贈っている（「御即位ニ付御献上物御音物之品覚書」※C7-357、リール番号 YCF-006）。

朝廷への祝儀献上の際には、大名家の使者が京へ参集するため、在京中の行動はもちろん、上京の時期に始まって出京の時期まで、全て京都所司代の指示を仰ぐことになる。9月24日、所司代は即位日が11月3日になることを触れ出し、同時に、その7、8日前までに京着するよう指示した。しかし、この指示は、岡山藩側からの伺いに対する最終的な返答であって、所司代側から発せられたものではない。岡山藩の場合、江戸表から京都留守居や国元への情報がなぜか遅れていたようで、9月5日には、京都留守居の水野が国元に豊前小倉藩の動向を知らせており、これによると、小倉藩小笠原家ではすでに使者の上着

の時節を所司代に伺っており、上使上着前に京着するよう指示されていた（具体的には10月20日過ぎ）。この情報は、小倉藩京都留守居からもたらされたもので、おそらく当時、岡山藩と小倉藩は同じ留守居組合にはいっていたのであろう。また、小倉藩主小笠原忠基は岡山藩主池田継政と同じ侍従でもあった。このため、水野は岡山藩の使者も10月末までには京着するよう求めた。さらに、水野は、所司代から指示の出される前のこの段階で、侍従以上の使者の装束が先年、布衣であったことも知らせている。これにより、国元では使者の京着を10月20日頃とすることにした（「御即位ニ付御祝儀御献上御使者勤御音物等覚」※C7-358、リール番号 YCF-006）。

岡山藩の使者は池田但見、副使者は馬場茂右衛門が勤めることになり、その他に、御進物宰料の歩行が3人、同行の家来がおよそ300人余（鎧数6本・騎馬5疋）であった。彼らは、10月15日に岡山を発足し、予定通り、同月20日に京へ到着して正運寺に旅宿した。翌日には、早速、水野の案内で所司代の許へ音物の塩鳶2つ（箱入り）を持参して挨拶に出向いている。そして、同日のうちに京都町奉行の本多忠英と向井政暉、禁裏附の松平忠一と桑山元武、仙洞附の赤井直綱と山岡景照、武家伝奏の葉室頼胤と冷泉為久、仙洞伝奏の園基香と難波宗建の許へも水野の案内で挨拶に廻った。さらに、池田家と縁戚の一条兼香の許にも出掛けている。25日には禁裏内見を済ませた（仙洞御所内見は29日）。將軍徳川吉宗の上使を勤める彦根藩主井伊直定と副使の高家中条信実、將軍世子徳川家重の御使の高家織田信倉が京に到着したのは、27日である。翌日には、進物の干鯛1箱を持って井伊の許へ出向き、中条・織田にも挨拶に出掛けている。そしてこの日も一条家へ行き、兼香・道香父子にお目見えした（兼香から御熨斗・昆布頂戴）。この21日、28日両日の行動から、藩にとって、幕府・朝廷双方の関係者への速やかな挨拶が重要であったことが窺われる。この場合、相手が在宿しているかどうかは問題ではない。

またこの日、所司代の土岐に会い、禁裏・院への祝儀献上にあたっての一連の作法が書付によって指示された。

一惣御門の外で乗物・馬・鎧等を残し置き、少しの人数を召し連れる。

一雑掌の案内で唐御門から入る→使者溜で控える→雑掌の呼び出しに従い長橋奏者所へ御太刀目録を持参。

唐御門内へは、副使者か御太刀目録を持たせている者のほかは、供若堂1人・草履取のみ。

雨天の場合は、手傘を用いる。

献上後は御台所御門より退出。御馬代銀は別日に納める。長橋局への進物がある時は献上、同日に御長屋へ納める。

一仙洞御所へも同日献上。唐御門から入る→使者溜で控える→雑掌の呼び出しに従い奏者所へ御太刀目録を持参。

唐御門内の供は前に準じる。御台所御門より退出。御馬代銀は別日に奏者所へ納める。

一両御所共、献上物長櫃は唐御門外に置き、献上物のみ持参。

一御祝儀献上の日限と時刻は追って達し。

使者の装束は布衣着用。

そして、11月9日、土岐からの書付で、祝儀献上の日時が知らされた。

一明後11日辰刻、禁裏・仙洞へ御即位御祝儀献上の使者を勤めること。献上物披露後の翌12日未刻、武家伝奏の葉室頼胤と仙洞伝奏の園基香亭へ出向くこと（装束は献上の節の通り）。馬代銀は13日の辰刻から午刻までの間に納めること。

この指示通り、11日、池田但見は両御所へ太刀を献上し、土岐に報告、続いて一条兼香にも報告した。翌日には、献上が無事に済んだ祝儀として、上使の井伊以下に下記の物を届けた。

井伊直定－御太刀・金馬代  
土岐頼稔－御太刀・金馬代・昆布1箱・干鰯1箱・御樽代1000疋  
中条信実－御太刀・金馬代  
本多忠英－干鰯1箱・御樽代1000疋  
向井政暉－干鰯1箱・御樽代1000疋

同日夜、葉室亭、園亭それぞれで同役列座の上、勅答を伝えられると、その旨を土岐に報告に出向き、用人から国元への帰国は勝手次第と伝えられている。13日には前日に廻れなかった織田以下に届け物をした。

織田信倉－御太刀・金馬代  
葉室頼胤－御太刀・金馬代  
冷泉為久－御太刀・金馬代  
園基香－御太刀・御馬代銀5枚  
難波宗建－御太刀・御馬代銀5枚  
松平忠一－干鰯1箱・御樽代1000疋  
桑山元武－干鰯1箱・御樽代1000疋  
赤井直綱－干鰯1箱・御樽代1000疋  
山岡景照－干鰯1箱・御樽代1000疋

14日、井伊を訪ねたあと、同日夜、兼香亭で料理を頂戴し、兼香から御菓子1折・真綿5把を、道香から畫讚を拝領した。翌日には、井伊から真綿5把を拝領し、お礼に出向いた。そして18日、兼香に帰国の挨拶に赴き、19日出京、24日岡山に帰着して、25日登城。これで、但見の御歓使者としての勤めは無事終了した。

但見の京での行動には、京都留守居水野がほとんど同行・案内している。進物などの手配や口上なども含め、諸事にわたり滞りなく準備するのが水野の役目で、ここに留守居の役割が窺える。また、10月20日から11月19日までの1か月の在京中に、10月21日・28日・11月2日・11日・14日・18日の6回、一条家を訪れている。享保20年当時、兼香の正室智姫（池田綱政の養女＝実孫）はすでに亡かったが、縁戚としての交流は継続していた。但見を御歓使者に任命する前、但見が母の服中であったため、支障がないかどうかの聞き合せも、水野を通じて一条家に行っている。一条家ではこれを武家伝奏に問い合わせて返答した。こうした大名家にとって内々の要件では、所司代に判断を仰がず、親しい公家を通じて朝廷方の判断を仰いでいる点は注目に値する。また、無官の使者の衣服の変更も「伝奏方にて御吟味」の結果であった。藩からの御歓使者の派遣は、幕府の定めた一つの勤役であるが、朝廷に対して行うものであるかぎり、朝廷方の作法や論理を無視することはできないということであろう。ただ、御歓使者の場合、朝廷方で対面しているのは、公的には武家伝奏と院伝奏のみである。閑白に対しては進物もしておらず、幕府の施政方針

が反映されているということであろうか（幕府からは関白に進物を行っている）。

ところで、岡山藩池田家の使者が祝儀献上を行ったのは、11月11日辰刻のことであったが、祝儀献上自体は11月7日から12日にかけて行われている。

11月 7 日	上使	近江彦根藩主井伊掃部守直定	
	副使	高家	中条大和守信実
	世子御使	高家	織田淡路守信倉
	代り	高家	畠山民部大輔基祐
	紀伊和歌山藩主徳川中納言宗直	使者	
	尾張名古屋藩主徳川中納言宗春	使者	
	常陸水戸藩主徳川鶴千代（宗翰）	使者	
	紀伊和歌山藩世子徳川中将宗将	使者	
	田安家	徳川右衛門督宗武	名代
	一橋家	徳川刑部卿宗尹	名代（田安家と同人）
8 日	常陸水戸藩主母長松院	使者	
	加賀金沢藩主前田加賀守吉徳	使者	
	伊勢桑名藩主松平下総守忠雅	使者	
	陸奥会津藩主松平長菊（容貞）	使者	
	下総佐倉藩主松平左近将監乗邑	使者	〔老中〕
	三河吉田藩主松平伊豆守信祝	使者	〔老中〕
	上野高崎藩主松平右京大夫輝貞	使者	〔老中〕
	下総古河藩主本多中務大輔忠良	使者	〔老中〕
	美濃岩村藩主松平能登守乗賢	使者	〔老中〕
	上野館林藩主太田備中守資晴	使者	〔大坂城代〕

上記のように、7日は將軍上使以下御三家・御二卿の使者、8日はそれに准じる家（金沢・桑名・会津の3家）と老中・大坂城代の使者となっている。なお、当時の水戸家当主鶴千代は8歳で叙爵前であったためか、母で前藩主宗の正室（前々藩主吉孚の嫡女）長松院からも使者が派遣されている。

10日は祝儀献上が行われず、11日・12日の両日が諸大名家からの祝儀献上で、官位序列に基づいて、その官位の叙任順に行われた。具体的には、11日が中将一陸奥仙台藩主伊達陸奥守吉村と薩摩鹿児島藩主島津大隅守継豊の2人一、少将一因幡鳥取藩主池田相模守吉泰から美濃高須藩主松平但馬守義淳までの5人一、侍従一陸奥守山藩主松平大学頭頼貞から出雲松江藩主松平幸千代（宗衍）までの18人一、四品一加賀大聖寺藩主前田備後守利章から常陸府中藩主松平源吉（頼幸）までの12人一で、12日が諸太夫一伊予松山藩主松平隱岐守定喬から越後村上藩主内藤孫三郎（信興）までの51人一の各使者であった。

このうち、岡山藩主池田継政は侍従18人中4番目に記載されている。また、上記からもわかるように、松平幸千代・松平源吉・内藤孫三郎らは、実際にはまだ叙任されていないが、家格に基づいて位置づけられ、祝儀献上に臨んだ（「御即位ニ付諸国御使者覚」 C6-78、リール番号 TCF-003）。このように、儀礼の場では官位がかなり重要な位置を占めていたことがわかる。

今後は朝廷への各種の使者派遣の分析を深めて、幕府・朝廷・藩の立場を追及したい。

## 無礼討ちと民衆意識

谷口 真子

### はじめに

秀吉の刀狩令は、民衆からあらゆる武器を没収したものではなかったという藤木久志氏の論考を受けて<sup>(1)</sup>、近年では近世史の分野でも、武士層が暴力手段を占有していなかったことを示す事実が、具体的に指摘されている。熊谷光子氏や鈴木ゆり子氏は、畿内の帶刀人改めを検討し、元禄期から「帶刀改め」が始まることを明らかにした<sup>(2)</sup>。従来は、「丸腰」の民衆の対極に刀を帯びた武士を位置づけてきたが、両氏は鉄砲だけではなく刀もまた、在地に広く見られたことを明らかにしたのである。しかしこれらの研究では、刀の所持や携帯の認可に関する実証が主眼となっているため、実際に刀が武器として使われたかどうかについては言及されていない。

近世において、刀や脇差は単なる身分表象にとどまるものではなく、治安維持機構が未発達であったことから、護身のために使用される例が見られた。自己防衛にあたって刀や脇差を使用することが、武士だけではなく百姓・町人においても正当と認められていたのは、そのよい例であろう。正当防衛の観念は、武士と民衆の双方によって共有されていたのである<sup>(3)</sup>。

とは言え、武士が暴力手段を占有していなかったという事実から、武士による民衆支配を、単なる委任・契約関係と見なすことはできない。武士と百姓・町人との間には身分の別が存在し、武士は彼らに対して「切捨て御免」とも呼ばれる無礼討ちを行う身分特権を持っていたからである。これは、軍人である武士が為政者として位置づけられていた、近世独自の政治体制から発生したものと考えられる。

研究史によれば、無礼討ちは実際には殆ど行使されることがなかったと考えられているが、別稿で指摘するように、これは明治初期まで法的に認められ、実際にも行われていた武士の特権であった。幕府は公事方御定書で無礼討ちを法的な権利として規定し、幕末まで一貫して無礼討ちを正当と認めているし、岡山藩においては、無礼討ちはその場で実行すべき、武士の義務と位置づけられ、助太刀も許されていた。無礼討ちを怠った者は藩によって処罰され、社会的な批判にもさらされていたのである<sup>(4)</sup>。

しかし別稿では、幕藩権力や武士集団が、無礼討ちに対してどのような認識を持っていたかという観点からの考察を眼目としているため、民衆のうちどのような者が無礼討ちにあったのかという分析や、無礼討ちに対する民衆の意識については検討していない。そこで本稿では、百姓・町人などの社会集団が、無礼討ちに正当性を認めていたのかどうかを検討し、武士集団や藩・幕府に対していかなる行動に出たのかを考察することによって、近世の身分観念の一端を明らかにしたい。

### 1. 過言・慮外の具体像と無礼討ちに対する民衆の意識

本節では、武士に対する「無礼」と判断され、武士の名誉を侵害したものとされた言動や行動とは、具体的にどのようなものであったのかを検討したい。

例えば明和5年、大宮宿で生じた無礼討ち事件（【事例1】）では、馬子が岡山藩士に対して、御定賃錢以外に酒代など多額の金錢を要求し、「士と申合候程面白き事は無御座

候」「ケ様の義に成候ては此荷物一寸も先江は遣し不申候」等と述べ、藩士の胸元をつかんだという<sup>(5)</sup>。また安永2年に起きた駿府での事例（【事例2】）では、日雇の者が酒代をねだり「切レ候刀候は、切られ度物」と述べ、さらに「切られ候事は此方得て物に候、首には骨有之候間、少々切レ間敷候間、尻を切候哉」と言って手向いしたと記されている<sup>(6)</sup>。

以上から、街道筋の宿にいる日雇層が、通行する武士をねだりの対象とした場合もあることがわかるであろう。これらの日雇者の中には、諸藩から追放されたり村から帳外にされた者も含まれているので、上記のような行動に出る者がいたとしても、不思議ではない。岡山領内でも同様の事例は多数存在するが、どのような者が無礼討ちの対象になったのかを調べてみると、武士に対する無礼は、一般民衆の武士に対する対立意識・不満の全般的な表れとは考えがたい。そこでやや長くなるが、次に、武士に対する無礼の具体像がわかる事例を紹介したい。

#### 【事例3】（延宝元年）

岩田孫之丞の兄、勝兵衛は、博労の権七から馬を購入した。ところが孫之丞は往来で出会った権七から「勝兵衛殿は大なるやくたひなし」「かやうの馬買人は世にいふ明き目くらといふもの也」と言われた。そこで「士に向ひ兄の事を盲者など無礼の過言なり」と口論になり、権七が先に刀を抜いたので、孫之丞も抜刀して権七を手討ちにした<sup>(7)</sup>。

#### 【事例4】（宝曆11年）

佐々伴之進は往来で荷物をあてられたので、相手を咎めたところ、悪口を言って棒で打ちかけられたため、抜刀して相手の顔に切り付けた<sup>(8)</sup>。

#### 【事例5】（天明4年）

石原幸吉は、小者体の者が慮外をしたので身元をただしたが、相手が名乗らず、悪口を言って脇差の柄に手を懸けたので、手討ちに及んだ<sup>(9)</sup>。

#### 【事例6】（寛政元年）

小幡左之七は長屋を貸している者から、金が紛失したのは左之七が盗んだためだと近所に言い触られたため、「一分立かたく」なって傍輩を証人として呼び、この者をただした。相手は「粗忽の旨」を認めたが、左之七は名誉を侵害されたとして、その者を手討ちにした<sup>(10)</sup>。

#### 【事例7】（寛政元年）

岡崎猪太夫は、元奉公人だった足軽の儀平が妻に不義を申し掛けたと、妻から聞いたので、出入り禁止を命じたところ、「それかし何の罪もなく年頃の御懇意を引替られ今更かくは仰らるるそ」と反論された。さらに儀平が猪太夫に飛びかかって脇差を奪い取り、切りかかってきたため、猪太夫は儀平を手討ちにした<sup>(11)</sup>。

#### 【事例8】（文化元年）

西中島町の安五郎は、往来で笠原用伯とすれ違いざまに行き当たった。用伯が脇差しか指していなかったことから、安五郎は「按摩取杯やうの者と思ひ」、色々と悪口を述べた。そこで用伯は脇差を抜き、安五郎を手討ちにしようとしたが、脇差を「打落」されてしまった。騒ぎを聞いて助太刀にかけつけた用伯の朋友が、安五郎を手討ちにした<sup>(12)</sup>。

#### 【事例 9】（文化 12 年）

普請場で夫役をつとめていた重太郎は「兼て悪徒なる」評判の者で、奉行の石津勇次郎の命令に悪口・慮外をはたらいた。そこで勇次郎が重太郎を手討ちにした<sup>(13)</sup>。

#### 【事例 10】（文政 9 年）

長屋の管理を頼まれていた興津新吉は、長屋のある者が博打宿を開いているという情報を得て、長屋へ確認しに行ったところ、その父親が「立腹し散々悪口し、新吉に取掛」ってきたので手討ちにした<sup>(14)</sup>。

#### 【事例 11】（文政 10 年）

青木惣介が中間の九右衛門に応対していた際、慮外があったので許しがたいと言ったところ、九右衛門が両刀を手にしたので、惣介は機先を制して切りつけようとした。しかし九右衛門が逃げ出したため、惣介はその跡を追いかけ、「止メ」を刺した<sup>(15)</sup>。

#### 【事例 12】（文政 10 年）

涼に出ていた山形磯次は、髪結に過言があったため抜刀して切りつけた。傷が浅かったため、髪結は逃走し、磯次は相手の行衛を見失った。そこで磯次は、親や親類の助太刀を得て、藩境の村で髪結を見つけて手討ちにした。<sup>(16)</sup>

#### 【事例 13】（天保 10 年）

平河七五郎宅へ出入していた卯吉が、七五郎の隣家で散々に悪口を言いふらしている話を聞いて、七五郎がそれを卯吉にただしたところ、「彼是と云抜け申、其上段々慮外なる悪口」を言ったので、手討ちにした。卯吉は「甚人物悪く近所ほとりの者も悪ミ居申位の者」であったという<sup>(17)</sup>。

#### 【事例 14】（天保 11 年）

伊木転は、春に台屋十右衛門へ鉄砲を注文したが、七月終りになっても鉄砲が届かないのを催促した。「若出来せずは其呂にて持来るへしと云遣し」たところ、十右衛門は鉄砲を長屋へ持ってきたが、無礼な言動があったため、転は十右衛門を手討ちにした<sup>(18)</sup>。

#### 【事例 15】（弘化 4 年）

荒木新六郎は、他の藩士の元で働いている日雇の八介が無礼をしたので、それをとがめたところ、八介は手向いした。八介は新六郎が身分の軽い者だと思って、過言したらしい。新六郎の家は非常に貧しく、（おそらく手入れが不十分だったのだろう）身につけていた刀が使いものにならなかっただため、新六郎は八介に脇差で切りつけた。しかし傷が浅かつ

たので、八介に反撃されてしまう。新六郎は通りがかりの金子健之丞に助太刀を頼み、二人で八介を手討ちにした<sup>(19)</sup>。

### 【事例 16】（安政 4 年）

魚釣の帰りがけに、喜多村源右衛門は牛窓村の者に「盜漁の者」と勘違いされた。村人は「多人数出合ひ水棹にて打掛けり、矢庭に源右衛門か船中の漁具など奪」った。そこで源右衛門は帰宅後、父の幸太の助太刀を得て村へ行き、打擲した村人二人を手討ちにした<sup>(20)</sup>。

以上の事例から、武士が無礼討ちを行うのは、武家奉公人や百姓・町人の中に、武士の名譽を侵害するような悪口を言ったり、往来ですれ違う際に武士に行当り、それを咎める武士に謝らない場合であった。また民衆によっては武士に対し、実力行使に及ぶ者もいた。博労が抜刀した【事例 3】や棒で攻撃した【事例 4】、脇差に手を懸けた【事例 5】はその好例であるし、素手であっても【事例 10】のようにとびかかったり、手向い（【事例 15】）している。また民衆の方から先に実力行使に及ばない場合でも、武士の脇差を奪い取り刺し殺そうとした【事例 7】や、武士が抜き懸けた脇差を打ち落としたり（【事例 8】）、武士から切りつけられて、刀を抜きながら受けとめている例（【事例 11】）もある。

これらの事件において、無礼討ちされた者は、武士に対して実力行使に及んでおり、武士による手討ちには、自己の身を守る正当防衛行為も含まれていたことがわかる。武士だけではなく、民衆もまた正当防衛を認めていたのであるから、以上のような「手討ち」に対して、民衆の側からの異議申立てがみられないのは、納得のいくところであろう。

しかし問題となるのは、正当防衛を含む広義の無礼討ちではなく、悪口雑言を言われただけでも、武士には相手を手討ちにする権利が認められていた事実である。同一身分間であれば、乱心や筋違いの遺恨などの理由以外で、当事者が口論に及んだ場合、「当座の喧嘩」と見なされ、双方は同罪を言い渡されていた。しかし武士と民衆が、往来で当座の口論に及んだような場合、武士は相手を手討ちにする特権を持っていた。

例えば【事例 6】や【事例 13】では、悪口を言いふらしたことが、無礼討ちの理由になっているし、【事例 12】では過言に及んだ髪結を、藩境まで追いかけて手討ちに及んでいる。いずれの事例においても、当該の武士は身の危険にさらされたわけではない。武士の名譽を陵辱する悪口雑言は、それだけで手討ちに値すると見なされたのである。

それではなぜ、自己防衛の正当性を主張するほどの民衆が、悪口雑言だけを理由にしたこのような無礼討ちに対して、異議を唱えなかったのだろうか。それを理解するために、まずどのような者が、無礼討ちの対象になったのかを考察してみたい。先にあげた事例から、無礼に及んだ者のうち、日頃の行跡がわかる者を拾い上げてみると、「ややもすれば諸士に対し無礼のふるまひありて人々にくみける」（【事例 3】）、「かねて悪徒」（【事例 9】）、「甚人物悪く、近所ほとりの者も悪ミ居申位の者なりし」（【事例 13】）などの記述が見える。通常、無礼討ち事件が生じた際、藩は無礼討ちにされた者の遺体を検分する。特に無礼討ちかどうかに疑義が生じた場合には、その人物を知る者から詳しく事情を聞き、それを書き留めていた。史料に残された「かねて悪徒」などの文言は、無礼討ちした武士の評価ではないと見るべきである。つまり無礼討ちにあった者は、日頃から

問題を起こすと見なされたような人物であったと考えてよい。

近世後期の民衆社会では、無宿者が増加して博打が横行し、村が非人番をやとって「悪党」の跋扈に対する対策を講じるなど、村や町がこういった者たちから身を守ろうとした事実が知られている。村が盜漁者と誤解して、乗船していた武士を打擲し、道具を奪い取って自検断を発動している【事例16】は、当時の社会状況を反映したものと思われる。無礼討ちされた者に、近世後期に社会問題となった「悪党」的因素が見いだせても、不思議ではない。またこのような者が、武士に対して過言・慮外をはたらいで手討ちにされても、一般民衆はその正当性を認めていたと考えられるのである。

さらに武家奉公人も無礼討ちの対象となった場合が多い。小者が脇差で実力行使に及ぼうとした【事例5】や、足軽が武士を刺し殺そうとした【事例7】などは、いずれも武家奉公人の事例である。彼らは下級武士と民衆との間に位置していたが、近世初期を除けばその大部分は一時的な雇用によってまかなわれており、生得の身分としてはほとんどが百姓や町人であった。彼らの中には、人宿に非合法的に抱えられて奉公し、雇用時に支払われる金銭を持って出奔する者も多く、武家奉公人は武士が生活する上で不可欠な存在でありながら、多くの問題を誘発していた。彼らは奉公している間だけは帯刀が許されていたが、世襲身分ではなかったため、武家奉公人は百姓・町人を無礼討ちする権利を持つと共に、武士から無礼討ちされる存在でもあったのである。

無礼討ちされた者の多くが、日頃から行跡に問題のある者であったことは、無礼討ちの現場近くにいた民衆の反応からも、推測することができる。【事例8】では、武士が相手を切り留められないでいるうちに、「段々人集り見物」する始末になっている。また【事例2】でも、駿府宿の町人が差し出した幕府への届に「誰か切られたらしいと聞いたが、忙しかったので見物に行かなかった」という文言が見える。ここには周囲の民衆が、「高みの見物」風情で、無礼討ちを見物している様子がうかがえて興味深い。

民衆も村や町内部で喧嘩が生じたときには、棒などを持つて出会い、喧嘩を止めるよう命じられていたし、またそれを実行していた。しかし無礼討ちに関して、そのような行動があったことを記した史料は、管見の限り見あたらないのである。上で見たようにむしろ物見遊山の「見物」の対象でさえあった。無礼討ちの正当性は、一般民衆も認めていたと推察できるのである。

無礼討ちと認められた事例の多くは、以上述べたように、日頃から行跡に問題がある者が起したと考えられる。当時の民衆や武士が共通して持っていた秩序意識から逸脱して、社会的に問題を引き起す者がその主体だったと言えよう。

## 2. 無礼討ちに対する民衆の異議申立て

事件によっては、無礼討ちの現場に、証人がいないこともある。無礼討ちに相当しないような場合でも、武士は無礼があったと主張すれば、その実力行使は正当と見なされたのだろうか。もし無礼討ちがそのような形で認められるのであれば、この身分特權は、まさに近世の支配者層の専制的側面を如実に示しているということになろう。

しかし本節で考察するように、民衆は無礼討ちに相当しない実力行使が行われたと考えた場合、藩や武士社会に対して反論・異議申立てを公然と行っている。このような異議申

立てが見られることから、逆に民衆からの抗議がなかった事例にあっては、彼らも武士の実力行使を正当と認めたと思われる所以である。

無礼討ちを認めた藩の裁定に不服を唱えた場合には、藩庁史料にその記事や写が残るので、民衆の異議申立てがあった事実をそこからうかがうことができる。

### 【事例 17】嘉永 4 年

「 乍恐御請書

一 今般私共倅新蔵、去ル七日妹尾村之内於大福農業當候折柄、備前天城御藩中坂川忠兵衛殿・松村紋右衛門殿・佐藤岩之進殿、御三人御同道ニ而御通行之砌、不計倅新蔵少々失礼仕候、御咎請父子共種々御詫申上、其外当村之者通掛、両三人段々御歎申上呉候得共、一向御頓着無之、既ニ新蔵儀坂川忠兵衛殿御手打ニ相成、然ル処此度死骸御渡被持下、慥ニ奉請取候上者、后後ニおひて聊御恨ケ間敷儀毛頭不申上候、依而御請書如件

備中都宇郡妹尾村東磯

本人

万吉 印

同断親類

和吉 印

同断組合

長兵衛印（以下略）」<sup>(21)</sup>

嘉永四辛酉正月十日

これは、岡山藩に隣接する譜代大名戸川家の領分の者を、岡山藩士が無礼討ちした事例である。遺体の受取書が戸川・池田の両家宛であることから、双方がそれぞれの支配頭に届け出て、検死役人も両藩が派遣し、遺体が在方に引渡されたと思われる。請書によると、備中都宇郡妹尾村の新蔵は、三人連れの岡山藩士の一人に「少々失礼」な振舞いをして、父親の万吉・通りがかりの村の者と共に謝罪したが、詫言が聞入れられず坂川忠兵衛に手討ちにされたという。村側は「后後ニおひて聊御恨ケ間敷儀毛頭不申上候」と言いながらも、「詫び言をしたのに許されず、手討ちにされた」と述べている。遺体の受取書にこのような文言を書いて、裁定に抗議する姿勢が村に見られた事実に注目したい。

嘉永 4 年という幕末期の事例であることから、ここに支配権力に対する村の意識の変化を読みとることもできようが、民衆が不当と考えた無礼討ち事件に対して、異議申し立てを行う例はもっと早くから見られる。

### 【事例 18】寛政 7 年

（史料 1）

「 書上

一 富田町名主三村屋喜十郎義、佐藤貞之進殿より昨日八ツ時頃呼ニ參、旱速罷越候処、不届之儀御座候由ニ而、御討捨被成候、右死骸宿元へ請取勝手次第葬候様ニ被為仰付奉畏候、尤宗旨真言宗瓶井山寺中万徳院旦那ニ而御座候、今晚御野郡石井山江葬申候ニ付、御断奉申上候、以上

富田町名主多留屋

藤十郎 印

寛政七年卯六月廿二日

年寄部屋

言介 印

茶屋弥三右衛門殿

前書之通申候書付指出シ申候ニ付、指上申候、以上

惣年寄

茶屋弥三右衛門 印

河合言大夫様

但三村屋喜十郎倅喜五郎義、右一件に付御家中もつれ合有之よしニ而欠落いたし、跡御家中通ひ預り居申ニ付、夫々江戻し置候様申付、尤通ひは中買頭文兵衛受取相渡」<sup>(22)</sup>

【事例18】は6月20日、町名主の三村屋喜十郎が、借銀のことで佐藤貞之進（徒格）に呼び出され、手討ちにされた事件である。事件は町奉行にも知られ、遺体は町方へ引渡された。上は富田町の惣年寄から町奉行にあてた書上で、遺体を受取り、葬儀を済ませたことを記したものである。ところで末尾の但し書きには、手討ちにされた喜十郎の倅、喜五郎が「御家中もつれ合有之よしニ而欠落」し、惣年寄は三村屋が家中武士から預っていた金を、仲買頭を通じて各々へ返却させたとある。喜五郎はどのような理由で出奔したのだろうか。「池田家履歴略記」にはこの一件について次のような記事が見える。

#### （史料2）

「佐藤貞之進と借銀の事によって、六月廿日富田町三村屋喜十郎と云町人を呼何か懸合けるか、不礼の事有て手討にす、元来三村屋が銀子取次せしは安倉十左衛門と云者なりしか、此安倉私曲有よし聞へける故、段々類家吟味して如何落付けん、安倉か兄太田善七郎か計ひとして安倉を病氣と称しさせ、内々囲へ入けるとそ、これ同廿六日の事也」<sup>(23)</sup>

喜十郎が手討ちにされたのは、家中から預っていた金を着服したと貞之進から疑われて、過言・無礼に及んだためと思われる。ところが、取次の安倉十左衛門の横領ではないかといううわさが流れて、安倉の親類が吟味したところ、十左衛門の横領が判明した。貞之進の無礼討ちは誤解から生じたものであったことが、明らかになったのである。この後、十左衛門は兄により、病氣という理由で押し込めにされた。

この事件に対して、藩がどのように対応したのかは明かではないが、「履歴略記」に記載されていることから、十左衛門の横領やその押し込めは、藩にも知られていた事実であると考えられる。さらに貞之進は翌年出奔し、佐藤家は断絶となっている<sup>(24)</sup>。別稿で明らかにするように、当時の通例では、藩士の無礼討ちが正当と認められなかった場合、藩士は改易されるか、その前に自ら出奔していた。したがって貞之進の出奔は、貞之進自身が、手討ちの正当性を認められないと判断したことによると思われる。

さらに次の事例では、手討ちにされた者の遺族が、村の支援を得て、相手の武士に切腹や追放刑を公然と要求している。

### 【事例 19】宝暦 8 年

宝暦 8 年 6 月 23 日、判形支配中小姓虫明五郎左衛門の体、留之介が、岡山にある五郎左衛門の屋敷で、倉敷代官所支配の幕領備中倉敷村の権吉を手討ちにする事件が起った。事件を知った権吉の兄の源次郎と体の権次郎、それに五人組の者が連判で、6 月 27 日に「如何様之儀ニ而殺害被致候哉、此段御吟味被下候様ニ奉願上候」と、倉敷代官所へ吟味を要求する訴えを起したため、倉敷代官所は、岡山藩へこの訴えを通達した。さらに、権吉の一類の者・五人組・家主・村役人は、五郎左衛門の支配頭である神屋久次郎宅まででかけて、事件の詳細を知ろうとしたが、そのまま帰されてしまった。彼らがその後も度々倉敷代官所へ吟味を要求したところ、7 月 15 日になって久次郎が、倉敷代官所へ正式に手討ちの件を報告してきた。そこには「権吉は帳外者なので、すでに遺体も片付けた」と書かれてあった。ところが倉敷代官所で調べたところ、権吉は実は帳外者ではなく、倉敷村の宗門人別帳に登録された者であることがわかったのである。岡山藩ではこの事實を知って、「何とも表立不申下済ニ相成候様ニ執計ひも可有之」と、岡山の町人で倉敷の町方役人の縁者の者や大庄屋のつてを頼って、事件を「下済」におさめようと画策したが、いずれの試みも失敗した。7 月 25 日、虫明父子は閉門となり、支配頭の久次郎は父子とも差扣となった。結局この件は大坂町奉行所で吟味されることになり、虫明留之介は 9 月 29 日に大坂に到着し、権吉が帳外者であると確認した岡山の町人二人や、遺族の源次郎・権次郎も大坂へ召喚された。大坂町奉行による吟味の結果、翌年 5 月 11 日、手討ちをした留之介には「お構いなし」とする裁定が下った（なお父親の五郎左衛門は、宝暦 8 年 10 月に病死している）<sup>(25)</sup>。

この一件は、権吉の死去を知らされた遺族が、吟味を要求して再三にわたり倉敷代官所へ訴え、最終的に大坂町奉行所所管となった事件である。通常は、手討ちの一件が知らされると、遺族は村（町）方を通じて遺体を受取り、【事例 17】でみたように、遺体の受取書を提出する。しかしこの事例では、権吉が帳外者とみなされたために、その遺体は「取り捨て」になっていた。7 月 17 日に、遺族が倉敷代官所へ提出した吟味要求は、次の 3 点を主な理由とするものであった。

- ①権吉は、平生の行動から考えて、慮外をするような者ではない。手討ちの当日、たまたま体の権次郎が権吉の長屋にいあわせたが、手討ちは長屋と離れた屋敷で起こったため、手討ちの理由が明らかではない。
- ②留之介側は、権吉が帳外者であるという判断から、その遺体を取り捨てにしたが、権吉は帳付されている者である。源次郎が岡山からやってきた二人の町人に、権吉が帳外者であるという証文を書いて渡したのは、権吉が喧嘩をして長屋を追い出されそうだと聞き、帳外者と言えば村にも迷惑がかからないと考えたためであった。この時点で源次郎は、権吉の無礼討ちについて何も知らされていなかった。
- ③権吉は五郎左衛門から長屋を借りていたが、掃除・水汲みなどの手伝いをして、家賃を免除されていた。しかし請人をたてて奉公しているのではなく、岡山へは「稼ぎ」に出ていたにすぎない。これは倉敷代官所へ提出した書類からも、また毎年、村の宗門人別帳に記載があることからも確認できる。「御家来ニ候ハ、御手討ニ逢候而も不及是非候得共、犬死茂同事」である。

要するに①と③は、権吉が手討ちにあう理由はなく、無礼討ちは不当であるとして、留之介、さらには父の五郎左衛門の処罰を要求しているのである。また②は、遺体が取り捨てられたのは、源次郎が権吉を帳外者とする証文を書いたためだが、それは町人二人が、権吉の無礼討ちを源次郎に知らせなかつたという事実が背景にあるのであって、事件に介在した町人二人の処罰を要求しているものと解釈できよう。

興味深いのは、武士の家来であれば手討ちにあっても仕方がないが、主従関係にない者が理由不明のまま、手討ちにされるのは「犬死茂同事」であると主張していることであろう。武士の家来になって主従関係におかれることは、主人から生殺与奪権を含む人身支配も受けることを意味するという、民衆側の認識が明確に読みとれる。また無礼討ちに際しては、具体的な理由が提示されなければ、民衆は無礼討ちの正当性を認めなかつたと考えられるのである。

源次郎・権次郎は、以上のような理由にもとづいて、最終的に次のような要求を倉敷代官所へ提出した。

#### (史料1)

「(前略)長屋を借り候迄ニ而其日暮之渡世仕候処、無礼法外仕候由故被討捨候由御座候得共、被討捨候節如何様之無礼法外仕候哉、此儀証拠無御座儀ニ付、甚残念奉存候、殊更死骸迄御取捨被成候儀、千万嘆敷次第御座候、右筋目方申上候段申上兼候処、再三御尋ニ御座候、此子細ハ恐多儀奉存候得共、留之介殿義ハ切腹被仰付、五郎左衛門殿義者御扶持被召放候様仕度、奉願上候、御父子共御家中ニ其何ん被相勤候而ハ、私共儀幾度も御願申上度心底ニ御座候、併御先方之儀御侍之儀ニ候得者、留之介義切腹被仰付候儀難相計義御座候ハ、御追放ニ被仰付、五郎左衛門殿儀ハ御扶持被召放候様奉願上候、権吉儀犬死も同前之儀、余り残念奉存候間、右之段御聞済被下候様偏奉願上候」(26)

二人は、手討ちに及んだ留之介に切腹を、父親の五郎左衛門には扶持召放を要求している。このまま親子が家中にとどまっているのであれば、何度も要求が通るまで、訴えを繰返すという。しかし留之介は格の低い「御侍」であるため、格の高い武士にしか認められない切腹は命じられないかも知れない。その場合は、留之介を追放刑に、五郎左衛門を扶持召放にしてほしいと主張している。

代官所は、二人が他藩の武士に対して、切腹や追放を要求したことを何ら非難せずに、吟味口書の写をそのまま岡山藩側に送っている。岡山藩はすでに代官所から、遺族の吟味を岡山藩が行うのはかまわないと通達されていたが、幕領の者を吟味することを遠慮している。結局裁許は大坂町奉行にゆだねられることになった。

大坂町奉行所での吟味は、無礼討ちの現場の状況を証言する者がいなかつたことから、①権吉の日頃の行跡から、武士に対し慮外をするような者と考えられるのかどうか、②源次郎は権吉が帳外者である旨を、自筆でしたため印形も押したが、なぜ源次郎はそのような偽証文を作成したのか、の2点に絞って行われた。

留之介の供述によれば、五郎左衛門は権吉の手討ちを知らせて、源次郎を連れてくるよう町人に言ったが、町人がいやがったため、手討ちの一件は言わずに源次郎を連れてくるか、さもなければ権吉が帳付か帳外かを確かめるように、町人へ命じたという。

しかし二人の町人は、五郎左衛門から手討ちのことは何も聞かされておらず、源次郎は権吉について「権吉義、喧嘩など致し候義、兼而不心得ニ而倉敷ニも不被居、他所江出候」「不心得者ニ而致勘当候仕合、帳面之構ハ無御座」と述べたと主張した。ところが源次郎は、町人から「権吉義喧嘩好ミニ而あばれ、夫故長屋も出シ可被申と存候、五郎左衛門殿より私ヲ同道仕参候様ニとの使ニ罷越候」と言われ、権吉の帳付については「五七年帳面構なき」(つまり帳外)と答えたと反論した。つまり留之介と町人とでは、五郎左衛門が手討ちの件を町人に伝えていたかどうかをめぐって、供述にくいちがいがあり、町人と源次郎は、帳外者になった理由として、源次郎が権吉の日ごろの行跡に言及したかどうかについて、主張を異にしていたのである。

再三にわたる訊問の結果、町人のうち一人は、五郎左衛門から手討ちの事実を聞いていたが、源次郎には伝えなかつたことを認めた。また、源次郎が権吉について、「元来身上とやかくも致シ居申候所、権吉義大酒致シ喧嘩又ハ博打杯不心得故、ケ様ニ落ぶれ、只今ニ而ハ他所へ行居申候、今以心得不宜よし承候」と言ったとする町人側の主張に対し、源次郎から反論がなかつたため、権吉は日頃から問題のある人物であるとみなされたのである。

結局、帳付者を帳外者と偽ったり、無筆と言ひながら書付けを自筆でしたためていること、供述の前後にくいちがいがみられることなどから、大坂町奉行所は、源次郎の申口は信用できないと判断した。

ところで本件の場合、無礼討ちの現場でその詳細を目撃した者はなく、権吉が「無礼」をしたかどうかはわかっていない。大坂町奉行は上記の理由から、源次郎の申口には「底意」があり、信頼できないと結論したが、源次郎は一貫して、兄の権吉は慮外を働くような者ではなく、自分も町人にだまされて、権吉が帳外者であるという書付を書かされたと主張している。果して権吉の日頃の行跡はどのようなものだったのだろうか。

倉敷村の年寄中が手討ちを倉敷代官所に報告したのは、事件の5日後、6月28日のことであった。しかしその26日、権吉の体、源次郎は岡山から倉敷に帰ってきて、事件があったことを年寄中へ知らせている。実は村では、26日から28日にかけて、倉敷代官所に内密で、年寄中により源次郎の吟味が行われていた。そこで、倉敷代官所や岡山藩に訴えを起すのと並行して、在地でどのような動きがあったのか、岡山大学付属図書館所蔵の小野家文書に残された「東野源(正しくは権一筆者注)次郎一岡山御家中虫明富(正しくは留一筆者注)之助様ニ被切殺候一件」と題する史料によって、検討してみたい。

源次郎は26日付で年寄中にあてた「源次郎申口」の中で、帳外者と答えた事実を認め、26日に源次郎から事件を初めて聞いたと述べたあと、次のように答えている。

#### (史料2)

「(前略) 昨廿五日岡山者と申而、兩人私方へ相尋罷越候ニ付、私居合セ如何様之義ニ而參候哉と相尋候処、岡山虫明五郎左衛門殿長屋ニ被居候権吉ハ、其元舍弟ニ有之哉相尋候ニ付、成程左様ニ有之段申候処、右権吉事平生醉狂被致候而喧嘩等被致候義、間々有之、此間も喧嘩被致候へ共、旦那其分ニ而被差置候、右権吉ハ当地帳面ニ有之者ニ候哉と相尋候ニ付、私差当り相考候ハ、當所帳面ニ有之候段申候ハ、右之通之者ニ候ヘハ自然各様へ御厄介掛候様之義仕出し候ハ氣毒ニ奉存、當所無帳之者ニ有之段申候ヘハ、左候ハ、其通

り書付致印形呉候様ニ申候ニ付、則私かな書ニ仕致印形相私申候」（27）

ここで興味深いのは、岡山の町人が、権吉は酔狂から喧嘩に至ることがあると述べており、源次郎自身も「右之通之者ニ候へハ、自然各様へ御厄介掛候様之義仕出し候ハ氣毒ニ奉存、当所無帳之者ニ有之段申」したと言っていることである。つまり源次郎は、権吉が酔狂・喧嘩をする者なので、村に迷惑がかかるかも知れないと考えて、自ら無帳者と記したことをここでは認めているのである。源次郎は町奉行所の吟味で、権次郎の日頃の行跡は岡山の町人の作り話に過ぎないと主張しているが、権吉は普段から酒を呑んで暴れたり、喧嘩をしたりしていたことは明かであろう。以上のことから源次郎は、権吉が日頃の行跡に問題がある者であることを知っていたからこそ、無帳者の書付けを町人に渡したものと思われる（28）。

大坂町奉行所側が、このような在地の情報をつかんでいたかどうかは、史料では不明だが、権吉の日ごろの行跡については、おそらく町人が述べたように、大酒のみで喧嘩や博打などをする「不心得者」とみなしたものと思われる。大坂町奉行は、翌年5月11日、留之介に対し「其方儀備中倉敷村権吉、法外之慮外致シ討捨候処御聞届、右ニ付無差構御戻シ被成候旨被仰渡」として、留之介の無礼討ちを正当なものと裁定したのである（29）。

本件では、武士を相手取って訴訟を起した源次郎自身が、偽証文を作成したり、偽証したりしており、無礼討ちされた権吉も日頃の行跡が悪く、喧嘩や博打をするような者であったため、結局は無礼討ちの正当性が認められた。しかし民衆が、無礼討ちに相当しないと考えた場合に、武士を奉行所の裁定の場に引出すことができた意味は大きい。権力側がこのような訴えを受理し、武士と民衆が奉行所で無礼討ちの当否を主張し合うところに、武士が身分特権を付与されながらも、絶えずその行使の正当性については、村や町の監視を受けていたことがうかがえるのである。

## 結

幕府は慶長8年「百姓はむさと殺さず」と定め、基本的に幕藩制の中でこのような考え方には変化はない。違法行為とされた百姓一揆においても、頭取は死刑にされるが、一揆に参加した民衆が鎮圧側に殺害される例はきわめて少ない。にもかかわらず、武士への過言・慮外に対する無礼討ちが民衆にも受け入れられ、無礼討ちの禁止を要求した一揆もないのは、民衆が武士と意識を共有していたからだと思われる。事実、武士に対する無礼と見なされた事例を検討してみると、その多くは、武士の名誉を著しく侵害する罵詈雑言や、武器による実力行使を伴うもので、民衆の秩序意識からはみ出した「悪党」的性格を持つ者が無礼討ちの対象となっていた。また、家来同然と見なされていた武家奉公人も、無礼討ちの対象になることが多かったのである。このような事例については、一般的な民衆も見物しているだけで、無礼討ちの行使に不服を唱えなかった。

喧嘩の裁定についても見られたことだが、近世では目撃者や証人がいない場合、日頃の行跡が裁定の根拠となっている。日頃の行跡が悪い者は、証人がない場合でも、そのような者なら無礼討ちされてもしかたがないとみなされたのである。言い換れば、日常生活の行住坐臥が、このような機会に問われたのである。

もちろん民衆は、無礼を理由とした制限なき「切り捨て御免」を認めていたのではないし、支配者層もそのような実力行使を、正当と見なしていたわけではない。無礼討ちに該当しない実力行使に対して、藩が武士を改易にしたり、武士集団が「世評」によって当該の武士を非難したり、また武士自らが出奔するなどは、如上の認識を武士社会も共有していたからであろう。武士に対する無礼のみが無礼討ちの対象になるという考え方は、無礼討ちに至った経緯を明らかにするよう要求した民衆からの訴えを、権力が受理していたことからもうかがえる。

宗門人別帳に登録されている者は、異議申立てをする権利、言い換えれば、訴権を持っていた。所属団体の構成員として、彼らは制約を受けると同時に、困ったときには団体による保証を得ることができた。最後の事例で、岡山の町人が帳付か否かを確認するよう命じられたのは、まさにこのような団体（この事例では村）の存在を意識したことであった。訴える権利という観点から見ると、人別帳に記載されていることの意味は大きかったことが理解できる。幕末に至るまで、岡山藩では無礼討ちが正当性を付与されていたが、その背後には、無礼討ちに相当するかどうかを吟味し、不当ならば訴えを起すことによって正義を要求しようとする民衆の姿があったのである。

別稿で述べるように、武士は無礼討ちが義務づけられていたため、無礼をした相手を追いかけてでも、手討ちにしなければならなかった。しかし無礼討ちに相当しない場合には藩や武士集団から非難・処罰され、上で述べたように村や町が異議申立てをして武士を訴えることであった。武士は「無礼」に対して抜刀を義務づけられながらも、容易にそれを実現する状況に置かれていたわけではない。近世において名誉回復の為の「フェーデ」は、このように極めて制約された枠内でのみ認められていたのである。

### 【注】

- (1) 藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』（東京大学出版会、1985）。
- (2) 村の帶刀人については、朝尾直弘「近世京都の牢人」（『京都市歴史資料館紀要』10）ほか、熊谷光子「帶刀人と畿内町奉行所支配」（塚田孝・吉田伸之・脇田修編『身分的周縁』部落問題研究所、1994）、鈴木ゆり子「村に住む『武士』－『郷士』と帶刀改め」（渡辺尚志『新しい近世4 村落の変容と地域社会』新人物往来社 1996）等。
- (3)拙稿「近世の実力行使と喧嘩面成敗－近世の法と理」（『日本史研究』419）。
- (4)「無礼討ちに見える幕藩関係」『（仮題）岡山藩研究会論文集』（1998刊行予定）他で、発表する予定である。
- (5)「明和五子年 御先歩行丸山茂久介宮崎喜平次太田重郎右衛門於大宮駅馬士兩人切殺候一件」（リールN0.TED-012）（早稲田大学中央図書館所蔵『池田家文庫藩政史料マイクロ版集成』。以下同じ）。
- (6)「安永二己年五月駿州於府中高木孫右衛門小揚之者討捨候一件 外ニ永井采女殿5道中御奉行江之掛合之儀一冊 但同心書付一通書込有之 池田要人」（TED-012）。もっともこれら2つの事例については、当時の経済情勢が米相場や金融状況の変化などによって悪化していたことを考慮する必要がある。詳しくは注(4)拙稿。
- (7)(8)(9)(10)(11)「池田家履歴略記」。ここでは原形に最も近いとされる「池田家履歴略記」（TAH-006,007）（以下「履歴略記」と略す）を利用した。

- (12)丸山昭徳輯録「続池田家履歴略記」（以下「履歴」丸山本と略す）・石黒貞度輯録「池田家履歴略記続集」（以下「履歴」石黒本と略す）（いずれもTAH-008）。
- (13)「履歴」丸山本・「履歴」石黒本。
- (14)「履歴」石黒本。
- (15)「履歴」丸山本。
- (16)「履歴」丸山本。「奉公書」(TDC-013)。
- (17)牧野成憲輯補「池田家履歴略記続集」（以下「履歴」牧野本と略す）(TAH-009)。  
「伊木善之介家来神崎又甫倅又作、中島屋忠左衛門夫婦を於途中討捨退去一件ほか」  
所収の「平河七五郎手討一件」(TED-015)。
- (18)「履歴」牧野本。「池田伊賀家來徒格之者菅崎武左衛門於桶屋町白銀屋永吉を討捨相  
應一件ほか」所収の「伊木若狭家來伊木転御職人台師重右衛門を討捨候一件」(TED-0  
16)。
- (19)「履歴」牧野本。
- (20)牧野成憲輯補「池田家履歴略記 3編 5」(TAH-003)。
- (21)「出羽殿家中備中妹尾大福村新藏手討之一件」(YLE-002)。
- (22)「佐藤貞之進手討一件、山形友次手討一件」所収の「佐藤貞之進手討一件」(TED-013)。
- (23)「履歴」丸山本。
- (24)「断絶録目録」（岡山大学付属図書館編『池田家文庫マイクロ版資料目録』）には寛  
政8年、佐藤貞之進が退去したとある。また佐藤貞之進の「除帳」(TDD-012)には「兼  
而不勝手ニ付、取続御奉公難相成、依之退去仕由之書置残置」と記されている。
- (25)(26)「虫明留之介手討一件」(TED-012)（この中に「吟味口書写」(TED-017)が含まれ  
ている）。
- (27)岡山大学付属図書館所蔵 小野家文書「東野源次郎一岡山御家中虫明富之助様ニ被切  
殺候一件」6通。
- (28)年寄中は、権吉が宗門人別帳に登録されているにもかかわらず、源次郎が無帳者である旨の証文を書いて印形を押したことを「不届き」（謀書・謀判の罪にあたる）として、五人組に命じて源次郎を見張らせ、昼夜番をつけさせている。五人組が年寄中にあてた一札の日付が「宝暦八年寅六月」とあることから、おそらく年寄中は、源次郎の話を聞いてすぐに、押し込めにしたと思われる。倉敷代官所での吟味の際、源次郎は「病気の自分に代って、一類の者そのほかで五郎左衛門の支配頭の所を訪れた」と述べたが、実は村によって押し込めにされていたのであった。
- (29)この事例から、民衆が武士による人身支配を認めていると同時に、武家奉公人の身分的  
的位置づけが微妙であったこともうかがえる。源次郎たちは「稼ぎ」の「日雇」と  
「奉公」の「家来」を峻別し、「家来」は主人の人身支配下に位置しているので、手  
討ちにあっても仕方がないが、「日雇」はその圏外にあると主張している。ここには  
手討ちの権限が主人にあることが明瞭に示されており、近世中期の民衆意識において  
も、主従関係にもとづく人身支配が受け入れられていたことがわかる。

# 十七世紀岡山藩領の紛争と村社会

—磐梨郡父井村をめぐる山論から—

齋藤 悅正

近世社会においては、多くの訴訟・争論が存在した。なかでも17世紀の村社会においては、山論はじめ境界をめぐる多くの事例を認めることができる。これらからは、当該期における紛争処理の手続きやそのあり方などをみることができ、またそこでの村々の行動様式からは、当時の村社会の慣行や争論に対する意識などもうかがうこともできよう。本稿では、岡山藩領備前国磐梨郡父井村（現岡山県和気郡佐伯町父井原）の近藤家に伝來した文書<sup>(1)</sup>を素材として、17世紀の山論にみられる紛争処理のあり方や村社会の状況についてみていくたい。

父井村は、岡山県東部を流れる吉井川の右岸、妙見山西麓に位置する。北は市場村、東は小原村と接する。村高は704石、家数は104。池田光政の入封後は、家老土倉氏の給地であった<sup>(2)</sup>（地図参照）。

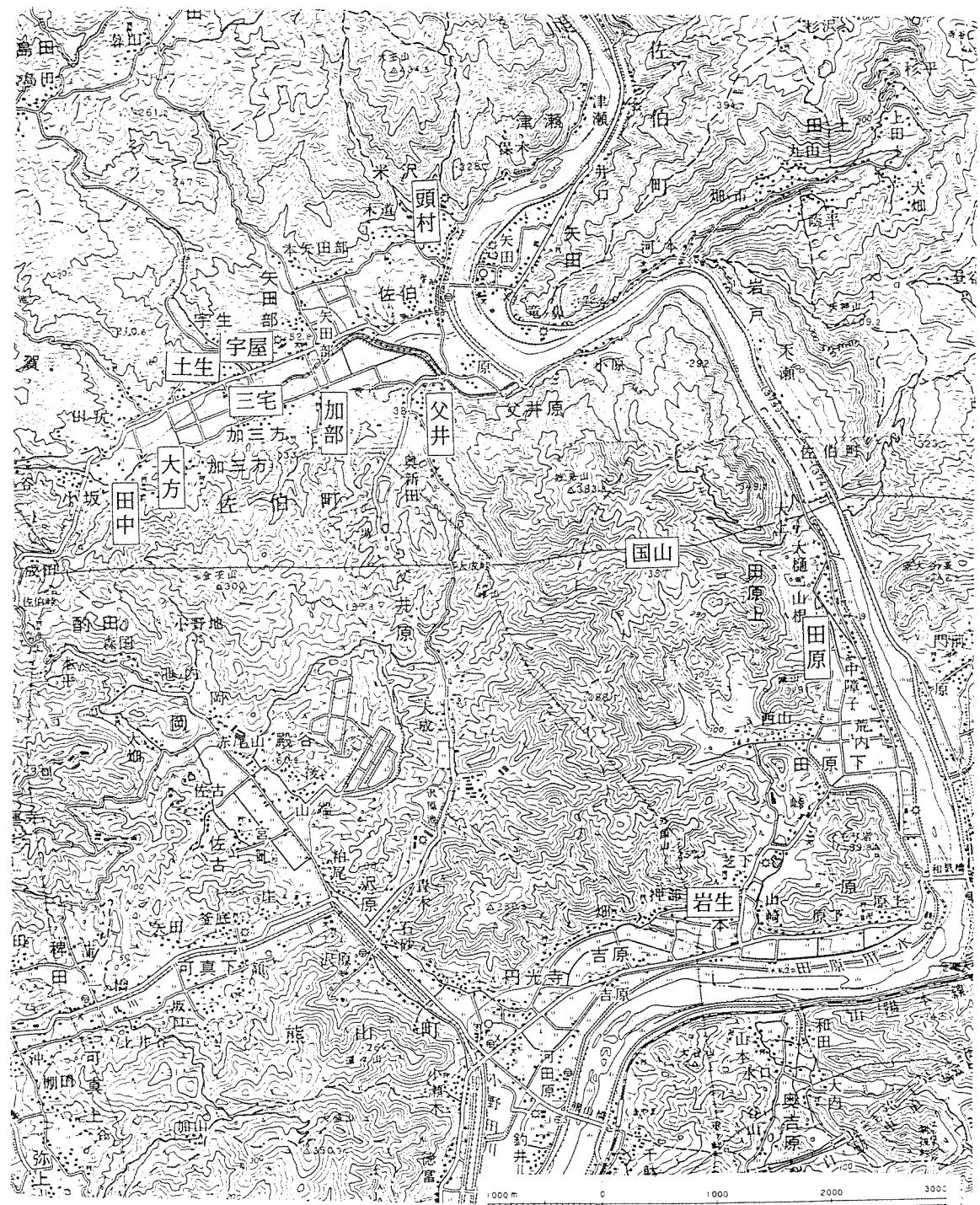
まず、近藤家文書から窺われる父井村とその近隣の山論に関する事項を取り出すと以下のようになる。時期は、争論の特定の時期をもって示したものではなく、残存史料の年代に拠っている。また同文書には近藤家の関係した周辺諸村の山論に関する史料も残されており、これも加えた。

- ①慶長16（1611）年 田原村と岩生村の山論
- ②正保4（1647）年 宇屋村と土生村の山論
- ③寛文3（1663）年 父井村と田原上・下村の山論
- ④寛文3（1663）年 田中村と大方村の山論
- ⑤寛文4（1664）年 父井村と加部・三宅村の山論
- ⑥延宝6（1678）年 父井村と加部・三宅村の山論
- ⑦貞享3（1686）年 父井村と田原村の山論
- ⑧元禄4（1691）年 父井村と田原村の山論

以下、これらの山論について史料から判明する限りで簡単にまとめてみたい。

## ①慶長16（1611）年 田原村と岩生村の山論

この争論の具体的な双方の主張や行動については、わずかな史料からは明らかでないが、慶長16年5月2日付「今度田原・岩生山出入有之候ニ付国山外山之出入扱之筋目山境定申事」（近藤家文書No.116、以下No.で表記）によれば、国山を係争地とする田原村（現和気町田原上・下）と岩生村（現和気町本）の出入について、近村の吉原村次郎兵衛・父井村与三郎・長福寺村六郎右衛門の3名（大庄屋）が扱人となり、山境を定めている。扱人は、5月2日付で境目を記した書面（当文書の正文）を領主側（蛎江彦右衛門・有松市右衛門）に提出した。書面には、領主に対し、両村で合意が得られた扱の内容を記した「書付ヲ両村へ可被遣」と記している。これを受けて領主は翌日、改めて扱人の定めた山境を書き上げた文書を当事者側に差出することで決着させている（No.120）。境界は旧来からの在地の慣習などによるところが大きく、訴えを受理した領主側も境の裁定を容易に下すこ



国土地理院発行1/50000地形図「周匝」「和氣」より転載。

とは、在地の混乱を生み出す事さえあり、慎重さを要した。そこで領主は、紛争となるたけ荒立てずに収めるよう土地の慣例に通じた近隣の重立に扱を委ね、その決定を追認し「書付」を発給することで、領主の裁定と同様の意義を持たせたものと思われる。近藤家文書には、その際の領主より岩生・田原両村に差出された文書の写（N0.120）も残されている。

## ②正保4（1647）年 宇屋村と土生村の山論

具体的な経緯は不明であるが、「うや・はふ山々出入覚書」（N0.121）は以下のように記している。宇屋村（現佐伯町宇生）と土生村（同）の間で出入が起きたため、正保4（1647）年5月7日、領主側の役人として立木新左衛門・平井又右衛門・鈴木仁左衛門が検使として出張し、双方の主張する境を実検した。その結果、「田尻さかへ・やたへさかへ」を双方の入会地と定め、また新たな林の仕立てを禁じ、従来の林の經營に念を入れるよう命じた。この旨を5月13日、「かしら御屋敷」（頭村=後の米沢村にある給人土倉氏の陣屋か）で鈴木仁左衛門が双方に申し渡している。この一件を伝える当文書は、当件の「すみくちの証人」に近藤与三左衛門が命じられたため、近藤が「以来失念ニ有之候てハと存知、当座ニ書」き記したものである。一件の落着に際し、証人として命じられた近藤は、このように自らが記して、後の覚えとしたのである。当一件では、双方の主張する山の境に関して、領主側が直接裁定を下した形跡はなく、係争地は入会という用益上の問題として処理し、確認させたようである。

## ③寛文3（1663）年 父井村と田原上村・下村の山論

当争論の具体的な状況については不明である。村主九右衛門より父井村近藤右衛門に宛てられた証文（N0.259）によれば、以下の箇条について遵守する旨を誓約している。（1）今後、父井村の者が田原の者を山で見つけ追いかけた場合は退去し、もし追い付かれて打擲を受けても手向かいをしないこと。「かたわにも成申ほど」打擲された場合は、代官へ注進すること。（2）田原村の者が、小松の枝でも切り取った場合は非分とする。（3）山に行く際は、大勢で同道せず5人3人と分かれて入ること。これに対し、この証文を受け取った父井村では、（3）の箇条について、山に行くときは大勢で同道せず分かれて行っても、山に入る際には大勢になるものと考えられる、としてこの箇条の同意を拒否している。結果として、（3）を除いた部分で、一応は落着したものと考えられる。

ここでは、山の慣行についての対処が明記され、さらに（3）については、文言の記載に關して争論をめぐる双方の思惑が垣間見られて興味深い。

## ④寛文3（1663）年 田中村と大方村の山論

「田中村と山論ニ付大方村之者共口上書外写」（N0.254）によると、大方村（現佐伯町加三方）と田中村（現佐伯町小坂）との出入については、以下のように記されている。

大方村の7月18日の口上によれば、これより20年以前（元和・寛永の頃か）、大方村の者が田中村内の峰の榜示のところまで刈に来たため、田中村が給人土倉淡路の家老へ訴えた。その結果、双方の入会とするよう命じられていた。しかし、寛文2（1662）年8月再び問題となった。大方村の久右衛門下人仁蔵が田中村喜兵衛により林で鎌・棒を取上げ

られたのである<sup>(3)</sup>。久右衛門は田中村に赴き問い合わせたところ、田中側は「はやしをぬすみかり候ニ付、かま・ほうとられ候へハ、いき(註…異議)ニは無之候」と返答している。田中の主張によれば、盗みと認識された者からの道具取り押さえは当然の行為として理解されていることが窺える。

この後、田中村次郎兵衛の子の下人が、大方村甚九郎林を盗み刈った時、下人の鎌を大方側が取り押えたが、人を介して頼みに来たため鎌を返している。また、大方の者5人が柴刈に山に入った際、田中村と小坂村の者との間で喧嘩となつた。そして、鎌の取合いで棒などを振りかざし、大方と小坂の者が怪我を負うなどの事態も起つた。

この一件は、頭村七兵衛・父井村三郎右衛門の扱により、大方村の主張は立ち難いとして田中村の主張が容れられた。「山ハ田中之分ニ相極」められ、「田中村へさからひ申儀無用」と命じられた。怪我を負ったものについては、下手人の追及をせず、各々堪忍させることで処理している。7月18日双方が合意し、この一件は「下にて相済」された。この旨を「御郡奉行吉崎甚兵衛様へ書付指上」げることで当一件は決着を見たようである。

このように、一度は領主へ訴えられたものが、扱により「下にて相済」され、さらに郡奉行への「書付指上」によって完了していることは注目すべきであろう。「書付」の内容は不明であるが、これはいわゆる済口証文の提出と考えられる。内済とは、領主裁判権に一旦係属した案件が下ろされ、扱人によって調停が成立することであるが、その内容が済口証文によって領主に提出されることが、内済成立の重要な指標である。ここでの事例は、内済という紛争処理法の成立過程を考える上でも興味深いものと思われる。

#### ⑤寛文4（1664）年 父井村と加部村・三宅村の山論

この争論は、「加部・三宅村と父井村山公事書物」（N0.251）と次の⑥の記録「可部・三宅両村と山論一件父井村中口上書控」（N0.266）からまとめると次のようになる。

この出入は、加部（現佐伯町加三方）・三宅（同）両村が係争地を入会地と主張、一方父井村は加部・三宅の草刈の行為を山盗み、すなわち父井の山と主張したところで起つた。発端は、寛文元年に遡る。加部・三宅村の者が「大勢催シ、深入」したため、父井村が「牛馬之鞍打め」くという行為に及んだ。このため加部・三宅側はこの地の給人土倉淡路の家老へ訴えた。父井側は、「近村の儀」でもあるため、境の端の当たりの少々出入りは見逃していたが、深入りするため鞍の破壊に及んだと主張した。土倉の家老らは、加部・三宅側に対し、常々父井は40間まで入ることを見逃していたのであるから、30間に慎むように命じ、父井に対してはこれまで50間入っていたのを少しほは用捨するよう命じて扱が成立するところであった。しかし、そこへ加部・三宅の者が再び深入りしてきたというので決裂した。その後、加部・三宅の者は今度は郡奉行吉崎甚兵衛に訴えた。吉崎は、近藤三右衛門ら代官5名に扱を命じたため、寛文4年8月代官らは父井村で寄合をもち、双方の主張を尋ね、また土倉の家老へも状況を問合せた。この結果、双方には、先の土倉の際の扱いと同様の条件で証文を作成させて落着に至つた。ここでは、給人の家老による扱が失敗したのち、郡奉行による扱が代官を通じて行われている。当事者側の三ヶ村の村役人連名による証文は、代官5名にあてられたものであった。

在地慣行として、自村内に入ってきた者の荷鞍を打壊すという慣行がなされている点も注目される。

#### ⑥延宝6（1678）年 父井村と加部・三宅村の山論

「可部・三宅両村と山論一件父井村中口上書控」（N0.266）によれば、当争論は、前記⑤の争論の延長線上にあることが判明する。寛文4年8月に決着したかにみえたが、その後加部村の者と父井村の者で再び「山いさかひ」が発生した。父井村では、先に寛文4年に扱いが成立した際の条件に関して、加部・三宅には40間入るところを30間にと命じられた点を引合いに出し、係争地（史料中では「喧嘩場」とある）の「間相」を問題としている。一方で加部側は、これを境がないと主張している。ここでの父井村の主張のなかには、他村のものが深入りした場合は追いかけ、其時の「山人」の了見次第で下木を切ひろわせるか、父井村へ取らせるか、「かま・わうこ（枊）・牛馬ノ鞍」を取るなどの処置をして他村の者の侵入を留めてきたという当時の慣行が示されている。

同年6月6日付で「父井村中」で作成された口上書は、十村肝煎太兵衛へ提出し、郡奉行村田小左衛門へ披露されたが、村田は「御済被成間敷」との返答であった。そのため村主九右衛門へ届けたところ、村主が預る事となった。のち村主から村田へ改めて口上書が披露されたが、その後の経緯については不明である。

#### ⑦貞享3（1686）年 父井村と田原村の山論

父井村の主張によれば、往古より田原村が係争地の国山へ「度々山盜刈申候ニ付、父井村之者見付次第諸道具うはい取、致打擲追返」してきたという。貞享2年11月には、父井村仁兵衛は、山盜刈をしていたとして田原村仁左衛門を「散々打擲」し、仁左衛門は翌日果てるという事態があった。このようななか、翌3年8月4日、両村の間で「大喧嘩」となったため、国山は御留山となった（N0.109 寝暁12年「父井村・小原村山内境筋其外品々覚」）。8月6日、郡奉行石丸平七郎より山留の吟味を命じられたため、吉原村（現熊山村）太郎右衛門・可真上村（同）忠兵衛など4名が7日より9日にかけて吟味を行った。しかし、双方とも大人数で出頭して主張したため、4名は「御郡中共ニ騒動」になってはと、時間の猶予を領主に願い出、「下ニて」の吟味を行いたいと上申した（N0.255・260）。この後の様子については今のところ不明であるが、当一件は、次の⑧の争論に引続いていく。

#### ⑧元禄4（1691）年 父井村と田原村の山論

「元禄四年田原村・父井村山公事肝煎中詮議控書」（N0.272）によれば、係争地は⑦のと同様、国山であった。父井村はここに田原村との境があると主張し、山の運上銀上納や妙見社祭祀での慣例などを論拠としている。一方田原村は、慶長16年の①の書物などを根拠として、係争地に境はなく入会と主張した。吟味には、大肝煎福里村喜太郎・広戸村清右衛門が当たった。

双方の正当性の根拠として出された項目からは、当時のさまざまな状況が窺われる。例えば、万治2（1659）年、郡奉行吉崎甚兵衛は各村の最寄りのほか各々村境に松の大規模な植林を命じ、その後郡奉行村田小右衛門の時には、村境各所に杭を打たせているなど、当時の政策の一端を見ることができる。また、田原村が大勢で父井村の山留に抵抗し、「打殺候得逆、庄や・年寄下知仕」という風聞もあった際に、父井側の給人土倉淡路の家

老中は「父井村計留ニ参候ハ、打れ可申候間、佐伯中より加勢望候様ニ」と命じたという。自領の村々の加勢を命ずる領主のこのような意識も興味深い。

この一件についての結末は詳細ではないが、元禄5(1692)年6月に郡奉行石丸平七郎以下3役人が現地へ出張し、杭を打って境を設定したことが知られている<sup>(4)</sup>。

以上の各争論からは、その処理過程や在地の諸慣行、領主の対応などいくつかの側面を窺うことができた。今後これらをふまえ、当該期の訴訟制度や村社会の特質などさらに考察を深めていく必要があろう。また近藤家文書には、この後の享保期・宝暦期にも発生した山論の史料が残されている。これらをふくめた検討も今後の課題としたい。

#### 【註】

- (1)原本所蔵は、赤松孚子氏（赤磐郡瀬戸町肩背）。本稿は、岡山県総合文化センター郷土 資料室所蔵マイクロフィルムによる。
- (2)『備前記 全』（備作史料研究会発行、1993年）。
- (3)道具取押えの慣行など山論における村の行動については、藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』（東大出版会、1985年）に詳述されている。また拙稿「近世村社会の在地慣行とその領主意識」（『民衆史研究』48、1994年）でも鎌取について検討したことがある。
- (4)『撮要録』上巻（日本文教出版、1965年）卷二 磐梨郡山林之部。

（付記）本稿作成にあたり、岡山県総合文化センター郷土資料室の方々には、史料の閲覧等で御世話になりました。記して謝意を表します。

自領の村々の加勢を命ずる領主のこのような意識も興味深い。

以上の各争論からは、その処理過程や在地の諸慣行、領主の対応などいくつかの側面を窺うことができた。今後これらをふまえ、当該期の訴訟制度や村社会の特質などさらに考察を深めていく必要があろう。また近藤家文書には、この後の享保期・宝暦期にも発生した山論の史料が残されている。これらをふくめた検討も今後の課題としたい。

# 岡山における朝鮮被虜人について

米谷 均

## はじめに

豊臣秀吉の朝鮮侵略（1592～1598）は、数万とも言われる朝鮮被虜人の連行がなされ、「人取り戦争」の様相を呈したことは周知の事実である。彼ら被虜人に関する研究は、内藤雋輔の大著『文禄慶長役における被虜人の研究』<sup>(1)</sup>が既にあり、鶴園裕らによる『日本近世初期における渡来朝鮮人の研究—加賀藩を中心に—』<sup>(2)</sup>によって、被虜人関係資料の収集と分析が精力的になされた。最近では高橋公明が、異民族の人身売買ないしは捕虜の流通性という視点からこの問題を取り上げ、示唆に富む提言を行っている<sup>(3)</sup>。被虜人は、朱子学などの思想分野や、製陶・活字印刷などの技術方面にて、大きな影響を日本社会にもたらしたため、その分野での個別研究も多い。

岡山県域における朝鮮被虜人については、内藤雋輔の前書第9章「被虜人資料採訪記」第14「岡山地区」<sup>(4)</sup>にて、主に美作地方の資料を中心に、いくつかの事例が紹介されている。備前・美作・備中半国は、かつて宇喜多秀家の領した地域であり、秀家が第一次・第二次双方の朝鮮侵略に参加した関係上、多くの被虜人が居住していた。しかし関ヶ原の戦いの後の宇喜多氏の没落によって、被虜人に関するまとまった資料は多くない、とされている。特に岡山城下の被虜人の足跡については、内藤氏も関連資料を見出しておらず、全く不明であった。ところが岡山池田家文書のキリストン関係史料の中に、岡山城下に居住した被虜人の貴重な証言を記した史料があることに筆者は気付いた。この「市兵衛」という名の被虜人の史料については、圭室文雄の論考<sup>(5)</sup>や『岡山県史』<sup>(6)</sup>の中でわずかに言及はされているが、あくまでキリストン統制という論点からの研究であり、被虜人としての「市兵衛」そのものを扱った専論ではない。本稿では、この「市兵衛」の関係史料を中心に、岡山地域における被虜人の動向について、ささやかな論考を試みたいと思う<sup>(7)</sup>。

## 1. 岡山県域における朝鮮被虜人の足跡

朝鮮被虜人の所在分布地域は、北は東北地方から南は沖縄まで広範囲に渡る。なかには奴隸として海外へ転売され、中国や東南アジア・インド、はてはヨーロッパにまで所在が確認されるという。被虜人の多い地域は、九州・四国・中国をはじめとする西日本地域や、大坂・京・名古屋・駿府・江戸などの都市部があげられる。その居住形態は、薩摩苗代川の陶工集団のごとく、被虜人同士で集住する場合と、日本人に混じって散在する場合の二形態に大別される。その身分・職種は、小姓・茶坊主・廐養・料理人・侍女・宦者のような付き人的存在や、武家の妻妾、陶工・印刷工などの諸職人、薬屋・茶屋などの諸商人、武士、医者、僧侶、儒者、易者、通訳、朱印船貿易家など、多岐にわたった<sup>(8)</sup>。

さて、宇喜多秀家軍によって連行され、岡山県域に在住した被虜人のうち、氏名などが判明する者は、「市兵衛」を除けば以下の事例があげられる。

- ① 金如鉄；1586～1660年。生地は漢城。父は金時省。1592年5月、宇喜多秀家軍の捕虜となり、同年12月、岡山に到着す。翌1593年、秀家夫人（豪姫）から前田利家夫人（芳春院）に身柄を渡され、以後、前田家のものとで養育される。成長後は脇田直賢と名乗り、金沢町奉行などを歴任した<sup>(9)</sup>。彼は金沢においては様々な足跡を残しているが、

岡山には短期間しか滞在しておらず、その間の事跡もほとんど不明である。

② 左京；本名不明。宇喜多秀家夫人（豪姫）に召し遣われた「内官の朝鮮人」であり、宗左近作の脇差を彼女から拝領したという。ただし岡山における彼の動向については全く不明である<sup>(10)</sup>。

③ 八千；生地は全羅道松県。9歳の時、兄の一千（11歳）とともに人質として宇喜多軍に捕縛され、秀家臣の中島孫左衛門尉に預けられる。1598年の日本軍撤退の時、兄一千は島津軍の船に乗り違えて薩摩に行き、八千のみが美作国苦田郡一宮村市場町の中島氏屋敷に連れて来られたという<sup>(11)</sup>。彼は日本名を弥三郎といい、子孫は松村を氏名とし、代々中島氏の「譜代之御家来」として同地に土着したという。なお彼の後裔の重兵衛は、寛政2年（1790）に高10石持ちの本百姓となっている<sup>(12)</sup>。

③ 唐人氏；個別氏名不明。山本与左衛門・与二郎兄弟によって連行された朝鮮人の子孫が、美作国勝南郡和気荘羽仁村に土着して「唐人」を姓としたという。また、同時に連行された海人の子孫も、倉見村に土着したが、後年断絶したという<sup>(13)</sup>。

以上の事例のほか、内藤氏の論考によれば、倉敷市二日市の平木隆氏の古記の中に、平松盛正なる者が朝鮮被虜人を7名連行したという記事があることであるが、彼らの氏名は伝えられていない<sup>(14)</sup>。また岡山県内には被虜人の足跡を記した地名が多く残されており、備前国には「唐人上・唐人下」（現、和気郡佐伯町矢田部）、備中国には「唐人山」（現、上房郡賀陽町吉川）、美作国には「唐人山」（現、久米郡大井西村坪井上）などが見られる<sup>(15)</sup>。なお備前市香登西（かとうし）には「千人鼻塚」（現、千鼻塚社）があり、これは長船紀伊守の配下として朝鮮侵略に従軍した六助が、彼の地より持ち帰った朝鮮人の鼻を供養した塚であるという<sup>(16)</sup>。

岡山県下にどれほどの朝鮮被虜人が居住していたのか、その総数を確定することはほとんど不可能である。しかし上記にあげた事例からも分かるように、かなり多数の人間が散在していたことは確実である。1617年に来日した朝鮮使節（回答兼刷還使）は、江戸から本国に帰国する途上、分遣隊を各地に派遣して被虜人の召募に当たらせているが、その対象地の一つが岡山であった。

十九日辛亥、雨、（中略）令馬島雇船二隻、令崔義吉、帶同小通事黄吾乙未・使令一名・格軍一名・馬島倭通事加衛門、先往西海道小倉・筑前博多等処、楊示執政文書、刷還被擄人、約会於一岐・馬島等処、令康遇聖、帶同小通事朴春・馬島倭通事甚衛門・使令二人、先往一路所經山陽道備前・広道（＊広島）等処、刷得人口、會於中路、

上記の史料<sup>(17)</sup>によれば、1617年9月19日に備前牛窓に滞在中していた朝鮮使節は、二つの分遣隊を編成し、被虜人を集めた上で、本隊一行と後日合流するよう下命した。すなわち崔義吉ら一行は小倉や博多の北九州方面に、康遇聖ら一行は備前・広島など瀬戸内海方面へ向かわせたことが分かる。半月後の10月8日、康遇聖は対馬にて使節本隊と合流し、「備前に到着して4日間滞在し、被虜人45名を集めた」と報告している<sup>(18)</sup>。ここでいう「備前」とは、恐らく岡山城下を指すものと思われる。召募人数を考慮しても、相当数の被虜人が同地に居住していたことが推定できよう。

## 2. 岡山城下居住の被虜人「市兵衛」につき

以上見てきた通り、岡山地域には多くの被虜人が在留していたことが分かるが、これまで提示した被虜人の関連史料には、いくつかの問題点があることは否めない。特に日本側史料の大部分が、後世に記された由緒書や地誌の類であるという限界は、看過しえない。同時代史料としては、朝鮮使節の日記類が注目されるが、岡山地域に限っていえば、被虜人の氏名などの個別的情報を記載した部分は、残念ながら見られないものである。

そうした中で、以下にあげる「市兵衛」と言う名の被虜人に関する岡山藩史料は、特異であり且つ極めて貴重である。彼は作右衛門なる播磨人の訴えによって、キリストンの嫌疑がかけられた人物であるが、詮議の中、はからずしも自らの軌跡の一端を語ることとなつた。すなわち被虜人自身が一人称の形で語った一次史料なのである。「生國朝鮮」から始まる彼の半生の弁を、まずは紹介してみよう。

松平左近太夫殿（\*池田恒元）領分播

作右衛門白状

岡山中須加

市兵衛申分

正保弐年卯月十七日

一生国朝鮮、かうらい陣之時、宇喜多中納言殿（\*秀家）御内備中まぐら侍はぢの覚左衛門とり物ニ仕、日本へ六つか七ツノ時分参申候、関ヶ原御陣迄、覚左衛門ニ奉公仕候、右之覚左衛門牢人仕候故、当国（\*備前）へ伴仕罷越、那須久左衛門ニとらせ、覚左衛門ハ広島へ参申候、久左衛門所ニ大坂御陣迄罷在候、其後久左衛門ぶ隙ヲこい、右之主覚左衛門親げんせいと申仁、牢人ニテ広島ニ居申候間、尋候而參、右之覚左衛門きも入ニテ太夫殿（\*福島正則）家中者へ道具之者ニ出候へ共、ふちをはなたれ、其後備後鞆ニテれやうし仕、弐年程居申候、其後備前へ罷越、ざるかた計仕候、其後因幡へはりまヨリ御国替（\*元和三年の池田光政の転封）ニ付、右ニ久左衛門跡ニ居申候を、道仙存、やとい分ニテ因幡へ參、弐年ほど道仙方ニ奉公仕候、其後又備前へ參、中須加ニ于今罷在之候、

一私吉利支丹ニすゝめ申候ハ、那須久左衛門すゝめ申候、主ノ被申義ニ付、有難共何共不存候へとも、請取申候、吉利支丹ノじゅす・又あのすてと申守二色、久左衛門くれ申候、右あミ引仕候時、おとし申候、今ほど宗門ノ道具持不申候、

一吉利支丹ころび申候ハ、十九年以前ニ公儀御改ノ時、はくらくノ又左衛門異見申、ころひ申候、即一こう宗ニ罷成、あか寺じやうけん寺へ右ノ又左衛門同道いたし、旦那ニ成申候、唯今ノ法ノ義も有難も不存候へ共、公儀おそれ、宗旨替申候、右之白状人作右衛門義、曾不存候、

一私女共当国津嶋之者、廿二三年先ニ連合申候、右女法花宗ニテ御座候へ共、初之男一向宗ニテ御座候故、一向ニ成申候、せかれ二人持申候、二人共ニ一向宗ニテ御座候、

一武州様（\*池田利隆）備前ニ被成御座候時、那須久左衛門長崎へ御使ニ被遣候、供仕参候、吉利支丹ノ寺へ久左衛門参候時、私も拝ミ申候へ共、是も有難も不存候、

一拾年以前ニ当御代吉利支丹御改之時、堀内六郎兵へ所ニテ御ゑいをふミ、二色ノせいし※いたし、慥ニころび申候、其以ハ町ノ目代年寄共何も存候、以上、

右の市兵衛前かと数度がうもん仕候、

右ハ正保弐年ニ改申時之申分、此度又召寄穿鑿仕候処ニ、右之申分ニ相違無御座候間、もとノ書付写指上申候、以上、

慶安三年

二月廿九日

丹羽藏人

安藤二郎左衛門

※（付箋）「此市兵衛、慶三年三月、筑後殿（\*井上政重）へ被遣書付ニ、正保二年五月  
へ御預ケ置、籠者同前ニ付テ籠者と書付上ル」

右の史料<sup>(19)</sup>からも分かる通り、彼は宇喜多秀家の家臣である「はぢの覚左衛門」なる人物<sup>(20)</sup>の「とり物」となった少年捕虜であった。ただし朝鮮のどこの地の人間であったのか、全く不明であり、名前も「市兵衛」という日本名以外伝わっておらず、本名も分からぬ。また捕まえられたのが1592年の第一次朝鮮侵略の時なのか、1597年の第二次朝鮮侵略の時なのかも判然としない。ともあれ、6歳か7歳の少年期に、彼は海を渡り、恐らく覚左衛門の故郷である備中国間倉（現、岡山市間倉）にて召し遣われていたのであろう。このような境遇は、同じく秀家家臣の中島氏によって美作の在所に召し遣われた「八千」とよく似たものと思われる。なおこの間倉という地は、「唐入山」の地名を持つ上房郡賀陽町吉川とは、山一つ向うの近接した場所であった。

さて市兵衛のその後の経歴を整理すると【表1】のようになる。

市兵衛の半生の特徴としてまず眼につくのが、居住地の激しい移動である。慶長5年（1600）に備中間倉から備前（岡山か）に移ったのを皮切りに、慶長19年（1614）から元和元年（1615）の間に備前から広島へ、そのち広島から備中鞆へ、鞆から再び備前に移り、元和3年（1617）には備前から因幡に、元和5年（1619）頃に因幡から岡山に戻り、以後、中須加町に居を構えている。移動の原因の多くは、彼を召し抱えた主人の変転と関わっており、覚左衛門（備中間倉）、那須久左衛門（備前）、福島正則家臣某（広島）、中桐道仙（因幡）と四度主人を変えている。彼が始めの主人である覚左衛門のもとを離れて備前に赴いたのは、関ヶ原の戦いによって宇喜多氏が没落し、覚左衛門も牢人となつたためである。二度目の主人である那須久左衛門に奉公していた時分には、彼は主人の勧めによってキリスト教となり、主人と同行して長崎まで赴き、同地の教会を参詣している<sup>(21)</sup>。また那須久左衛門のもとを離れて広島へ行ったのは、明言はしていないが大坂の陣によって久左衛門の身上に何らかの変化が生じたためであろうか。さらに彼が備前から因幡へ移動したのは、池田光政の因幡転封に伴い、雇い主の中桐道仙がこれに扈從したためである。なお那須久左衛門に奉公する際には覚左衛門が、福島正則家臣某に仕える時は覚左衛門の親「げんせい」が、口利きをしている点は興味深い。

市兵衛の職種・身分もまた、さまざまに変化している。覚左衛門と那須久左衛門に召し抱えられていた時期には、詳細は不明であるが、武家奉公人のような身分であったのである。年齢的に見て、覚左衛門のもとでは小姓のような存在であったのであろうか。そののち福島家臣某のもとでは「道具之者」として召し抱えられ、まもなく扶持を放たれると、鞆にて漁師に転じ、備前では行商人のようなことをしていたらしい。のち中桐道仙のもとでは再度奉公人のような存在に転じ、備前中須加に居を移してからは馬方（馬喰か）となつていている<sup>(22)</sup>。

市兵衛はまた、元和9年（1623）か寛永元年（1624）ごろに、備前津島出身の女性（日本人女性であろう）と結婚し、倅2人を持っていた。この妻ははじめ法華宗信者であったが、「初之男」が一向宗であったため、一向宗に転宗したという。市兵衛の証言を信じれば、

彼が馬喰の又左衛門の勧めによってキリストンから一向宗に転じたのは寛永3年(1626)であるため、前後関係から類推すれば、右の「初之男」は市兵衛ではなく、別の人間である。そうであれば市兵衛の妻は再婚者ということとなり、息子二人も彼女の連れ子であった可能性すら考えらる。

このように初めの主人覚左衛門によって端無く異国の方へ連れ去られ、二度目の主人久左衛門の勧めによって「有り難いとも何とも存ぜず」キリストンとなった市兵衛は、結果的には二度に渡って人生を翻弄されることとなつた。寛永3年(1626)の棄教後、寛永13年(1636)のキリストン改めの際に踏み絵をして二種の誓詞を出すも、正保2年(1645)に再び嫌疑を掛けられ、拷問を受けて町預かりとなって「籠者同前」となり、慶安3年(1650)に再度キリストン改めの穿鑿を受けている。この時60歳前後であった市兵衛は、最終的には牢死した<sup>(23)</sup>。「生國朝鮮」から始まる彼の口上は、正保2年の改めの際に徵収されたものであるが、奇しくもこれが彼の半生を語った遺言となつてしまつたのである。

市兵衛には故郷朝鮮に帰国するチャンスは無かったのであろうか。前章でも言及したように、近世前期に来日した朝鮮使節は、被虜人の本国送還(刷還)活動を日本各地にて活発に行っており、1607年次使節は1240名余、1617年次使節は321名、1624年次使節は146名、1636年次使節は若干名、1643年次使節は14名の被虜人を連れて帰っている。そしていずれの使節も牛窓を通過していた。このうち1607年次使節来日の際には、市兵衛は岡山にいたと思われるが、主人の那須久左衛門の許可を得ない限り、刷還に応じることはまず無理であろう。武家などと被官関係を持った被虜人は、主人の抵抗・妨害にあって召募に応じられなかつた事例が多々見られるからである。1617年次使節には、被虜人召募の分遣隊が岡山まで出向していたが、折悪しく彼はこのとき中桐道仙に従つて因幡に向かっていた。ついで1624年次使節以降においては、彼は特定の人物との被官関係を離れて、馬方として岡山にいたため、刷還を阻む要素は殆ど無くなつた。しかし彼はこの時すでに妻子を抱えていたため、これを捨てて本国に帰るような志は薄くなつたのであろう。1617年次使節の副使は「およそ帰国を志す者は、やや知識の有る士族と、日本で苦渋を嘗めている者である。それ以外の者で妻子と財産を持ち、すっかりその場に居着いている者は、全く帰国する意志がない。憎むべし憎むべし」<sup>(24)</sup>と指摘しているが、恐らく市兵衛も同様的心情に至つていたのであろうか。

### おわりに

市兵衛の口上から窺える軌跡は、言われ無き連行を受けた後に、主人と職種を転々と変え、生業を求めて港湾や城下町に渡り歩く姿である。もっとも近世初期の日本社会における人間の流動性を考慮すれば、市兵衛の例はとりたてて奇異とすべきものではないかもしれないが、多くの被虜人たちが歩んだ道は、まさにこのようなものであったのであろう。

朝鮮被虜人のうち、儒者などの教養人や、陶工などの特殊技能保持者、それに小姓などに充てられた少年捕虜などは、比較的優遇措置を大名などから受ける傾向が見られる。右のような者たちについては、関連史料が多く残存しているため、結果的には彼らを中心とした被虜人像が描かれることが多いのであるが、実際には彼らは氷山の一角を占めるに過ぎない。大多数の被虜人は、さしたる教養も技術も面貌もなく、恐らくは単純労働者とし

て、日本各地の都市や港湾に散在し、現地社会に沈殿していったのではないかと思われるからである。しかしこのタイプの被虜人たちは、記録類に残りにくいという点で、その実態解明には大きな障害が横たわっている。市兵衛のような事例の発掘を通じて、かかる凡百の被虜人たちの動向を明らかにすることが、今後の被虜人研究の課題であると言えよう。

### 【註】

- (1) 内藤雋輔『文禄慶長役における被虜人の研究』(東京大学出版会、1976年)
- (2) 鶴園裕代表『日本近世初期における渡来朝鮮人の研究—加賀藩を中心に—』(文部省科学研究費報告書、1991年)
- (3) 高橋公明「異民族の人身売買—ヒトの流通—」(荒野泰典・石井正敏・村井章介編『アジアのなかの日本史』Ⅲ、東京大学出版会、1992年)。
- (4) 内藤、註(1)書、765~769頁。
- (5) 圭室文雄「岡山藩のキリストン統制」(下出積與編『日本宗教史論纂』桜楓社、1988年)
- (6) 『岡山県史』第6巻、近世I(山陽新聞社、1984年) 696頁、700~701頁所収の表93。
- (7) 筆者はかつて「書評 北島万次著『豊臣秀吉の朝鮮侵略』」(『民衆史研究』52、1996年) 67~68頁にて、この「市兵衛」の史料を部分的に紹介したことがある。
- (8) 高橋、註(3)論文、238頁。内藤、註(1)書、196~203頁。
- (9) 金如鉄については、①鶴園裕「近世初期渡来朝鮮人研究序説—「少年捕虜」に関する覚え書き—」、②片倉穰・笠井純一「加賀藩における渡来朝鮮人 付、史料集」、③中野節子「加賀藩家臣団編成と脇田直賢(如鉄)」、④笠井純一「家伝一金(脇田)如鉄自伝一」、同⑤「脇田如鉄関係史料集」(以上、註(2)報告書3~174頁)を参照のこと。
- (10)片倉・笠井、註(9)②論文56頁掲載の史料『可觀小説』。
- (11) 内藤、註(1)書、766~767頁所収「松村文書」。なお同書によれば、中島氏らは1592年の第一次侵略の際に、釜山から真っ先に全羅道に向い、松県で八千らを人質にとったとあるが、史実としては考えられず、むしろ八千らが捕縛されたのは1597年以降の第二次侵略の時と考えるのが妥当である。この時、宇喜多秀家は全羅道の大将として泗川から南原を侵しているからである。同史料は後世に作成された由緒書のごときものであるため、記事には史実と錯誤する点が多い。
- (12) 内藤、註(1)書、767~768頁所収「中島文書」。この文書は『苦田郡誌』(苦田郡教育会、1927年) 1333~1335頁にも収録されている。同書によれば、弥三郎こと八千は中島孫左衛門の陣中にて養育されて24歳の時に日本に渡ったとあり、年齢面で「松村文書」とは相違が見られる。もっとも同書は寛政2年(1790)12月に作成された一種の由緒書であるため、これまた記述には錯誤があるものと思われる。
- (13) 内藤、註(1)書、769頁。『東作誌』卷22(内閣文庫) 勝南郡和氣荘羽仁村の条。
- (14) 内藤、註(1)書、769頁。
- (15) このほか内藤、註(1)書、769頁によれば、阿哲郡本郷村に「唐畑」が、高梁(高梁?)市福地に「唐人畑」の地名があるとのことであるが、地名辞典等ではいまだ確認できない。
- (16) 辛基秀・仲尾宏編『大系朝鮮通信使』1(明石書店、1996年) 33頁に千鼻靈社の写真が掲載されている。なお香登西村の膏葉と、香登本村の唐臼は、それぞれ六助と新兵衛

が朝鮮より技法を習得して同地にもたらし、特産品となったものであるという。

(17) 李石門『扶桑錄』万曆45年(1617)9月19日条（『海行攬載』1）。

(18) 註(17)史料、万曆45年(1617)10月8日条。

(19) 「中須賀市兵衛書付」、岡山池田家史料《P2-103\*YPB00580》

(20) 『浮田家分限帳』（『続群書類從』25輯上）186～187頁に、岡豊前守配下の武士として土師平三郎・土師平蔵・土師孫三郎の名が見える。あるいは「はぢの覚左衛門」は彼らの縁者であろうか。

(21) 『岡山県史』は、このとき主人の那須久左衛門が、池田利隆の使者として長崎に派遣された理由として、宣教師に貿易の便宜を計るためではないかと推測している。註(6)書、696頁。

(22) 註(19)史料所収の別の穿鑿書には、市兵衛の生業を「馬方」と明記している。

(23) 診(11)史料。圭室、註(5)論文、222頁。

(24) 診(17)史料、万曆45年(1617)9月19日条。

【表1】

年代	元号	居住地	記事	備考
1592?	文祿1?	朝鮮→日本	備中間倉はぢの覚左衛門(宇喜多秀家家臣)に捕えられ、日本に渡海、覚左衛門に奉公	6歳か7歳の時
1600	慶長5	備中→備前	関ヶ原の戦いにより覚左衛門が牢人となつたため、備前に赴き那須久左衛門に仕える	覚左衛門は広島へ
1603～1604	慶長8～9	備前	このころ那須久左衛門の勧めによりキリストンに入信？。池田利隆の備前監国時代(1603～1613)に那須久左衛門が使者として長崎に赴いた際、同行して同地の教会を参詣	那須久左衛門よりロザリオ等を貰う
1614～1615	慶長19～元和1	備前→広島	大坂の陣の時、那須久左衛門より暇を乞い、広島に住む牢人げんせい(覚左衛門の親)のもとを訪ね、覚左衛門の周旋により、福島正則家臣某のもとにて道具の者として仕える	道具の者
?	?	広島→鞆	扶持を放たれ、備後鞆にて漁師となり、同所に2年ほど居住	漁師。このころ那須久左衛門より貰ったロザリオ等を紛失したといふ
?	?	鞆→備前	備前にて「ざるかた」(行商?)をする	行商人?
1617	元和3	備前→因幡	池田光政の因幡転封の時、中桐道仙の雇い分として因幡に移り、同人のもとで2年程奉公する	
1619?	元和5?	因幡→備前	備前に移り、岡山中須加町に居住し、馬方となる	馬方
1620	元和6	岡山	(池田忠雄、城下のキリストンに転宗か追放を迫る)	
1623～1624	元和9～寛永1	岡山	備前津島の某(初め法華宗、一向宗に改宗)と結婚	某は再婚?. 息子2人ととも一向宗
1626	寛永3	岡山	「公儀御改」の時、馬喰の又左衛門の意見によりキリストンを棄教。一向宗に転宗し、「あか寺ジヨウケン寺」へ又左衛門と同行し、同寺旦那となる	
1636	寛永13	岡山	池田光政のキリストン改めの時、堀内六郎兵衛の所で踏絵をし、二種の誓旨を認める	
1645	正保2	岡山	キリストン改めの時、拷問のすえ自らの半生を白状。町預けとなり監視を受ける	籠者同然
1650	慶安3	岡山	キリストン改めにより再度穿鑿を受ける	60歳前後
?	?	岡山	牢死	1673年当時

# 徳川家康と琉球王の対面に関する一史料

紙屋 敦之

## はじめに

琉球国王尚寧は1609年（慶長14）の薩摩侵入で捕虜となり鹿児島に連行された。そして翌年8月、島津家久に伴われ、駿府で大御所徳川家康に、また、江戸で二代將軍徳川秀忠に拝謁した。ここに琉球侵略の第一目的だった尚寧の聘礼が実現した。

しかし家康と尚寧の対面について詳細は何もわかっていない。ただ拝謁日とそのときの進物が知られているだけである。だが、それすら諸書によって違う。

ところで山口県文書館の毛利家文庫の中に、「徳川家康琉球王対面の式覚」<sup>(1)</sup>と題する史料があり、家康と尚寧の対面について具体的に伝えている。これまで取り上げられることがなかったと思う。よってここに紹介する。

### 1) 家康と尚寧の対面に関する従来の知見

琉球国王の聘礼は、幕府にとっては家康の威信を語り、薩摩藩にとっては家康への奉公ぶりを語る出来事である。よってその事実を幕府・薩摩藩関係の諸書は一様に記述する。しかしその記述は家康との拝謁日と進物に集中している。それをまとめたのが「尚寧の拝謁日・進物一覧表」である。

【尚寧の拝謁日・進物一覧表】

拝謁日	進 物	出 典
8月8日	緞子 100端・猩々皮（又羅紗と名つく）12尋 太平布 200疋・白銀1万両・太刀1腰	寛永松平島津中納言家久譜
8月8日	緞子 100端・羅紗12尋・太平布200疋 蕉布 100巻・白銀1万両・太刀1腰	貞享松平大隅守書上
8月8日	緞子 100端・羅紗12尋・太平布200疋 蕉布 100巻・白銀1万両・太刀1腰	島津家覚書
8月8日	緞子 100巻・羅紗20尋・太平布200疋 芭蕉布 100疋・白銀1万両・太刀1腰	武徳編年集成
8月8日	緞子 100巻・羅紗10間（12尋）・太平布 200疋・蕉布 100巻・白銀1000枚・太刀1腰 緞子100巻・羅紗12尋・蕉布100巻 太平布 200疋	南聘紀考 貴久記

8月8日	緞子 100巻・羅紗12尋・蕉布100巻 太平布 200疋	御年譜
8月8日	緞子 100巻・羅紗112尋・蕉布 100巻 太平布 200疋	家忠日記追加
8月8日		成功記
8月14日		当代記
8月14日		慶長年録
8月14日		創業記
8月14日		慶長見聞書朱書
8月14日	緞子 100巻・羅紗20尋・太平布 200巻 芭蕉布 100巻・銀1万両・太刀1口	徳川実紀

空欄は記述なし

出典：『朝野旧聞褒藁』第14巻、『通航一覧』第1巻、『徳川実紀』第1篇、  
『大日本史料』第12編の7

この一覧表から次の2点がわかる。第一は、拝謁日に8日と14日の両説があることである。第2は、進物に①緞子・羅紗・太平布・白銀・太刀、②①の5品に芭蕉布を加える、③②の6品から白銀・太刀を除く、と三とおりの理解があることである。しかし、これも後述する琉球側の記録・『喜安日記』の記述と違う。

第一の点について、幕末に成立した幕府関係の諸書は14日説をとる。すなわち、『朝野旧聞褒藁』（1841年）は、「慶長十五年八月十四日条 松平島津少将家久尚寧を伴いて参殿す、尚寧方物及び白銀太刀を献す」との綱文をたて、「品物員数諸記異同あり、且琉球王の拝謁を八日家久の拝謁条に混記するもの多し、誤りなり、今慶長年録・日記摘要に従ふ」<sup>(2)</sup>と解説する。8日説は、家久が家康に拝謁した日と混記したもので誤りだという。『通航一覧』（1853年）も、「同年八月十四日、少将家久尚寧を携え、駿城に登りて拝謁す、尚寧方物數品を献す」との綱文をたて、「尚寧が献する所の品数、諸記異同あり、かつ前に弁ずることく、その拝謁を八日家久拝謁の条に、混記せしは誤りなれば、今官本当代記、慶長年録等に従ふ」<sup>(3)</sup>と同じ考え方述べる。『徳川実紀』（1849年）も14日説を取る。

また、『通航一覧』は進物に関しても、

按するに、此書及び貞享松平大隅守書上等に、太刀・銀子も尚寧が献物のことく記したれども、御年譜、貴久記、家忠日記追加等によるに、此両品は家久か献する所にして誤りなり、

と疑問を呈し、太刀と銀子は尚寧の進物ではないという。

次に、下記の申3月10日付宜湾・国頭・金武連署状<sup>(4)</sup>をみてみよう。

慶長十五年八月八日、於駿河中山王登城之時、相国様江進上物、

一段子 百巻

代銀拾三貫目但一巻ニ付百三十目つゝ

一羅紗 拾弐尋

代銀三貫目但一間ニ付三百目つゝ

一太平布 弐百疋

右者有合申候

一白銀 一万両

銀子四十三貫目

一太刀 一腰

同八月廿八日、於江戸登城之時進上

一段子 百巻

代銀拾三貫目但一巻ニ付百三十目つゝ

一虎皮 拾枚

代銀六貫目但一枚ニ付六百目充

一白銀 一万両

銀子四十三貫目

一太刀 一腰長光

右尋候而も御座有ましくと存候、

六口

合銀子一二一貫目

右之表大方算用仕候、大分之儀ニ御座候、我々として俄ニ銀子相調候儀、可難成  
与存候、於京・大坂ニ御下知を以借銀可相調候哉、左様ニ候ハヽ、返弁方琉球ぶ  
年を重、次第二可致首尾儀可罷成哉与、琉球ぶ罷登候而爰元へ罷居候者共へ談合  
申候へは、年々ニ被仰付候出銀皆済之儀さへ漸相調申儀候由申候、右 御条書之  
内被引残被仰付候ハヽ、可成程之儀者此節之事候間、隨分談合申相調可申候、可  
然様ニ御披露奉頼候、以上、

申三月十日 宜湾（花押）

国頭（花押）

金武（花押）

相国は太政大臣の唐名、ここでは徳川家康のことである。江戸城で対面した相手は二代  
将軍徳川秀忠である。この史料は尚寧が家康、秀忠に拝謁した日とそのときの進上物、お  
よびその品々が借銀によって調達されたことを語っている。

これによると、拝謁日は8日、進物は緞子・羅紗・太平布・白銀・太刀で、前掲一覧表  
の「寛永松平島津中納言家久譜」と一致する。

申の年はいつだろうか。差出人の足跡から探ってみよう。宜湾は1641年（寛永18）  
に首里王府の三司官に就任する宜野湾正成ではないかと思われるが<sup>(5)</sup>、詳細はわからない。  
国頭は三司官（1622～35年在職）の国頭親方朝致と思われる。国頭は1630年  
(寛永7)に年頭使<sup>(6)</sup>として薩摩に上国し、2年後の1632年（寛永9）、すなわち壬

申の年に琉球に帰国している<sup>(7)</sup>。金武は摂政の金武王子朝貞と思われる。金武は、1611年（慶長16）の琉球仕置で確定した中山王領8万9086石が6000石減額されたことへのお礼のため、1629年（寛永6）薩摩に上国した。帰国の年は不明である。金武王子宛1632年1月29日付島津家久書状<sup>(8)</sup>によると、そのころ金武王子は琉球にいる。このように宜湾と金武の二人については不明な点が残るが、申の年は1632年の蓋然性が高い。

文書の趣旨はこうである。1610年（慶長15）に進物を調達するため銀121貫目を借金した。それは大方返済したが、なおずいぶん残債があり返済を求められている。しかし琉球の自力では困難であるから、京都・大阪で、島津氏の斡旋で新たな借銀をしたい。それを年賦で返済することが可能か、鹿児島の琉球仮屋（のちの琉球館）の役人たち（「琉球ぶ罷登候而爰元へ罷居候者共」）と談合したところ、毎年薩摩から賦課される出銀（1617年に高1石に付銀8分の石別出銀になる）さえようやく完納している有様であるといっている。もし借銀をそのままにしてもらえた（「御条書之内被引残」、つまり利なしを求めていたのか）なるべくこのさいのことだから随分談合して返済に努めたいと思う。そのようにご披露願いたい。と、おそらく国頭朝致ら3人（金武・宜湾が鹿児島に滞在しているか不明だが）は琉球仮屋の薩摩側役人である琉球仮屋守に嘆願したのだろう。

以上、宜湾・国頭・金武連署状は、尚寧の聘礼に関する薩摩側の認識を反映したものと思われる。「寛永松平島津中納言家久譜」は、1641年（寛永18）に着手された『寛永諸家系図伝』（1643年完成）編纂のため幕府に提出されたのであるが、宜湾・国頭・金武連署状の拝謁日・進物が「寛永松平島津中納言家久譜」のそれと一致することが、この推定を裏付ける。8日説の原点は薩摩藩にあったのである。

## 2) 毛利家伝來の新出史料

毛利家に伝來した家康と尚寧の対面を物語る史料は下記のとおりである。

（表紙）

公方様琉球王御対面之式

於駿府家康公御対面歟

覚 （裏書）「かうらい王御対面抜書」

1 一りうきう王進物

一五十端 はせを布

一五ツ 食籠

一四十人前 おしき

一三ツ 酒壺

一壱ツ けんひや 但是ハ日本にてぬくいかけ也

以上

2 一五巻 紺子 ぐしかミ

王の舍弟

3 一昨日十六日ニりうきう王へ御対面被成候、

- 4 一上様御装束正月御同前也、
- 5 一王の装束あり装束、唐人のことくかむりハ唐王同前、舍弟ぐしかミかむり唐人  
臣下同前、其外御残の唐人の装束・かむり平の唐人同前、
- 6 一おひろま上段にて御対面候、御対座也、
- 7 一島津殿なつ装束にて御覽に御入候つる、
- 8 一今日か明日か御ひろまにて、常陸様御能被成候間、島津殿ニ御ミせ被成候、初  
也、
- 9 一此方諸大夫衆あり装束にて御座候キ、
- 10 一王、日本の王のことく、玉のこしにてげんくハんまで重げんにて御出候つる、
- 11 一四品のはた甘四本先へもたせ申候、下々ハ皆つきんかつき申候、
- 12 一王の御年五十斗にて、いかにもたくましきよき男にて御座候、
- 13 一明十八日ニ江戸へ御下向と申候、

以上

この覚書が書かれた日は、文脈から判断すると8月17日である。しかし、書き手は不明。駿府城のだれかから毛利家に宛てて発信されたものと思われるが、具体的なことはわからない。裏書からわかるとおり、朝鮮国王の対面に関わるものと誤伝されてきた文書を、後世、上書のように判断し表題をつけたものであろう。これほど尚寧拝謁当時の様子を詳しく記した史料は他にない。

史料上の番号1～13は便宜的につけた。番号ごとに説明する。

1. 進物の品、芭蕉布50端・食籠5ツ・折敷40人前・酒壺3ツ・硯屏1ツは前掲一覧表の諸書とまったく異なる。しかし、薩摩侵入を琉球側からみた『喜安日記』の、8月「十六日御城において御対面あり、御進物食籠五個・蕉布五十端・唐盤二十枚・石硯屏一個・焼酎三壺、右者大御所に御対面御座して、各退出して後、行宮にて悦申」<sup>(9)</sup>とある記述とほぼ一致する。折敷40人前と唐盤20枚が異なるが、食器としては共通する。

2. 王の弟は具志頭朝盛、唐名を尚宏という。8月24日駿府で病死、清水（清水市興津清見寺町）の清見寺に埋葬された。

3. 家康と尚寧が対面した8月16日は、薩摩藩の8日説、幕府の14日説と異なるが、『喜安日記』とは一致する。

4. 家康の装束について『武徳編年集成』『成功記』は烏帽子・直衣と記す。『徳川礼典録』は1827年（文政10）の文書を引き、正月、将軍が立烏帽子・小直衣を着用することを述べる<sup>(10)</sup>。

5. 琉球国王の装束は、冊封のさい明の皇帝から下賜された皮弁冠・皮弁服であろう。この年7月5日、大坂より、島津家久が国許の父義弘に、「琉球人之こしらへ、いかにも念を入れて、心静相調可罷下由、山口殿より承候」<sup>(11)</sup>と、家康の側近山口直友より、琉球人の身支度に念を入れて（駿府に）下るよう承ったと告げている。具志頭朝盛とその他の琉球人も中国式の装束だったのだろう。

6. 家康と尚寧は駿府城の広間上段で対座、すなわち差し向かいに座って対面している。

7. 島津家久は夏装束でお目にかかっている。

8. 常陸（介）様は家康の10男、徳川頼宣。8月18日、家久と尚寧を駿府城に招き饗宴が開かれたとき猿樂を舞った。

9. 駿府の諸大夫衆（武家で五位相当の者）は装束、つまり正装だった。

10. 琉球王の「玉のこし」は、醍醐寺第80代座主義演の『義演准后日記』1610年（慶長15）7月29日条<sup>(12)</sup>に、

七月廿九日、瑠璃国王、伏見ヨリ御通、鳳輦ニ被乗、但、日本ニテ用意ト見了、臣下ハ馬也、鋒ニ幡ヲ付テ馬上衆カタケ了、楽也、衣装出家ノ衣ニ似タリ、島津、去年彼國押入揚取云々、

と記されているそれであろう。鳳輦は、屋形の上に金銅の鳳凰をつけた輿で、天皇の乗り物である。ちなみに日本の王は天皇である。

11. 四品の旗（13）は、『義演准后日記』の「鋒ニ幡ヲ付テ」とある幡や、琉球使節の行列図に描かれている「張旗」（金鼓と書いた旗）・「虎旗」（虎を描いた旗）などか。

12. 尚寧は1564年（永禄6）生まれ。この年数えの47歳である。尚寧の風貌の描写は珍しい。

13. 家久と尚寧は8月19日、暇を賜り江戸へ赴いた。

以上が現在説明できることである。

### 3) 新しい知見

この覚書からわかるることは以下のとおりである。

第一は、尚寧が家康に拝謁した日とそのときの進物が琉球側の『喜安日記』の記述と一致することをどのように理解するかである。前掲一覧表の記述との相違は次のように説明できる。つまり、琉球側は毛利家伝来の覚書どおりの品を進物として用意したが、日本側がそれを日本における献上物の作法に則って変更させた、と。そのように考えられるのは、前掲申3月10日付宜湾・国頭・金武連署状によると、緞子・羅紗・白銀・虎皮を銀子で進上するため銀121貫目を借銀した事実があるからである。太平布200疋は「有合」があったというから、余計その他の品が琉球から用意してこなかった品物であることをうかがわせる。『喜安日記』の記述と一致することは、覚書の進物がまさに琉球側によって用意された品物だったことを物語る。このように考えると、この覚書が原文書だった可能性がぜん高くなる。

第二は、家康が琉球国王をきわめて丁重に待遇していることである。この点に関しては、同年5月14日、家康の出頭人本多正純が島津家久に、

右之王御下ニ付面、伏見より江戸迄路次中ニ而、御宿等并人馬御馳走之儀、此以前、朝鮮より之勅使御越之時分、於路次中御馳走之様子ニ、此度も御馳走可致之旨ニ御座候  
(14)、

と、道中の待遇は1607年（慶長12）に来日した朝鮮使節に準ずる旨を伝えていた。鳳輦に乗り伏見を出発した琉球国王の行列について記す『義演准后日記』はその一例である。駿府での尚寧は、玉の輿に乗り、先に四品の旗24本を持たせ、（後に続く）下々は皆頭巾（はしまき）<sup>(15)</sup>を被り、行列を整えて駿府城に登り、輿に乗ったまま玄関まで厳かに赴いた。尚寧は明の皇帝から賜った皮弁冠・服の唐装束で、広間上段において家康と対座して対面した。登城した具志頭朝盛（尚宏）をはじめ琉球人は皆中国風の冠装束だった。こ

の覚書は、尚寧の行列が、一国の王として威儀を整えたものであったことを物語っている。

第三は、日本の王は天皇と認識されていることである。このあと家康は、1615年（元和1）の「禁中並公家諸法度」で、国王を天皇・將軍に指定していくが<sup>(16)</sup>、それとどのように折り合いをつけていったのだろうか。1610年（慶長15）ころ、家康は、福建総督あてに本多正純の書簡を送り、日明国交の成立を追求しているが、明の皇帝を「唐王」と表記している。これは日本の王＝天皇と明の皇帝が同列に意識されていることを物語っている。尚寧にも王と称しているので、あるいは王は、その国の最高位の意味で使用されているものと考えられる。

### おわりに

この覚書から確認したいことは、以下の2点である。

①この覚書は、徳川家康と尚寧の対面の式を伝える原文書と見なされること。覚書の拝謁日と進物が『喜安日記』のそれと一致することが、決め手となろう。ただし拝謁日を14日とする説との食い違いについては説明できない。

②尚寧が一国の王として威儀を正して家康と対面していること。尚寧は玉の輿に乗り、行列を整えて駿府城に登り、家康と対座して対面したことが、その証左である。

### 【注】

(1) 山口県文書館編『山口県文書館史料目録五 毛利家文庫目録 第五分冊』（山口県地方史学会、1978年）2頁。

(2) 『朝野旧聞叢書』第14巻（汲古書院、1983年）29頁。

(3) 『通航一覧』第1巻（鳳文書館、1991年復刻）26頁。

(4) 『鹿児島県史料 旧記雑録後編四』721号。

(5) この史料に関して、琉球史研究者の真栄平房昭氏（神戸女学院大学）より、次のようなご教示を賜った（1997年新春付の手紙）。

この人物はおそらく、寛永18年に琉球王府の三司官に就任した宜野湾正成（唐名、章邦彦）にあたるのではないかと思われます。「宜湾」は琉球の姓で宜野湾の一字がないケースです。この例は他にも散見するようです。幕末の政治家で歌人としても有名な宜湾朝保がその一例です。（『沖縄大百科事典』上巻、沖縄タイムス社刊、913頁）

(6) 年頭使は1613年（慶長18）より始まる。1634年（寛永11）以降定例化し、1871年（明治4）に至った。（『大和江御使者記』東京大学史料編纂所蔵）。

(7) 『中山世譜附卷』（横山重編『琉球史料叢書』第5巻、東京美術、1972年）9頁。

(8) 『鹿児島県史料 旧記雑録後編五』494号。

(9) 『喜安日記』（『那覇市史』資料編第1巻2、那覇市、1970年）14頁。

(10) 『徳川礼典録』上巻（尾張徳川黎明会、1942年）64頁。

(11) 『鹿児島県史料 旧記雑録後編四』703号。

(12) 『義演准后日記』（『大日本史料』第12編の7、東京帝国大学、1905年）462頁。

(13) 真栄平氏のご教示によると、

「四品の旗」について。これは、琉球王国の国家儀礼の式典などに用いられた、いわゆる五旒の旗の一つではないかと思われます。首里城の式典の様子を伝えた『松山王子尚順遺稿』（同遺稿刊行会発行、1969年）によれば、「大きな旗は幅の六尺以上もあって鱗緞、紗綾、錦緞等で作られし大旗が、重い為にだらりと下にたれて数間の式場を掩う刹那の感じは、恰も大木の林にでもいるが如く… …、その旗竿は朱塗に金で龍を描いた柱にも紛う程の大竿」であったとするされています。このような儀典旗の一種が用いられたのではないでしょうか。

ということである。

(14) 『鹿児島県史料 旧記雑録後編四』 694号。

(15) これについて、真栄平氏は、

「下々は皆つきん」を被っていたという風俗は、琉球の役人たちの身分に応じた冠（いわゆる「怕の制」…沖縄タイムス刊行の『沖縄大百科事典』下巻、225頁の項、参照）…を表現したものとも考えられます。

と示唆される。

(16) 橋嘉樹『慶長公家諸法度注釈 全』（学習院大学図書館所蔵）。

〔付記〕これは早稲田大学に事務局を置く日本史研究会の『日本史研究』第22号

（1996年11月）に掲載したものの、真栄平房昭氏のご教示を得て一部書き直したものである。

# 岡山藩江戸留守居覚書

—「公儀江御届留」のデータ紹介—

泉 正人

## はじめに

近世社会の、特に政治支配の側面を考えていく上で、幕府と藩との関係は重視されねばならないのは言を待たない。幕府と藩との関係は、様々な局面において持たれるが、日常的な相互の交流がその形成に大きな比重を占めることが多い。日常的な相互交流によってお互いの意識が形成され、その意識に基づいて両者の新たな関係が形作られていくと考えるからである。その相互交流を担ったのが各藩の留守居である。

留守居の研究には服藤弘司<sup>(1)</sup>・笠谷和比古<sup>(2)</sup>・山本博文<sup>(3)</sup>らの成果がある。特に山本の『江戸お留守居役の日記』は留守居の日常を描いて、留守居のイメージを我々に与えた。同様に、幕末の留守居の日常を描いたのに白石良夫の仕事<sup>(4)</sup>がある。

各藩は江戸に留守居を置いた。江戸が幕府の所在地であり、政治の中心であったわけであるから至極当然のことであった。江戸だけでなく、大坂にも留守居が置かれた。それは、主に西日本の諸藩であった。大坂留守居の機能については、従来藩の年貢米の売却や大坂商業資本との関係維持という説明がなされてきたが、大坂城代・大坂町奉行の広範囲にわたる支配権との関係で再検討される必要があると考える<sup>(5)</sup>。ともあれ、諸藩では江戸と大坂（ない藩もあるが）に留守居を置き、対幕府の窓口としたのである。そこで留守居の日常的な活動、幕府との交流がどのようなものであったのか、その実態を明らかにすることによって幕府と藩との相互認識、それに基づいて形成される関係を考察することが可能と考える。

本稿では、以上のような問題関心に応える前提作業として、岡山藩江戸留守居について若干のデータを提示し、見通しを述べてみたい。

## 1. 岡山藩江戸留守居史料

岡山藩と幕府との間でやりとりされた文書の記録は、あまり残されていないと言える。幕府法令は「東御法令」<sup>(6)</sup>として慶長17年（1612）から宝暦4年（1754）のものが収められているが、法令のみであり、両者のやりとりをうかがうことはできない。承応3年（1654）から幕末まで続いている「留帳」にも、「諸法附命令」「使節并江戸」という項目の箇所を中心に岡山藩と幕府とのやりとりが記されている。しかし、断片的であり、一定期間を通しての分析には適さない。一件文書の中に、幕府と藩との交渉の経緯が詳細に記されている。これは、特定の事件についてどのようなやりとりが行われたかを見るには適したものであるが、長期にわたって交流の変化を追うことは困難である<sup>(7)</sup>。

岡山藩から幕府へ提出した窺、願、届などを記した「公儀江御届留」という史料が池田家文庫に残されている。元禄4年（1691）から慶應4年（1868）まで、途中寛政3年（1791）から天保8年（1837）までの約40年間が欠けるが、約140年間分あり、通時的に岡山藩と幕府とのやりとりを追うことが可能である。ただ、幕府から岡山藩に出した書状は記されておらず、その意味で交流のあり方を両方向から明らかにするには限界があろう。しかしながら、「公儀江御届書」には岡山藩が幕府に出した全ての書状を書き留められているとは

言えず、岡山藩にとって重要と思われるものを記していったと考えられるので、その時期の岡山藩の対幕府意識を窺い知ることができ、交流の質を考えることができると思われる。以上の考えに基づき、「公儀江御届留」を素材に取り上げる。

なお、岡山藩では、江戸留守居の役職のことを「公儀使」と呼んでいた。元禄九年ないし享保元年から「聞番役」という呼称が用いられ、享保一三年以降「江戸留守居」という名に固定している<sup>(8)</sup>。

## 2. 「公儀江御届留」

上述のように、元禄4年（1691）から寛政3年（1791）まで8冊と、天保8年（1837）から慶応4年（1868）まで7冊、合計15冊が残されている。通時的考察を加えるには、全期間を対象としなければならないが、本稿では元禄4年6月から元文2年12月までの間の書状を書き留めた「公儀江御届留一」をとりあげたい。それ以降の「公儀江御届留」の分析は今後の課題とする。

さて、筆者はかつて「公儀江御届留」について若干の書誌的考察を加えたことがある<sup>(9)</sup>。詳細はそれに譲り、必要な事項だけ述べていきたい。

まず、「公儀江御届留」の記述のされ方についてみておこう。以下は、享保元年（1716）9月12日に家老池田主殿の乗物使用願いを幕府に提出した時の記述である。

①

家老

足痛申候 池田主殿  
当申五十一歳

右私家來於御当地用事申付置候処、右病氣馬上斗ニ而ハ難相務躰御座候間、乗物御免之儀奉願候、御指図被成可被下候、以上

御名

御書判

九月十二日

戸田山城守様

（朱筆）

②「右之御書申九月日、森川九兵衛、戸田山城守殿江致持参候」

③一筆令啓達候、私家來池田主殿与申者、知行式万式千石為取置候、当申五十一歳罷成、其上足痛仕候付而、乗物御赦免可被下候、恐惶謹言

（後筆）

「享保元年

申」

御名

御書判

九月廿一日

丸尾五郎兵衛殿

平岡市右衛門殿

鈴木伊兵衛殿

加藤右近殿

永井三郎右衛門殿

渡部外記殿

三嶋清左衛門殿

大嶋因幡守殿

（以下、13名略）

（朱書）

④「右之御書、森川九兵衛・池田主殿致同道、山岡助右衛門殿江罷越候、右同人より御案紙請取罷歸相調、追而御使役御使□□□被遣、此方より先年池田大学・伊木将監乗物御免之儀、御目付衆へ御書被遣候節之以御書案相調、九兵衛致持參候処、助右衛門殿被仰候ハ、寅ノ年より万石以上之陪臣誓文状差出ニ不及、御主人様より此案□之通御一通被遣候へハ事済申由ニ候、此方より持參之御書御戻し、主殿誓文状も古案之通調□持參候□□御受込無之判形も不仕候、右御案紙之御一通之御断埒明申候」

上記のように、墨書（①③）と朱書（②④）とがある。①は藩主池田継政の名で老中戸田忠真に差し出された願書の写し。②は岡山藩江戸留守居の森川九兵衛が戸田忠真の所へ持参したことを記す説明部分。③は藩主名で幕府目付に出された願書。日付をみると①より9日ほど遅い。その事情は④から分かる。④は③の書状を作成して提出するに至る経緯が説明されている部分。老中の許可が下りてから④の作成に入ったのであろう。このように、墨書は書状の写しで、朱書は書状のやりとりに際しての付帯説明である。この付帯説明によって、書状提出の手続きやその件に関する幕府側の認識を窺い知ることができるのである。

### 3. 「公儀江御届留」の内容

以下に掲げる表は、「公儀江御届留一」に記されている事項を表にまとめたものである。一件に関する一連の動きが分かるように、どういう書状なのかだけでなく、どういう動きがあったかも記した。全部で194件記載されている。

分類欄の覚・書付・願・窺・届・御断・御礼・起請文・許可書などは書状の内容からくる分け方であるが、覚・書付は届となる場合もある。同じ欄の（記）は書状類を指すのではなく、その一件にかかわる動きを記したという意味である。（返）は返事のことである。前掲の史料は、No.39（行No.91～No.94）に表現されているので、これを事例にどのような表現でもって表化したのかを理解していただきたい。

さて、乗物使用許可願いであるが、表から分かるように前掲史料の外に元禄7年閏5月25日、享保16年5月6日の2回を確認できる。元禄7年は家老池田内膳についてのもので、①老中戸田忠真宛の願書、②戸田内膳の覚書、③幕府目付衆への御断書、④池田内膳の起請文の4点が記されている。②は①とともに老中に出されたもの、④は③とともに幕府目付衆へだされたものである。この幕府への乗物許可願いは、延宝9年（1681）5月の規定<sup>(10)</sup>に従って行われたものである。享保16年のものは家老日置猪右衛門についてのもので①老中酒井忠音宛の願書、②忠音からの返答（朱書）、③幕府目付衆への御断書、が記されている。元禄7年にみられた誓詞はない。その理由は享保元年の時の乗物使用許可願いの記事中に記されている。「寅ノ年」すなわち宝永7年（1710）から「万石以上之陪臣誓文状差出ニ不及、御主人様より此案□之通御一通被遣候へハ事済」むよくなつたという訳である。以上、3回の乗物使用許可願いは、延宝9年の規定に従って行われたもの、宝永8年に規定の改定があり、その規定を初めてうけた享保元年のもの、さらに改定された規定の下での2回目の願い、ということになる。その後、同じ願いが出されたかは「公儀江御届留一」には記されておらず「二」以下の検討をまたねばならないが、幕府の規定の変化に応じて岡山

藩の対応の変化を書き留めたということになる。このように、幕府への岡山藩の対応の変化について、それが適法的であるかどうかに極めて高い関心があったと言える。このことは参勤交代に関する届についてもみることができる。参勤交代時には御暇にしろ、江戸参着にしろ、藩は幕府に届を出さねばならなかつた。しかし、「公儀江御届留一」には、元禄期からは参勤交代に関する記録は載せられておらず、最初に確認できるのは享保7年（1722）である（No.61）。享保7年幕府は上米の制を実施し、それにともない在府期間1年を半年に緩和する措置をとっている。しかし、No.61には上米の制についても、参勤期間の緩和についても触れていない。No.61には参勤御礼の改定をはじめ、年中月次御礼、端午・重陽・歳暮などの御礼改定など儀礼に関する事柄が記録されている。これは、幕府財政の悪化を原因とした儀礼の簡素化に伴う改定に関しての記録である。つまり、幕藩関係の上で重視されるべき参勤交代の緩和に関しては何等記録すべき事柄はなく、儀礼上の改定の方がはるかに重要なものと認識されていたのである。それは、改定されるべき幕府の基準の範囲内に自藩の望む儀礼が入るかどうか、藩の自己主張がどこまで幕府に許容されるかという側面を有していたからであろう。適法性の確保とでもいうものであろう。一、二の事例から結論めいたことを導き出すのは控えるが、如上のように、「公儀江御届書」には幕府と藩との関係をみていく上で重要な論点を多く見出すことがかのうであろう。それらの全面的な検討は別な機会を期すことにしたい。

### おわりに

如上のように、幕藩関係を考える素材として「公儀江御届留」の有効性を指摘してきたが、幕藩関係の質的変化、意識変化を考えていくためには残されている「公儀江御届留」の長期にわたる期間を検討していくことが必要になろう。また、もう一つの対幕府の窓口である大坂留守居の検討も欠かすことはできないであろう。

また、岡山藩の事例を普遍化するためにも、他藩との比較が重要となる。幕府と藩とのやりとりの記録を中心に、通時的に検討することが必要となるが、本研究成果報告書でも取り上げられた萩（長州）藩「公儀事控」は、格好の史料となろう<sup>(11)</sup>。また、鳥取藩に関しては17世紀末から「江戸家老日記」「江戸御留守居日記」「江戸御目付日記」<sup>(12)</sup>などが残されており、これも史料として有効であろう。また延岡藩については、国許と江戸、国許と大坂との文書のやりとりを記した控が残されており<sup>(13)</sup>、国許・江戸・大坂（上方）の三極構造のなかで藩の動き、幕府と藩との関係をみていくことが可能のようである。これらの検討は、全て後日を期したい。

### 【註】

- (1)服藤弘司『大名留守居の研究』（創文社、1984年）。
- (2)笠谷和比古『近世武家社会の政治構造』（吉川弘文館、1993年）。
- (3)山本博文『江戸お留守居役の日記—寛永期の萩藩邸—』（読売新聞社、1991年）。
- (4)白石良夫『最後の江戸留守居役』（筑摩書房、ちくま新書074、1996年）
- (5)この点は、塙田孝『近世の年社会史一大坂を中心に—』（青木書店、1996年）や土屋信亮「近世中後期における大坂町奉行所と西日本地域」（関東近世史研究会編『近世の地

域編成と国家—関東と畿内の比較から—』岩田書院、1997年)が参考になる。

- (6)岡山大学附属図書館蔵「池田家文庫」E1-59・49・58・18。
- (7)一件文書は池田家文庫の分類「E 法制」の「4出入文書」中に多く含まれている。
- (8)次田元文「岡山藩の留守居について」(『岡山地方史研究』64、1990年12月)。次田論文は岡山藩の江戸・大坂・京都の留守居を総体として捉えて考察を加えている。
- (9)泉正人「岡山藩『公儀江御届留』の書誌的考察」(『史観』第129冊、1993年9月)、同「元禄～享保期の岡山藩と幕府」(『岡山藩研究』第6号、1993年9月)。
- (10)『御触書寛保集成』894。
- (11)山口県文書館蔵毛利家文庫「公儀事控」。なお、この「公儀事控」の内容解説と一部内容の目次については、本研究成果報告書所収の涌井有希子「書状にみる幕藩間の交流と意識形成—長州藩『公儀事控』の目録の紹介—」を参照されたい。
- (12)鳥取県立博物館蔵「鳥取藩政資料」。「江戸御目付日記」は元禄4年(1691)から、「江戸御留守居日記」は元文6年(1741)から、「江戸家老日記」は延享2年(1745)からいくらかの欠年を持ちながら幕末までのものが残されている。なお同資料については鳥取県立博物館『鳥取藩政資料目録』(1997年)を参照。)
- (13)明治大学刑事博物館蔵「内藤家文書」の中に、「第1部14. 案詞」(正保3年(1646)～)「同15大坂状案詞」(延享5年～)「江戸来状留」(文化14年(1817)～)が残されている。同文書については明治大学図書館『明治大学蔵内藤家文書目録』(1965年)を参照。)



回	年月日	題名	SU	月日2	月日1	月日2	月日3
39	8月11日 8月18日	天野五郎の歌	1	8月11日 8月18日	8月18日	8月18日	8月18日
40	8月12日 9月6日	歌謡曲	2	8月11日 8月18日	8月18日	8月18日	8月18日
41	8月12日 9月6日	歌謡曲	3	8月11日 8月18日	8月18日	8月18日	8月18日
42	9月12日 9月6日	歌謡曲	1	8月12日 9月6日	9月6日	9月6日	9月6日
43	9月12日 9月6日	歌謡曲	2	8月15日 8月18日	8月18日	8月18日	8月18日
44	9月 9日	歌謡曲	3	8月15日 8月18日	8月18日	8月18日	8月18日
45	9月 9日	歌謡曲	4	8月15日 8月18日	8月18日	8月18日	8月18日
46	10月15日 8月19日	大森洋子の歌謡曲	1	8月15日 8月18日	8月18日	8月18日	8月18日
47	10月15日 8月19日	大森洋子の歌謡曲	2	8月15日 8月18日	8月18日	8月18日	8月18日
48	11月 11日	歌謡曲	3	8月15日 8月18日	8月18日	8月18日	8月18日
49	12月 15日	8月28日	4	8月15日 8月18日	8月18日	8月18日	8月18日
50	12月 15日	8月28日	5	8月15日 8月18日	8月18日	8月18日	8月18日
51	主 2年 3月 26日	歌謡曲	6	主 2年 3月 26日	3月 26日	3月 26日	3月 26日
52	主 2年 5月 8日	高橋洋子の歌	7	主 2年 5月 8日	5月 8日	5月 8日	5月 8日
53	主 2年 8月27日	高橋洋子の歌	8	主 2年 8月27日	8月27日	8月27日	8月27日
54	主 2年 9月 3日	高橋洋子の歌	9	主 2年 9月 3日	9月 3日	9月 3日	9月 3日
55	主 2年 9月 17日	高橋洋子の歌	10	主 2年 9月 17日	9月 17日	9月 17日	9月 17日
56	主 2年 4月10日 28日	高橋洋子の歌	11	主 2年 4月10日 28日	4月10日	4月10日	4月10日
57	主 2年 4月10日 5日	高橋洋子の歌	12	主 2年 4月10日 5日	4月10日	4月10日	4月10日
58	主 2年 4月12日 28日	高橋洋子の歌	13	主 2年 4月12日 28日	4月12日	4月12日	4月12日
59	主 2年 5月 7月14日	高橋洋子の歌	14	主 2年 5月 7月14日	5月 14日	5月 14日	5月 14日
60	主 2年 5月12日	高橋洋子の歌	15	主 2年 5月12日	5月12日	5月12日	5月12日
61	主 2年 5月12日 5日	火炎歌	16	主 2年 5月12日 5日	5月12日	5月12日	5月12日
62	主 2年 5月12日 5日	火炎歌	17	主 2年 5月12日 5日	5月12日	5月12日	5月12日
63	主 2年 5月 23日 5日	火炎歌	18	主 2年 5月 23日 5日	5月 23日	5月 23日	5月 23日
64	主 6年 7月21日	火炎歌	19	主 6年 7月21日	7月21日	7月21日	7月21日
65	主 6年 7月21日	火炎歌	20	主 6年 7月21日	7月21日	7月21日	7月21日
66	主 2年 7月18日	火炎歌	21	主 2年 7月18日	7月18日	7月18日	7月18日
67	主 2年 7月26日	火炎歌	22	主 2年 7月26日	7月26日	7月26日	7月26日
68	主 2年 8月 1日	火炎歌	23	主 2年 8月 1日	8月 1日	8月 1日	8月 1日
69	主 2年 8月 6日	火炎歌	24	主 2年 8月 6日	8月 6日	8月 6日	8月 6日
70	主 3年 4月21日	火炎歌	25	主 3年 4月21日	4月21日	4月21日	4月21日
71	主 3年 5月23日	火炎歌	26	主 3年 5月23日	5月23日	5月23日	5月23日
72	主 3年 5月23日	火炎歌	27	主 3年 5月23日	5月23日	5月23日	5月23日
73	主 3年 5月23日	火炎歌	28	主 3年 5月23日	5月23日	5月23日	5月23日
			29	主 3年 5月23日	5月23日	5月23日	5月23日





年	月	日	SU	年1		年2		年3	
				月	日	月	日	月	日
65	8	19	水	123	日	123	日	123	日
66	8	20	火	225	日	225	日	225	日
67	8	21	水	226	日	226	日	226	日
68	8	22	木	227	日	227	日	227	日
69	8	23	金	228	日	228	日	228	日
70	8	24	土	229	日	229	日	229	日
71	8	25	日	230	日	230	日	230	日
72	8	26	月	231	日	231	日	231	日
73	8	27	火	232	日	232	日	232	日
74	8	28	水	233	日	233	日	233	日
75	8	29	木	234	日	234	日	234	日
76	8	30	金	235	日	235	日	235	日
77	8	31	土	236	日	236	日	236	日
78	9	1	日	237	日	237	日	237	日
79	9	2	月	238	日	238	日	238	日
80	9	3	火	239	日	239	日	239	日
81	9	4	水	240	日	240	日	240	日
82	9	5	木	241	日	241	日	241	日
83	9	6	金	242	日	242	日	242	日
84	9	7	土	243	日	243	日	243	日
85	9	8	火	244	日	244	日	244	日
86	9	9	水	245	日	245	日	245	日
87	9	10	木	246	日	246	日	246	日
88	9	11	金	247	日	247	日	247	日
89	9	12	土	248	日	248	日	248	日
90	9	13	火	249	日	249	日	249	日
91	9	14	水	250	日	250	日	250	日
92	9	15	木	251	日	251	日	251	日
93	9	16	金	252	日	252	日	252	日
94	9	17	土	253	日	253	日	253	日
95	9	18	火	254	日	254	日	254	日
96	9	19	水	255	日	255	日	255	日
97	9	20	木	256	日	256	日	256	日
98	9	21	金	257	日	257	日	257	日
99	9	22	土	258	日	258	日	258	日
100	9	23	火	259	日	259	日	259	日
101	9	24	水	260	日	260	日	260	日
102	9	25	木	261	日	261	日	261	日
103	9	26	金	262	日	262	日	262	日
104	9	27	土	263	日	263	日	263	日
105	9	28	火	264	日	264	日	264	日
106	9	29	水	265	日	265	日	265	日
107	9	30	木	266	日	266	日	266	日
108	9	31	金	267	日	267	日	267	日
109	10	1	土	268	日	268	日	268	日
110	10	2	火	269	日	269	日	269	日
111	10	3	水	270	日	270	日	270	日
112	10	4	木	271	日	271	日	271	日
113	10	5	金	272	日	272	日	272	日
114	10	6	土	273	日	273	日	273	日
115	10	7	火	274	日	274	日	274	日
116	10	8	水	275	日	275	日	275	日
117	10	9	木	276	日	276	日	276	日
118	10	10	金	277	日	277	日	277	日
119	10	11	土	278	日	278	日	278	日
120	10	12	火	279	日	279	日	279	日
121	10	13	水	280	日	280	日	280	日
122	10	14	木	281	日	281	日	281	日
123	10	15	金	282	日	282	日	282	日
124	10	16	土	283	日	283	日	283	日
125	10	17	火	284	日	284	日	284	日
126	10	18	水	285	日	285	日	285	日
127	10	19	木	286	日	286	日	286	日
128	10	20	金	287	日	287	日	287	日
129	10	21	土	288	日	288	日	288	日
130	10	22	火	289	日	289	日	289	日
131	10	23	水	290	日	290	日	290	日
132	10	24	木	291	日	291	日	291	日
133	10	25	金	292	日	292	日	292	日
134	10	26	土	293	日	293	日	293	日
135	10	27	火	294	日	294	日	294	日
136	10	28	水	295	日	295	日	295	日
137	10	29	木	296	日	296	日	296	日
138	10	30	金	297	日	297	日	297	日
139	10	31	土	298	日	298	日	298	日
140	11	1	火	299	日	299	日	299	日
141	11	2	水	300	日	300	日	300	日
142	11	3	木	301	日	301	日	301	日
143	11	4	金	302	日	302	日	302	日
144	11	5	土	303	日	303	日	303	日
145	11	6	火	304	日	304	日	304	日
146	11	7	水	305	日	305	日	305	日
147	11	8	木	306	日	306	日	306	日
148	11	9	金	307	日	307	日	307	日
149	11	10	土	308	日	308	日	308	日
150	11	11	火	309	日	309	日	309	日
151	11	12	水	310	日	310	日	310	日
152	11	13	木	311	日	311	日	311	日
153	11	14	金	312	日	312	日	312	日
154	11	15	土	313	日	313	日	313	日
155	11	16	火	314	日	314	日	314	日
156	11	17	水	315	日	315	日	315	日
157	11	18	木	316	日	316	日	316	日
158	11	19	金	317	日	317	日	317	日
159	11	20	土	318	日	318	日	318	日
160	11	21	火	319	日	319	日	319	日
161	11	22	水	320	日	320	日	320	日
162	11	23	木	321	日	321	日	321	日
163	11	24	金	322	日	322	日	322	日
164	11	25	土	323	日	323	日	323	日
165	11	26	火	324	日	324	日	324	日
166	11	27	水	325	日	325	日	325	日
167	11	28	木	326	日	326	日	326	日
168	11	29	金	327	日	327	日	327	日
169	11	30	土	328	日	328	日	328	日
170	11	31	火	329	日	329	日	329	日
171	12	1	水	330	日	330	日	330	日
172	12	2	木	331	日	331	日	331	日
173	12	3	金	332	日	332	日	332	日
174	12	4	土	333	日	333	日	333	日
175	12	5	火	334	日	334	日	334	日
176	12	6	水	335	日	335	日	335	日
177	12	7	木	336	日	336	日	336	日
178	12	8	金	337	日	337	日	337	日
179	12	9	土	338	日	338	日	338	日
180	12	10	火	339	日	339	日	339	日
181	12	11	水	340	日	340	日	340	日
182	12	12	木	341	日	341	日	341	日
183	12	13	金	342	日	342	日	342	日
184	12	14	土	343	日	343	日	343	日
185	12	15	火	344	日	344	日	344	日
186	12	16	水	345	日	345	日	345	日
187	12	17	木	346	日	346	日	346	日
188	12	18	金	347	日	347	日	347	日
189	12	19	土	348	日	348	日	348	日
190	12	20	火	349	日	349	日	349	日
191	12	21	水	350	日	350	日	350	日
192	12	22	木	351	日	351	日	351	日
193	12	23	金	352	日	352	日	352	日
194	12	24	土	353	日	353	日	353	日
195	12	25	火	354	日	354	日	354	日
196	12	26	水	355	日	355	日	355	日
197	12	27	木	356	日	356	日	356	日
198	12	28	金	357	日	357	日	357	日
199	12	29	土	358	日	358	日	358	日
200	12	30	火	359	日	359	日	359	日
201	12	31	水	360	日	360	日	360	日
202	1	1	木	361	日	361	日	361	日
203	1	2	金	362	日	362	日	362	日
204	1	3	土	363	日	363	日	363	日
205	1	4	火	364	日	364	日	364	日
206	1	5	水	365	日	365	日	365	日
207	1	6	木	366	日	366	日	366	日
208	1	7	金	367	日	367	日	367	日
209	1	8	土	368	日	368	日	368	日
210	1	9	火	369	日	369	日	369	日
211	1	10	水	370	日	370	日	370	日
212	1	11	木	371	日	371	日	371	日
213	1	12	金	372	日	372	日	372	日
214	1	13	土	373	日	373	日	373	日
215	1	14	火	374	日	374	日	374	日
216	1	15	水	375	日	375	日	375	日
217	1	16	木	376	日	376	日	376	日
218	1	17	金	377	日	377	日	377	日
219	1	18	土	378	日	378	日	378	日
220	1	19	火	379	日	379	日	379	日
221	1	20	水	380	日	380	日	380	日
222	1	21	木	381	日	381	日	381	日
223	1	22	金	382	日	382	日	382	日
224	1	23	土	383	日	383	日	383	日
225	1	24	火	384	日	384	日	384	日
226	1	25	水	385	日	385	日	385	日</

回	年月日	題	SU	題	SU	第1		第2		第3	
						題	題	題	題	題	題
84	平成16年2月3日	前半期月次会計 新規契約額	3	第15週 7月 6日		(新規契約額) / (新規契約額上に累積した既存契約額合計)					
85	平成16年2月3日	前半期月次会計 新規契約額	1	第16週 2月 3日		(既存契約二段目以降の累積額)					
86	平成16年4月23日	新規契約額	2	第16週 2月 4日		(既存契約二段目以降の累積額、前回より5月前半額)					
87	平成16年5月6日	新規契約額	1	第16週 5月 6日		(既存契約二段目以降の累積額、前回より5月前半額)					
87	平成16年5月23日	新規契約額	2	第16週 5月 8日		(既存契約二段目以降の累積額、前回より5月前半額)					
88	平成16年5月23日	新規契約額	1	第16週 5月 23日		(既存契約二段目以降の累積額、前回より5月前半額)					
88	平成16年5月23日	新規契約額	2	第16週 5月 23日		(既存契約二段目以降の累積額、前回より5月前半額)					
89	平成16年5月23日	新規契約額	1	第16週 5月 23日		(既存契約二段目以降の累積額、前回より5月前半額)					
90	平成17年3月8日	既存契約額	1	第17週 3月 8日		(既存契約額) / (既存契約額上に累積した既存契約額)					
90	平成17年3月8日	既存契約額	2	第17週 3月 8日		(既存契約額) / (既存契約額上に累積した既存契約額)					
90	平成17年3月8日	既存契約額	3	第17週 3月 8日		(既存契約額) / (既存契約額上に累積した既存契約額)					
91	平成17年5月14日	既存契約額	4	第17週 4月 6日		(既存契約額) / (既存契約額上に累積した既存契約額)					
92	平成17年6月4日	既存契約額	1	第17週 5月 14日		(既存契約額) / (既存契約額上に累積した既存契約額)					
92	平成17年6月4日	既存契約額	2	第17週 5月 14日		(既存契約額) / (既存契約額上に累積した既存契約額)					
92	平成17年6月4日	既存契約額	3	第17週 5月 14日		(既存契約額) / (既存契約額上に累積した既存契約額)					
92	平成17年6月4日	既存契約額	4	第17週 6月 4日		(既存契約額) / (既存契約額上に累積した既存契約額)					
92	平成17年6月4日	既存契約額	5	第17週 6月 4日		(既存契約額) / (既存契約額上に累積した既存契約額)					
92	平成17年6月4日	既存契約額	6	第17週 6月 4日		(既存契約額) / (既存契約額上に累積した既存契約額)					
92	平成17年6月4日	既存契約額	7	第17週 6月 4日		(既存契約額) / (既存契約額上に累積した既存契約額)					
92	平成17年6月4日	既存契約額	8	第17週 6月 4日		(既存契約額) / (既存契約額上に累積した既存契約額)					
92	平成17年6月4日	既存契約額	9	第17週 6月 4日		(既存契約額) / (既存契約額上に累積した既存契約額)					
93	平成17年7月19日	新規契約額	1	第17週 7月 19日		(既存契約額) / (既存契約額上に累積した既存契約額)					
94	平成17年9月18日	新規契約額	2	第17週 9月 18日		(既存契約額) / (既存契約額上に累積した既存契約額)					
94	平成17年9月18日	新規契約額	3	第17週 9月 18日		(既存契約額) / (既存契約額上に累積した既存契約額)					
95	平成17年9月18日	新規契約額	4	第17週 9月 18日		(既存契約額) / (既存契約額上に累積した既存契約額)					
95	平成17年9月18日	新規契約額	5	第17週 9月 18日		(既存契約額) / (既存契約額上に累積した既存契約額)					
95	平成17年9月18日	新規契約額	6	第17週 9月 18日		(既存契約額) / (既存契約額上に累積した既存契約額)					
95	平成17年9月18日	新規契約額	7	第17週 9月 18日		(既存契約額) / (既存契約額上に累積した既存契約額)					
95	平成17年9月18日	新規契約額	8	第17週 9月 18日		(既存契約額) / (既存契約額上に累積した既存契約額)					
95	平成17年9月18日	新規契約額	9	第17週 9月 18日		(既存契約額) / (既存契約額上に累積した既存契約額)					
96	平成17年10月25日	新規契約額	1	第17週 10月 25日		(既存契約額) / (既存契約額上に累積した既存契約額)					
97	平成17年11月6日	新規契約額	2	第17週 11月 6日		(既存契約額) / (既存契約額上に累積した既存契約額)					
97	平成18年1月9日	新規契約額	1	第18週 1月 9日		(既存契約額) / (既存契約額上に累積した既存契約額)					
97	平成18年1月9日	新規契約額	2	第18週 1月 9日		(既存契約額) / (既存契約額上に累積した既存契約額)					
98	平成18年2月3日	新規契約額	1	第18週 2月 3日		(既存契約額) / (既存契約額上に累積した既存契約額)					
99	平成18年2月3日	新規契約額	2	第18週 2月 3日		(既存契約額) / (既存契約額上に累積した既存契約額)					







年	月	日	SU	年月日1			年月日2			年月日3		
				月	日	年	月	日	年	月	日	年
156	正月1	1月27日	3 放	1月12日	27日	年	1月12日	27日	年	1月12日	27日	年
157	元	1月28日	1 放	1月13日	28日	月	1月13日	28日	月	1月13日	28日	月
158	元	1月29日	2 放	1月14日	29日	日	1月14日	29日	日	1月14日	29日	日
159	元	1月30日	3 放	1月15日	30日	年	1月15日	30日	年	1月15日	30日	年
160	元	1月31日	4 放	1月16日	31日	月	1月16日	31日	月	1月16日	31日	月
161	正月2	2月1日	5 放	1月17日	1日	日	1月17日	1日	日	1月17日	1日	日
162	元	2月2日	6 放	1月18日	2日	年	1月18日	2日	年	1月18日	2日	年
163	元	2月3日	7 放	1月19日	3日	月	1月19日	3日	月	1月19日	3日	月
164	元	2月4日	8 放	1月20日	4日	日	1月20日	4日	日	1月20日	4日	日
165	正月5	2月5日	9 放	1月21日	5日	年	1月21日	5日	年	1月21日	5日	年
166	元	2月6日	10 放	1月22日	6日	月	1月22日	6日	月	1月22日	6日	月
167	正月6	2月7日	11 放	1月23日	7日	日	1月23日	7日	日	1月23日	7日	日
168	元	2月8日	12 放	1月24日	8日	年	1月24日	8日	年	1月24日	8日	年
169	正月7	2月9日	13 放	1月25日	9日	月	1月25日	9日	月	1月25日	9日	月
170	元	2月10日	14 放	1月26日	10日	日	1月26日	10日	日	1月26日	10日	日
171	正月8	2月11日	15 放	1月27日	11日	年	1月27日	11日	年	1月27日	11日	年
172	元	2月12日	16 放	1月28日	12日	月	1月28日	12日	月	1月28日	12日	月
173	正月9	2月13日	17 放	1月29日	13日	日	1月29日	13日	日	1月29日	13日	日
174	元	2月14日	18 放	1月30日	14日	年	1月30日	14日	年	1月30日	14日	年
175	正月10	2月15日	19 放	1月31日	15日	月	1月31日	15日	月	1月31日	15日	月
176	元	2月16日	20 放	2月1日	16日	日	2月1日	16日	日	2月1日	16日	日
177	正月11	2月17日	21 放	2月2日	17日	年	2月2日	17日	年	2月2日	17日	年
178	元	2月18日	22 放	2月3日	18日	月	2月3日	18日	月	2月3日	18日	月
179	正月12	2月19日	23 放	2月4日	19日	日	2月4日	19日	日	2月4日	19日	日
180	元	2月20日	24 放	2月5日	20日	年	2月5日	20日	年	2月5日	20日	年
181	正月13	2月21日	25 放	2月6日	21日	月	2月6日	21日	月	2月6日	21日	月
182	元	2月22日	26 放	2月7日	22日	日	2月7日	22日	日	2月7日	22日	日
183	正月14	2月23日	27 放	2月8日	23日	年	2月8日	23日	年	2月8日	23日	年
184	元	2月24日	28 放	2月9日	24日	月	2月9日	24日	月	2月9日	24日	月
185	正月15	2月25日	29 放	2月10日	25日	日	2月10日	25日	日	2月10日	25日	日
186	元	2月26日	30 放	2月11日	26日	年	2月11日	26日	年	2月11日	26日	年
187	正月16	2月27日	31 放	2月12日	27日	月	2月12日	27日	月	2月12日	27日	月
188	元	2月28日	32 放	2月13日	28日	日	2月13日	28日	日	2月13日	28日	日
189	正月17	2月29日	33 放	2月14日	29日	年	2月14日	29日	年	2月14日	29日	年
190	元	2月30日	34 放	2月15日	30日	月	2月15日	30日	月	2月15日	30日	月
191	正月18	2月31日	35 放	2月16日	31日	日	2月16日	31日	日	2月16日	31日	日
192	元	2月1日	36 放	2月17日	1日	年	2月17日	1日	年	2月17日	1日	年
193	正月19	2月2日	37 放	2月18日	2日	月	2月18日	2日	月	2月18日	2日	月
194	元	2月3日	38 放	2月19日	3日	日	2月19日	3日	日	2月19日	3日	日
195	正月20	2月4日	39 放	2月20日	4日	年	2月20日	4日	年	2月20日	4日	年
196	元	2月5日	40 放	2月21日	5日	月	2月21日	5日	月	2月21日	5日	月
197	正月21	2月6日	41 放	2月22日	6日	日	2月22日	6日	日	2月22日	6日	日
198	元	2月7日	42 放	2月23日	7日	年	2月23日	7日	年	2月23日	7日	年
199	正月22	2月8日	43 放	2月24日	8日	月	2月24日	8日	月	2月24日	8日	月
200	元	2月9日	44 放	2月25日	9日	日	2月25日	9日	日	2月25日	9日	日
201	正月23	2月10日	45 放	2月26日	10日	年	2月26日	10日	年	2月26日	10日	年
202	元	2月11日	46 放	2月27日	11日	月	2月27日	11日	月	2月27日	11日	月
203	正月24	2月12日	47 放	2月28日	12日	日	2月28日	12日	日	2月28日	12日	日
204	元	2月13日	48 放	2月29日	13日	年	2月29日	13日	年	2月29日	13日	年
205	正月25	2月14日	49 放	3月1日	14日	月	3月1日	14日	月	3月1日	14日	月
206	元	2月15日	50 放	3月2日	15日	日	3月2日	15日	日	3月2日	15日	日
207	正月26	2月16日	51 放	3月3日	16日	年	3月3日	16日	年	3月3日	16日	年
208	元	2月17日	52 放	3月4日	17日	月	3月4日	17日	月	3月4日	17日	月
209	正月27	2月18日	53 放	3月5日	18日	日	3月5日	18日	日	3月5日	18日	日
210	元	2月19日	54 放	3月6日	19日	年	3月6日	19日	年	3月6日	19日	年
211	正月28	2月20日	55 放	3月7日	20日	月	3月7日	20日	月	3月7日	20日	月
212	元	2月21日	56 放	3月8日	21日	日	3月8日	21日	日	3月8日	21日	日
213	正月29	2月22日	57 放	3月9日	22日	年	3月9日	22日	年	3月9日	22日	年
214	元	2月23日	58 放	3月10日	23日	月	3月10日	23日	月	3月10日	23日	月
215	正月30	2月24日	59 放	3月11日	24日	日	3月11日	24日	日	3月11日	24日	日
216	元	2月25日	60 放	3月12日	25日	年	3月12日	25日	年	3月12日	25日	年
217	正月31	2月26日	61 放	3月13日	26日	月	3月13日	26日	月	3月13日	26日	月
218	元	2月27日	62 放	3月14日	27日	日	3月14日	27日	日	3月14日	27日	日
219	正月32	2月28日	63 放	3月15日	28日	年	3月15日	28日	年	3月15日	28日	年
220	元	2月1日	64 放	3月16日	1日	月	3月16日	1日	月	3月16日	1日	月
221	正月33	2月2日	65 放	3月17日	2日	日	3月17日	2日	日	3月17日	2日	日
222	元	2月3日	66 放	3月18日	3日	年	3月18日	3日	年	3月18日	3日	年
223	正月34	2月4日	67 放	3月19日	4日	月	3月19日	4日	月	3月19日	4日	月
224	元	2月5日	68 放	3月20日	5日	日	3月20日	5日	日	3月20日	5日	日
225	正月35	2月6日	69 放	3月21日	6日	年	3月21日	6日	年	3月21日	6日	年
226	元	2月7日	70 放	3月22日	7日	月	3月22日	7日	月	3月22日	7日	月
227	正月36	2月8日	71 放	3月23日	8日	日	3月23日	8日	日	3月23日	8日	日
228	元	2月9日	72 放	3月24日	9日	年	3月24日	9日	年	3月24日	9日	年
229	正月37	2月10日	73 放	3月25日	10日	月	3月25日	10日	月	3月25日	10日	月
230	元	2月11日	74 放	3月26日	11日	日	3月26日	11日	日	3月26日	11日	日
231	正月38	2月12日	75 放	3月27日	12日	年	3月27日	12日	年	3月27日	12日	年
232	元	2月13日	76 放	3月28日	13日	月	3月28日	13日	月	3月28日	13日	月
233	正月39	2月14日	77 放	3月29日	14日	日	3月29日	14日	日	3月29日	14日	日
234	元	2月15日	78 放	3月30日	15日	年	3月30日	15日	年	3月30日	15日	年
235	正月40	2月16日	79 放	3月31日	16日	月	3月31日	16日	月	3月31日	16日	月
236	元	2月17日	80 放	4月1日	17日	日	4月1日	17日	日	4月1日	17日	日
237	正月41	2月18日	81 放	4月2日	18日	年	4月2日	18日	年	4月2日	18日	年
238	元	2月19日	82 放	4月3日	19日	月	4月3日	19日	月	4月3日	19日	月
239	正月42	2月20日	83 放	4月4日	20日	日	4月4日	20日	日	4月4日	20日	日
240	元	2月21日	84 放	4月5日	21日	年	4月5日	21日	年	4月5日	21日	年
241	正月43	2月22日	85 放	4月6日	22日	月	4月6日	22日	月	4月6日	22日	月
242	元	2月23日	86 放	4月7日	23日	日	4月7日	23日	日	4月7日	23日	日
243	正月44	2月24日	87 放	4月8日	24日	年	4月8日	24日	年	4月8日	24日	年
244	元	2月25日	88 放	4月9日	25日	月	4月9日	25日	月	4月9日	25日	月
245	正月45	2月26日	89 放	4月10日	26日	日	4月10日	26日	日	4月10日	26日	日
246	元	2月27日	90 放	4月11日	27日	年	4月11日	27日	年	4月11日	27日	年
247	正月46	2月28日	91 放	4月12日	28日	月	4月12日	28日	月	4月12日	28日	月
248	元	2月1日	92 放	4月13日	1日	日	4月13日	1日	日	4月13日	1日	日
249	正月47	2月2日	93 放	4月14日	2日	年	4月14日	2日	年	4月14日	2日	年
250	元	2月3日	94 放	4月15日	3日	月	4月15日	3日	月	4月15日	3日	月



地	年月日	類	題	SU	5552	題	5552	題	5552	題	5552	題
429	183 正 24 8月24日	要報	「急患多き、何に付くべきか」(星)	元	24 8月24日	星						
430	184 正 24 9月 5日	五版	(他平成多字新規)	元	24 9月 5日	星						
431	184 正 24 9月 6日	要報	(他平成多字新規)	元	24 9月 6日	星						
432	185 正 24 10月27日	要報	(他平成多字新規)	元	24 10月27日	星						
433	185 正 24 10月 5日	要報	(他平成多字新規)	元	24 10月 5日	星						
434	186 正 24 10月 5日	要報	(他平成多字新規)	元	24 10月 5日	星						
435	186	元	24 10月 5日	星	24 10月 5日	星	24 10月 5日	星	24 10月 5日	星	24 10月 5日	星
436	186	元	24 10月 5日	星	24 10月 5日	星	24 10月 5日	星	24 10月 5日	星	24 10月 5日	星
437	186	元	24 10月 5日	星	24 10月 5日	星	24 10月 5日	星	24 10月 5日	星	24 10月 5日	星
438	186	元	24 10月 5日	星	24 10月 5日	星	24 10月 5日	星	24 10月 5日	星	24 10月 5日	星
439	186	元	24 10月 5日	星	24 10月 5日	星	24 10月 5日	星	24 10月 5日	星	24 10月 5日	星
440	186	元	24 10月 5日	星	24 10月 5日	星	24 10月 5日	星	24 10月 5日	星	24 10月 5日	星
441	186	元	24 10月 5日	星	24 10月 5日	星	24 10月 5日	星	24 10月 5日	星	24 10月 5日	星
442	186	元	24 10月 5日	星	24 10月 5日	星	24 10月 5日	星	24 10月 5日	星	24 10月 5日	星
443	186	元	24 10月 5日	星	24 10月 5日	星	24 10月 5日	星	24 10月 5日	星	24 10月 5日	星
444	186	元	24 10月 5日	星	24 10月 5日	星	24 10月 5日	星	24 10月 5日	星	24 10月 5日	星
445	186	元	24 10月 5日	星	24 10月 5日	星	24 10月 5日	星	24 10月 5日	星	24 10月 5日	星
446	186	元	24 10月 5日	星	24 10月 5日	星	24 10月 5日	星	24 10月 5日	星	24 10月 5日	星
447	186	元	24 10月 5日	星	24 10月 5日	星	24 10月 5日	星	24 10月 5日	星	24 10月 5日	星
448	187 正 24 11月26日	要報	「医療費中高齢者が減	元	24 11月26日	星						
449	187	元	24 11月26日	星	24 11月26日	星	24 11月26日	星	24 11月26日	星	24 11月26日	星
450	187	元	24 11月26日	星	24 11月26日	星	24 11月26日	星	24 11月26日	星	24 11月26日	星
451	188 正 24 11月28日	要報	(他平成多字新規)	元	24 11月28日	星						
452	188	元	24 11月28日	星	24 11月28日	星	24 11月28日	星	24 11月28日	星	24 11月28日	星
453	189 正 24 11月16日	要報	(他平成多字新規)	元	24 11月16日	星						
454	189	元	24 11月16日	星	24 11月16日	星	24 11月16日	星	24 11月16日	星	24 11月16日	星
455	189	元	24 11月16日	星	24 11月16日	星	24 11月16日	星	24 11月16日	星	24 11月16日	星
456	190 正 24 12月12日	要報	(他平成多字新規)	元	24 12月12日	星						
457	190	元	24 12月12日	星	24 12月12日	星	24 12月12日	星	24 12月12日	星	24 12月12日	星
458	190	元	24 12月12日	星	24 12月12日	星	24 12月12日	星	24 12月12日	星	24 12月12日	星
459	190	元	24 12月12日	星	24 12月12日	星	24 12月12日	星	24 12月12日	星	24 12月12日	星
460	190	元	24 12月12日	星	24 12月12日	星	24 12月12日	星	24 12月12日	星	24 12月12日	星
461	190	元	24 12月12日	星	24 12月12日	星	24 12月12日	星	24 12月12日	星	24 12月12日	星
462	191 正 24 12月19日	要報	(他平成多字新規)	元	24 12月19日	星						
463	191	元	24 12月19日	星	24 12月19日	星	24 12月19日	星	24 12月19日	星	24 12月19日	星
464	192 正 24 12月23日	要報	(他平成多字新規)	元	24 12月23日	星						
465	192	元	24 12月23日	星	24 12月23日	星	24 12月23日	星	24 12月23日	星	24 12月23日	星
466	193 正 24 12月23日	要報	(他平成多字新規)	元	24 12月23日	星						
467	194 正 24 12月26日	要報	(他平成多字新規)	元	24 12月26日	星						

# 書状にみる幕藩間の交流と意識形成

—長州藩『公儀事控』目録の紹介—

涌井 有希子

## はじめに

幕藩間の交流において大きな要素を占めるものとして、幕府から藩庁への通達、また藩庁から幕府への届・窺など、さまざまな形態による書状のやりとりが挙げられよう。幕府と藩は、こうした書状の往復を通じてお互いの動向・施策等を把握することにより、それに対する意識・認識を形成していったものと思われる。また、こうして形成された相互意識は、幕藩間における新たな交流を生じさせる基となつたのではなかろうか。

本稿では、幕藩間の文書のやりとり、およびそれを通じた幕藩間の意識形成について探り得る史料として、長州藩『公儀事控』を紹介したい。なお、ここでは、長州藩で宝暦改革と呼ばれる藩政改革が行われた七代重就藩主時代（宝暦元～天明二年、約三十年間）に書かれた『公儀事控』のうち、目録部分を翻刻するに止める。

## I. 『公儀事控』の構成

『公儀事控』は、長州藩当役（藩主の側近にあって補佐にあたる職）によって書かれた、幕藩間の書状のやりとりなど、公儀に関する記録の控である。原本は山口県文書館毛利家文庫に所蔵され、「公儀事」という一連の史料群の内に纏められている。全部で259冊が現存し、年代的には万治三年以降天保二年まで、約170年間に及んでいる（寛文八～延宝六年・天和元～二年・貞享元～四年、十七年間分は欠）。なお、「公儀事」にはほかにも、藩府から幕府への提出書類のみを集めたものや、幕府からの触達類のみの綴も収められている。

『公儀事控』の記載方法であるが、おおむね、はじめに「目録」（目次）があったうえで、目録に付された数字に対応する形で本文が記すという形態をとっている。

## II. 『公儀事控』の内容

次に『公儀事控』の記載内容の特徴を見ておきたい。内容は、およそ以下の三つに分類できよう（なお別表は、宝暦元年から天明二年の『公儀事控』目録部分を対象にし、冊毎に一つ書きを分類して、それぞれ数値で表したものである。参考までに掲げておく）。

まず、①幕府から藩に対する触達・廻状・書付・申渡の類。これらは、毎月の登城・冠婚葬祭・節句の祝儀など儀礼に関するものや、大奥・老中等の幕府人事、勧化、普請（上下水道・道路・河川など）に関する事項が目につく。その他には、朝鮮人參座の設置やその值段に関する書付、五匁銀・南鎌二朱銀等の貨幣改革、俵物の増産に関する書付、一揆禁令など、当該期の社会情勢や幕府施策と密接に関わる内容をも含んでいる。

次に、②藩から幕府に向けた届や伺の類。これには、献上物に関する問合、宗門改帳・諸国人別改の提出、藩領内や江戸藩邸において火災が発生した場合の届、損毛高の届等のほか、土地柄を反映してか、領内における幕府御城米船の難船についての届、領内に停泊する御城米船の「船足印形帳」の提出、さらには抜荷貿易関係の記事なども見られる。

③その他。目録の文面のみでは①・②のいずれとも判断し難いものも含む。幕府関係の

法事、年号改元、琉球人參府、唐・朝鮮人漂着に関する記事などがある。また、領民と江戸・大坂町民との間で起きた紛争（訴訟・喧嘩等）や、欠落した自領民が天領内で発見された場合の処理、公儀への憚りから藩士を処罰した事例なども記されており、幕府と関係するものは、いかに些細な事項であっても漏らさず書き留めようとする姿勢が窺える。

ところで『公儀事控』には、支藩と幕府の関係における長州藩の介在を窺わせる記述が見られる。例えば支藩（長府・清末・徳山藩）が、自領内における災害・損毛を幕府に届け出る際は、必ず長州藩からも届け出ている。また、藩主在国中の江戸での儀礼には岩国藩主（吉川家）が代勤しているなど、幕藩関係における本・支藩の存在形態を知り得る材料として興味深く思われる。

### III. 長州藩宝暦改革と『公儀事控』

前述のように、本稿でとりあげる宝暦元年から、長州藩では宝暦改革と呼ばれる藩政改革がおこなわれている。以下に、当該期の状況、および『公儀事控』の記載内容との関係について記す。

七代藩主重就が支藩である長府藩から宗家を継いだ当時の長州藩は、深刻な財政危機下にあり、莫大な負債と赤字を抱えていた。それに対して藩では、宝暦初年より藩士の給与半減や馳走上納、藩札の通用期限の二十五年間延長などの対策をとるが、事態は好転せず、宝暦八年以降本格的な改革に着手している。

まず宝暦十一年冬から十二年秋にかけて、長州藩の宝暦検地と呼ばれる検地が行われた。その結果四万石余の新增石高を得、この新財源をもとに宝暦十三年、別途会計にて撫育方が設置される。この撫育方は、以後藩政改革の中核となる。

撫育方は、港（今浦・中関・室積）を整備し、明和以降は室積に会所を設けて、米穀市場の形成・入国する他国船に対する倉庫業や資銀貸付を行った（享和元年には、室積会所の仕法を基礎にして、下関に越荷方が設置される）。また撫育方では、塩田の開発にも着手するなど産業開発にも積極的に乗り出し、藩財政の一助としている。

さらに藩では、財政を圧迫する大坂商業資本の排除のため地元資本の育成をも行っている。こうして成長した豪農商は、藩のために資銀調達、藩と領内の資本を結びつける役割を果たすこととなった。

こうした、宝暦以降の長州藩における一連の事業は、商品経済を重視し、利益を追求することで藩財政を再建するという一貫した政策のもとに行われたものであった。

このような当該期の藩の動向（＝宝暦改革）は、『公儀事控』の記載に果して反映されているのだろうか。結論を先に言えば、本稿は目録部分のみの翻刻ということもあり、直接に宝暦改革について触れている記述を見いだすことはできない。ただ、例えば長州藩にとって藩財政再建の一環であった銀札（宝暦札）の発行（宝暦三年）に対する幕府の禁令（宝暦九年）や、同じく長州藩の財政を支えていた米切手に対する幕府の停止令（宝暦十一・明和四年）など、藩財政立て直しと幕府の政策が抵触すると思われる事項に関する記載を含んでいる。幕府は当時、政治的・経済的に諸藩が中央に依存するような構造を作り替えることを志向し、その一環として、金銀銭札発行禁止や貨幣流通の全国均質化（秤量銀貨から計数銀貨への置換）等の政策をとっていた。こうした幕府の志向がある中で、長

州藩は藩政改革という独自の施策を展開せざるを得ず、従って、幕府を意識し幕閣要路からの種々の情報の入手や、藩から幕府への届けなどが行われたと考えられる。上に指摘した記載は、そのような藩の動きの表れとも思われる。この問題についての詳細は後考を期すこととしたいが、いずれにせよ『公儀事控』は、幕藩関係について考察する上で有効な素材であると思われる。

### おわりに

本稿では、長州藩を事例に、幕藩関係の解明に資すると思われる史料を紹介した。今後、比較のために宝暦改革前後の時期についても目録部分の翻刻を進めることができが望まれるが、そのことにより、藩政改革期における幕藩関係の考察材料としての利用のみならず、纏まつたデータとして有効活用することも可能となろう。また、今回翻刻部分と同時期に、『公儀江出ル御書付控』という、藩府から幕府へ提出した公用状綴が別に作成されており、このような長州藩関係の同種史料についても目くばせする必要があろう。

ところで、他藩においてはこの時期、幕府との間にどのような関係を構築していたのであろうか。例えば、長州藩と同様に中国地方の大名であり支藩も有するなど、いくつかの類似する要素が見られる岡山藩では、18世紀後半、長州藩と同様の財政危機状況にあり、そのことを権力者側は十分に認識していたにも拘らず、その対策としては下級官吏の封建的督励に解決を期するのみであったという。藩政改革とはいえ長州藩のそれとは質的に大きく異なっていたようであるが、そうした場合の幕藩関係には、長州藩と比してどのような相違点が見られるのであろうか。この点に関しても、今後の検討を期待したい。

### <参考文献>

- 『山口県文書館史料目録』三、毛利家文庫目録 第三分冊
- 『藩史大事典』
- 『新編物語藩史』第九巻、新人物往来社、1976年
- 『萩市史』第一巻、1983年
- 深谷克己「一八世紀後半の日本—予感される近代」『岩波講座日本通史』第14巻：近世4、岩波書店、1995年
- 畠中誠治「宝暦・天明期瀬戸内諸藩における経済政策とその基盤」『歴史学研究』304、1965年

### <翻刻に際しての凡例>

- ・闕字は一字あき、平出は二字あきで示した。
- ・虫損・欠損等で判読不可能な文字は、字数が推定できるものは□で、字数が不明の場合は〔　〕で示した。
- ・判読できなかった文字は、■で示した。
- ・原文中、割注となっている箇所は、〔ワリ――〕とした。
- ・ミセケチに関しては、新たに書き加えられた文字を記載した後、〔一セケチ〕の如く抹消前の文字を記した。

- ・誤字は、原文を記した後に（ ）により訂正した。判断の難しいものについては（マ）もしくは（一カ）と表記した。
- ・脱字は、原文を記した後に（一脱）と表記した。

表：七代藩主重就在職期（宝暦元～天明二年）『公儀事控』記載内容の分類

年	全項目数	①幕府→藩 (全体に占める割合)	②藩→幕府 (同)	③その他 (同)
寛延4(宝暦元)～ 宝暦2	46	28 (67%)	12 (26%)	6 (13%)
宝暦2 ～ // 3	29	18 (62%)	5 (17%)	6 (20%)
// 3 ～ // 4	44	23 (52%)	13 (30%)	8 (18%)
// 4 ～ // 5	27	14 (52%)	8 (30%)	5 (19%)
// 5 ～ // 6	22	14 (64%)	6 (27%)	2 (9%)
// 6 ～ // 7	28	8 (29%)	15 (54%)	5 (18%)
// 7 ～ // 8	29	10 (34%)	5 (17%)	14 (48%)
// 8 ～ // 9	20	13 (65%)	6 (30%)	1 (5%)
// 9 ～ // 10	43	27 (63%)	4 (9%)	12 (28%)
// 10 ～ // 11	14	5 (36%)	6 (43%)	3 (21%)
// 11 ～ // 12	42	23 (55%)	7 (17%)	12 (29%)
// 12 ～ // 13	47	21 (45%)	14 (30%)	12 (26%)
// 13 ～ // 14	31	18 (58%)	8 (26%)	5 (16%)
// 14 ～ 明和2	33	19 (58%)	8 (24%)	6 (18%)
明和2 ～ // 3	34	24 (70%)	4 (12%)	6 (18%)
// 3 ～ // 4	42	32 (76%)	8 (19%)	2 (5%)
// 4 ～ // 5	31	25 (80%)	4 (13%)	2 (6%)
// 6 ～ // 7	35	31 (89%)	0 (0%)	4 (11%)
// 8 ～ // 9	57	51 (89%)	2 (4%)	4 (7%)
// 9 ～ 安永2	19	13 (68%)	3 (16%)	3 (16%)
安永2 ～ // 3	46	36 (78%)	5 (11%)	5 (11%)
// 3 ～ // 4	33	24 (73%)	6 (18%)	3 (9%)
// 4 ～ // 5	56	42 (75%)	8 (14%)	6 (11%)
// 5 ～ // 6	20	15 (75%)	4 (20%)	1 (5%)
// 6 ～ // 7	48	36 (75%)	4 (8%)	8 (17%)
// 8 ～ // 9	37	27 (73%)	7 (19%)	3 (8%)
// 9	20	16 (80%)	3 (15%)	1 (5%)
// 9 ～ 天明2	82	52 (63%)	17 (21%)	13 (16%)

註1) 「全項目数」は、冊別に一つ書きの数を合計したもの。但し、一つ書きに付された番号が重複しているものや朱書等は、1つに数えた。

註2) ①②③は、それぞれ本文II章の記述と対応。

註3) 括弧内の数値は、①②③がそれぞれ全体（「全項目数」）に占める割合である。小数点以下は四捨五入した。

(表紙)

「 寛延四年

公儀事扣 九」

寛延四未ノ三月六  
宝曆二申ノ四月迄  
公儀事〔御内証シケ〕諸事小々之扣  
堅田安房元武役中

## 目録

- 一 菅沼新三郎殿、長崎御奉行口（役力）被仰渡候由、於長崎此御方御屋代江被仰聞候事
- 二 一遠州周智郡熊野權現勸化之儀、大御目付衆ムツ御廻状之事
- 三 一四月口五日、例月之御礼無之由、大御目付衆御廻状之事
- 四 一御家督已後、御屋鋪數坪付、御屋敷改江被差出候事
- 五 一大納言様御袖留二付、兩御丸江御出仕之事
- 六 一御明細書之儀、大御目付衆より申来、被差出候事
- 七 一出羽国 御城米積之儀請負之空船、長州於川尻沖帆柱折レ候段、御届之事
- 八 一山王祭礼之時分、御服二付御寄進物被差扣候段、御届之事
- 九 一越前国藤沼源左衛門殿御代官所ムツ大坂廻之 御城米船、及難船、赤間関江着船二付、高之御届被成候事
- 十 一七夕、白帷子長袴二而御登 城之儀二付、廻状之事  
付り、御揃刻限之儀、追而申来候事
- 十一 一西尾隱岐守様、御老中之末二被差置候与之儀、大御目付衆ムツ御廻状之事
- 十二 一御表使被仰付候段、大御目付衆ムツ御廻状之事
- 十三 一相州箱根權現諸堂社大破二付、勸化之事
- 十四 一御明細書何れ違變之儀有之候節者、能勢因幡守殿江被口（差力）出候様与之事

- 十五  
一御国中御損亡之高纏之儀ニ付、公儀江御届不被成候、徳山領御損亡高御届被成候事
- 十六  
一九月朔日、有徳院様御百ヶ日ニ付 出御無之段、御同席廻状之事
- 十七  
一表向鳴物有之候而も不苦段、大御目付衆ゞ御廻状之事
- 十八  
一朝鮮人参買得判鑑引替之儀、大御目付衆ゞ御廻状之事
- 十九  
一深川辺ニ而煙立申之由、追々御切紙到来之事
- 二十  
一宗門改御証文、被差出候事
- 二十一  
一新シ橋御修覆ニ付、往来人留之事
- 廿二  
一玄猪御祝御揃刻限之儀、大御目付衆ゞ御廻状之事
- 廿三  
一植村土佐殿其外御願之節差扣被伺候分、今度御宥免之御仕置ニ付、又候伺ニ不及段、被仰出候事
- 廿四  
一増上寺江 御成之節、辻固物頭高須五郎左衛門心得違之作廻有之、御役被召上御国被差下候、御陸渡辺五郎左衛門人拵之場所江罷出候付、御国被差下身柄隠居被仰付候、并足輕太左衛門御咎之事
- 廿五  
一吹上水道御普請ニ付、上水一日留之由、廻状之事
- 廿六  
一御老中堀田相模守様、御火災已後当分之御取繕出来ニ付、御客・御使者御引請之儀、御廻状之事
- 廿七  
一御国中浦湊江繫候 御城米船之船足印形帳、被差出候事
- 廿八  
一寛延之年号、宝曆ニ改元之事
- 廿九  
一大坂御抱石、被召取候事
- 三十  
一桜田御用屋敷近火之節、此御方三丁火消懸ヶ候様、御目付衆ゞ被仰聞、并問書等被差出候趣等之事
- 卅一  
一大手三之御門御修復ニ付、右之御門内迄挾箱為持候衆残置所之儀、御目付衆ゞ御沙汰之事

冊二  
一歳暮・年始御廻礼之儀ニ付、大御目付衆ゞ御廻状之事

冊三  
一堅田安房〔卯元武、江戸当役〕乗輿被成御願被遣候事

冊四  
一西御長屋通板倉美濃守殿表門与裏門との間溝ニ、梯子一脚捨有之、町御奉行所江御引渡之事

冊五  
一年始御着座之儀、被仰渡候事

冊六  
一参州岡崎六所明神、并泉州大鳥五社明神勸化之事

冊七  
一火事場江見物ニ不罷越候様との儀、大御目付衆ゞ御廻状之事

冊八  
一御本丸表使戸川事、本役ニ成候段、御廻状之事

冊九  
一和州宇多郡宝生寺勸化之事

四十  
一上水御普請之段、御廻状之事

四十一  
一二月十五日、例月之御礼無之段、大御目付衆ゞ御廻状之事

四十二  
一公方様御四十二御厄ニ付、山王社・伊勢両宮於其外前後御祈祷被仰付候、御伺等之事

四十三  
一拔坂上水仮戸樋損候付、修覆之段廻状之事

四十四  
一四月十五日、例月之御礼無之段、御廻状之事

四十五  
一毛利兵庫〔卯廣漠〕、月初駕籠被成御願被遣候事

四十六  
一御暇被仰出候付、大坂ゞ御機嫌御伺、并御帰国・来御参勤御礼之節、献上物等被成御窺候事

(表紙)

「 宝曆二年  
公儀事扣 一 」

宝曆二申年同三酉年  
重就公御初入国公儀事之控

堅田安房□□

役中

清水長左衛門元周

## 目録

- 一 一大坂玉造、岡山町ニ有之候御抱石、被召上候事
- 二
- 一五月十六日・十九日朝献上被差控候様ニとの儀ニ付、大御目付御廻状之事
- 三
- 一有徳院様御一周忌御法事、於東叡山御執行之事  
付、吉川左京殿より御香奠奉納御願之事
- 四
- 一常陸国鹿島大祢宜勸化、大御目付御廻状之事
- 五
- 一常陸国筑波山堂社并江戸護持院大破ニ付、勸化之事
- 六
- 一近比小盜人など致候者有之様ニ相聞、召捕候様ニとの儀ニ付、大御目付御廻状之事
- 七
- 一会津蝶抜買被差留候、并守隨秤改之事
- 八
- 一御養実之御父母様御名并御身柄御姓名、能勢因幡守殿より御尋ニ付、御書付被差出候事
- 九
- 一御城米之船足印形帳、被差出候事
- 十
- 一月光院様[刈家継公御母公]御逝去之事  
付、吉川左京殿御勤一巻(件誤力)
- 十一
- 一毛利讚岐守様御長屋焼失ニ付、讚岐守様・毛利文之助様より茂御差扣之儀被仰出候処、不被及其儀との御差図有之候事  
付、右ニ付、此御方より茂御礼之事
- 十二
- 一玄猪御揃刻限之儀ニ付、御大目付御廻状之事
- 十三
- 一琉球人参府之事
- 十四
- 一宗門改御証文、例年之分并御初入国ニ付、先格之通改被仰付候、御証文被差出候事
- 十五
- 一徳山領損亡ニ而、此御方より高之御届相成候事
- 十六

- 一長門国見嶋郡江、朝鮮之漁船三艘漂着、長崎江被差送候事  
十七
- 一赤間関町人、薩州船ぶ唐物荷寄候品買得拔買筋之儀ニ付、大坂御奉行江御届、於江戸茂  
被得御内意候事  
付、薩州江中村市平被被(マ)差越、其外御乞合等之事  
十八
- 一刑部卿様御嫡子小五郎様御逝去ニ付、御慎之儀、大御目付御廻状之事  
十九
- 一大納言様[刈將軍家重公御嫡男家治公也]御疱瘡被成、御調候事  
付、吉川左京殿ぶ同 御機嫌、飛札并献上物之事  
二十
- 一伏見旅宿之節、猥ニ他出不致やうニとの儀ニ付、大御目付御廻状之事  
二十一
- 一十二月十五日、月次御礼無之との儀、大御目付御廻状之事  
二十二
- 一歳暮・年頭御礼廻り儀ニ付、例之通大御目付御廻状之事  
二十三
- 一赤坂田町通り道悪敷候付、赤坂大下水済組合高割以出金道造り之儀被仰出候、御出金之  
事  
二十四
- 一刑部卿様ニ而、仙之助様を御嫡子ニ被仰出候との御廻状之事  
二十五
- 一二月十五日御礼過、西丸江被為成候付、西丸登 城ニ不及、并五時揃之儀ニ付、大御目  
付御廻状之事  
二十六
- 一天英院様御十三回忌之御法事、於増上寺執行被仰付との御廻状之事  
但、此御方ぶ御勤向等無之事  
二十七
- 一岩橋との上臘御年寄ニ被召出候との御書付、順達廻状之事  
二十八
- 一三月十五日、例月御礼無之との儀、順達廻状之事  
二十九
- 一大納言様[刈家治公]被為執 御前髪候付而、御書付被差出、以御飛札御祝儀被仰上候  
事

(表紙)

「 宝曆三年  
公儀事扣 三 」

(見返し・付箋)

「 宝曆三酉年同四戌年迄

江戸

公儀諸事之扣

[ ] ]

宝曆三酉年四月ヨリ

同四戌年四月迄

江

公儀諸事之扣

戸

清水長左衛門元周役中

一

一毛利兵庫、月切駕籠御願被下候事

二

一四月十五日、例口（月力）之御礼無之由、御廻状之事

三

一戌ノ御帰国、木曾路御旅行之儀被仰伺候得共、不相成候事

四

一万石以上、糲団被置候様ニとの御書付出候事

但、江戸御廻米三年以来之石高、御勘定所江書出口（候力）様ニとの御事

付り、戌ノ秋糲団被置候様ニ、御書付出候

五

一寺社御奉行並、御國中之盲僧頭取支配杯有之候哉、前廉御仕置等者無之哉、被聞召度候

二付、御答被仰入候事

六

一赤坂今井台口（建力）造物境之儀、御小人目付罷越相尋候付、書付相渡候事

七

一日光 御宮御修復出来、正遷宮相済候為御祝儀、惣出仕之事

八

一山王祭礼之節、若殿様並初而御馬被差出候付、御用番江御届被成候事

九

一山王祭礼ニ付被差出候引棒之者、本材木町之警固を令打擲、於町御奉行所御尋候事

十

一有徳院様三回御忌御法事之事

付り、吉川左京殿並御香龕奉納之事

十一

一有徳院様尊牌、貞光院江御安置ニ付、御供衛御沙汰之事

十二

- 一御国中銀札通用年限延之儀、被仰伺候事
- 十三  
一越前国藤沼源左衛門殿元御代官所大坂廻り之御城米船檣被折レ、越ヶ浜江令入津候へ  
共、御届不及候事
- 十四  
一深川於海辺焼失物有之、御目付中ぶ御廻状之事
- 十五  
一今井台御預り地ニ拔身之脇差有之、御届等之事  
付、脇差引渡之節間違有之、猶又御届、并公儀所本〆役中村八郎左衛門遠慮候事
- 十六  
一桜田御屋敷前、手負之男行倒ニ付、御届之事  
付り、辻番人久々懸り相之事
- 十七  
一箱根權現諸堂社修復ニ付、相模・常陸・陸奥勸化之儀ニ付、又々御書付出候事
- 十八  
一八幡之儀ニ付、於長崎御書付出候事
- 十九  
一清水長左衛門乘輿之儀、御願被下候事
- 二十  
一灰吹銀・瀕銀等銀座之外壳買停止之段、御書付出候事
- 二十一  
一宗門改御証文、被差出候事  
付り、御印判改り候段、御届被成候事
- 二十二  
一御年寄桜園、御奉公御免ニ付、贈物ニ不及由御書付出候事
- 二十三  
一玄猪御祝儀刻限之儀ニ付、御廻状之事
- 二十四  
一御国中江繫候御城米船之船足印形帳、被差出候事
- 二十五  
一妾腹之男子を本腹之男子之養子ニ不容由、御書付出候事
- 二十六  
一參州岡崎六所明神勸化御免候段、御書付出候事
- 二十七  
一大坂岡山町御抱石、兩度被召取候事
- 二十八  
一大納言様江姫宮様御入輿之儀、被仰出候事
- 二十九  
一和泉国大鳥五社明神勸化之儀ニ付、御書付出候事
- 三十

- 一右衛門督様御嫡子小次郎様、御逝去之事  
三十一  
一年始歳暮御廻礼不込相やうにとの、御書付出候事  
三十二  
一麻疹・水痘之看病入、 大納言様御座所不及遠慮との御書付出候事  
三十三  
一防州石田村三郎左衛門令出奔、於長崎抜落之訴人仕、御褒美被下趣候事  
付り、追而立戻り、御咎之事  
三十四  
一至心院様御法事内、 大納言様江朝獻上差扣候様との御書付成候事  
三十五  
一江州多賀大明神勸化年限延候儀ニ付、御書付出候事  
付り、追而勸物被下候事  
三十六  
一右衛門督様御嫡子ニ、寿丸様と被仰出候事  
三十七  
一二月十五日、西丸江御成ニ付、西ノ丸江御出仕ニ不及段、御書付出候事  
三十八  
一御咎者之一類差扣伺候続之儀ニ付、御書付出候事  
三十九  
一御殿屋敷前此御方廻場之内、行倒之者有之、追而果候付御届之事  
四十  
一三月十五日、月次御礼無之由、御廻状之事  
四十一  
一名改之節、大御目付江御届候様との御廻状之事  
四十二  
一四月十五日、例月之御礼無之由、御廻状之事  
四十三  
一御鷹御獻上之事  
四十四  
一御帰国御暇 上使并御礼被仰上、御馬御拝領之事

(表紙)

「 [ ]  
公儀事控 六 」

宝曆四戌年同五亥年  
御  
公儀諸事之控

国

清水長左衛門元周役中

目録

- 一 御帰国之節京都御立寄之儀御伺相済候へ共、御積痛ニテ御立寄不被成段、猶又御届之事
- 二
- 三 一 越前国御代官所之御城米船、於長府逢難風、刎米仕高之御届相成候事
- 四 一 越前国御代官所之御城米船檣折流、越ヶ浜漂着、御米并乗組中無別条候へ共、御届相成候御事
- 五
- 六 一 一屋敷之屏内並木之鳥餅差取候儀ニ付、辻番所江御徒士目付申聞せ之趣之事
- 七
- 八 一 弟を養子ニ仕候儀ニ付、御書付出候事
- 九
- 十 一 駿府薬師堂修復勸化之儀ニ付、御書付出候事
- 十一
- 十二 一 若殿様初而嘉祥御登　　城被相済候事
- 十三
- 十四 一 三河台御預り明地之内、西ノ丸御先手猪飼半左衛門殿与力桑田又太郎、大的稽古場拝借地被仰付候事
- 十五
- 十六 一 八丈嶋漂着之南京人、長崎江被差送候浦触状、御国廻り留ニ而摂州御代官江於江戸被差返候事  
　　付、南京人乗船通船相済候段、不及〔届シカ〕御届候事

- 一瀬山事、浦尾通りニ被仰付候段、御廻状之事  
十七  
一吉銀引変之儀ニ付、御書付出候事  
十八  
一改暦之儀ニ付、御書付出候事  
十九  
一御国中御損亡御届之事  
二十  
一若殿様初而御鷹之雁御拝領、并御披之事  
二十一  
一糲匪被置候段、不及御届候事  
二十二  
一大納言様〔刈家治公〕、御結納・御婚礼之事  
付、吉川左京殿々献上物之事  
二十三  
一酒造米之儀ニ付、御書付出候事  
二十四  
一火事場並於途中茂、がさつ無之やうに御書付之事  
二十五  
一明暮御廻礼不込合やうにとの、御廻状之事  
二十六  
一御拳場内猥之由、御書付出候事  
二十七  
一二月十五日、西丸江不及御出仕与之御廻状之事

(表紙)

「 宝曆五年  
同 六年  
公儀事扣 八 」

宝曆五亥年同六子年  
江戸  
公儀事之控  
清水長左衛門元周役中

目録

- 一  
一隱岐国江被差越候流人之内、式人於上関病死、御届之事  
二

- 一川々御普請御領知□（之力）内有之候御面々御礼之儀ニ付、御書付之事  
三  
一御曲輪近所其外〔　　〕之場所ニ而、花火・りうせい等立候儀無用之由、被仰出候事  
四  
一置糀兩年分之内、一ヶ年分者払候様被仰出、追而又不残払候様ニ与被仰出候事  
五  
一長崎近国追放者於長崎召捕候ハヽ、其領主江可被相渡由、御書付之事  
六  
一御国中御損亡御届之事  
付、御末家方御損亡之事  
七  
一宗門改御証文、被差出候事  
八  
一飛驒国御用□（米力）船、大島郡於沖難船一事、御届等之事  
九  
一玄猪御祝揃刻限之儀ニ付、大御目付ゞ御廻状之事  
十  
一月次御登城無之、又者御時刻之遲速等之儀ニ付、大御目付御廻状之事  
十一  
一御曲輪内、手代り之者召連候儀、無用之由被仰出候事  
十二  
一御国中浦湊江繫候　　御城米船足印形帳、被差出候事  
十三  
一政井御表使被仰付、向後贈物有之候様ニ与御廻状之事  
十四  
一御城内被召連候人数書付差出候様ニとの儀、御目付方ゞ御書付を以被仰出候事  
十五  
一嫡孫養子与相願候■茂間々有之候、以来者都而嫡孫■祖与相願候様ニとの儀、御書付之事  
十六  
一歳暮・年始御廻礼日限等之事  
十七  
一御居宅類焼之節、御参府有無之段御付出之儀ニ付、大御目付ゞ被仰聞、順達廻状之事  
十八  
一大津郡瀬戸崎浦江漂着之朝鮮人、長崎江被差送候事  
十九  
一大坂川口水路さらへの為、船石錢之儀ニ付被仰出之事  
二十  
一猿町御屋鋪番小屋類焼ニ付、御届之事  
付、焼跡建家御願之事

二十一

一年始御礼之節、 御城内被召連候供廻り書付差出候様ニ与、 御目付方々御沙汰之事

二十二

一大坂御抱石、 追々被召取候事

(表紙)

「 宝暦六年

七年

公儀事扣 九 」

宝暦六子年並同七丑年迄  
御在国

公儀事之扣

清水長左衛門元周役中

### 目録

一

一徳山領奈古町百軒余就焼失、此御方々茂高之御届相成候事

二

一京都大仏殿大破ニ付而、勸化之事

三

一御参勤之御礼願、其外御自身御対客之節御礼被願被成候儀、向後者御書付ニテ御願被成  
候様ニとの儀ニ付、御廻状之事

四

一大岡出雲守殿江御側御用人被仰渡候付、御格書差出候様にとの儀、其外御勤等之趣ニ付、  
御書付被差出候事

五

一西尾隱岐守様京都江御出立〔足ミヤケ〕之節、御勤無之様にと、御書付被差出候事

六

一屋敷違変并名改其外之儀ニ付、御廻状之事

七

一諸家共家督之節、 日光 御宮江御太刀御献上之儀ニ付、御書付被差出候事

八

一古銀買入之儀ニ付、御書付被差出候事

九

一長崎於御奉行所、御国之欠落者御渡被成候事

付、囚人五人之内、平左衛門与申者取逃シ候ニ付、善田隼人并飯田孫右衛門差扣申  
出候事

付、右平左衛門尋出、召捕連帰候事

付、囚人兩人共御咎之事

十

一大岡出雲守殿御対客日之儀二付、御書付被差出候事

十一

一諸国人別改、先年御触相成候通、今子年被差出候様にと御廻状到来二付、御両国一統書  
出被仰付候事

十二

一唐船抜荷壳買之儀二付、御書付被差出候事

十三

一常陸國鹿嶋社頭大破二付、勸化之事

十四

一宗門改御証文、被差出候事

十五

一玄猪御祝二付、揃刻限之事

十六

一大坂岡山町ニ有之候御抱石、被召上候事

十七

一長門国安武郡木与浦江、朝鮮之漁船一艘漂着、長崎江被差送候事

十八

一徳山御領大井浦江、朝鮮之漁船漂着二付、此御方より茂高之御届之事

十九

一御國中浦湊江繫候 御城米船足印形帳、被差出候事

二十

一長門國大津郡黃波戸浦百軒余焼失付而、御用番江御届之事

廿一

一御暇已後御滞府、御長病ニ而御滞府御隠居之御名前、并御在府・御在國・御在邑等事

廿二

一江戸上御屋敷前御請場御堀ニ、浮死骸有之、御届之事

付、主無之二付、今井妙福寺江御埋させ被成候事

廿三

一明暮御老中方其外御廻礼〔状況〕之儀二付、大御目付より御廻状之事

廿四

一毛利山城守様御領分御損亡御届ニ付、此御方より茂高之御届之事

廿五

一御備之内、御茶瓶御持せ被成候儀ニ付、御目付方より御問有之、御答書被差出候事

廿六

一二月十五日、月次出仕之面々西丸江登城ニ不及由、御廻状之事

廿七

一品川亀町訴訟人、御国罷下候趣

廿八

一越前国御年貢米船江戸遅着ニ付浦触被差出、御国中留リニ付此御方より御返上之事

(表紙)

「 宝曆七年

公儀事扣 十 」

宝曆七丑年同八寅年

江戸

公儀事之扣

清水長左衛門元周役中

## 目録

一 天英院様御法事ニ付、大御目付中ゞ御廻状之事

二

一御城米船之舸子、御国中ニ而病死之事

三

一千代姫君様〔刈家治公姫君〕御逝去之事

付り、吉川左京殿ゞ、以使札被相伺御機嫌候事

四

一武士屋敷ニ、軽奉公人・部屋子と申者不召抱候様にとの事

五

一紀伊宰相様御簾中様、御逝去之事

六

一薩摩小路水道修覆、御出金之事

七

一有徳院様七回御忌御法事、於東叡山御執行之事

付り、吉川左京殿ゞ御香奠奉納之事

付り、御国於水上山、御法事之事

八

一上野御山内ニ焼失物有之、煙立候儀、御廻状之事

九

一紀伊大納言様御逝去之事

十

一御大名方并御嫡子方御病死等之節者、大御目付江被成御届候様ニとの儀被仰出候事

十一

一宗門改御証文、被差出候事

十二

一長崎ニおみて、御国出之悪者被召捕、盜賊方ゞ内渡有之事

- 付り、長府御領内之者も有之、御彼方江御渡方相成候処、其後御本手領之者与顕、此御方江御受取之事
- 十三  
一公儀ム御尋者伊兵衛事
- 十四  
一朝鮮人送り方之儀ニ付而、長崎表并松平出羽守様江御聞合之上、向後聞役專議ニて被差送候段、相極候事
- 十五  
一玄猪御祝御揃刻限之儀ニ付、大御目付中ム御廻状之事
- 十六  
一御国中御損亡御届之事  
付り、徳山御領御損亡高御届之事
- 十七  
一御国中浦添（湊）繫候　　御城米船之船足印形帳、被差出候事  
付り、越ヶ浜江去年七月ニ繫船之分、去年之帳面ニ洩候趣之事
- 十八  
一六孫王社勸化之事
- 十九  
一常憲院様五拾回御忌御法事、於東叡山御執行之事  
付り、吉川左京殿ム御香奠奉納之事  
付り、御国於氷（上脱）山御法事之事
- 二十  
一陪臣・浪人之子、御直參江養子之事
- 二十一  
一周防国大嶋郡之者名前を以拾壱人召捕、大坂差送り候様ニとの儀ニ付、被差登候事  
付り、於大坂御引渡相済候段、御用番江御届之事
- 二十二  
一赤坂大下水浚、御出金之事
- 二十三  
一歳暮・年始御廻礼日限等之儀ニ付、大御目付ム御廻状之事
- 二十四  
一豊後國ム積登候御城米船、於御国中沈船ニ相成候付、御届之事
- 二十五  
一常陸国鹿嶋勸化集り兼ニ付、追御廻状之事
- 二十六  
一養子之儀、陪臣之浪人実母方之続ニて者難成との儀ニ付、大御目付中ム御廻状之事
- 二十七  
一道中筋人馬荷物貫目等之儀ニ付、御書付被差出候事
- 二十八  
一古金引替・質入等之儀ニ付、御書付被差出候事

二十九  
一月次御出仕等無之事

(表紙)

「 宝曆八年  
九年  
公儀事扣 十二 」

宝曆八寅年ム同九卯年迄  
御  
公儀事之控  
国  
清水長左衛門元周役中

目録

- 一 一下馬ム下乗迄被召連候御人数之儀ニ付、御書付被差出候事
- 二 一下乗場所之儀ニ付、御書付被差出候事
- 三 一長門国厚狭郡船木市百軒余焼失ニ付、御用番江御届之事
- 四 一淨圓院様 御法事ニ付、大御目付ム御廻状之事  
但、此御方ム御勤向等無之候事
- 五 一関東筋其外川々御普請被仰付候ニ付、領知御普請被仰付候面々御礼之儀ニ付、大御目付ム御廻状之事
- 六 一牛車・大八車其外、往来之支りニ不相成やうにとの儀ニ付、大御目付ム御廻状之事
- 七 一大坂出口町成尾屋吉左衛門 [川葉種屋] 事、御国医師其外葉種壳懸有之、代銀不埒ニ付、及出訴候事
- 八 一宗門改御証文、被差出候事
- 九 一玄猪御揃刻限之儀ニ付、大御目付御廻状之事
- 後九 一上野增上寺山内其外江、部屋子之類・惡党物（者誤力）入込居候ハヽ、改候様にとの儀、大御目付御廻状之事

十

一本多長門守様御先役〔川寺社奉行〕中御取捌之儀ニ付、御吟味之上追而御裁許有之、同兵庫頭様改易ニ被仰付候段被仰出候趣ニ付、御両殿様より御差扣被仰伺候処ニ、殿様〔川重就公〕御目見御遠慮之格、若殿様〔川重廣公〕御出仕等御差扣之格、御付紙ニテ被仰出候事

十一

一虛無僧笠之儀ニ付而、大御目付より御廻状之事

十二

一道中人馬先触之儀ニ付、御勘定奉行より御書付被差出候事

十三

一京大仏殿依大破諸国勸化ニ付、大御目付御廻状之事

十四

一御城米之船足印形帳、被差出候事

十五

一毛利求馬様御領内御損亡有之ニ付、此御方より茂高御届之事

十六

一赤坂大下水常浚之儀ニ付而、道御奉行より御廻状之事

十七

一歳暮・年始御礼廻り之儀ニ付、例之通大御目付より御廻状之事

十八

一刑部卿様ニ而豊之助様御嫡子成之儀ニ付、大御目付より御廻状之事

十九

一諸国堤川除其外普請之儀ニ付、大御目付より御廻状之事

(表紙)

「 宝暦九年

公儀事扣 十三」

宝暦九卯年ヨリ同十辰年迄

江戸

公儀事之口（控）

梨羽頼母廣之役中

宝暦九卯年ヨリ同十辰年迄

江戸

公儀事之控

ウニ 梨羽頼母廣之役中

目録

- 一 佐代姫様御召仕之女中、江戸江被差返候付、御手判之事
- 二 一三月十五日、月次御礼無之との御廻状之事
- 三 一金銀掛合候分銅之儀ニ付、御書付之事
- 四 一御老中・若御年寄其外御音物御引〔 〕無之口（与力）之御書付之事
- 五 一四月十五日、月次御礼無之由、御廻状之事
- 六 一借金銀相滯、及 公訴御裁〔 〕相聞との御廻状之事
- 七 一於三嶋郡御取せ被成候赤生之御鷹、被献候事
- 八 一御老中・御若年寄迄、 上江付候儀者勿論、其外御勤御口上被仰置候御礼答無之由、  
大御目付ゞ御順達之事
- 九 一右衛門督様御口（息力）女延姫様、御逝去之事
- 十 一板倉佐渡守殿江御対客日之儀ニ付、廻状之事
- 十一 一千駄ヶ谷通ニ而、別而花火立不申やうにとの御廻状之事
- 十二 一丹後国御代官所御城米船、越ヶ浜沖ニ而難船、御届等之事
- 十三 一御長屋御側女中なみ事、江戸被差返候付、御手判等之事
- 十四 一毛利讚岐守様御奏者御番、寺社奉行御加役被蒙 仰候事  
付り、讚岐守様御無人ニ付、此御方ゞ人数御雇等之事
- 十五 一灯油高值ニ付、菜種・綿実之儀ニ付而御廻状之事
- 十六 一札使之願、新規之場所難成との御廻状之事
- 十七 一京都御留主居更代ニ付、御諸司代并両町御奉行江 御書を以被仰入候事
- 十八 一萬次郎様元服、〔川宮内卿与〕御改之事
- 十九 一宗門改証文、 公儀江被差出候事

- 二十  
一 御国中浦湊江繫候　　御城米船船足印形帳、被差出候事
- 二十一  
一 德川宮内卿様、御途中ニ而御時宜相之儀ニ付、御廻状之事
- 二十二  
一 玄猪御祝揃刻限之儀ニ付、御廻状之事
- 二十三  
一 朝鮮之漁船漂着之節、長崎表被差送候專議人之事
- 二十四  
一 御長屋御側女中和田、江戸被差返候付、御手判之事
- 二十五  
一 母出奔之子共、他江養子家続等茂被差免候よし、御書付之事
- 二十六  
一 赤坂大下水常浚之儀ニ付、道御奉行ゞ御廻状之事
- 二十七  
一 明暮御礼御老中廻り不込様ニとの御廻状之事
- 二十八  
一 朱墨商売之儀ニ付、御廻状之事
- 二十九  
一 至心院様御法事中、　　右大将様江朝献上差扣候様にとの御廻状之事
- 三十  
一 御老中西尾隱岐守様御卒去ニ付、同　御機嫌・鳴物停止等之事
- 三十一  
一 赤坂溜池端下水定俊（浚）、田町ゞ流入候口々芥留仕候様にとの御廻状之事
- 三十二  
一 右大将様御年寄女中衆江、向後御贈物有之候との御廻状之事
- 三十三  
一 四月十五日、例月御礼無之由、御廻状之事
- 三十四  
一 藤野御表使ニ就被仰付候、向後御贈物之事
- 三十五  
一 御老中其外江御音物、向後有徳院様御時節之通可致由、御廻状之事
- 三十六  
一 松平仙之助様〔ワリ越前守ト御改〕御元服之節、　　殿様御同道御登　　城被成候事
- 三十七  
一 御尋もの喜兵衛事
- 三十八  
一 御曲輪内、手代り又供之内江加召連候儀被差免、尤供廻りかさつに無之やうにとの　御廻状之事
- 三十九

一御隠居 [惣家重公] 之御祝儀獻上之節、鰯箱間違有之、役人其外御咎之事  
付り、於 御城御セ話有之候御方々江、御挨拶御送物之事  
四十  
一毎月廿六日獻上并御対客替日、向後無之との御廻状之事  
四十一  
一大御目付衆ゞ御名前書立之内、當時御忌中・御病氣等者無之哉之由ニ付、廻状之事  
四十二  
一辰ノ秋ゞ粋俵置候様、且江戸表廻米高相減候様との御廻状之事  
四十三  
一御代替りニ付、御帰国之御暇遅ク被仰出候事  
付り、御暇之後御病氣ニ付、御滞府之儀御届等之事  
付り、御滞府ニ付、御在国年七月獻上之鰯脊腸被獻候事  
付り、木曾路御旅行被成候付、御願等之事

(表紙)

「 宝曆十辰年ゞ同十一巳年迄  
御国  
公儀事之控 十五  
梨羽頼母廣之役中 」

宝曆十辰年ゞ同十一巳年迄  
御国  
公儀事之扣  
梨羽頼母廣之役中

目録

- 一  
一金銀吹替風説之儀ニ付、御書付被差出候事  
二  
一宗門改御証文、被差出候事  
三  
一玄猪御祝之節御揃刻限之儀ニ付、大御目付御廻状之事  
四  
一遠州千頭山ゞ伐出シ之御材木積船、相州三崎沖ニテ破船ニ付、浦触状兩度被差出、御勘定奉行江返上之事  
五  
一江戸御廻米之儀ニ付、御書付被差出、石高御届之事  
六  
一家治公御代初而 御内書御頂戴之事

- 付、吉川左京殿同断之儀ニ付、此御方々御礼之事  
 七  
 一御国中浦湊江繫候 御城米船之船足印形帳、被差出候事  
 八  
 一宮内卿殿御前髪被為執候儀ニ付、大御目付御廻状之事  
 九  
 一歳暮・年始御廻礼之儀ニ付、大御目付御廻状之事  
 十  
 一唐・阿蘭陀正荷物整候様ニとの儀ニ付、大御目付御廻状之事  
 十一  
 一御国中御損亡御届之事  
     付、徳山御領御損亡高御届之事  
 十二  
 一來御參勤之節、松平■■様〔刈伊予守様御父〕備前於岡山御相對之儀被仰願候処、不被  
     為成候事  
 十三  
 一諸拝借金被仰付候面々返納之趣ニ付、大御目付中御廻状之事  
 十四  
 一堀田相模守様〔刈御由緒御老中〕御死去之事

(表紙)

「    宝曆十一年  
 公儀事扣    十六    」

(見返し・付箋)

「    宝曆十一〔      〕同十〔      〕  
 公儀事之控  
     梨羽頼〔                〕    」

宝曆十一巳年

公儀事之控

宝曆十一巳年々同十二午年迄

公儀事之控

ウ二 梨羽頼母廣之役中

## 目録

一

一伏見御着之    御飛札、御忌中ニ付被差扣候事

- 二  
一歲暮之 御内書御渡被成、於御旅中被聞召候得共、御忌中ニ付御請被差扣、追而御忌明之上御伺相成候趣之事
- 三  
一京都御留守居交代ニ付、御諸司代并両町御奉行江御書を以被仰入候事
- 四  
一巳四月十五日、例月御登城無之与之御廻状之事
- 五  
一新橋御修覆ニ付、荷付馬留之儀、辻番御組合ぶ廻状之事
- 六  
一三月、寒塙小鯛御献上、御忌中ニ付被差扣、追而御忌明之上被献候事
- 七  
一團糀并江戸表御廻米之儀ニ付、追々御書付之事
- 八  
一御尋物喜兵衛、今以不出、又々御廻状之事
- 九  
一玉川上水御割合御出金之儀ニ付、順達廻状之事
- 十  
一山下御門前上水筋吹出候付、取繕之儀ニ付、御組合ぶ順達廻状之事
- 十一  
一尾張中納言様御逝去ニ付、御廻状之事
- 十二  
一御本丸御年寄ニ岩橋との被仰付候付、向後御贈物之事
- 十三  
一新橋木戸御修覆ニ付、往来留順達廻状之事
- 十四  
一當時通用之文字金銀并古金銀は、質物ニ入候儀堅停止与之御廻状之事
- 十五  
一松平右京大夫様御老中之末ニ被仰付候付、御勤向之儀ニ付御廻状之事
- 十六  
一毛利織部月切駕籠、梨羽頼母乗物御願被下候事
- 十七  
一赤坂御預り地於今井台切害人有之、三日■被仰付、其後麻布於妙福寺葬被仰付候事
- 十八  
一虎御門外其外水道普請ニ付、一日水留之由、追々順達廻状之事
- 十九  
一宗門改御証文、被差出候事
- 二十  
一御法事ニ付、玄猪御祝御延引与之御廻状之事
- 二十一

- 一米津越中守殿御屋敷・酒井飛驒守様御屋敷替付而、新橋辻番御組合勤番割合違ひ候趣之事
- 二十二  
一松平信濃守様之御奥様御死去ニ付、公方様定式之御忌服被為請候事
- 二十三  
一文昭院様五拾回御忌御法事、於増上寺御執行之事  
付、吉川左京殿〔刃出府江戸■相ニ付而〕増上寺参詣、并御香典奉納之事  
付、御靈屋江獻納之御灯籠、摺磨之事  
付、水上山ニ而御法事之事
- 二十四  
一御在所之產物御献上之儀ニ付、大御目付御廻状之事
- 二十五  
一玄猪御祝揃御刻限之儀ニ付、御廻状之事
- 二十六  
一御国中浦湊江繫候　　御城米船足印形帳、被差出候事
- 二十七  
一越後国今井平三郎殿御代官所之廻米船、相嶋辺ニテ破損、御届ニ不及趣之事
- 二十八  
一赤坂大下水浚、御出銀之事
- 二十九  
一御老中方江御登　　城前之伺御機嫌、自今以後御対客日御越候様ニとの儀、追々順達廻状之事
- 三十  
一岩国領光耀寺御尋有之出府之儀、此御方江被仰聞候事
- 三十一  
一歲暮・年始御老中方其外江御廻礼御日限等之儀ニ付、御廻状之事
- 三十二  
一御鷹捉飼場近辺ニ怪敷もの有之候ハヽ、捕候様ニとの御廻状之事
- 三十三  
一木曾路御旅行、如御願被仰出候事
- 三十四  
一於大坂廻〔過セケ〕米之切手壳買停止、於両替屋帳合金壳買被差留与之御廻状之事
- 三十五  
一禁裏江御進献、当午年始より御直献上ニ相成候事
- 三十六  
一百姓所持之地を寺院江寄付、引寺等之儀ニ付、御廻状之事
- 三十七  
一御用銅船行衛不相知、御国中ニ相滞居不申哉与、長崎御奉行より御尋有之、御国中二者相見不申段御届相成候事
- 三十八

- 一徳山御領御損毛御届之事  
三十九  
一御同席之内、御長病之御方御付出之事  
四十  
一長府御領鳩戸浦江朝鮮人漂着、御届之事  
四十一  
一午四月十五日、例月之御礼無之との御廻状之事  
四十二  
一阿武郡玉江浦之内金鼻之磯江、朝鮮船舶二相見候破損之空船流寄、焼捨之事

(表紙)

「 宝曆十二年  
公儀事扣 十八 」

宝曆十二午年ヨリ同十三未年マテ  
ウノ二  
公儀事之扣  
梨羽頼母廣之役中

### 目録

- 一  
一毛利讚岐守様江、御朱印被差出候様ニ与之儀ニ付、無之段被仰出候事  
二  
一若君様江菖蒲・御兜献上之節之趣ニ付、御廻状之事  
三  
一牛車・大八車、并荷を付候馬引通り候節、往来之障リニ不相成様にとの儀ニ付、御廻状之事  
四  
一閏四月廿七日、朝献上被差扣候様ニ与、大御目付御廻状之事  
五  
一新橋際溜柵普請之事  
六  
一無城之面々御居所修復之儀ニ付、御書付之事  
七  
一久保田十左衛門殿御代官所陸奥国御年貢、江戸延着、浦触状之事  
八

- 一宮内卿様江被越其外之儀、御付届ニ不及与之御書付、順達廻状之事  
九
- 一惇信院様御一月忌御法事之事  
付、吉川左京殿ぶ御香奠被 奉納御願之事  
十
- 一惇信院様御一月忌、於水上山御法会之節、不被成 御參詣候事  
十一
- 一妾腹之男子虛弱ニ付、不相達養子相頼、追而丈夫之御届無之様ニとの御書付之事  
十二
- 一主上崩御ニ付、御勤一件之事  
十三
- 一東海道往来之輩、桑名宿を追越、四日市江直ニ渡船候分、先触江書越可申由御書付之事  
十四
- 一陸尺其外かさつニ無之様、徒足輕異風取捨不申様との御書付之事  
十五
- 一七月廿八日、月次御出仕者有之、御表 出御者無之与之儀、御廻状之事  
十六
- 一御領地御添目録写・郷村帳写等、御勘定所江被差出候事  
十七
- 一深川三拾三間堂勸化之事  
十八
- 一諸国人別改、当午年之差出笞ニ付、御両国一統書付被差出候事  
十九
- 一萬寿姫君様御宮参、御祝儀獻上之事  
付、吉川左京殿ぶ獻上之儀、上ぶ被 仰出候事  
二十
- 一萬寿姫君様御髪置、御祝儀獻上之事  
付、吉川左京殿ぶ獻上之儀、上ぶ被 仰出候事  
二十一
- 一御表使番富尾代り生駒江被仰付、御贈物之儀ニ付、順達御廻状之事  
二十二
- 一上御屋鋪中ノ御門外ニ、捨子有之候事  
二十三
- 一寺社領御朱印在々所々領主地頭所替其外之儀ニ付、御廻帖之事  
二十四
- 一宗門改御証文、被差出候事  
二十五
- 一御國中浦添ニ而繫候 御城米船之船足印形帳、被差出候事  
二十六
- 一亥猪御祝揃御刻限之儀ニ付、御廻状之事

二十七

一 摂津国飯塚猪兵衛殿御代官所去已御年貢江戸御廻米、并風祭甚三郎殿御代官所取計之備  
後御畠表等江戸延着ニ付、浦触状之事

二十八

一 来未ノ秋、朝鮮之信使来朝ニ付、御國中御馳走所御用意船御差添有之条、御參勤御時節  
暫御延引之儀候願被仰出候事

付、同断ニ付、未ノ四月・五月被遊在国候故、月 並両伺御機嫌御献上物御伺相済  
候事

二十九

一 宮内卿様御縁組被仰出候為御歓、御飛札被差出候事

付、十一月十五日、例月之御礼無之との事

三十

一 御尋者長助人相付之御書付、被差出之事

三十一

一 西之丸、若君様御殿ニ被仰出候付、御廻状之事

三十二

一 御二男様御誕生御祝儀、被仰出候事

付、松平貞次郎様与御名被為付、且 御台様御養ニ被仰出候との事

三十三

一 歳暮・年始御廻礼之儀ニ付、御廻状之事

三十四

一 辻番廻り場之内、違変之節取扱之儀ニ付、御目付方々御廻状之事

三十五

一 松平周防守様 [川西丸御老中] 每月御対客日之事

三十六

一 [川相州中原村・遠州千頭山] 御林々伐出之御材木破船ニ付而之浦触状、播州御代官  
大坂御使屋敷江返上相渡候事

三十七

一 天英院様御法事ニ付、大御目付御廻状并御順達廻状到来候得共、此御法事ニ付御勤無之  
候事

三十八

一 宝積普賢尊江 厳有院様御寄付之奏御役付御戸帳御再興之事

三十九

一 貞次郎様 [川公方家治公御二男御嬰兒也] 御逝去ニ付、為伺御機嫌御使札被差出候事  
付、吉川左京殿々使札被差出候儀、御伺無之趣之事

四十

一 四月十五日、例月之御礼無之段、御廻状之事

四十一

一 松平右京大夫様 [川御老中] 日光江御発足ニ付、御勤向御断被成候との事

四十二

一大坂御廻米、過壳・先壳停止被仰付候事

(表紙)

「 宝曆十三年  
公儀事扣 甘 」

(見返し・付箋)

「 宝曆 [ ] 同十四申年マテ  
公儀事之控  
梨羽頼母廣之役中 」

宝曆拾十三四

公儀事之控

宝曆十三未年ヨリ

同十四申年マテ

公儀事之控

梨羽頼母廣之役中

## 目録

壱

一若君様付御老女岩橋・御乳人初崎両人江、御贈物不同無之様との被仰聞之事

二

一置糀兩年分之内、巳年糀之分払候様被仰付、追而又兩年置糀半年糀を以詰替置候分も相  
払候様ニと、被仰出候事

三

一万石以上之御方御縁組之儀ニ付、御書付之事

四

一惇信院様御三回忌御法事之事

付、吉川左京殿ゞ御香奠奉納之事

五

一有徳院様十三回御忌御法事之事

付、吉川左京殿ゞ御香奠奉納之事

六

一御城内御杖御伺、相済候事

付、此後改而不及御伺趣之事

七

一御明細書何か違変有之節、御書出之儀ニ付御廻状之事

八

- 一広東人参商壳、向後停止之段、御書付之事  
九  
一銅山出銅有無之儀御尋ニ付、御勘定所江御書出相成候事  
十  
一宗門改御証文、被差出候事  
十一  
一御國中浦湊江繫候　　御城米船足印形帳、被差出候事  
十二  
一玄猪御祝揃刻限之儀ニ付、大御目付御廻状之事  
十三  
一寺社　　御朱印頂戴ニ付、御書付之事  
十四  
一薩摩小路上水修復ニ付、御出金之事  
但、此御方、酒井飛驒守様元右上水組相（合）年番之事  
十五  
一朝鮮人参座被相立候との事  
十六  
一御拳場近辺向後飼犬不仕来、尤野犬捕捨候様との儀其外被仰出之事  
十七  
一甲州雨畠山御材木流失ニ而、浦触状被差出、順達相成候事  
十八  
一赤坂大下水浚御出限（銀誤力）之事  
十九  
一松平周防守様〔川西丸御老中〕御本丸御兼帶、御月番御加判を茂御勤ニ付、諸御願書・  
御状等御連名之由、其外御廻状之事  
二十  
一歳暮・年始御廻礼日限等之事  
二十一  
一御尋者長助事、先達而人相書を以被仰出候処、今以不出由ニテ御書付之事  
二十二  
一若君様江御破魔弓献上時刻等之儀ニ而、大御目付御廻状之事  
二十三  
一宮内卿〔川重好〕様御婚礼相済、御祝儀被仰上候事  
二十四  
一薩摩小路上水取候儀、被差止度段被　仰入相済、水口御塞せ被成、組相御外レ被成候事  
二十五  
一御下向之節、木曾路御旅行御伺相済候事  
二十六  
一月次御礼無之由、大御目付御廻状之事  
二十七

一至心院様御十七回忌御法事ニ付、御廻状之事  
二十八  
一煎海鼠・干鮑出方増候様於浦々可相稼段、御書付之事  
二十九  
一清橋を松嶋其外之■り被仰付、向後送物有之候由御廻状之事  
三十  
一大坂御留守居交代ニ付、町御奉行其外江　　御書・御口上等を以被仰入候事  
三十一  
一閑東国々ニおみて巢鷹下之候儀ニ付、被仰出之事

(表紙)

「　宝暦十四年  
公儀事扣　　廿二　」

(見返し・付箋)

「　宝暦十四申年ヨリ　　申六月改元明和  
明和二酉年マテ  
公儀事之控  
梨羽頼〔　　〕役中　」

宝暦十四年ヨリ明和二年マテ  
公儀事之控

宝暦十四申年ヨリ　　申六月  
明和二酉年マテ　　改元明和  
公儀事之扣  
梨羽頼母廣之役中

一  
一若君様江菖蒲・御兜献上之儀ニ付、御書付之事  
二  
一松平右近将監様、日光江御発駕付而、御勤向御断之事  
三  
一松平周防守様〔刈西丸御老中御月番御加判兼御勤ぶ〕御本丸御老中被仰付、阿部伊予守  
様〔刈京都御諸司代ぶ〕西丸御老中ニ被仰付旨、　　公辺其外御勤之事  
四  
一辻番廻り場之儀ニ付、御目付衆ぶ御廻状之事  
五  
一座壳唐人參直段之義ニ付、御書付之事

六

一日光御修復出来、 正遷宮・正遷座等相濟候付、 惣出仕其外之儀、 大御目付中ぶ御  
廻状之事

七

一宝曆之年号、 明和と改元之事

八

一江嶋別当岩本院勸化之儀、 御書付之事

九

一東叡山 御宮御修復ニ付、 御參詣不相成段、 大御目付御廻状之事

十

一阿州誉田八幡宮勸化之儀ニ付、 御書付之事

十二（十一誤力）

一阿部伊予守様〔川西丸御老中〕京都江御出立之節、 御勤向御断之事

十三

一阿部伊予守様京都御越之御留守中、 西丸御用向御月番之御老中御心得候由、 大御目付中  
より御廻状之事

十四

一宗門改証文、 公儀江被差出候事

十五

一御老中方江諸願被差出候時刻之儀ニ付、 御書付之事

十六

一長府領吉見浦失火百軒余ニ付、 公辺御届相成候事

十七

一玄猪揃御刻限之儀ニ付、 大御目付御廻状之事

十八

一出火之節火防之儀ニ付、 御書付之事

十九

一取退無尽と号し、 三笠博奕同然之儀停止与之御書付之事

二十

一若君様御髪直（置誤力）ニ付、 献上物其外之事

付、 吉川左京殿ぶ献上物之事

二十一

一船足印形帳、 被差出候事

二十二

一阿部伊予守様〔川西丸御老中〕、 御本丸御兼月番加判共御勤被成候様被仰渡付、 御勤  
之事

二十三

一阿部伊予守様、 向後西丸江日々御出仕不及、 伊予守様御月番之節者、 西丸方之御用非

番之御老中御取扱候との廻状之事

二十四

一御願書・御状共、阿部伊予守様御連名可書加との御書付之事

二十五

一御台様御忌中之段、御廻状之事

二十六

一惣而供廻り之風俗目立不申様にとの儀ニ付、大御目付中ぶ御廻状・御口達等之事

二十七

一東叡山 御宮御修覆出来ニ付、御參詣相成候段、御廻状來候事

二十八

一徳川刑部卿様、御逝去之事

　付り、田安其外江御勤之事

二十九

一歳暮・年始、御老中方江御廻勤之儀ニ付、大御目付中ぶ御廻状之事

三十

一朝鮮種人參壳弘メ之儀、且京大仏殿再勸化之儀付而、　御書付被差出候事

　付り、勸化銀御寄付之事

三十一

一有章院様御五拾回忌御法事之事

　付り、吉川吉五郎殿より御香典奉納御願之事

三十二

一紀伊中納言様御逝去ニ付、公儀江　御飛札被差出候、其外右一巻（件誤力）之事

三十三

一北野天満宮・梅宮大明神修覆勸化之儀ニ付、御書付之事

(表紙)

「 明和二年

　同 三年

　公儀事扣 一」

明和二酉ヨリ同三戌マテ

御在府中

公儀事之控

　梨羽頼母廣之役中

公儀諸事扣

　目録

一

- 一菖蒲・御兜御献上之儀付而、御書付之事  
二  
一酉五月朔日・同十五日・戌四月十五日、例月之御礼無之由、大御目付御廻状之事  
三  
一京都祇園社務大破ニ付勸化之儀、御書付之事  
四  
一奥向之面々其外、奉行役人江訴訟人・願人等之段頼ケ間敷儀無之様にとの、御書付口（之力）事  
五  
一唐船江被相渡候鱈鰐、獵仕馴候様にとの儀ニ付、御書付之事  
六  
一大坂諸家蔵屋敷払米買請切手公事出入等之節、捌方之儀ニ付御書付之事  
七  
一宗門改御証文、被差出候事  
八  
一文字銀、同位を以五匁之小玉吹立被仰付、通用之儀ニ付、御書付之事  
九  
一台徳院様御靈屋御修復ニ付、御參詣不相成段、大御目付御廻状之事  
十  
一御国中浦湊江繫候　　御城米船足印形帳、被差出候事  
十一  
一玄猪御揃刻限之儀ニ付、大御目付御廻状之事  
十二  
一御老中江御対客之節、於御勝手被相伺御機嫌候儀者略儀ニ候との儀、大御目付衆ゞ御達之事  
十三  
一萬寿姫君様御深曾幾（木）御祝儀被獻候事  
　付、吉川吉五郎殿ゞ茂同断献上被仰付候事  
十四  
一北国白山社頭并末社及大破勸化之儀ニ付、御書付之事  
十五  
一若君様江御名被進、奉称家基候事  
十六  
一木曾路御旅行之御伺書江、先末年者御無用之段、御付札相成候事  
十七  
一麻布七仏薬師別当東福寺再建勸化之儀、御書付之事  
十八  
一若君様江未　　御目見不仕面々、十一月十五日御目見可被仰付与之御書付之事  
十九  
一神田佐久間町医学館ニて、医道講釈有之候間、志之輩勝手次第罷越候様にとの事

- 二十  
一歳暮・年始御廻礼日限之事
- 二十一  
一赤坂御下水浚御出銀之事
- 二十二  
一御破魔弓献上之儀ニ付、大御目付御廻状之事
- 二十三  
一長崎入津之船石錢之儀、并座頭官銀貸付催促之儀ニ付、御書付之事
- 二十四  
一若君様御袴着御祝儀被獻物之事  
付、吉川吉五郎殿より獻上物之事
- 二十五  
一長柄傘立持せ候へ者、立傘ニ紛れいかゞニ候由、大御目付衆より御達シ有之候事
- 二十六  
一朝鮮之漁人、阿武郡大浦江漂着、御届之事
- 二十七  
一出雲日御崎社頭大破ニ付、御府内勸化御書付之事
- 二十八  
一於千代御方事、御内証之御方与被仰出候由、大御目（付脱）御廻状之事
- 二十九  
一水戸宰相様、御逝去之事
- 三十  
一唐船漂着之節、長崎表江挽送之儀ニ付、御書付之事
- 三十一  
一灯油絞草之儀、宝曆九年被仰出候通可相守旨、御書付之事
- 三十二  
一火事笠提灯目印、公儀御奥向江不紛様ニとの儀、御目付衆より御廻状之事
- 三十三  
一若君様御元服、御官位之事  
付り、岩国獻上物之事
- 三十四  
一毛利専之助様御在邑之内、萩被召呼候段、御伺之事

（表紙）

「 明和三年  
同 四年  
公儀事扣 二 」

明和三戌年五月ヨリ

同四亥年九月マテ  
公儀事之控  
梨羽賴母廣之役中

## 目録

- 一 御帰國之節京都御立寄、於江戸被成御願候事
- 二 一台徳院様 御靈屋御修覆出来ニ付、大御目付御廻状之事
- 三 一諸國銅取締之儀ニ付、大御目付御廻状之事
- 四 一益田喜次郎於江戸乗輿之儀、御願書被差出候事
- 五 一吉川監物殿江初而 御内書御渡被成候ニ付、從監物殿御礼之儀、 此御方より御願被成候例者無之哉与、松平周防守様ニ而御用を以御尋之事
- 六 一筑前御領大嶋之沖江、唐船漂着之儀ニ付、 公辺江御届有無其外聞合等之事
- 七 一宗門改御証文、被差出候事
- 八 一江州多賀大明神社其外及大破勸化之儀ニ付、大御目付御廻状之事  
付り、右勸物不差出分有之ニ付、追御廻状之事
- 八ノ二 一薩州小路上水、 公儀御組相（合）樋ニ相成候段、於町御奉行所繪図面を以被御渡候事
- 九 一諸国寺社修覆為助成、相對勸化之儀ニ付、大御目付御廻状之事
- 十 一大納言様御誕生ニ付、為御祝儀朝鮮國より対州江差渡候訣使之乗船漂流ニ付、大御目付御廻状之事  
付り、右之船、於洋中致破船候ニ付、同断之事
- 十一 一濃州・勢州・甲州川々御普請就被仰付候、領知之内御普請有之候面々より御礼之儀ニ付、  
大御目付御廻状之事
- 十二 一増上寺 台徳院様 御靈屋御拝殿板敷御塗直ニ付、諸土參詣不相成候ニ付、大御目付  
御廻状之事
- 十三 一玄猪御祝儀之節、揃刻限之事ニ付、大御目付御廻状之事

- 十四  
一御城米船之船足印形帳、被差出候事
- 十五  
一古切支丹・転切支丹類族之儀ニ付、大御目付御廻状之事
- 十六  
一遠州山庄村熊野權現之神主勸化之儀ニ付、大御目付御廻状之事
- 十七  
一増上寺　台徳院様　御靈屋參詣相成候儀、大御目付御廻状之事
- 十八  
一諸職人受領之儀ニ付、大御目付御廻状之事
- 十九  
一赤坂大下水常浚出銀之儀ニ付、道御奉行ぶ之順達廻状之事
- 二十  
一明暮御祝儀として御老中方其外御廻勤之儀ニ付、御廻状之事
- 二十一  
一富士本宮浅間社及大破助成之儀ニ付、大御目付御廻状之事
- 二十二  
一増上寺　惇信院様　御靈屋江、　御台様御參詣之儀ニ付、大御目付御廻状之事
- 二十三  
一京都愛宕教学院勸化之儀ニ付、大御目付御廻状之事
- 二十四  
一三月十五日、例月之御礼無之由、大御目付御廻状之事
- 二十五  
一関東筋ニ而作り出候綿実之儀ニ付、大御目付御廻状之事
- 二十六  
一東叡山　常憲院様・　有徳院様御靈屋御取繕之儀ニ付、大御目付御廻状之事
- 二十七  
一四月十五日、例月之御礼無之ニ付、大御目付御廻状之事
- 二十八  
一出羽国御代官所之御城米積之儀受負候船破船ニ付、御届等之事
- 二十九  
一大納言様江菖蒲・御兜献上刻限之儀ニ付、大御目付御廻状之事
- 三十  
一鳥井伊賀守殿之御家来之乗馬、御本門前御城江落候ニ付、御届之事
- 三十一  
一灰吹銀・漬銀壳買之儀ニ付、大御目付御廻状之事
- 三十二  
一駿州富士浅間神主勸化之儀ニ付、大御目付御廻状之事
- 三十三  
一惇信院様　御七回忌御法事之事

- 付り、吉川監物殿より御香典奉納御願之事  
三十四  
一有徳院様御十七回忌之事  
付り、吉川監物殿より御香典奉納御願之事  
三十五  
一松平之御称号之儀ニ付、大御目付御廻状之事  
三十六  
一諸国かな山之儀ニ付、大御目付御廻状之事  
三十七  
一大手三ツ之御門大番所御修覆之儀ニ付、当番御目付中より御廻状之事  
三十八  
一万石以上之面々婚礼等之節、儉約相用候様ニとの儀ニ付御内意之趣、留守居廻状之事  
三十九  
一関東筋川々御普請被仰付候領知之内、御普請有之候面々御礼之儀ニ付、大御目付御廻状之事  
四十  
一朝鮮種人參之儀ニ付、大御目付御廻状之事  
四十一  
一宗門改御証文、被差出之事  
四十二  
一当戌之春、濃州・勢州川々御普請御手伝被成御勤候ニ付、被成御用捨来亥之春御参勤之御時節御延引之儀、御奉書を以被仰出候事  
付り、同断ニ付、亥之四月・五月被遊御在国候ニ付、月並御献上物御伺相成候事  
付り、御機嫌相ニ而 御発駕御延引ニ付、追々御届等之事

(表紙)

「 明和四年  
同 五年  
公儀事扣 四 」

明和四亥年ヨリ同五子年迄  
公儀事之控 江戸  
梨羽頼母廣之役中

## 目録

- 壱  
一博奕・三笠附・取除無尽富戻第一等之儀ニ付、御書付之事  
式  
一大手御門御修復之儀ニ付、当御番御目付中より御廻状之事

三

一唐船明礬壳買之儀ニ付、御書付之事

四

一国々百姓強訴・徒党等之儀ニ付、御書付之事

五

一例年十月被獻候鰐切瀆御仕送之分損候ニ付、尽麥酒御伺變相成候事

六

一五節句・月次其外都而御礼之節、御目付寄せ候ハ御無遅滯寄被申候様ニとの御廻状之事

七

一朝鮮種人參下壳之儀ニ付、御廻状之事

八

一玄猪揃刻限之儀、大目付御廻状之事

九

一諸御礼之節、御老中々被仰越候刻限々早メニ御出被成候様ニ、大御目付衆々御達之事

十

一百姓共大勢子共うミ候得ハ、出生之子産所ニ而直々殺候趣ニ付、御書付之事

十一

一富士山村山淺間之社頭大破ニ付、勸化之御書付之事

十二

一捉飼場之内ニ而、水鳥商壳候儀ニ付、御書付之事

十三

一御国中御損毛御届之事

十四

一民部卿様御婚礼相済候上、御勤向等之儀ニ付、御書付之事

十五

一辻番所夜中戸を建置、見廻り不行届与之儀ニ付、御書付之事

十六

一大広間御礼之節、御持参之御太刀置所疊目之儀ニ付、御書付之事

十七

一御老中方其外江歳暮・年始之之（??）御勤不込合様ニと、御書之事

十八

一五匁銀通用之儀ニ付、御書付之事

十九

一御破魔弓献上之時刻之儀ニ付、大御目付中々御廻状之事

二十

一旅人病氣・廻國者病死等之儀ニ付、御書付之事

二十一

一火を付家者あらハ可訴出、御褒美可被下との御書付之事

二十二

一木曾路御旅行之儀、如御願被仰出候事

二十三

一至心院様御式拾壹廻忌御法事ニ付、御書付之事

式十四

一御尋者半次郎人相書、被成御渡之事

式十五

一立坊ニ付御出仕、其外御書付之事

式十六

一出羽国御廻米江戸遅着之趣ニ付、浦御触状之事

式十七

一御両殿様、当子夏秋中御足袋之儀、被成御伺候事

式十八

一萬寿姫君様、尾州中将様御縁組被仰出候ニ付、惣御出出（??）其外之事

式十八

一尾州・勢州・濃州川々御普請、増願・追願等不相成との御書付之事

三十

一萬寿姫君様御結納ニ付、御祝儀被獻其外之事

三十壹

一尾州・勢州・濃州川々御普請ニ付而、諸色高直ニ不仕様ニとの御書付之事

（表紙）

「 明和六年

同 七年

公儀事扣 五 」

明和六年ヨリ同七年マテ

御在府

公儀事之控

梨羽頼母廣之役中

目録

壹

一諸国百姓共致徒党候節御仕置之儀ニ付、大御目付中中（??）之御廻状并御書付之事

式

一三月十五日、月次御礼無之との儀ニ付、大御目付御廻状之事

三

一火事之節、馬上之火元見多く出、火防之障ニ相成、且火事場江見物ヶ間敷罷越候儀ニ付、  
大御目付御廻状并御書付等之事

四

一公方様日光山江御社参 被仰出候ニ付、為御祝儀惣出仕其外之儀ニ付、御書付之事

- 五  
一百姓徒党・強訴・村方立遁候類之儀、訴出候もの江御褒美可被下との御書付之事
- 六  
一端午之時服御献上之儀、御前様御逝去御忌中ニ而御延引被成、追而被獻候事
- 七  
一四月廿八日、月次御礼無之との大御目付御廻状之事
- 八  
一御同席之中、御在府・御在国之御方々御名前、御付出之事
- 九  
一西丸御修復ニ付、仮御玄関・通路有之候由、大御目付ゞ之御廻状并御書付之事
- 十  
一相州箱根権現別當金剛院勸化之儀ニ付、御書付之事
- 十一  
一盆之祭具、御堀ニ被捨て不申候様ニ与之達之事
- 十二  
一阿部伊予守様〔川御老中〕御卒去ニ付、伺御機嫌其外之儀ニ付、御書付之事
- 十三  
一御寄付等ニ而葵御紋付之品有之分、寺社ゞ申出之儀ニ付、御書付之事
- 十四  
一御年寄浦尾御奉公御免之由、御書付之事
- 十五  
一田沼主殿頭様、御老中格被仰出候ニ付、御礼事其外之儀ニ付、御書付之事
- 十六  
一浦田御年寄女中ニ被仰付との、御廻状之事
- 十七  
一河州誉田八幡宮大破勸化之儀ニ付、御書付之事
- 十八  
一御対客之節其外込相不申、御供廻りかさつ成儀無之様ニ与之御書付之事
- 十九  
一江戸表ゞ他国江錢遣候儀、可為勝手次第由、大御目付御廻状并御書付之事
- 二十  
一松平薩摩守様御奥様御卒去ニ付、公方様御忌服被為請旨其外之儀ニ付、御書付之事
- 二十一  
一玄猪揃刻限之儀ニ付、大御目付中ゞ之御廻状之事
- 二十二  
一西丸御安鎮ニ付、服穢有之面々西丸江不及出仕与之御書付之事
- 二十三  
一御内証之御方格式、浜御女中之趣ニ被仰付候由、大御目付御廻状并御書付之事
- 二十四  
一玉川・神田両上水普請・修復等之儀ニ付、被仰聞之事

- 二十五  
一大納言様、西丸江御移徙之事
- 二十六  
一阿部豊後守様為御引渡京都御登りニ付、御留守中西ノ丸御用向、御月番之御老中御心得候与之御廻状之事
- 二十七  
一歳暮・年始為御祝儀、御老中方其外江不込相様被成御出候様ニとの、御書付之事
- 二十八  
一御尋者喜助人相書之事
- 二十九  
一他人養子ニ仕候儀ニ付、御書付之事
- 三十  
一年頭之 勅使、以来ハ二月中参向之筈之由、御書付之事
- 三十壹  
一木曾路御旅行之御調書江、先当年ハ御無用之由、御付札相成候事
- 三十二  
一二月十五日、 公方様西丸江被為成候ニ付、西ノ丸江御出仕ニ不及由、大御目付御廻状并御書付之事
- 三十三  
一於朝鮮人參座、是迄相渡候人參其外ニ、向後並頃人參相渡候との御書付之事
- 三十四  
一有徳院様御靈前 御台様御參詣、且上水方・道方諸届之儀ニ付、御目付中ゞ御廻状之事
- 三十五  
一四月十五日、例月御礼無之与之儀、大御目付御廻状之事

(表紙)

「 明和八年  
明和八年ヨリ同九辰年マテ  
公儀事之扣 六  
善田隼人広近  
役中  
佐世六郎左衛門 」

明和八卯年ゞ同九辰年マテ  
公儀事之扣  
善田隼人広近  
役中  
佐世六郎左衛門廣嘉

## 目録

- 一 去寅年旱損、御勝手御入用御不足ニ付、当卯年五ヶ年之間御儉約被仰出候事
- 二 濃州南宮社大破ニ付、勸化之事
- 三 四月十五日、例月之御礼無之旨、大御目付廻状を以申来候事
- 四 上野 御宮御拝殿廻り御修復成就ニ付、御参詣相成候段、大御目付衆・御目付衆ぶ之御廻状之事
- 五 出雲国日御崎社就大破、勸化御書付之事
- 六 百姓共可願儀者、其村々役人を以支配之役所江相願、門訴等不仕候様ニとの御書付之事
- 七 遠江国山庄村熊野権現再勸化之儀ニ付、御書付之事
- 八 田安中納言殿御逝去ニ付、追々御書付之事
- 九 有徳院様式拾一廻御忌御法事之事  
付り、吉川監物殿ぶ御香典奉納之事  
付り、於氷上山御作善之事
- 十 京西加茂靈源寺諸堂舎就大破、勸化之事
- 十一 関東八ヶ国ぶ作り出候綿実壳渡之儀ニ付、御書付之事
- 十二 聖堂积菜之節、前々之通御寄付物有之候様与之、御書付之事
- 十三 羽州村山郡大沼山稻荷社勸化之儀ニ付、御書付之事
- 十四 御台様〔刈心觀院殿〕薨去之事  
付、吉川監物殿ぶ御機嫌伺使者献上物、且亦御香典献納等之事
- 十五 重陽御出仕之儀ニ付、御書付之事
- 十六 九月十五日、例月之御礼無之段、大御目付中ぶ御廻状之事
- 十七 重陽之御祝儀、御本丸計江上り候との廻状之事

- 十八  
一玄猪御祝御刻限ニ付、大御目付廻状到来之事
- 十九  
一黄檗萬福寺勸化之儀ニ付、御書付之事
- 二十  
一十月十五日、例月之御礼無之与之、大御目付廻状之事
- 二十一  
一御本丸上藤花園其外御年寄被仰付候与之、御書付之事
- 二十二  
一朝鮮種人参壳弘人不法有之、御咎被仰付候与之御書付之事
- 二十三  
一町方ニ住居之御用達町人其外、異変之節捌方之儀ニ付、御書付之事
- 二十四  
一聖堂釀菜之節、御寄付物之儀ニ付、御廻状之事
- 二十五  
一歲暮・年始御廻礼之儀ニ付、御書付之事
- 二十六  
一鍔持・長柄持等手代りとも、於途中渡之節投ケ不申様ニ与之御廻状之事
- 二十七  
一愛宕山金剛院勸化、朝鮮種人参壳弘之儀ニ付、御書付之事
- 二十八  
一切レ金通用之儀ニ付、御書付之事
- 二十九  
一聖堂釀菜ニ付、寄付物之儀ニ付、御廻状之事
- 三十  
一至心院様御法事ニ付、御書付之事
- 三十一  
一二月十五日、西丸江御出仕ニ不及与之御書付之事
- 三十二  
一三月朔日、月次御礼無之との御廻状之事
- 三十三  
一此節被差出候御書付、御城中ノ口江持參、月番之御老中下部屋迄申達候様ニ与之御廻状之事
- 三十四  
一心觀院様就御廟參上ニ付、御機嫌伺之儀ニ付、御書付之事
- 三十五  
一御老中方江上巳之御廻勤御使者等御断之旨、大御目付中ゞ御廻状之事
- 三十六  
一諫訪部文九郎殿御預り之御馬、壱疋不相見候由、御廻状之事
- 三十七

- 一御老中方・御若年寄御屋敷御類焼二付、追々御仮屋敷江御引移之儀二付、御書付之事  
三十八
- 一松平周防守様〔川御老中〕築地御屋敷御住居二付、諸御礼事御断之旨、大御目付中より御  
廻状之事
- 三十九
- 一御類焼之御方々御上屋敷・御中屋敷之訛、御書付被差出候様ニとの、御目付廻状之事  
四十
- 一御類焼之御方々御家作之儀二付、御書付之事
- 四十一
- 一御類焼二付、上使何れ之御屋敷ニ而御請被成候哉御届被成候様ニ、御坊主組頭より申  
来候事
- 四十二
- 一玉川上水水銀上納之儀二付、御普請方より御廻状之事
- 四十三
- 一御尋者友次郎人相書、被差出候事
- 四十四
- 一江戸五里四方 御拳場ニ住居之浪人之儀二付、御書付之事
- 四十五
- 一甲州道中内藤新宿、人馬繼ニ相成候与之御書付之事
- 四十六
- 一異国船抜荷防方之儀二付、御書付之事
- 四十七
- 一井原孫右衛門〔川老中御国加判役より当御留守居〕乗物御願被成下候事
- 四十八
- 一端午之御時服上り候与之廻状之事
- 四十九
- 一五月五日節句二付、御老中方御宅江御廻勤并御使者共御断之由、大御目付中より御廻状  
之事
- 五十
- 一御屋敷付下水溜柵浚之儀二付、御普請方江引渡之事
- 五十一
- 一山城国宇治黄檗山万福寺勸化之儀二付、御書付之事
- 五十二
- 一家作瓦葺・■■葺之場所々々、先年被仰出候御定之通無相違様ニ与之御書付之事
- 五十三
- 一此度焼失之御櫓其外、御手伝せ御用捨ニ而、御入用ニ而御普請被仰付与之御書付之事
- 五十四
- 一日光御門跡薨去二付、御書付之事
- 五十五
- 一御成御道筋ニ而も、取片付手入等ニ不及与之御達之事

五十六

一関八州寺社領・　御朱印地・除地共、鉄砲所持之分ハ委細ニ書付差出候様ニ与之御書付之事

五十七

一心觀院様一周御忌御法事之事

(表紙)

「明和九年ヨリ  
安永二年マテ  
公儀事扣　　八止」

明和九辰九月ヨリ安永二巳三月マテ  
御在国中

公儀事之控  
佐世六郎左衛門廣嘉役中

目録

一　宗門改御証文、被差出候事

二

一九月九日節句ニ付、御老中方御宅江御廻勤其外御断之儀ニ付、大御目付御廻状之事

三

一南鎌二朱銀通用之儀ニ付、御書付之事

四

一糀菜之節、諸家より御寄付物之儀ニ付、大御目付衆より之御廻状之事

五

一玄猪御祝揃刻限之儀ニ付、御廻状之事

六

一鑄錢之儀ニ付、御書付之事

七

一上野御本坊　　御位牌所炎上、　　御機嫌伺之儀ニ付、御書付之事

八

一年号改元之事

九

一御国中浦々江繫候　御城米船足印形帳、被差出候事

十

一女御御入　　内之事

十一

一外桜田御門・神田橋御門御普請ニ付、御廻状之事

- 十二  
一御曲輪内火防之儀ニ付、御書付之事
- 十三  
一御国中御損毛御届之事
- 十四  
一歲暮・年始為御祝儀御老中方其外御廻勤之儀ニ付、御書付之事
- 十五  
一朝鮮種人參之壳買之儀ニ付、御書付之事
- 十六  
一萬寿姫君様御逝去之事
- 十七  
一二月十一日、西丸江御出仕ニ不及との御書付之事
- 十八  
一三月朔日、御表 出御無之、月次御出仕之面々四時揃候との御廻状之事
- 十九  
一上巳為御祝儀御出仕之儀ニ付、御書付之事

(表紙)

「 安永二年  
公儀事扣 一 」

安永二巳年ぶ同三年年マテ  
御在府  
公儀事之控  
佐世六郎左衛門廣嘉役中

- 一  
一乘臺院様御法事ニ付、御前様ぶ御香典御献納之事
- 二  
一禁裏御疱瘡、御酒湯被為召候ニ付、御祝儀・御獻上物其外之事
- 三  
一桜田御屋敷御家作出来迄、麻布御屋敷ニ御住居被成候段、御届之事
- 四  
一釀菜之節、御寄付物之御使者参着刻限之儀ニ付、大御目付御廻状之事
- 五  
一多紀安元、医学館類焼にて再建之儀出願ニ付、医師中ぶ寄付銀之儀ニ付、御書付之事
- 六  
一民部卿様御舍弟松平鎌三郎様御死去ニ付、御書付之事
- 七

一惇信院様拾三回御忌御法事

付、増上寺火之御番中二付、御法事間御人数入込其外之事

付、吉川監物殿ムツシマツ御香典奉納之事

付、於水上山御法事之事

八

一式朱判両替切貲之儀二付、御書付之事

九

一大坂表諸家払米之儀、且御老中方其外江御出之節、御門前込相候儀二付、御書付之事

十

一御曲輪近所其外家込之所ニ而花火立候儀、無用との御書付之事

十一

一花嶋事、御年寄女中ニ被仰付候付、御送り物之儀、御書付之事

十二

一麻布御屋敷内ニ而、稽古鉄砲御打せ被成度段、御伺之事

十三

一尾張中納言様之御嫡子中将様、御逝去之事

十四

一炭・薪、下直ニ致壳買候様ニ御沙汰相成候与之、御書付之事

十五

一前々評定所並於御奉行所ニ御裁許有之候御裁許書其外、写・本書ともニ差出候様ニ与之  
御書付之事

十六

一盆之祭具、御堀江捨セ不申候様ニ与之達之事

十七

一摶州天王寺勸化之儀二付、御書付之事

十八

一外桜田辺下水溜樹浚御出銀被差出候様ニ与之、御書付之事

十九

一心觀院様三回御忌、於東叡山御法事之事

二十

一釀菜之節、御寄付物之御使者參着刻限之儀ニ付、大御目付御廻状之事

二十一

一惣而召連候供廻り、かさつニ無之様、其外行列等之儀ニ付、御書付之事

二十二

一大坂御抱石、不残此御方江御取切之儀、如御願被仰出候事

二十三

一御屋敷御付出被成候様ニ、且御家督其外御名改等之節者、其時々御通相成候様ニ与之御  
書付之事

二十四

一宗門改御証文、被差出候事

- 二十五  
一玄猪揃刻限之儀ニ付、大御目付御廻状之事
- 二十六  
一角力興行之節、木戸を建札錢等取候儀、勧進角力之外無用候との御書付之事
- 二十七  
一奥州近津大明神別当不動院勸化之儀ニ付、御書付之事
- 二十八  
一御国中浦湊江繫候　　御城米船足印形帳、被差出候事
- 二十九  
一馬場先御門往来不込合様ニとの、大御目付御廻状之事
- 三十  
一日光准后御饗應御能、及暮候ヘハ篝火候との御書付之事
- 三十一  
一式朱判通用之儀ニ付、御書付之事
- 三十二  
一御老中方其外江明暮御廻礼之節、不込合様ニとの御書付之事
- 三十三  
一桜田御用屋敷、　　安祥院様御住居ニ相成候ニ付、高上り其外之儀御伺之事
- 三十四  
一日比谷御門往来不込合様ニとの、大目付中より御廻状之事
- 三十五  
一匂米并江戸廻米之儀ニ付、被仰聞之事
- 三十六  
一虛無僧修行之躰ニ而村方罷越、百姓共江ねたり、或者あはれ候ニ付、御書付之事
- 三十七  
一外桜田御門外御組合上水埋樹泥浚ニ付、水留候与之御達之事
- 三十八  
一江戸中往還供廻り之儀、且御類焼之御方々御居屋敷御普請之儀ニ付、御書付之事
- 三十九  
一火灾之節、火元見并見物罷越候儀ニ付、御書付之事
- 四十  
一養子取組之節、持參金之儀ニ付、被仰聞之事
- 四十一  
一二月十五日、西丸江御出仕ニ不及、并廿二日釀菜ニ付、御寄付物之御使者参着刻限之儀  
ニ付、御書付之事
- 四十二  
一外桜田下水溜樹浚御出銀之儀ニ付、御普請方々御廻状之事
- 四十三  
一當時御病氣御差相等ハ無之哉と、大御目付衆々聞合之事
- 四十四

一三月十五日、御登 城御早メニ相成候との、大御目付御状之事

四十五

一武士屋敷ニ被召抱者差置不申様ニ、并留守居共所々茶屋等ニ而寄会、虚説ケ間敷儀申触、且組合中間一統之様ニ相成、主人も取扱かたき儀有之様相聞ニ付、向後急度相止候様ニの御書付之事

四十六

一四月十五日、例月御礼無之与之大御目付御廻状之事

(表紙)

「 安永三年

同 四年

公儀事扣 三 」

安永三年ぶ同四未年マテ  
御在国中

公儀事之控

佐世六郎左衛門廣嘉

毛利駿河就盈 役中

駿河添役

高渕平七就忠

一

一京都御留守居心得之儀ニ付、松平薩摩守様・其外様衆ぶ廻状之事

二

一伊賀八幡社大破、勸化之儀ニ付、御書付之事

三

一土用入御機嫌伺之儀ニ付、大御目付御廻状之事

四

一深川永代寺門前家主孫七其外、似せ金銀之儀ニ付、御書付之事

五

一御曲輪近辺家込之所ニ而、花火・流星等無用之段、御書付之事

六

一釀菜之節御寄付物之儀ニ付、大御目付御廻状之事

七

一式朱判通用之儀ニ付、御書付之事

八

一八朔・日蝕ニ付、御出仕御揃刻限之儀、御書付同断付而、御目付衆ぶ御達し等之事

九

一諸国人別改之儀、大御目付御廻状到来ニ付、御両国人数帳被差出候事

十

一聖堂江先年御献納之■組遜其外焼失ニ付、御再納之事

十一

一和州金剛山大宿坊勸化之儀ニ付、御書付之事

十二

一赤坂大下水源浚ニ付、御出金之事

付、出来之上、損所且芥留杭整候付、追御出金之事

十三

一銀札遣中絶之分難相成候段、御書付之事

十四

一徳川大蔵卿様御逝去ニ付、追々御書付之事

付り、御前様御忌服其外御届御続ニ付、御勤等之事

付り、御前様江從 両御丸御悔之御奉文來候処、 御両殿様より御礼無之趣之事

付り、御前様江、御朦中為 御尋、從 御本丸御奉文を以御拝領物被成候付、

殿様より御礼御飛札被差出候事

付り、吉川監物殿家内より在所使者を以、 若殿様・御二方様江御悔被申上候事

十五

一鑄錢之儀ニ付、御書付之事

十六

一團糀之儀ニ付、御書付之事

十七

一京西賀茂靈源寺再勸化御免之儀御書付、且 此御方より御寄進銀等之事

十八

一宗門改御証文、被差出之事

十九

一都野（濃）郡櫛ヶ浜浦百軒余焼失、御届之事

二十

一玄猪御揃刻限之儀ニ付、大御目付御廻状之事

二十一

一愛宕圓福寺勸化之儀ニ付、御書付之事

二十二

一内桜田御門御橋御修復間、往来之儀ニ付、大御目付衆より御達之事

二十三

一三州山中八幡勸化之儀御書付、且 此御方より御寄進銀等之事

二十四

一浪人者其外、百姓家江参り合力を乞候趣ニ付、御書付之事

二十五

一御内証之御方、 御部屋様と可称旨、御書付之事

二十六

一御国中浦々江繫候 御城米船之船足印形帳、被差出候事

- 二十七  
一大嶋郡地家宝百軒余焼失、御届之事
- 二十八  
一面体を隠し候頭巾被差留候段、御書付之事
- 二十九  
一歳暮・年始御廻勤之儀ニ付、御書付之事
- 三十  
一年始御祝儀 大納言様江被獻候儀、 澄姫様御袍瘡ニ付被差扣、追而御獻上被成候事
- 三十一  
一打揚腰細代虎革之鞍覆、茶弁当ニ相用候儀ニ付御触出、右ニ付 御両殿様より御届等之事
- 三十二  
一御国中損毛御届之事
- 三十三  
一釀菜之節御寄付物之儀ニ付、大御目付御廻状之事

(表紙)

「 安永四年  
公儀事扣 四 」

安永四未年より同五申年マテ  
公儀事之控 江戸  
毛利駿河就盈  
役中  
高瀬平七就忠

### 目録

壱

一御国より御鉄砲江戸取越被仰付候事

貳

一二月十五日、 西御丸江不及御出仕との御書付之事

三

一乗臺院様御三回忌御法事ニ付、 御前様より御香奠御獻納相済候事

四

一諸秤改之儀ニ付、御書付之事

五

一年貢米壳払之儀ニ付、御書付之事

六

- 一四月十六日、月次之御礼無之との、大御目付御廻状之事
- 七  
一諸大名在府中、御両所火御番等之節人数之御定、并御用被仰付候節、下人之内雇人無用  
ニ候との御書付之事
- 八  
一御尋者與左衛門人相書之事
- 九  
一御表使畠田、役儀不相勤との御書付之事
- 十  
一毛利駿河・高渕平七乗物、児玉三郎右衛門四月切駕籠、御願被成候事
- 十一  
一菊野御表使被仰付との御書付之事
- 十二  
一道中筋人馬賃錢割増、并灰吹銀・潰銀類銀座而買得之儀二付、御書付之事
- 十三  
一玉川上水仕置普請御出金之事
- 十四  
一関八州ぶ仰出候綿実中買之儀二付、御書付之事
- 十五  
一大手御番所腰掛江、他之供廻り立入不申様との御書之事
- 十六  
一有徳院様御式拾五回忌御法事之事  
付り、吉川監物殿ぶ御香奠獻納之事  
付り、御国於氷上山御作善之事
- 十七  
一漬菜之節、御寄付物使者參着刻限之儀二付、御廻状之事
- 十八  
一石灰会所壱所被相増候ニ付、向後壳買之儀ニ付、御書付之事
- 十九  
一玄猪揃刻限之儀ニ付、御廻状之事
- 二十  
一在方之者請人ニ而、武家奉公人欠落之節給金之儀ニ付、御書付之事
- 二十一  
一田安ニ而、種姫様を 公方様御養女ニ被仰出候事
- 二十二  
一岩野御表使被仰付候との御書付之事
- 二十三  
一去年圓糀詰變之儀ニ付、御書付之事
- 二十四  
一諸家ぶ獻上之卷物類、御用達呉服師江申付候様ニとの御書付之事

- 二十五  
一十二月廿八日、例月之御礼無之との御書付之事
- 二十六  
一石州御代官所之御廻米船、長府御領ニ而破損ニ付、此御方ぶ高之御届之事  
付り、毛利甲斐守様ぶ御届之事
- 二十七  
一御部屋様江、三季其外御献上物之儀ニ付、御書付之事
- 二十八  
一明暮御老中方江不込相様ニ御出被成候様ニ与之、御書付之事
- 二十九  
一山崎路御旅行之儀ニ付、御書付之事
- 三十  
一御前様御登　　城之儀被仰出候付、御両殿様ぶ御礼勤之儀御伺之事
- 三十一  
一木曾路御旅行御伺相成、追而東海道御旅行被成度旨、御伺変事
- 三十二  
一火元之為廻番之儀ニ付、御書付之事
- 三十三  
一向後五節句・月次其外諸御礼之節、大納言様御表　　出御被遊候御書付之事
- 三十四  
一野村江向後御送り物有之候との御書付之事
- 三十五  
一釀菜之節御寄付物之使者参着刻限之儀ニ付、御廻状之事
- 三十六  
一今井台御領地之内ニ而、自害人有之、御届之事
- 三十七  
一二月十五日、西丸江出仕ニ不及との御書付之事
- 三十八  
一三月十五日、例月之御礼無之との大御目付御廻状之事
- 三十九  
一諸大名往来之節、茶・弁当為持候儀無用之由、御書付之事  
付、辨之儀、無判之辨遣候儀無用之由、御書付之事
- 四十  
一諸大名方御備之儀ニ付、大御目付御廻状之事
- 四十壹  
一御城内外御大名方御供廻り其外之儀ニ付、御書付之事
- 四十二  
一江戸地歩行之節、御備立之儀ニ付、御伺之事
- 四十三  
一若殿様御麻疹ニ付、兩御丸江御機嫌伺等其外之儀ニ付、御伺之事

- 四十四  
一公方様・ 大納言様御一同御表 出御参セニ付、麻疹相煩候面々、心得違無之様ニ  
との御書付之事
- 四十五  
一御在府之御方并五節句・月次御出仕之御嫡子方、御麻疹被成御煩候御方、大御目付ム聞  
合之事
- 四十六  
一禁裏御麻疹御快然為御祝儀、惣御出仕之儀ニ付、御書付之事
- 四十七  
一大納言様付御乳人名前之儀ニ付、御書付之事
- 四十八  
一西丸江麻疹病人并看病人差扣候得共、向後不及其儀由、且 大納言様御麻疹ニ付、御  
書付之事
- 四十九  
一大納言様御麻疹付、御書付之事
- 五十  
一山崎路御旅行之儀、向後御願之通御旅行被成候様ニとの御書付之事
- 五十壹  
一此御方渡り御駕籠之者、於御門外令喧嘩掛り相有之、町御奉行所江御呼出有之、御尋有  
之事
- 五十二  
一深川海福寺勸化之儀ニ付、大御目付御廻状之事
- 五十三  
一諸国御閑所女手形証文調様之儀ニ付而、大御目付御廻状之事
- 五十四  
一山崎路御旅行之儀、御伺之事
- 五十五  
一尾張中將様御逝去ニ付、大御目付御廻状之事
- 五十六  
一日光新宮薨去ニ付、大御目付御廻状之事

(表紙)

「 安永五年  
同 六年  
公儀事扣 六 」

安永五申年ヨリ同六酉年マテ  
御在国  
公儀事之控

## ウ二 高瀬平七就忠役中

### 目録

- 一 一甲州ニノ宮美和大明神勸化之儀ニ付、御書付之事
- 二 一宗門改御証文、被差出候事
- 三 一玄猪御揃刻限之儀ニ付、大御目付廻状之事
- 四 一公方様上野御本坊江被為 成還御之上、御勤之儀ニ付、御書付之事
- 五 一和泉国大鳥五社大明神并美濃国南宮勸化之儀ニ付、御書付之事
- 六 一百姓・町人之忤盲人之者ニテ、検校之弟子ニ不相成致渡世候儀停止之段、御書付之事
- 七 一御国中浦々江繫候 御城米之足印形帳、被差出候事
- 八 一奈古浦徳山御領之内江朝鮮舟漂着ニ付、此御方々茂高之御届之事
- 九 一水油稼無株ニ而致候儀停止之段、御書付之事
- 十 一十二月十五日、西丸江不及御出伺との御書付之事
- 十一 一歳暮・年始御老中方其外江御廻勤等之儀ニ付、御書付之事
- 十二 一熱田宿々四日市江直渡海之者、登り下り共先触江其訛書載候様ニとの儀、御書付之事
- 十三 一宗門改帳之儀ニ付、御書付之事
- 十四 一京都清水寺成就院勸化之儀ニ付、御書付之事
- 十五 一上関宰判午嶋百軒焼失ニ付、御届之事
- 十六 一山崎路通二人馬之儀ニ付、御勘定奉行々御尋之事
- 十七 一火用心之儀ニ付、御書付之事
- 十八 一釀菜御寄付物使者參着之儀ニ付、大御目付御廻状之事
- 十九

一愛宕圓福寺勸化御免之儀、御触出有之ニ付、銀弐枚被成御寄付〔被成ミケキ〕候事  
二十  
一二月十五日、西丸江不及御出仕との儀、御書付候事

(表紙)

「 安永六年  
公儀事扣 七 」

安永六酉年ぶ同七戌年マテ

江戸

公儀事之控

高渕平七就忠

役中

国司備後就相

## 目録

- 一 富突候儀ニ付、御書付之事
- 二 出火之節、御用ニ而被差出候御小性衆其外目印之儀ニ付、御書付之事
- 三 盲人支配之儀ニ付、御書付之事
- 四 水野出羽守殿、御側御用入ニ被仰付候付、諸事田沼主殿頭御勤之節之通相心得候様ニと  
御達之事
- 五 四月十五日、例月之御礼無之与之儀、大御目付御廻状之事
- 六 五月二日、端午之御祝儀上り候与之御達之事
- 七 羽州村山郡平塙村平塙寺宥成を切殺逃去候下男嘉吉、人相書之事
- 八 毛利伊勢〔刈加判役〕月切駕籠、国司備〔刈御年廻頭臨時両役座等勤〕乗物御願被成下  
候事
- 九 一近来在々村々之者共、耕作を等閑ニ致し、奉公稼ニ罷出候者多ニ付、御書付之事
- 十 懇信院様十七廻御忌御法事、於増上寺御執行之事  
付、吉川監物殿ぶ御香典奉納之事

付り、於氷上山御作善之事

十一

一錢鑄之儀、後藤銀座両座之外難相成段、御書付之事

十二

一朱墨壳買之儀ニ付、御書付之事

十三

一諸大名乗物其外、追々御触出之通混雜無之様との御書付之事

十四

一釀菜之節、諸家ぶ御寄付物之使者參着刻限之儀ニ付、大御目付廻状之事

十五

一木挽丁五丁目幸之助母いちをべ殺、逃去候召仕之文五郎、人相書之事

十六

一丹後國万年七郎右衛門殿御支配所之 御城米船、於長州油谷於難船、赤間関入津ニ付、  
御届之事

十七

一心觀院様御七廻忌御法事之事

付、侍従・四品之御使者、拝席達候趣之事

十八

一国々ニおゐて新田畠開発之儀ニ付、御書付之事

十九

一釀菜ニ付、御寄付物之御使者參着刻限之儀ニ付、御廻状之事

廿

一神善四郎秤改候儀ニ付、御書付之事

廿一

一百姓強訴・徒党・逃散等之儀ニ付、御書付之事

付、団糰之儀ニ付、同断

付、甲府八幡宮勸化之儀ニ付、同断

廿二

一玄猪揃刻限之儀ニ付、大御目付中ぶ之御廻状之事

廿三

一御国中浦々江繫候 御城米船之船足印形帳、被差出候事

廿四

一御諸司代・大坂 御城代品川宿御泊之節、諸家ぶ使者之供混雜不仕候様ニと、大御目  
付廻状之事

廿五

一火之元を為廻番之儀ニ付、御書付之事

廿六

一奥向之面々、奉行役人江訴訟人願人等之儀、頼ケ間敷事無之様ニとの御書付之事

廿七

一深川海福寺勸化之儀ニ付、御書付之事

廿八

一此節火事繁候ニ付、屋敷々々別而入念可申付段、大御目付御廻状之事

廿九

一先大津郡油谷内江漂着之朝鮮人、長崎被差送候事

三十

一明暮御廻礼之儀ニ付、御書付之事

三十一

一越前国称念寺勸化之儀ニ付、御書付之事

三十二

一疱瘡・麻疹・水痘看病人出仕不及用捨、其外之儀ニ付、御書付之事

三十三

一駿府臨濟寺勸化之儀ニ付、大御目付御廻状之事

三十四

一二月十五日、西丸江不及御出仕との儀、大御目付廻状之事

三十五

一御曲輪近辺出火、又ハ大火之節、火之番等無御蒙御方々御人数被召連候儀御無用之段、  
御書付之事

三十六

一釀菜ニ付、御寄付物之御使者參着刻限之儀ニ付、御廻状之事

三十七

一三月十五日、月並之御礼無之段、御書付之事

三十八

一大納言様、御前髪被為執候事

三十九

一煎海鼠・干鮑・鱻鰐等之儀ニ付、御書付之事

四十

一於赤間関真鑑錢壳広メ被仰付候段、長府ム御知せ之事

四十一

一無宿者召捕差出候様ニとの、御書付之事

四十二

一高野山聖方大徳院勸化之儀ニ付、御書付之事

四十三

一切金・輕目金通用之儀ニ付、大御目付御廻状御書付之事

四十四

一南都法隆寺勸化之儀ニ付、御書付之事

四十五

一出羽国野田弥一右衛門殿御代官所之 御城糀難船、長州須佐浦入津ニ付、御届之事

四十六

一和泉国神鳳寺勸化之儀ニ付、御書付之事

四十七

一山王御祭礼之節、此御方々御寄進之數鎗江間町練物支り候付、及喧嘩、町御奉行ニ而御裁許一件

四十八

一朝鮮種人參壳弘メ座之儀ニ付、御書付之事

(表紙)

「 安永八年  
公儀事扣 九 」

ウ二

安永八九  
公儀事之控

安永八亥年並同九子年迄

御在府中

公儀事控

ウ二 国司備後就相役中

## 目録

一

一殿様当亥夏秋中御足袋之儀、御伺之事

二

一亥三月十五日、御表江 成御無之との御廻状之事

三

一亥四月朔日、御表江 成御無之との御廻状之事

四

一嚴有院様百回御忌御法事、於東叡山御執行之事

付り、吉川監物殿、御香奠奉納之事

付り、御法事済ニ付而之御能御見物之儀、御沙汰有之候処、御登 城被成御断、若殿様被成御登 城候事

付り、於氷上山御法事之事

五

一阿部豊後守様、御老中之末ニ可被為在旨其外之儀ニ付、御書付之事

六

一四月廿日、東叡山江御參詣不被遊、紅葉山江御參詣被遊候との御書付之事

(朱書)

「一朝鮮之漁人、長門国見嶋郡江漂着ニ付、長崎被差送候、公儀江御届等之事」

七

一五月二日、端午之御祝儀上り候との御達之事

八

一花火之儀ニ付、御書付之事

九

一松平相模守様之御奥様御死去ニ付、公方様御忌服被請候其外御書付之事

付り、御前様御忌服御届其外御統ニ付、御勤等之事

付り、御前様江為悔、從 公方様御奉文被成御到来候事

十

一常憲院様・有徳院（様脱）御靈屋修復ニ付、御定式御參詣之節者紅葉山御靈屋江御參詣  
之筈之段、御書付之事

十一

一徒・足輕・陸尺かさつなる儀無之様ニとの儀、其外御書付之事

十二

一紅葉山 御宮外遷宮之事

（朱書）

「一厚狭郡藤曲村、御末家江御配地之所ニ而候哉ニ付、御勘定所江御尋之事」

十四（十三欠力）

一松平右近将監様〔刈御老中〕御卒去ニ付、伺御機嫌其外之儀ニ付、御書付候事

付り、主計頭様〔刈右近将監様江御嫡子也〕江、并御同方様之御統間江之御勤之事

十五

一松平右京大夫様御入用掛被蒙仰候由、御廻状之事

十六

一釀菜ニ付御廻状之事

十七

一上水取繕ニ付、水留之儀、御普請方御廻状之事

十八

一町々地借店之者置候節、家主相糺候様ニとの御書付之事

十九

一九月朔日、例月之御礼無之段、大御目付中必ず之御廻状之事

二十

一松平右近将監様御病中、松平右京大夫様御勝手掛け被仰渡候御廻状之事

二十一

一長崎表ニ而、近国行与申菴種之儀ニ付、御書付之事

（朱書）

「一御國中御損毛被成、御届之事」

二十二

一屋敷之内之、町人ニ貸候儀ニ付、御書付之事

（朱書）

「一宗門改御証文、被差出候事」

二十三

一亥猪揃刻限之儀ニ付、大御目付中必ず之御廻状之事

(朱書)

「一大嶋郡牛嶋百軒余焼失ニ付、御届之事」

二十四

一亥十一月十五日御出仕之儀ニ付、御廻状之事

二十五

一歳暮之御祝儀上り候事

二十六

一明暮御廻礼之儀ニ付、御書付之事

二十七

一紀州熊野本宮勸化之儀ニ付、御書付之事

二十八

一紅葉山御宮正遷ニ付、御書付

二十九

一小山御表使ニ被成候段、御書付之事

三十

一主上崩御ニ付御書付、其外御勤一件之事

三十一

一來御帰国早御暇御願之事

付り、御暇之 上使并御礼被仰上、御馬御拝領等之事

三十二

一屋敷之内を町人ニ貸シ申間敷由、御書付之事

三十三

一大原野持明院勸化之事

(表紙)

「 安永九子年二月ヨリ同年十月迄

在國中

公儀事之控 十一

国司備後□□役中 」

安永九子年二月ゞ

同年十月迄

御在國中

公儀事之控

国司備後就相役中

一

一東海□（道）筋川々御普請ニ付、諸色高直ニ不致様、御書付之事

二

- 一 釀菜御寄付物之使者揃刻限之儀ニ付、大御目付廻状之事  
三
- 一 孝恭院様一回御忌御法事之事  
    付り、御法事済、惣出仕ニ付、若殿様御登城、并上野江御参詣之事  
    付り、吉川監物殿ゞ御香典奉納之事  
四
- 一 至心院様三十三回御忌御法事ニ付、御書付之事  
    付り、公方様、東叡山至心院様 御靈前江御参詣ニ付、御伺之事  
    付り、御法事掛り御老中江御勤之事  
五
- 一 下總國香取神宮大破勸化之儀ニ付御書付、且此御方ゞ茂御寄進銀等之事  
六
- 一 夏御足袋御願之儀、向後三月廿五日を限被差出候様、御書付之事  
七
- 一 三月十五日、例月之御礼無之候との大御目付廻状之事  
八
- 一 東海道筋川々御普請付、領地有之面々御礼之儀ニ付、御書付之事  
九
- 一 四月十五日、例月之御礼無之との大御目付廻状之事  
十
- 一 遠州閑田院勸化之儀ニ付、御書付之事  
十一
- 一 山王社御祭礼ニ付、從若殿様神馬可被差出候廻、御服中ニ付不被差出候段、御届相成候事  
十二
- 一 甲州武田八幡宮勸化之儀ニ付、御書付之事  
十三
- 一 板倉佐渡守様〔ワリ御老中〕御死去ニ付、伺御機嫌其外之儀ニ付、御書付之事  
十四
- 一 御用ニ付、往来之面々末々之者無賃之人足・駕籠為差出候儀ニ付、御書付之事  
十五
- 一 釀菜御寄付物刻限之儀ニ付、大御目付廻状之事  
十六
- 一 諸国人別改之儀、大御目付廻状到来ニ付、御両国人数帳被差成候事  
十七
- 一 京愛宕山勸化之儀ニ付御書付、且此御方ゞ御寄進銀等之事  
十八
- 一 御機嫌相ニ付、為御保養御出府之儀被成御願、被仰出候事  
    付り、江戸御着并御老中方江為御届御直勤無之ニ付、御使者を以被仰入候事  
十九

一鉄座・真鍮座之儀ニ付、御書付之事

二十

一大島郡大畠村百軒余焼失ニ付、御届之事

(表紙)

「 安永九年

同 十年

公儀事扣 十二 」

安永九子十一月冬天明二寅八月迄

御在府中

公儀事之控

國司備後就相

ウニ 役中

兒玉淡路就恒

## 目録

一

一吉村惣左衛門 [川御目付公儀人助役] 合羽籠持仲人萬藏、供先ニ而合羽籠其外取逃、  
行衛不相知、其後 公儀江被召捕候事

二

一龜戸天神勸化之儀ニ付、御書付之事

三

一阿部豊後守様 [川御老中] 御卒去ニ付、御機嫌伺其外之儀ニ付、御書付之事  
付り、御勤等之事

四

一御国中浦湊江繫候 御城米船足印形帳、被差出候事

五

一阿武郡宇田浦百軒余焼失ニ付、御届等之事

六

一宗門改御証文、被差出候事

七

一明暮御廻礼之節、不込相様との御書付之事

八

一御国中御損毛御届等之事

九

一門前込合候節、門内迄御乗輿無之様与之御書付之事

十

一台徳院様百五十回御忌御法事之事

- 付り、吉川監物殿より御香奠奉納之事  
付り、御法事済ニ付、御能被仰付、御見物之儀御沙汰有之候付、若殿様被成御登  
城候事  
付り、於太亭而御法事之事  
十一  
一正月廿八日、御礼無之趣ニ付、大御目付御廻状之事  
十二  
一火事繁々ニ付、御先手加役被仰付候段、御書付之事  
十三  
一摶州多田院勸化之儀ニ付、御書付之事  
十四  
一釀菜御寄付物揃刻限之儀ニ付、大御目付御廻状之事  
十五  
一釀菜延引之段、大御目付御廻状之事  
十六  
一天皇御元服ニ付、惣御出仕之儀ニ付、御書付之事  
十七  
一孝恭院様御贈官位之儀ニ付御書付、且同斷御法会相濟候上、御出仕之事  
十八  
一孝恭院様三回御忌御法事、於東叡山御執行之事  
付り、吉川監物殿より御香奠奉納之事  
十九  
一宍戸美濃〔刈加判〕乗物御免之儀、御願被成下候事  
二十  
一上巳之御祝儀として、御老中方江御廻勤之事  
二十一  
一城州八幡社務勸化之事  
二十二  
一関東筋川々御手伝、領地有之面々御礼之儀ニ付、御書付之事  
二十三  
一安永之年号、天明与改元之事  
二十四  
一砂野御年寄女中ニ被仰付候段、御書付之事  
二十五  
一五月二日、端午之御祝儀上り候様与之御達之事  
二十六  
一大崎・高橋、御年寄女中ニ被仰付候段、御書付之事  
二十七  
一松茂登・富田、御表使ニ被仰付候段、御書付之事  
二十八

- 一岸野、御表使被仰付候段、御書付之事  
 二十九
- 一紀州様御所勞ニ付、御時宜相御断之事  
 三十
- 一宇都宮大明神勸化之儀ニ付御書付、且      此御方々御寄進銀等之事  
 三十一
- 一借金返済之儀ニ付、御書付之事  
 三十二
- 一今井台御領地之内ニ、無宿之法躰男自害之躰ニ而伏居候ニ付、御届其外之事  
 三十三
- 一久世出雲守様 [川御老中] 御改名之儀ニ付、大御目付御廻状之事  
 三十四
- 一久世大和守様 [川御老中] 御屋敷遠ニ付、御廻料御断之事  
 三十五
- 一西丸御表使其外江不及御贈物ニ付、御書付之事  
 三十六
- 一徳川豊千代様御事、      御養君被仰出候事  
 付り、吉川監物殿ぶ御太刀・馬代献上之事  
 付り、      若君様御本丸ニ 出御 ■面々      御目見有之候事  
 付り、      御養君被仰出候御祝儀御能ニ付、御 ■折御献上、且      殿様此内之御機嫌  
 相ニ付、御登      城御断、      若殿様為御見物御登城被成候事  
 三十七
- 一吉川監物殿ぶ、      若君様江端午・重陽・歳暮之献上物之儀、御願被下候事  
 三十八
- 一百人組外張番所御修復ニ付、仮張番所被仰付、万人引移之事  
 三十九
- 一武州・上州ぶ織出候端物其外貫目改所相建候趣ニ付、御書付之事  
 四十
- 一久世大和守様 [川御老中] 、京都江御越ニ付、御勤向御断之事  
 四十一
- 一百人組外張番所御修復出来ニ付、本番所江番人引移候与之、御目付御廻状之事  
 四十二
- 一松平相模守様御嫡子右衛門督様御死去ニ付、      種姫君様御忌服被為請候段、御書付之事  
 四十三
- 一民部卿様御伺之通、力之助様御嫡子被仰出候段、御書付之事  
 四十四
- 一糀菜御寄付物揃刻限之儀ニ付、大御目付御廻状之事  
 四十五
- 一御鷹之雲雀天氣相ニ而投飼不相成、当年者不被下之通、御書付之事

四十六

一百姓共徒党之時、理非ニ不及沙汰仕置ニ申付候様与之御書付之事

四十七

一宗門改御証文、被差出候事

四十八

一上州辺百姓共大勢申合、及理不尽候処、右之内金子等盜取者も有之、右之者被召捕候儀  
ニ付、御書付之事

四十九

一紀州熊野本宮勸化之儀ニ付御書付、且 此御方より御寄進銀等之事

五十

一武州・上州織出候端物改所、相止候様与之御書付之事

五十一

一若君様初而浅草筋江 御成ニ付、御機嫌伺、且水野出羽守様御老中格就被仰付候御礼事、  
其外御書付之事

付り、水野出羽守様江御勤等之事

五十二

一茂姫様西丸御引移、以後 御縁女様と奉称候御書付之事

五十三

一松平右京大夫様〔刈御老中〕御卒去ニ付、御機嫌伺其外之儀ニ付、御書付之事

付り、前後御勤等之事

五十四

一水野出羽守様〔刈御側御用人〕御入用掛り被仰付候段、大御目付御廻状之事

五十五

一水野出羽守様御勝手掛りニ被仰付候段、御書付之事

五十六

一玄猪揃刻限之儀ニ付、大御目付御廻状之事

五十七

一玄猪揃刻限之儀ニ付、大御目付御廻状之事

五十八

一水野出羽守様〔刈御側御用人〕御勝手掛り被仰付候付、御普請其外御入用筋之儀、出羽  
守様江申出候様御沙汰相成候処、向後御老中御連名致候様との御書付之事

五十九

一阿武郡須佐浦江、朝鮮之漁船与相見漂着ニ付、御届等之事

六十

一火灾繁々ニ付、御先手組廻り被仰候段、御書付之事

六十一

一長府清末御損毛、御届書被差出候付、從 此御方茂都合之御届被成候事

六十二

一火之廻り之儀ニ付、御書付之事

六十三

- 一水戸様之御簾中様御逝去ニ付、御書付其外之事
- 六十四
- 一御国中浦湊江繫候　　御城米船足印形帳、被差出候事
- 六十五
- 一若君様江御名被進奉称、家斉公候事
- 六十六
- 一松平筑前守様御卒去ニ付、若君様御忌服被為請候段、御書付之事
- 六十七
- 一年始・歳暮御廻勤之儀ニ付、御書付之事
- 六十八
- 一備後之国々鉄壳捌之儀ニ付、御書付之事
- 六十九
- 一釀菜御寄付物揃刻限之儀ニ付、大御目付御廻状之事
- 七十
- 一種姫君様御縁組被仰出候付、惣出仕之儀御触出有之候、　　殿様ニハ御機嫌相ニ付、御登城御断、　　若殿様御登城被成候事  
付り、紀伊中納言様其外御統間江、御勤等之事
- 七十一
- 一二月十五日、　　西丸江御出仕無之との、大御目付御廻状之事
- 七十二
- 一大津郡瀬戸崎三百軒余焼失ニ付、御届之事
- 七十三
- 一殿様御足冷ニ付、御足袋御願之事
- 七十四
- 一豊後国々積登候　　御城米船、於上関沖沈候ニ付、御届之事
- 七十五
- 一若君様御元服、御官位之事  
付り、岩国々献上物等之事
- 七十六
- 一端午之御時服御献上御日限等之事
- 七十七
- 一毛利筑後〔刈加判〕乗物御免之儀、御願被成候事
- 七十八
- 一高雄山神護寺勸化之儀ニ付、御書付之事
- 七十九
- 一大塚大慈寺勸化之儀ニ付御書付、且從　　此御方茂御寄進銀等之事
- 八十
- 一出雲国日ノ御崎勸化、且唐和龍脳壳方之儀ニ付、御書付之事
- 八十一
- 一雷・地震御機嫌伺之儀ニ付、年番廻状之事

八十二

一积菜御寄付物之儀ニ付、大御目付御廻状之事

## 撮影史料目録

【岡山大学附属図書館 その1】(96.7/)

《フィルム 96-第1巻》

1, (中断)

2, 御料領立会沢所悪水一吟味内済訴答 (嘉永6.8)

《日笠家文書No.2207》

3, 千麿ニ付…狼藉一倉敷手代御出役 (嘉永6.7)

《日笠家文書No.2208》

4, 粒江村…疵付…内熟下済取愛一件 (明治5.2)

《日笠家文書No.2229》

5, (中断)

6, 東町源次郎…岡山御家中虫明富之助様ニ被切殺一件 (宝曆8.7)

《小野家文書No.3078》

7, 十大夫口上 (延宝8)

《小野家文書No.2163》

8, 金公事の訴状控 (寛文7)

《小野家文書No.2200》

9, 訴状。田畠差縫れ (寛文8)

《小野家文書No.2288》

10, 差上申一札 (寛文10)

《小野家文書No.2342》

11, 指上ケ言上の事 (延宝8)

《小野家文書No.2353》

12, 書付控 (宝永2)

《小野家文書No.2402》

13, 江戸浪人…筑前浪人…醉狂之上疵付内済御聞済願書 (文化11.8,)

《小野家文書No.2515》

14, 取替銀出入訴状 (宝永6,)

《小野家文書No.2801》

15, 備中国惣爪村えた…疵請相果候一件御裁許 (天明3,)

《小野家文書No.3210》

16, 掛合一件 (文政6.7,)

《小野家文書No.3598》

17, 夜不意ニ所々より人数相集り狼藉 (亥1,)

《小野家文書No.3662》

18, (題名不詳) (天和2,)

《小野家文書No.3856》

19, 内済届書案 (宝永3,)

《小野家文書No.4047》

20, 京都吉田家口論一件 (寛政6.4,)

《小野家文書No.4090》

21, 浜村現藏・役次郎とえた庄兵衛口論一件 (戌2,)

《小野家文書No.4548》

22, 口上書 (宝永2,)

《小野家文書No.4559》

23, 倉敷村百姓…非人手下口論之上兩人共疵受…吟味下願書 (文政10.7,)

《小野家文書No.4902》

24, 大坂平野町…当町…口論打擲一件 (安永10.2,)

《小野家文書No.5069》

25, 鴨屋…下駄屋疵付…田辺様御出役 (文政6.11,)

《小野家文書No.5127》

26, (欠番)

27~32, 舟倉太郎…大坂御番所江欠込御願申上候一件始末 (明和3.5,)

《小野家文書No.5469》

33, 倉敷村百姓政助阿部伊勢守様江御駕訴一件書類写 (安政2.3) 《小野家文書No.5475》

34, 板倉周防守様御領分喜兵衛…松平紀伊守様御領分万兵衛手疵 (寛政2.1)

《小野家文書No.6043》

35, 返答書 (延宝8)

《小野家文書No.5265》

36, 為取替申内済書之事付 (刃傷一件取愛内済証文写) (嘉永3.7)

		《坂野家文書No.1563》
37, 仕上ル一札之事（口論一件内済証文）（嘉永2.4）		《坂野家文書No.1946》
38, 御取愛方一札之事（刃傷候一件取愛済口証文）（嘉永5.7）	《坂野家文書No.2544》	
39, 愛済口証文之事（口論一件取愛済口証文控）（弘化5.1）	《坂野家文書No.2551》	
40, 西長瀬村…北長瀬村御百姓大勢数力所切殺…注進下済証（文政9.4）		《長瀬家文書No.84》
41, 元禄聞書（元禄10～宝永4,）		《三浦家文書No.C 1》
42, 享保八癸卯年二月廿一日…為家督祝儀御家老中・御役人中・御給人中・御近習中へ 饗應之覚（享保8）		《三浦家文書No.C 2》
43, 御隠居御家督一件書抜（二）（享保11）		《三浦家文書No.C 3》
44, 家督相続併御祝儀被仰付候ニ付御礼次第・鉄太郎前髪取候ニ付祝儀差上物進上物之 控（延享2.1）		《三浦家文書No.C 5》
45, 前次公・毘公御隠居御家督留帳（文化13,）（途中まで）		《三浦家文書No.C 10》

### 《フィルム 96－第2巻》

45, 前次公・毘公御隠居御家督留帳（文化13）（途中から）	《三浦家文書No.C 10》
46, 殿様（明次公）御家督之節御条目（未詳）	《三浦家文書No.C 17》
47, 新庄村・山田村野山境出入一件記録（寛永17）	《橋本家文書No. 610》
48, 円応寺・豊後出入一件記録（宝永9）	《橋本家文書No. 383》
49, 大井手水論手控（明和7・安永4・文政6）	《橋本家文書No. 926》
50, 板倉阿波守様御領分喧嘩一件内済書類一切記録（文政9.3）	《橋本家文書No. 224》
51, 板倉阿波守様御領分喧嘩一件内済書類一切記録（文政9.3）	《橋本家文書No.1002》
52, 済口証文（享保 3）	《平川家文書No.2461》
53, 内済証文（享保14）	《平川家文書No.2462》
54, 清書控（享保19）	《平川家文書No.2463》
55, 訴状控（享保19）	《平川家文書No.2464》
56, 戸川因幡守様御知行所倉敷御支配打擲…吟味下願（天保11.3）	《平川家文書No.2524》
57, 久代村…田辺和右衛門取愛（天保10.2）	《菊池家文書No. 714》
58, 盗木一件詫状（寛延3）	《菊池家文書No. 862》
59, 覚（寛延3）	《菊池家文書No. 881》
60, 山林盜刈取詫状（享保12）	《菊池家文書No. 888》
61, 利兵衛詫状（寛延4）	《菊池家文書No. 891》
62, 久代村…えた打擲内済一札…（弘化4.3）	《菊池家文書No.1238》
63, 福浦新田…於播州赤穂喧嘩…注進下済（慶応2.2）	《好本家文書No.3745》
64, 福浦新田…於播州赤穂喧嘩…吟味口書（慶応2.4）	《好本家文書No.2652》
65, 和気郡東片上村…尾州様御小人相手取喧嘩…御内意書（元治1.11）	《好本家文書No.3743》
66, 恐入指上申一札之事（村役人中へ法外之悪口）（戌3）	《好本家文書No.5278》
67, 大畠村竹平倅次郎…漁夫を殺害…大坂両御役所（安政6. 7）	《西尾家文書No. 466》

68,大畠村竹平倅次郎…漁夫を殺害…大坂両御役所（文久1.12）《西尾家文書No. 467》  
69,大畠村竹平倅次郎…漁夫を殺害…大坂両御役所（安政6.10）《西尾家文書No. 477》  
70,大畠村竹平倅次郎…漁夫を殺害…大坂両御役所（安政7.10）《西尾家文書No. 478》  
71,諸御用留帳（宝永7）《日笠家文書No.1326》

#### 《フィルム 96－第3巻》

- 1,御用諸事留帳（宝永8）《日笠家文書No.1327》  
2,御用諸事留帳（正徳2）《日笠家文書No.1328》  
3,御用諸事留帳（享保4）《日笠家文書No.1335》  
4,御用諸事留帳（延享3）《日笠家文書No.1361》  
5,御用諸事留帳（延享4）《日笠家文書No.1362》  
6,御用諸事留帳（寛延2）《日笠家文書No.1363》  
7,諸御用留帳（宝暦13）《荻野家文書No. 643》  
8,諸御用留帳（宝暦14）《荻野家文書No. 644》  
9,留帳（貞享4）《荻野家文書No. 613》  
10,御用留帳（元禄6）《荻野家文書No. 614》  
11,御用留帳（元禄9）《荻野家文書No. 615》

#### 《フィルム 96－第4巻》

- 11,御用留帳（元禄9）《荻野家文書No. 615》  
12,御用留帳（元禄10）《荻野家文書No. 616》  
13,諸御用留帳（元禄15～宝永1）《荻野家文書No. 617》  
14,諸御用控日記（宝暦2）《西尾家文書No. 242》  
15,諸御用留帳（宝暦3）《西尾家文書No. 243》  
16,諸御用留控（宝暦9）《西尾家文書No. 244》  
17,諸御用留帳（宝暦10）《西尾家文書No. 245》  
18,諸御用留懷中日記（享保16）《西尾家文書No. 304》  
19,藤戸村一水論関係文書（寛文11）《日笠家文書No.4070》  
20,乍恐口上之次第（寛文13）《日笠家文書No.1302》  
21,乍恐口上（元禄10）《日笠家文書No.4066》  
22,取替ス書物之事（元禄10）《日笠家文書No.2258》  
23,連判書物之事（宝永4）《日笠家文書No.2181》  
24,粒江村と鞭木村番水出入一件（宝永4）《日笠家文書No.1275》  
25,乍恐口上（享保19）《日笠家文書No.4069》  
26,串田村九文給谷相合池水論関係文書（寛延3）《日笠家文書No.4067》  
27,串田村九文給谷相合池水論一件（寛延4）《日笠家文書No.1274》  
28,諸事御用留帳（享保3）《荻野家文書No. 621》

#### 《フィルム 96－第5巻》

- 1,諸事御用留帳（享保5）《荻野家文書No. 622》

2,諸廻文留帳	(元禄10)	《荻野家文書No. 3》
3,諸御用留帳	(元文5)	《荻野家文書No. 625》
4,諸御用留帳	(寛保4)	《荻野家文書No. 629》
5,諸御用留帳	(宝曆2)	《荻野家文書No. 633》
6,諸御用留帳	(寛政6)	《荻野家文書No. 666》
7,御用記録	(文政7)	《荻野家文書No. 697》
8,御用記録	(文政12)	《荻野家文書No. 700》
9,御用記録	(慶応4)	《荻野家文書No. 732》
10,諸御用留帳	(明治2)	《荻野家文書No. 733》

### 《フィルム 96-第6巻》

1,諸御用留帳	(寛政6~7)	《西尾家文書No. 248》
2,諸御用留帳	(文化12)	《西尾家文書No. 254》
3,諸御用留	(文久 3)	《西尾家文書No. 276》
4,諸御用留帳	(文久 4)	《西尾家文書No. 277》
5,諸御用留	(慶応 4)	《西尾家文書No. 281》
6,諸御用留	(明治 2)	《西尾家文書No. 282》
7,御用諸事留	(宝曆 2)	《日笠家文書No.1366》
8,諸御用留帳	(寛政 6)	《日笠家文書No.1399》
9,御用諸日記留帳	(文政 8)	《日笠家文書No.1407》
10,諸御用留帳	(文政10)	《日笠家文書No.1412》
11,諸御用留帳	(文政12)	《日笠家文書No.1415》
12,諸御用留帳	(文政12)	《日笠家文書No.1416》
13,諸御用留帳	(文久 3)	《日笠家文書No.1476》
14,諸御用留帳	(文久 4)	《日笠家文書No.1477》
15,諸御用留帳	(慶応 4)	《日笠家文書No.1484》
16,諸御用留帳	(明治 2)	《日笠家文書No.1480》
17,諸御用留帳	(嘉永 7)	《日笠家文書No.1462》

### 《フィルム 96-第7巻》

18,年々諸御用御触留帳	(文政12~天保6)	《好本家文書No. 140》
19,諸御用留帳	(明治2)	《好本家文書No.1466》
20,諸御用諸願留帳	(文化12)	《好本家文書No.1956》
21,御変革御触書留	(文久3)	《好本家文書No.3545》
22,諸御用留帳	(文久4)	《好本家文書No.3662》
23,諸御用留帳	(天保13)	《好本家文書No.3800》

【岡山大学附属図書館 その2】(96.8/28)

《No.1 日笠家文書》 (史料番号)

1 御取締御触写 天保13年6月 1冊 (4)

- 2 福田様御留写 嘉永 6年11月13日 1冊 (23)  
3 申送書 嘉永 7年 4月 1冊 (28)  
4 公裁密秘書 寛政 2年 1冊 (32)  
5 諸註進集 (文化・文政頃) 1冊 (33)  
6 品々袖控 弘化 4年 1冊 (35)  
7 安房・上総両国之内御預所郷村請取方御用一件書類留帳 嘉永 6年12月  
8 安房・上総両国之内御預所大塚大吉出勤中日記書抜 嘉永 7年 4月 1冊 (41)  
9 安房国・上総国割付奥寄皆済目録并家数人数寄 嘉永 7年 1冊 (42)  
10 御用諸事留帳 宝永 2年 1冊 (1321)  
11 御用諸事留帳 宝永 3年 1冊 (1322)  
12 御用諸事留帳 宝永 4年 1冊 (1323)  
13 御用諸事留帳 宝永 5年 1冊 (1324) 途中まで

## 《No.2 日笠家文書》

- |    |           |                 |     |        |      |
|----|-----------|-----------------|-----|--------|------|
| 13 | 御用諸事留帳    | 宝永 5 年          | 1 冊 | (1324) | 途中から |
| 14 | 御用諸事留帳    | 宝永 6 年          | 1 冊 | (1325) |      |
| 15 | 御用諸事留帳    | 正徳 3 年          | 1 冊 | (1329) |      |
| 16 | 御用諸事留帳    | 正徳 4 年          | 1 冊 | (1329) |      |
| 17 | 御用諸事留帳    | 享保 9 年          | 1 冊 | (1340) |      |
| 18 | 御用諸事留帳    | 享保18年           | 1 冊 | (1348) |      |
| 19 | 諸願并御用之儀留帳 | 享保17年           | 1 冊 | (1350) |      |
| 20 | 御用諸事留帳    | 享保21年           | 1 冊 | (1351) |      |
| 21 | 諸御用留帳     | 文政 8 年          | 1 冊 | (1406) |      |
| 22 | 御用諸日記留帳   | 文政 8 年 4 月～5 月  | 1 冊 | (1407) |      |
| 23 | 御用諸事留帳    | 文政 8 年 4 月～12 月 | 1 冊 | (1408) |      |
| 24 | 諸御用留帳     | 文政 9 年          | 1 冊 | (1409) |      |
| 25 | 諸御用留帳     | 文政 9 年          | 1 冊 | (1410) | 途中まで |

### 《No.3 日笠家文書》

- |    |       |       |    |        |       |
|----|-------|-------|----|--------|-------|
| 25 | 諸御用留帳 | 文政9年  | 1冊 | (1410) | 途中から  |
| 26 | 諸御用留帳 | 文政10年 | 1冊 | (1411) |       |
| 27 | 諸御用留帳 | 文政10年 | 1冊 | (1412) |       |
| 28 | 諸御用留帳 | 文政11年 | 1冊 | (1413) |       |
| 29 | 諸御用留帳 | 文政11年 | 1冊 | (1414) |       |
| 30 | 諸御用留帳 | 文政12年 | 1冊 | (1415) | 」8,28 |
| 31 | 諸御用留帳 | 文政12年 | 1冊 | (1416) |       |
| 32 | 諸御用留帳 | 文政13年 | 1冊 | (1417) |       |
| 33 | 諸御用留帳 | 文政13年 | 1冊 | (1418) |       |
| 34 | 諸御用留帳 | 文政14年 | 1冊 | (1419) |       |

35 日記 慶応4年 1冊 (3182) 途中まで

《No.4》

- |                |        |    |        |      |
|----------------|--------|----|--------|------|
| 35 日記          | 慶応4年   | 1冊 | (3182) | 途中から |
| 36 日記          | 明治2年   | 1冊 | (3183) |      |
| 37 御名乗之事・御判形之事 | 文政8年6月 | 2通 | (4080) |      |
| 38 覚帳          | 明治2年   | 1冊 | (3326) |      |
| 39 御名乗之事・御判形之事 | 文政8年6月 | 2通 | (4080) | 撮り直し |
| 40 諸注進書上差紙類案文  | 文政12年  | 1冊 | (1508) |      |
| 41 辰歳留帳写       | 天保15年  | 1冊 | (1506) |      |

《No.5》

- |            |         |     |          |                |
|------------|---------|-----|----------|----------------|
| 1 日記帳      | 天保11年   | 1帖  | 目録1-p408 | 《坂野家文書No.1315》 |
| 2 日記留      | 慶応4年    | 1帖  | 目録1-p416 | 《坂野家文書No.1316》 |
| 3 日記帳      | 天保13年   | 1帖  | 目録1-p408 | 《坂野家文書No.1319》 |
| 4 御用出勤日記留帳 | 文久4年    | 1帖  | 目録1-p415 | 《坂野家文書No.1322》 |
| 5 諸書付類覚留帳  | 文政10年8月 | 1冊  | 目録1-p407 | 《坂野家文書No.1326》 |
| 6 留帳方触留    | 2月22日   | 1通  | 目録1-p517 | 《長瀬家文書No.944》  |
| 7 日記       | 嘉永7年    | 1帖  | 目録1-p577 | 《難波家文書No.247》  |
| 8 岡山藩政風刺文  | 幕末      | 1通  | 目録2-p14  | 《小野家文書No.2188》 |
| 9 御用記録     | 天保3年    | 1冊  |          | 《荻野家文書No.703》  |
| 10 御用記録    | 天保4年    | 1冊* | 途中まで*    | 《荻野家文書No.704》  |

《No.6》(フィルム冒頭、「No.6」撮影忘れ。箱には「No.6」と記入)

- |            |       |     |       |                |
|------------|-------|-----|-------|----------------|
| 10 御用記録    | 天保4年  | 1冊* | 途中から* | 《荻野家文書No.704》  |
| 11 御注進書上留帳 | 天保3年  | 1冊  |       | 《荻野家文書No.747》  |
| 12 御用記録    | 天保14年 | 1冊  |       | 《荻野家文書No.714》  |
| 13 諸御用留帳   | 天保2年  |     |       | 《日笠家文書No.1420》 |
| 14 諸御用留帳   | 天保3年  |     |       | 《日笠家文書No.1422》 |
| 15 諸御用留帳   | 天保4年  |     |       | 《日笠家文書No.1423》 |

《No.7》(フィルム冒頭、「No.6」にして撮影。箱は「No.7」と記入)

- |          |      |        |  |                |
|----------|------|--------|--|----------------|
| 16 諸御用留帳 | 天保4年 |        |  | 《日笠家文書No.1424》 |
| 17 諸御用留帳 | 天保5年 |        |  | 《日笠家文書No.1425》 |
| 18 諸御用留帳 | 天保6年 |        |  | 《日笠家文書No.1426》 |
| 19 諸御用留帳 | 天保8年 |        |  | 《日笠家文書No.1429》 |
| 20 諸御用留帳 | 天保9年 | 〈途中まで〉 |  | 《日笠家文書No.1430》 |

《No.8》(フィルム冒頭、「No.7」にして撮影。箱は「No.8」と記入)

- |          |      |        |  |                |
|----------|------|--------|--|----------------|
| 20 諸御用留帳 | 天保9年 | 〈途中から〉 |  | 《日笠家文書No.1430》 |
|----------|------|--------|--|----------------|

- 21 諸御用留帳 天保10年 《日笠家文書No.1431》  
22 頭御改諸事留 文政10年 《日笠家文書No.1854》

【岡山大学附属図書館 その3】(97.8/)

《フィルム97-I-1》

- 1 日録 天保13年6月～8月

〈三浦家文書 A-157〉

《フィルム97-I-2》

- 1 日録 安政6年4月～8月  
2 日録 安政6年8月～11月  
3 日録 安政6年11月～7年2月  
4 日録 安政7年2月～万延1年4月  
5 日録 文久3年2月～4月（途中まで）

〈三浦家文書 A-229〉  
〈三浦家文書 A-230〉  
〈三浦家文書 A-231〉  
〈三浦家文書 A-232〉  
〈三浦家文書 A-236〉

《フィルム97-I-3》

- 5 日録 文久3年2月～4月（途中から）  
1 日録 文久3年4月～5月  
2 日録 文久3年6月～8月  
3 日録 文久3年10月～12月  
4 日録 文久3年12月～4年1月（途中まで）

〈三浦家文書 A-236〉  
〈三浦家文書 A-237〉  
〈三浦家文書 A-238〉  
〈三浦家文書 A-239〉  
〈三浦家文書 A-240〉

《フィルム97-I-4》

- 4 日録 文久3年12月～4年1月（途中から）  
1 諸事覚書 享保12年1月～8月  
2 日録 寛延2年8月～3年10月  
3 日録 安永4年11月～5年12月  
4 大坂御藏屋敷絵図 慶安元年8月23日  
5 大坂中之島御屋敷図（2枚）  
6 太平武鑑大全

〈三浦家文書 A-240〉  
〈三浦家文書 A-26〉  
〈三浦家文書 A-52〉  
〈三浦家文書 A-61〉  
〈池田家文庫 T5-88〉  
〈池田家文庫 T5-111〉  
〈小野文庫 P281-5〉

《フィルム97-II-1》

- 1 吉田勘左衛門様御日記写（途中まで）

〈日笠家文書 133〉

《フィルム97-II-2》

- 1 吉田勘左衛門様御日記写（続き）  
2 御触書  
3 御公儀御触書御国触御趣意申渡惣百姓中請印形帳 文政2年正月  
4 備中松山御家中侍帳 貞享3年  
5 諸御用留帳 文政2年正月

〈日笠家文書 133〉  
〈日笠家文書 144〉  
〈荻野家文書 21〉  
〈菊池家文書 312〉  
〈西尾家文書 255〉

- 6 官位相当 未詳 〈橋本家文書 1319〉
- 7 二月十九日御近習御物頭頭分江申聞写 (文政3年) 〈長瀬家文書 948〉
- 8 天社神道と唱土御門家免許ヲ請候者取締ニ付太政官布告 明治3年  
〈平川家文書 2930〉
- 9 御触書写 天保13年6月 〈坂野家文書 1025〉
- 10 御触書写 10月1日 〈坂野家文書 1281〉
- 11 御廻文写 2月10日 〈坂野家文書 1229〉
- 12 御触書写 天保13年6月 〈好本家文書 3485〉
- 13 御変革御触書留 文久3年 〈好本家文書 3545〉
- 14 御法書写帳 文久3年 〈好本家文書 3841〉
- 15 廻状 〈日笠家文書 200〉
- 16 廻状 〈日笠家文書 204〉
- 17 廻状 〈日笠家文書 210の内1通〉
- 18 冠位通考 文化2年 〈小野文庫 P210.0-16〉
- 19 松山藩分限帳 〈小野文庫 P281-18〉
- 20 万年七郎右衛門殿御手代大山森左衛門殿供徳次郎下庄屋ニテ松平内蔵頭様御家中  
渡辺定助殿被致殺害候始末倉敷村山本屋治兵衛書上 天明6年5月  
〈小野家文書 5250〉

### 《フィルム97-II-3》

- 1 万年七郎右衛門殿御手代大山森左衛門殿供徳次郎下庄屋ニテ松平内蔵頭様御家中  
渡辺定助殿被致殺害候始末倉敷村山本屋治兵衛書上 天明6年5月  
〈小野家文書 5250〉
- 2 東野源次郎一岡山御家中虫明富之助様ニ被切殺候一件 6通 宝曆8年7月  
〈小野家文書 3078〉
- 3 (日光祭礼御名代勤諸事留) 〈三浦家文書 C-4〉
- 4 御取箇帳之写・月掛講之仕法帳之写・江戸一ヶ年御番付帳之写  
〈三浦家文書 G-7〉
- 5 戊年月割御用金其外書付 〈三浦家文書 G-8〉
- 6 東武江戸鑑下(「池田家文庫」として撮影) 〈小野文庫 P281-6〉

### 【岡山市立中央図書館】(96.8/27~28)

#### 《フィルム1》

- 1 本朝歳代記 横小 1点 《国富文庫No.092- 1》
- 2 日光御社参御行列写(天保14年) 横小 1点 《国富文庫No.092- 37》
- 3 秀吉公御葬送行列心附(安政3年写) 横小 1点 《国富文庫No.092- 41》
- 4 御入国行列 (文政12年) 横小 1点 《国富文庫No.092- 42》
- 5 御触留 文久4年 《国富文庫No.093- 5》
- 6 御触留 元治2年 《国富文庫No.093- 5》
- 7 御触留 万延元年 《国富文庫No.093- 5》

- 8 御触留 慶応 2年 《国富文庫No.093- 5》  
9 御触留 慶応 3年 《国富文庫No.093- 5》  
10 諸御用留帳(宝暦13年～明和1年)〈途中まで〉 1冊 箱2 《藤原文庫No.093.1-28》

#### 《フィルム2》

- 10 諸御用留帳(宝暦13年～明和1年)〈途中から〉 1冊 箱2 《藤原文庫No.093.1-28》  
11 諸御用留帳(文化11年) 1冊 箱3 《藤原文庫No.093.1-34》  
12 諸御用留帳(天保13年) 1冊 箱3 《藤原文庫No.093.1-36》  
13 諸御用御廻文并御指紙留帳(天保11年) 1冊 箱6 《藤原文庫No.093.1-A16》  
14 御廻文類共外諸御用一切留(文政10年) 1冊 箱6 《藤原文庫No.093.1-A17》  
15 諸御用御廻文并御指紙留帳(文政12年) 1冊 箱6 《藤原文庫No.093.1-A18》  
16 諸御用御廻文并御指紙留帳(天保13年) 1冊 箱7 《藤原文庫No.093.1-A27》  
17 (諸御用留帳)(享保12年～元文1年)〈途中まで〉 1冊 箱2 《藤原文庫No.093.1-26》

#### 《フィルム3》

- 17 (諸御用留帳)(享保12年～元文1年)〈途中から〉 1冊 箱2 《藤原文庫No.093.1-26》  
18 (諸御用留帳)(宝暦10年～宝暦12年) 1冊 箱2 《藤原文庫No.093.1-27》  
19 (諸御用留帳)(明和5年) 1冊 箱2 《藤原文庫No.093.1-29》  
20 諸御用留帳(明和7年) 2冊 箱3 《藤原文庫No.093.1-30-1・2》  
20-2 諸御用留帳(明和8年) 2冊 箱3 《藤原文庫No.093.1-30-1・2》  
21 御用当座留帳(明和6年) 1冊 箱3 《藤原文庫No.093.1-38》  
22 諸御用御廻文留帳(安永10年) 1冊 箱6 《藤原文庫No.093.1-A1》  
23 諸御用御廻文留帳(安永5年) 1冊 箱7 《藤原文庫No.093.1-A21》

#### 《フィルム4》

- 24 諸御用留帳(天明2年) 1冊 箱3 《藤原文庫No.093.1-32》  
25 諸御用留帳(天明4年) 1冊 箱6 《藤原文庫No.093.1-33》  
26 諸御用御廻文留帳(天明3年) 1冊 箱6 《藤原文庫No.093.1-A2》  
27 諸御用御廻文并御指紙留帳(寛政11年) 1冊 箱6 《藤原文庫No.093.1-A3》  
28 諸御用御廻文并御指紙留帳(寛政12年) 1冊 箱6 《藤原文庫No.093.1-A4》  
29 諸御用御廻文并御指紙留帳(寛政13年)〈途中まで〉 1冊 箱6 《藤原文庫No.093.1-A5》

#### 《フィルム5》

- 29 諸御用御廻文并御指紙留帳(寛政13年)〈途中から〉 1冊 箱6 《藤原文庫No.093.1-A5》  
30 沖新田東手諸御用覚留(寛政10年) 1冊 箱7 《藤原文庫No.093.1-A28》  
31 年中行事触 緿 1点 箱6 《国富文庫No.092-51》

#### 《フィルムII-1》

1 諸御用御廻文并御指紙留帳（享和 3年）	1冊 箱6《藤原文庫No.093.1-A6》
2 諸御用御廻文并御指紙留帳（文化 4年）	1冊 箱6《藤原文庫No.093.1-A7》
3 諸御用廻文并御指紙留帳（文化 5年）	1冊 箱6《藤原文庫No.093.1-A8》
4 諸御用御廻文并御指紙留帳（文化 6年）	1冊 箱6《藤原文庫No.093.1-A10》
5 諸御用御廻文并御指紙留帳（文化14年）	1冊 箱6《藤原文庫No.093.1-A15》

《フィルムII-2》

6 諸御用御廻文并御指留帳（文化 7年）	1冊 箱7《藤原文庫No.093.1-A30》
7 諸御用御廻文并御指紙留帳（文化 9年）	1冊 箱7《藤原文庫No.093.1-A31》
8 諸御用御廻文并御指紙留帳（文化11年）	1冊 箱7《藤原文庫No.093.1-A32》
9 諸御用願類留（文化15年・明治 4年）	2冊 箱3《藤原文庫No.093.1-37-1・2》
10 諸御用出勤日記（文政 6年）	1冊 箱2《藤原文庫No.093.1-2》
11 諸用当座留（文政 6年）	1冊 箱4《藤原文庫No.093.1-40》
12 諸御用御廻文并御指紙留帳（文政 2年）	1冊 箱6《藤原文庫No.093.1-A14》
13 諸御用御廻文并御指紙留帳（文政14年）（途中まで。次回、撮り直し）	
	1冊 箱6《藤原文庫No.093.1-A19》

【津山郷土博物館〈愛山文庫 津山松平藩文書〉 その1】(96.8/30)

1 A2-1 御広間御重器類入記	文化 6年11月	1冊	5361
2 A2-2 御広間御重器類入記	天保 3年改	1冊	5363
3 A2-3 御広間御重器類入記	文化 6年11月	1冊	5364
4 A2-4 御土蔵御重器類入記	文化 6年11月	1冊	5360
5 A2-5 江戸表御持出御長持入并御土蔵入之内津山江相廻り候分目録 文政 6年 5月	1冊	5364	
6 A2-7 持出御長持日記	文久 3年 5月	1冊	5375
7 A2-8 持出御長持日記	文久 3年 7月	1冊	5376
8 A2-16 御国江戸御日記取調帳（明治初年）	横長帳	1冊	5243
9 C1-5 格帳	享保18年 2月	1冊	5318
10 C1-6 格帳	享保18年 2月	1冊	5147
11 C1-7 越前補任	元文 5年 9月	1冊	6029
12 C1-11 順徳院様侍従御昇進控	安永 6年 12月	1冊	5126
13 C1-20 厳恭院様御任官扣抜書	寛政11年 12月	1冊	5332
14 C1-43 堂上方御格帳	文政元年 2月	1冊	5311
15 C1-46 御前様神田橋御館江御入之節之取扱并に御上り品御賜り品扣 文政 8年 10月	1冊	4127	
16 C1-47 御昇進一件伺	文政 9年 12月	1冊	4102
17 C1-51 中将御昇進付相改候格書之写	文政13年閏 3月	1冊	5132
18 C1-89 御参内御行列帳	文久 3年 3月	1冊	4107
19 C2-153 日光御参詣還御済ニ付軀之御国使者勤帳（天保14年5月）	横長帳	1冊	3909

- 20 欠番
- 21 C3-596 〔備前侍従公ト美作中将御懇親取結相成候〕 明治元年 1綴 5917
- 22 G2-2 御勝手方惣御調帳（寛政3年2月） 1冊 4199
- 23 C1-25 松平斉孝御任官諸事書類 文化3年 47点一括 5247～5256  
※このうち、「覚(諸経費書付) 5252」のみ撮影
- 24 C1-28 御一字御拝領 御位階御昇進 若殿様御元服付殿中向其外御手続書  
文化7年 横長帳 1冊 4019
- 25 E3-1-33 日記(江戸留守居方) 天保13年8～11月 1冊 1251  
※虫損が著しいため、一部のみ撮影
- 26 E3-1-31 日記(江戸留守居方) 天保13年1～5月 1冊 1251  
※虫損が著しいため、一部のみ撮影

【津山郷土博物館〈愛山文庫 津山松平藩文書〉 その2】(98.2/16～20)

《フィルムNo.1》

- 1 C1-8 頤徳院様御初入取計日記書抜 明和5年 1冊 4094
- 2 C1-9 頤徳院様御初入取計 同年中一ヶ年分御在城中取計日記書抜  
明和5年 1冊 4095
- 3 C1-10 侍従格帳 安永6年12月 1冊 5146
- 4 C1-13 格帳 安永6年12月 1冊 5348
- 5 C1-22 御初入二付取計一件 享和2年 1冊 4096
- 6 C1-25 松平斉孝御任官諸事書類 文化3年 47点一括 5247～5256
- 7 C1-26 御初入御祝儀御酒代惣町三拾三町江被下置候割付帳面 文化3年6月  
1冊
- 8 C1-29 大守様御一字御拝領若殿様御元服調帳 文化7年 2冊 4020・4021
- 9 C1-31 侍従御伝任京都御用扣 文化11年正月 1冊 4092
- 10 C1-72 日光御参詣還御済二付而之御国使者勤帳 天保14年5月 1冊 3908
- 11 C1-83 少将様御初入二付取計方調書 安政3年5月 13点一括 6343～6354

《フィルムNo.2》

- 1 C1-41 拾万石侍従少将之節格帳 文政元年2月 1冊 5145
- 2 C1-42 御旧例之通相極候御格帳 文政元年2月 1冊 5310
- 3-1 C1-52-1 中将様口宣頂戴一件書類 文政13年正月 1冊 6244
- 3-2 C1-52-2 御官位御用台直段書 文政13年2月 1冊 6245
- 3-3 C1-52-3 中将様口宣頂戴二付取計御用向控 文政13年 1冊 6246
- 3-4 C1-52-4～52 御転役二付京都諸御入用勘定帳 文政13年2月 1冊 6247
- 4 C1-53 斎孝君御隠居・斎民君御家督一件帳 天保2年11月 1冊 4105
- 5 C1-54 御隠居御家督御一件調案 天保2年11月 1冊 4106
- 6 C1-55 御初入二付取斗日記書抜 天保3年 1冊 6327
- 7 C1-56 少将様御初入二付取計方調書 天保3年 1冊 6328
- 8 C1-57 少将様御初入二付取斗覚 天保3年1綴 6329

- 9 C1-66 姓名書 天保8年9月 1枚 5121  
 10 C1-121 若殿様御乗出一件書類 慶応4年閏4月 22点一括 5031~5052  
 11 C1-122 若殿様御乗出シ御調帳 慶応4年閏4月 1冊 4121  
 12 C1-123 若殿様御乗出後初而御城着為御祝儀御目見隠居 十五歳以下之面々  
     慶応4年5月 横長帳 1冊 4208

《フィルムNo.3》

- 1 C1-92 於京都五月五日御昇進引続口宣御渡勤向手続 元治元年5月 1通 4029  
 2 C1-93 於京都五月五日御昇進引続口宣御渡勤向手続 元治元年5月 1冊 4110  
 3 C1-94 松平三河守源慶倫朝臣正四位下成御礼録之事 元治元年 1通 4112  
 4 C1-139 拾万石侍従少将之節堂上方格帳 年未詳 1冊 5148  
 5 C1-95 正四位下御昇進二付口宣御頂戴御入用御勘定帳 元治元年 6点一括  
     4113~4118  
 6 C1-96 元治元甲子五月五日御昇進同年八月廿四日口宣御頂戴之手続書 諸御入用  
     御勘定帳其外書類壱袋添 元治元年 15点一括 5951~5961

《フィルムNo.4》

- 1 C1-124 若殿様初而御上京御初参内引続御乗出口宣御頂戴御懸緒御免許一件取調書  
     4129  
 2 C1-157 恵照院さま御頂戴被遊候御判物写 源剛院様少将御昇進付口宣御奉書写之  
     入記 年未詳 6039  
 3 C1-158 松平越後守より久世出雲守宛書状 年未詳 写 1通 5830  
 4 C2-9 東照宮百五十回御神忌御先例 明和2年2月 6302  
 5-1 C2-46-1 東照宮御遷宮取調帳 文化11年9月 3冊 6299-6301  
 5-2 C2-46-2 東照宮御遷宮取調帳 文化11年9月 3冊 6299-6301  
 6 C2-47 東照宮式百回御神忌二付御法会取調帳 文化11年9月 1冊 6304  
 7 C2-50 東照宮御祭礼之記 文化13年9月 1冊 6298  
 8 C3-505 日光御社参記 安永5年 1冊 6016  
 9 C3-513 東照宮御遷宮并式百回忌二付御法覚留 文化11年9月 1冊 6303  
 10-1 C3-514 東照宮御遷宮并式百会御神忌一件帳 文化11年 1袋 6197  
 10-2 C3-514 東照宮御遷宮并式百会御神忌一件帳 文化11年 1袋 6197  
     御神忌之節之図 6198  
 11 C3-549 東照宮二百五拾回御神忌二付日光山彷御太刀馬代御献備畠御進物且道中  
     往返御入用鉢石町旅宿中諸御刀用辻取調帳写 慶応元年四月 1冊 4075  
 12 E1-29 日記(国元日記) 享保13年 4月分のみ  
 13 E1-28 日記(国元日記) 享保12年 部分  
     以下矢吹家文書 土蔵収藏資料  
 14 149 森美作守殿浪人村々ニ住宅罷候覚 目木村大庄屋善兵衛触 宝永4年8月 1冊  
 15 150 浪人御改書上帳 宝永4年8月 二宮村大庄屋五郎右衛門触 1冊  
 16 151 小中原触浪人書上帳 宝永4年8月 1冊

17 152 東南条郡村々浪人書上御帳 宝永4年8月 1冊

《フィルムNo.5》

- 1 C2-108 御官位御昇進之御礼御国使者勤帳 天保7年正月 横長帳 1冊 3936
- 2 C2-113 御位階御昇進之御礼御国使者勤帳 天保8年10月 横長帳 1冊 3937
- 3 C3-503 女房奉書 年未詳 4通 6030~6033 ※6034が混入・撮影
- 4 C3-509 御官物請取目録 安永7年 2通 6011・6012

以下矢吹家文書 土蔵収蔵資料

- 5 276 覚 戒善院様御任官ニ付御内願之御書付 写 (享保16年) 一通  
※蓮淨院=家宣側室、一位様=天英院(家宣正室)
- 6 177 美作中將宛出仕状 一通
- 7 275 因作ニ付上京延引願 一通
- 8 154 依御召御上京被遊候付調書 慶応二年 一冊  
以下愛山文庫津山松平藩文書
- 9 E1-1-101 国元日記 安永5年 0425 ※一部  
(原題: 安永五丙申年從正月至十二月 日記)
- 10 E2-1-70 江戸日記 享保16年 0069 ※一部  
(原題: 享保十六辛亥年 江戸日記 従七月至十二月)

【鳥取県立博物館〈鳥取藩政資料〉 その1】 (96.10/29~11/1)

《フィルムNo.8》

- 1 191 藩邸考 上 2冊の1
- 2 192 藩邸考 下(増補) 天保辛丑冬 2冊の2
- 3 193 藩邸年表 上(寛永元~元禄9) 天保12 3冊の1
- 4 194 藩邸年表 中(元禄10~延享2、途中まで) 天保12 3冊の2

《フィルムNo.9》

- 1 194 藩邸年表 中(元禄10~延享2、途中から) 天保12 3冊の2
- 2 195 藩邸年表 下(延享2~天保12) 天保12 3冊の3
- 3 8139 江戸御普請之時小判之御払帳 慶長19年正月 1冊
- 4 7946 御足米渡帳 払帳 寛永3 1冊
- 5 8153 銀子払帳 慶長18 1冊
- 6 8136 児島郡物成帳 元和3年10月 1冊
- 7 600 備藩典刑 上 天明乙巳年正月 3冊の1
- 8 600 備藩典刑 中 天明乙巳年正月(途中まで) 3冊の2

《フィルムNo.10》

- 1 600 備藩典刑 中 天明乙巳年正月(途中から) 3冊の2
- 2 600 備藩典刑 下 天明乙巳年正月 3冊の3
- 3 732 生育御趣意書 安政6年2月 1冊

- 4 733 安民諭訓 1 冊  
5 734 教解書 1 冊  
6 420 御連枝様方御家 自寛文十年至享保十九年 1 冊  
7 319 両支封家資料 元禄延享間記録 1 冊  
8 315 備中池田先祖書 町奉行池田筑後 1 冊  
9 314 松平連之助系譜 仲澄公より 1 冊  
10 313 因幡新田池田清定系譜 1 冊  
11 318 松平壱岐守源仲澄公御分地刻式 1 冊  
12 156 鳥取藩史鹿奴藩 1 冊  
13 157 鳥取支藩史 若桜 1 冊  
14 6249 江戸御用状控 一 寛政7年 1 冊  
15 6253 江戸御用状控 五 享和4年(途中まで) 1 冊

《フィルムNo.11》

- 1,鳥取12648,,因幡民談記4国主ノ上  
2,鳥取12649,,因幡民談記5国主ノ中  
3,鳥取12650,,因幡民談記6国主ノ下  
4,鳥取12653,,因幡民談記9筆記(数頁のみ)

《フィルムNo.12》

- 4,鳥取12653,,因幡民談記9筆記(最初から)  
5,鳥取12651,,因幡民談記7古書之部  
6,鳥取12654,,因幡民談記11詩歌拾遺  
7,鳥取12682,,因幡志26国守考本  
8,鳥取12699,,因幡志8筆記之部1  
9,鳥取12700,,因幡志9筆記之部2  
10,鳥取12701,,因幡志10筆記之部3  
11,鳥取12702,,因幡志11筆記之部4  
12,鳥取12703,,因幡志12筆記之部5  
13,鳥取12704,,因幡志13筆記之部6  
14,鳥取12705,,因幡志14筆記之部7  
15,鳥取 8438,,竹島之書附(地図を残し全部撮影)

《フィルムNo.13》

- 15,鳥取 8438,,竹島之書附(地図のみ)  
16,鳥取 8439,,竹島之図2  
17,鳥取 8440,,竹島之図1  
18,鳥取 8441,,竹島之図3  
19,鳥取 8442,,竹島之図4  
20,鳥取 8443,,小谷伊兵衛5差出候竹島之絵図

- 21, 鳥取 8676, 明暦元年～元禄12年, 御家中異変之事古例 1
- 22, 鳥取 8677, 元禄13年～延享4年, 御家中異変之事古例 2
- 23, 鳥取 8678, 寛延元年～明和6年, 御家中異変之事古例 3
- 24, 鳥取 8679, 明和7年～安永5年, 御家中異変之事古例 4 (絞りミス)
- 25, 鳥取 8680, 安永6年～寛政2年, 御家中異変之事古例 5 (数丁のみ)

#### 《フィルムNo.14》

- 24, 鳥取 8679, 明和7年～安永5年, 御家中異変之事古例 4 (撮り直し)
- 25, 鳥取 8680, 安永6年～寛政2年, 御家中異変之事古例 5 (最初から)
- 26, 鳥取 8681, 寛政3年～同9年, 御家中異変之事古例 6
- 27, 鳥取 8682, 寛政10年～文化4年, 御家中異変之事古例 7
- 28, 鳥取 2233, 宝永2年～文政6年, 御追放控見出 1
- 29, 鳥取 2232, 宝永2年～文政6年, 御追放控見出 2

#### 《フィルムNo.15》

- 30, 鳥取 2231, 文政5年より, 御追放控見出 3
- 31, 鳥取 3272, 延享4年, 江戸御留守居日記 10 (部分)
- 32, 鳥取 3273, 延享4～5年, 江戸御留守居日記 11 (部分)
- 32, 鳥取 3274, 寛延元年, 江戸御留守居日記 12 (部分)
- 33, 鳥取 3307, 宝暦14年, 江戸御留守居日記 45 (部分)
- 34, 鳥取 3309, 明和元年, 江戸御留守居日記 47 (部分)
- 35, 鳥取 3527, 天保3年, 江戸御留守居日記 265 (部分)
- 36, 鳥取 なし, 因幡国守伝記 1
- 37, 鳥取 なし, 因幡国守伝記 2
- 38, 鳥取 なし, 因幡国守伝記 4
- 39, 鳥取 なし, 因幡国守伝記 5
- 40, 鳥取 3521, 天保2年1月～4月, 江戸御留守居日記 (途中まで, 19巻へ)

#### 《フィルムNo.16》

- 1 6253 江戸御用状控 五 享和4年(途中から) 1冊
- 2 6250 江戸御用状控 一 文化2年 1冊
- 3 6654 斎稷公・斎順公少将御昇進別記 1冊
- 4 6655 斎稷公・斎順公少将御昇進別記 1冊
- 5 339 本藩秘禄 1冊
- 6 6696 御法名記 2冊合冊
- 7 6861 壱岐守様御附人 従明暦三年至文化四年 1冊
- 8 289 池田氏家譜集成二 (途中まで) 1冊

#### 《フィルムNo.17》

- 1 289 池田氏家譜集成二 (途中から) 1冊

2 289 因州家池田家譜 (忠繼公玆明治6年) 1冊

3 300 因州池田家譜 1冊

3 6251 江戸御用札控 文化3年

(撮影番号重複)

4 6252 江戸御用札控 享和3年

6 5570 江戸日記 元禄13年(一部)

7 5572 江戸日記 正徳5年(一部)

8 5585 江戸日記 享保14年(一部) 」

9 5587 江戸日記 享保16年(一部)

10 5649 江戸日記 宝暦9年(一部)

11 5664 江戸日記 安永2年(一部)

12 2352 御国日記 天明4年(一部)

13 2368 御国日記 寛政12年(一部) 途中まで

#### 《フィルムNo.18》

1 2368 御国日記 寛政12年(一部) 途中から

2 2385 御国日記 文政14年(一部)

3 2386 御国日記 文政元年(一部、正月～6月)

4 2387 御国日記 文政2年(一部、12月のみ)

5 2422 御国日記 天保12年 1冊 (途中まで)

#### 《フィルムNo.19》

40,鳥取 3521,天保2年1月～4月,江戸御留守居日記(15巻途中から)

41,鳥取 3522,天保2年5月～8月,江戸御留守居日記

42,鳥取 3523,天保2年9月～10月,江戸御留守居日記(途中まで,20巻へ)

#### 《フィルムNo.20》

42,鳥取 3523,留守居日記(19巻途中から)

#### 《フィルムNo.21》

1 2422 御国日記 天保12年 1冊 (途中から)

#### 《フィルムNo.22》

1 9 1 7 9 河田源八家譜 被召出年月不詳 明治四年 一部

2 3 3 4 2 江戸御留守居日記 安永五年正月～三月 80 一部

3 3 3 4 3 江戸御留守居日記 安永五年四月～六月 81 一部

4 3 3 4 4 江戸御留守居日記 安永五年七月～十二月 82 一部

5 3 3 4 5 江戸御留守居日記 安永六年正月～三月 83 一部

6 3 4 2 5 江戸御留守居日記 享和三年九月～十二月 163 一部

7 3 4 1 5 江戸御留守居日記 寛政事記 寛政十二年三 153 一部

8	3 4 1 6	江戸御留守居日記 寛政事記	寛政十二年四	1 5 4	一部
9	2 5 3 3	控帳 天和二年一月～十二月		2 2	一部
10	2 5 5 0	控帳 宝永三年一月～十二月		4 6	一部
11	3 2 7 5、 3 2 7 6	江戸御留守居日記 寛延二年正月～十二月 1 3、 1 4			一部
12	3 4 2 1	江戸御留守居日記 享和二年五月～八月		1 5 9	一部
13	3 2 2	家のつたえ 縫殿頭支封松平定常君著			全部
14	3 4 0	玉枝集(光仲公史料)			全部
15	3 5 2 4	江戸御留守居日記 天保二年		2 6 2	一部

《フィルムNo.23》

1	3 2 7 4	3 2 7 5 江戸御留守居日記 延享五年自正月至十二月 1 1、 1 2			一部
2	3 2 8 2	江戸御留守居日記 宝暦二年自九月至十二月	2 0		一部
3	3 3 0 9	江戸御留守居日記 明和元年自十月至十二月	4 7		一部
4	3 3 8 5	江戸御留守居日記 寛政事記五	1 2 3		一部
5	3 4 0 3	江戸御留守居日記 寛政事記廿三	1 4 1		一部
6	3 4 0 4	江戸御留守居日記 寛政事記廿四	1 4 2		一部
7	3 4 3 4	江戸御留守居日記 文化三年自九月至十二月	1 7 2		一部
8	3 5 2 8	江戸御留守居日記 天保三年	2 6 6		一部
9	3 6 0 3	江戸御留守居日記 嘉永三年五	3 4 1		一部
10	3 5 2 5	江戸御留守居日記 天保三年	2 6 3		全部
11	3 5 2 8	江戸御留守居日記 天保三年	2 6 6		途中まで

《フィルムNo.24》

1	3 5 2 8	江戸御留守居日記 天保三年	2 6 6		最後まで
2	鳥取県立図書館	9 5 4 1 9 思い出草 壱・弐			一部
3	鳥取県立図書館	9 5 4 2 0 思い出草 参・四			一部
4	鳥取県立図書館	9 5 4 2 1 思い出草統編 壱・弐			一部
5	鳥取県立図書館	9 5 4 2 2 思い出草統編 参・四			一部
6	3 5 3 1	江戸御留守居日記 天保四年三	2 6 9		全部
7	4 1 8 5	御登り道中日記 明和九年五月			全部

《フィルムNo.25》

1	1 5 3 1 9	増補異説見聞略草稿乾 8			全部
2	1 5 3 2 0	増補異説見聞略附卷 9			全部
3	4 2 3 6	御下り御道中日記 寛文十一年三月十四日～四月四日			全部
4	4 2 4 0	御下道中日記十九 延宝三年三月十六日～四月四日			全部
5	4 2 4 2	御下道中日記二十九 延宝五年三月十八日～4月六日			全部
6	1 5 3 1 7	増補異説見聞略草稿坤 6			全部

7 15318 増補異説見聞略草稿兌 7

全部

《フィルムNo.26》

1 5311 御目付日記 天保十二年三月～五月 470 全部

《フィルムNo.27》

1 欠 (No. 26 の 1 に続けて 2 をつけたため)  
2 5311 御目付日記 天保十二年三月～五月 470 全部  
3 岡島文庫 83566 因府歴年大雑集 索引目録 全 全部  
4 岡島文庫 19743 因府歴年大雑集 第一巻 全部  
5 岡島文庫 19744 因府歴年大雑集 第二巻 全部  
6 岡島文庫 19745 因府歴年大雑集 第三巻 全部  
7 岡島文庫 19746 因府歴年大雑集 第四巻 全部  
8 岡島文庫 19747 因府歴年大雑集 第五巻 全部  
9 岡島文庫 19748 因府歴年大雑集 第六巻 全部  
10 岡島文庫 19749 因府歴年大雑集 第七巻 全部  
11 岡島文庫 19750 因府歴年大雑集 第八巻 全部  
12 岡島文庫 19751 因府歴年大雑集 第九巻 全部  
13 岡島文庫 19752 因府歴年大雑集 第十巻 全部  
14 岡島文庫 19753 因府歴年大雑集 第十一巻 全部  
15 岡島文庫 19754 因府歴年大雑集 第十二巻 全部  
16 岡島文庫 19755 因府歴年大雑集 第十三巻 全部  
17 岡島文庫 19756 因府歴年大雑集 第十四巻 途中まで

《フィルムNo.28》

1 岡島文庫 19756 因府歴年大雑集 第十四巻 最後まで  
2 岡島文庫 19757 因府歴年大雑集 第十五巻 全部  
3 3316 江戸御留守居日記 明和四年 54 一部  
4 3319 江戸御留守居日記 明和五年 57 一部  
5 3322 江戸御留守居日記 明和六年 60 一部  
6 3326 江戸御留守居日記 明和七年 64 一部  
7 3329 江戸御留守居日記 明和八年七月～十二月 67 一部  
8 3332 江戸御留守居日記 明和九年九月～十二月 70 一部  
9 3356 江戸御留守居日記 安永九年 94 一部  
10 3336 江戸御留守居日記 安永二年 74 一部  
11 3339 江戸御留守居日記 安永三年 77 一部  
12 3341 江戸御留守居日記 安永四年 79 一部  
13 3344 江戸御留守居日記 安永五年 82 一部  
14 3348 江戸御留守居日記 安永六年 86 一部  
15 3351 江戸御留守居日記 安永七年 89 一部

1 6	3 3 5 4	江戸御留守居日記	安永八年七月～十二月	9 2	一部
1 7	3 3 5 9	江戸御留守居日記	天明元年	9 7	一部
1 8	3 3 6 1	江戸御留守居日記	天明二年	9 9	一部
1 9	3 3 6 4	江戸御留守居日記	天明三年	1 0 2	一部
2 0	3 3 6 7	江戸御留守居日記	天明四年	1 0 5	一部
2 1	3 3 7 0	江戸御留守居日記	天明五年九月～十二月	1 0 8	一部
2 2	3 3 7 3	江戸御留守居日記	天明六年	1 1 1	一部
2 3	3 3 7 6	江戸御留守居日記	天明七年九月～十二月	1 1 4	一部
2 4	3 3 7 9	江戸御留守居日記	天明八年九月～十二月	1 1 7	一部
2 5	3 3 8 2	江戸御留守居日記	寛政元年九月～十二月	1 2 0	一部
2 6	3 3 8 5	江戸御留守居日記	寛政二年	1 2 3	一部
2 7	3 3 8 8	江戸御留守居日記	寛政三年九月～十二月	1 2 6	一部
2 8	3 3 9 1	江戸御留守居日記	寛政四年	1 2 9	一部
2 9	3 3 9 4	江戸御留守居日記	寛政五年	1 3 2	一部
3 0	3 3 9 7	江戸御留守居日記	寛政六年	1 3 5	一部
3 1	3 4 0 0	江戸御留守居日記	寛政七年	1 3 8	一部
3 2	3 4 0 3	江戸御留守居日記	寛政八年	1 4 1	一部
3 3	3 4 0 6	江戸御留守居日記	寛政九年	1 4 4	一部
3 4	3 4 0 9	江戸御留守居日記	寛政十年	1 4 7	一部
3 5	3 4 1 4	江戸御留守居日記	寛政十一年	1 5 0	一部
3 6	3 4 1 6	江戸御留守居日記	寛政十二年	1 5 4	一部
3 7	3 4 1 9	江戸御留守居日記	享和元年	1 5 7	一部
3 8	3 4 2 2	江戸御留守居日記	享和二年	1 6 0	一部
3 9	3 4 2 5	江戸御留守居日記	享和三年	1 6 3	一部
4 0	3 4 2 8	江戸御留守居日記	文化元年	1 6 6	一部
4 1	3 4 3 1	江戸御留守居日記	文化二年	1 6 9	一部
4 2	3 4 3 4	江戸御留守居日記	文化三年	1 7 2	一部
4 3	3 4 3 7	江戸御留守居日記	文化四年	1 7 5	一部
3 5 (4 4)	3 4 4 0	江戸御留守居日記	文化五年	1 7 8	一部
3 6 (4 5)	3 4 4 3	江戸御留守居日記	文化六年九月～十二月	1 8 1	一部
3 7 (4 6)	3 4 4 6	江戸御留守居日記	文化七年	1 8 4	一部
3 8 (4 7)	3 4 4 9	江戸御留守居日記	文化八年	1 8 7	一部
4 8	3 4 5 2	江戸御留守居日記	文化九年	1 9 0	一部
4 9	3 4 6 4	江戸御留守居日記	文化十三年九月～十二月	2 0 2	一部
5 0	3 4 7 5	江戸御留守居日記	文政二年十一月～十二月	2 1 3	一部
5 1	3 4 7 9	江戸御留守居日記	文政三年十月～十二月	2 1 7	一部
5 2	3 4 8 3	江戸御留守居日記	文政四年十月～十二月	2 2 1	一部
5 3	3 4 8 8	江戸御留守居日記	文政五年九月～十二月	2 2 6	一部
5 4	3 4 9 2	江戸御留守居日記	文政六年	2 3 0	一部
5 5	3 5 0 0	江戸御留守居日記	文政八年	2 3 8	一部

5 6 3 5 0 4	江戸御留守居日記	文政九年十一月～十二月	2 4 2	一部
5 7 3 5 1 6	江戸御留守居日記	文政十二年十月～十二月	2 5 4	一部
5 8 3 5 2 0	江戸御留守居日記	文政十三年十月～十二月	2 5 8	一部
5 9 3 5 2 4	江戸御留守居日記	天保二年	2 6 2	一部
5 9 (6 0) 3 5 2 8	江戸御留守居日記	天保三年	2 6 6	一部
6 0 (6 1) 3 5 3 1	江戸御留守居日記	天保四年	2 6 9	一部
6 1 (6 2) 3 5 4 8	江戸御留守居日記	天保八年	2 8 6	一部
6 3 3 5 9 4	江戸御留守居日記	嘉永元年十二月	3 3 2	一部
6 4 3 6 0 4	江戸御留守居日記	嘉永三年	3 4 2	一部
6 5 3 6 0 8	江戸御留守居日記	嘉永四年	3 4 6	一部
6 6 3 6 1 2	江戸御留守居日記	嘉永五年十二月	3 5 0	一部
6 7 3 6 1 6	江戸御留守居日記	嘉永六年十二月	3 5 4	一部
6 8 1 9 7 0 4	江戸御留守居日記	嘉永七年十一月～十二月	なし	一部
6 9 3 6 2 0	江戸御留守居日記	安政二年十二月	3 5 8	一部
7 0 3 6 3 5	江戸御留守居日記	安政六年	3 7 2	一部
7 1 3 6 3 8	江戸御留守居日記	万延元年	3 7 6	一部
7 2 3 6 4 1	江戸御留守居日記	文久元年	3 7 9	一部
7 3 3 6 4 5	江戸御留守居日記	文久二年	3 8 3	一部
7 4 3 6 4 7	江戸御留守居日記	文久三年	3 8 5	一部
7 5 3 6 5 0	江戸御留守居日記	元治元年	3 8 8	一部
7 6 3 6 5 3	江戸御留守居日記	慶応元年	3 9 1	一部
7 7 9 0 5 2	岡島正潔家譜			全部

### 【鳥取県立博物館〈鳥取藩政資料〉 その2】(98.2/19～20)

※カッコ内は目録頁数

#### 《鳥取藩政史料I－1》

- 1 6000 於絲様松平上総介様江御縁組別記 御勤部屋 寛政8年 1冊(p.26)
- 2 6592 於絲様御縁組記 御用部屋 寛政元年 1冊(p.26)
- 3 6651 齋邦公御元服御官位別記 寛政12年3月 1冊(p.24)
- 4 6653 齋稷公御元服御官位別記 御勤部屋 文化4年10月～5年3月 1冊(p.24)
- 5 6668 齋訓公御元服御官位別記 御勤部屋 天保2年10月～ 1冊(p.25)
- 6 6687 鶴五郎様御乗出し御用日記 御用部屋 安永8年4月 1冊(p.23)
- 7 6645-1 秀三郎君・誠之助君御嫡子成別記 御勤部屋 天明2年・文政9年 1冊(p.23)

#### 《鳥取藩政史料I－2》

- 1 3650 元治元子年 江戸留守居日記 三 1冊 ※一部
- 2 6634 勝五郎君御元服御官位別記 御勤部屋 宝暦9年5月 1冊(p.23)

- 3 6643 鶴五郎様御目見御元服御書目録控（御勤部屋カ）（安永8年） 1冊(p.23)  
 4 6635 御元服之記 宝暦9年4月 1冊(p.23)  
 5 6636 勝五郎様御目見五節句別記 御勤部屋 宝暦9年4月 1冊(p.23)  
 6 6637 勝五郎様御目見五節句別記 御勤部屋 宝暦9年4月 1冊(p.23)  
 7 6638 御袖留御祝儀之記写 御用部屋 宝暦10年11月11日 1冊(p.23)  
 8 6639 御転任御兼任御祝儀御老中御招請記（御用部屋） 1冊 宝暦10年9月  
     (p.23) ※途中まで

#### 《鳥取藩政史料 I - 3》

- 8 6639 御転任御兼任御祝儀御老中御招請記（御用部屋） 宝暦10年9月 1冊  
     (p.23) ※途中から  
 9 6640 将軍宣下御祝儀御老中御招請記 御用部屋 宝暦10年12月 1冊(p.23)  
 1 6627 御隠居御家督御分知御祝儀帳 御勤部屋 貞享2年6月 1冊(p.22)  
 2 6628 勝五郎様御目見御元服別記 御勤部屋 享保16年10月 1冊(p.22)  
 3 6629 勝五郎様御目見之記・御元服之記（御用部屋） 享保16年10月～12月  
     1冊 (p.23)  
 4 6641 御家督御祝儀御老中御招請記 御用部屋 宝暦10年12月 1冊(p.23)  
 5 6763 治道公御家督御目見御控（天明3年） 1冊(p.23)  
 6 14143 諸事控 享保年間頃 1冊(p.32)  
 7 90 池田家履歴略記1 天文5～天正8 1冊(p.20)

#### 《鳥取県立博物館II - 1》

- 1 6792 御在府中御定式御贈物覚 野間 文政3年3月 1冊(p464)  
 2 6803 御住居御座敷向御床寸法御掛物絵様窺帳 御留守居 1冊(p34)  
 3 14707 華族位階順席 池田慶徳 明治3年10月 1冊(p452)  
 4 6832 道中心得 上 1冊(p489)  
 5 6833 道中心得 中 1冊(p489)  
 6 6834 道中心得 下 1冊(p489)  
 7 12858 池土話 岡伊兵衛編 1冊(p480)  
 8 12886 細川越中殿御息江被進一冊写 細川重賢 1冊(p490)  
 9-1 13158-2 松平五郎磨様御願書 1冊 嘉永3年9月(p476)  
 9-2 13158-5 因府家老教導 1冊(p476)  
 10 14234 池田章政書状 池田慶徳宛 一巻一通 (10月7日付)(p445)  
 11 14235 池田章政書状 池田慶徳宛 二通一巻 (無日付・11月5日付)(p445)  
 12 14237 池田茂政書状 池田慶徳宛 一通一巻 (正月8日付)(p445)  
 13 14238 池田茂政書状 池田慶徳宛 一通一巻 (10月8日付)(p445)  
 14 14239 池田茂政書状 池田慶徳・輝知宛 一通一巻 (無日付)(p445)  
 15 14426 池田茂政書状 池田慶徳宛 一通一巻 (8月19日付)(p445)  
 16 14427 池田茂政辞職願写 一通一巻 (明治3年5月24日付)(p445)  
 17 14428 池田茂政書状 池田慶徳宛 一通一巻 (7月26日付)(p445)

- 18 14429 池田茂政辞職願写 1通一巻(p445)  
 19 14430 池田茂政辞職願写 一通一巻 (明治3年5月24日付)(p445)  
 20 14431 池田茂政書状 池田慶徳宛 一通一巻 (明治3年7月26日付)(p445)  
 21 6767 御公務雜記一 西村庄兵衛撰 天明2年11月 1冊(p32) ※途中まで  
     (表紙に「明和四・九年、安永二・三年 江戸御控」)

#### 《鳥取県立博物館II-2》

- 1 6767 御公務雜記一 西村庄兵衛撰 天明2年11月 1冊(p32) ※途中から  
 2 6768 御公務雜記二 西村庄兵衛撰 天明2年11月 1冊(p32)(安永4~7年)  
 3 6769 御公務雜記三 西村庄兵衛撰 天明2年11月 1冊(p32)(安永8~天明2年)  
 4 6770 御公務雜記四 (天明3年~7年) 1冊(p32)  
 5 6771 御公務雜記五 (天明6年~8年) 1冊(p32)  
 6 6772 御公務雜記六 (寛政元年~2年) 1冊(p32)  
 7 6764 若殿様御目見御元服御書御目録控 1冊(p23) ※途中まで

#### 《鳥取県立博物館II-3》

- 7 6764 若殿様御目見御元服御書御目録控 1冊(p23) ※途中から  
 1 6765 治道公御家督御目見御控 1冊(p23) (6763・I-3-4と同文)  
 2 6783 堂上方御三家 (元禄9年~享保7年) 1冊(p32)  
 3 6787 御連署向并御勤向 (元禄8年~享保18年) 1冊(p32) 0219  
 4 13074 幕令 (嘉永6年~慶応2年) 1冊(p416)  
 5 13075 幕令 (13074と同文) 1冊(p416)  
 6 3759 京都詰家老日記 文久2年9月~3年6月26日 1冊(p302) ※途中まで

#### 《鳥取県立博物館II-4》

- 6 3759 京都詰家老日記 文久2年9月~3年6月26日 1冊(p302) ※途中から  
 1 3761 京都詰家老日記 元治2年1月~10月 1冊(p302)  
 2 3763 京都詰家老日記 慶応3年1月~12月 1冊(p302)  
 3 3764 京都詰家老日記 明治元年1月~4月 1冊(p302) ※途中まで

#### 《鳥取県立博物館II-5》

- 3 3764 京都詰家老日記 明治元年1月~4月 1冊(p302) ※途中から  
 1 3104 江戸御用部屋日記 万延2年7月~12月 1冊(p270) ※途中まで

#### 《鳥取県立博物館II-6》

- 1 3104 江戸御用部屋日記 万延2年7月~12月 1冊(p270) ※途中から  
 2 3259 江戸御用部屋日記写 文久2年1月~閏8月 1冊(p275)  
     ※八月廿四日条まで撮影

【山口県文書館〈毛利家文庫〉 その1】 (96.7/22~25)

### 《フィルムNo.8》

- |   |       |                                 |    |
|---|-------|---------------------------------|----|
| 1 | 8- 1  | 江戸御屋敷坪数并水道                      | 1冊 |
| 2 | 8- 2  | 邸（御屋敷之次第，慶長～）                   | 1冊 |
| 3 | 8- 3  | 邸続（宝永～寛政）                       | 1冊 |
| 4 | 8- 4  | 京都・大阪・長崎御屋敷事                    | 1冊 |
| 5 | 8- 5  | 〔江戸〕若林御屋敷御求之事                   | 1冊 |
| 6 | 8-12  | 御三屋敷并三十間堀御屋敷赤坂今井台御預地昼夜廻番之次第 明和2 | 1冊 |
| 7 | 8- 20 | 桜田御屋敷エ御引移一件 天明3                 | 1冊 |
| 8 | 8- 32 | 〔江戸〕御屋舗事 弘化元～2                  | 2冊 |

### 《フィルムNo.9》

- |   |       |                          |    |
|---|-------|--------------------------|----|
| 1 | 8- 33 | 〔江戸木挽町〕築地御中屋敷一事 弘化3～嘉永4  | 1冊 |
| 2 | 9- 5  | 〔江戸〕御留守御書之控（井原加賀守存之） 寛永9 | 2冊 |
| 3 | 9- 5  | 〔江戸〕御留守御書之控（井原加賀守存之） 寛永9 | 2冊 |
| 4 | 9-205 | 山王一件 嘉永元                 | 4冊 |
| 5 | 9-205 | 山王一件 嘉永元                 | 4冊 |
| 6 | 9-205 | 山王一件 嘉永元                 | 4冊 |

### 《フィルムNo.10》

- |   |          |  |                   |
|---|----------|--|-------------------|
| 1 | 9-205    | 山王一件（途中） 嘉永元                                   | 4冊                |
| 2 | 9-205    | 山王一件 嘉永元                                       | 4冊                |
| 3 | 8- 32    | 〔江戸〕御屋舗事 弘化元～2                                 | 2冊                |
| 4 | 19- 11-3 | 記録所日帳書抜(3) 加判老中・江戸御留守居之部<br>宝暦13.正.2.～寛政2.7.1. | 1冊                |
| 5 | 11- 54   | 矢倉惱銀根帳 明和5                                     | 1冊                |
| 6 | 11-346   | 江戸御要用銀御根帳 宝暦14～弘化4                             | 1冊                |
| 7 | 11-362   | 江戸京大坂御借銀帳 承応元                                  | 1冊（途中まで，No.16に続く） |

### 《フィルムNo.11》

- |   |       |                  |    |
|---|-------|------------------|----|
| 1 | 9-114 | 留守居役心得百十五ヶ条 宝永6カ | 1冊 |
| 2 | 9-145 | 他所問答 一           |    |
| 3 | 9-145 | 他所問答 二           |    |
| 4 | 9-145 | 他所問答 三           |    |
| 5 | 9-145 | 他所問答 四止（途中まで）    |    |

### 《フィルムNo.12》

- |   |        |                               |    |
|---|--------|-------------------------------|----|
| 1 | 9-145  | 他所問答 四止（途中から）                 |    |
| 2 | 10-97  | 地江戸役人附 天保八酉年十一月               | 1冊 |
| 3 | 9-623  | 江戸方江被相渡候写並江戸方引返答之控御密用物 天保八年十月 | 1冊 |
| 4 | 11-113 | 御根積帳 御所帶方 文政四巳年 乾             |    |

- 5 11-113 御根積帳 御所帶方 文政四巳年 坤  
 6 11-316 江戸御要用金御根帳書取 〔天保8〕 1 冊  
 7 11-332 江戸御用銀御根帳写 全（途中まで） 〔正徳3～宝暦6〕 1 冊

### 《フィルムNo.1 3》

- 1 11-332 江戸御用銀御根帳写 全（途中から） [正徳3～宝暦6] 1冊

2 42-3 大猷院様就五拾回御忌日光江御代参之事 元禄13 1冊

3 19-30 斎元公御部屋日記 江戸麻布邸御部屋御勤日記 文政5.正.1.～同7.2.22. 1冊

4 40-71 江戸御屋敷御ヶ条類 慶長19～元禄5 1冊

5 40-28 在江戸面々エ之御法度 延宝5カ, 1冊

6 42-19 吉宗公日光山御宮就御社參御祝儀御振舞之記録 享保14 1冊

7 42-20 吉元公日光山御社參記録 一 享保14

8 42-20 吉元公日光山御社參記録 二止 享保14（途中まで）

### 《フィルムNo.14》

- |    |       |                           |
|----|-------|---------------------------|
| 1  | 42-20 | 吉元公日光山御社參記録 二止 享保14(途中から) |
| 2  | 1-1   | [禁裡遷幸御悅使者]覚書 延宝3年 1冊      |
| 3  | 1-2   | 遷幸御書御目録之御案 延宝3年 1冊        |
| 4  | 1-3   | 正親町天皇御即位前後之記 永祿3年 1冊      |
| 5  | 1-75  | 勸修寺家御由緒大略 全 1冊            |
| 6  | 1-76  | 勸修寺御由緒大概並願意旨趣 1冊          |
| 7  | 1-77  | 伝奏復勸修寺家同付巻 3冊の1           |
| 8  | 1-77  | 伝奏復勸修寺家 続 3冊の2            |
| 9  | 1-77  | 伝奏復勸修寺家 付巻 3冊の3           |
| 10 | 1-78  | 御当家御取次勸修寺家I被成御頼候次第 1冊     |
| 11 | 1-4   | 御即位ニ付禁裏院中I之御書其外控 貞享4 1冊   |
| 12 | 1-5   | 東山天皇御即位御勤之次第 貞享4 1冊       |
| 13 | 1-6   | 御入内一巻 元禄10年               |
| 14 | 51-4  | 諸士御仕置帳 一 天和元～同3(一部) 3冊の1  |
| 15 | 51-8  | 諸士御仕置帳 一 正徳元(一部) 4冊の1     |
| 16 | 51-8  | 諸士御仕置帳 三 正徳3～同4(一部) 4冊の3  |

### 《フィルムNo.15》

- |   |       |        |    |              |        |
|---|-------|--------|----|--------------|--------|
| 1 | 51-6  | 諸土御仕置帳 | 一  | 元禄元～同5(一部)   | 5冊の1   |
| 2 | 51-6  | 諸土御仕置帳 | 二  | 元禄6～同10(一部)  | 5冊の2   |
| 3 | 51-6  | 諸土御仕置帳 | 五止 | 元禄12～同16(一部) | 5冊の5   |
| 4 | 51-8  | 諸土御仕置帳 | 二  | 正徳元～同3(一部)   | 4冊の2   |
| 5 | 51-7  | 諸土御仕置帳 | 六  | 宝永4～同5(一部)   | 10冊の6  |
| 6 | 51-15 | 諸土御仕置帳 |    | 宝曆7(一部)      | 87冊の31 |

- 7 51-15 諸土御仕置帳 九 宝曆九(一部) 87冊の52  
8 7-9 宗氏覚書 (享保4年カ) 8月  
9 42-62 朝鮮信使一件 四 享保4 47冊の4  
10 42-62 朝鮮信使一件 五 享保4 47冊の5  
11 42-62 朝鮮信使一件 六 享保4 47冊の6  
12 42-62 朝鮮信使一件 七 享保4 47冊の7  
13 42-62 朝鮮信使一件 八 享保4(途中まで) 47冊の8

#### 《フィルムNo.1 6》

- 1 11-362,江戸京大坂御借銀帳 ,承応元, 1冊 (《フィルムNo.10》:途中より)  
2 19- 4,公儀所日乗1 福間就辰役中 ,寛永10~承応3, 36冊  
3 19- 4,公儀所日乗2 福間就辰役中 ,寛永10~承応3, 36冊  
4 19- 4,公儀所日乗3 福間就辰役中 ,寛永10~承応3, 36冊  
5 19- 4,公儀所日乗4 福間就辰役中 ,寛永10~承応3, 36冊  
6 19- 4,公儀所日乗5 福間就辰役中 ,寛永10~承応3, 36冊 (途中まで)

#### 《フィルムNo.1 7》

- 1 19- 4,公儀所日乗5 福間就辰役中 ,寛永10~承応3, 36冊 (途中から)  
2 19- 4,公儀所日乗6 福間就辰役中 ,寛永10~承応3, 36冊  
3 19- 4,公儀所日乗7 福間就辰役中 ,寛永10~承応3, 36冊  
4 19- 4,公儀所日乗8 福間就辰役中 ,寛永10~承応3, 36冊  
5 19- 4,公儀所日乗9 福間就辰役中 ,寛永10~承応3, 36冊

#### 《フィルムNo.1 8》

- 1 19- 4,公儀所日乗10 福間就辰役中 ,寛永10~承応3, 36冊  
2 19- 4,公儀所日乗11 福間就辰役中 ,寛永10~承応3, 36冊  
3 19- 4,公儀所日乗12 福間就辰役中 ,寛永10~承応3, 36冊  
4 19- 4,公儀所日乗13 福間就辰役中 ,寛永10~承応3, 36冊  
5 19- 4,公儀所日乗14 福間就辰役中 ,寛永10~承応3, (途中まで)

#### 《フィルムNo.1 9》

- 1 19- 4,公儀所日乗14 福間就辰役中 ,寛永10~承応3, (途中から)  
2 19- 4,公儀所日乗15 福間就辰役中 ,寛永10~承応3, 36冊  
3 19- 4,公儀所日乗16 福間就辰役中 ,正保3下  
4 19- 4,公儀所日乗17 福間就辰役中 ,正保4上  
5 19- 4,公儀所日乗18 福間就辰役中 ,正保4下  
6 19- 4,公儀所日乗19 福間就辰役中 ,慶安元上 (途中まで)

#### 《フィルムNo.2 0》

- 6 19- 4,公儀所日乗19 福間就辰役中 ,慶安元上 (途中から)

- 7 19- 4, 公儀所日乗20 福間就辰役中 ,慶安元下,  
 8 19- 4, 公儀所日乗21 福間就辰役中 ,慶安2上,  
 9 19- 4, 公儀所日乗22 福間就辰役中 ,慶安2中,  
 10 19- 4, 公儀所日乗23 福間就辰役中 ,慶安2下,  
 11 19- 4, 公儀所日乗24 福間就辰役中 ,慶安3上 (途中まで, 《フィルムNo.24へ》),

#### 《フィルムNo.2 1》

- 1 42-62 朝鮮信使一件 八 享保4(途中から) 47冊の8  
 2 42-62 朝鮮信使一件 九 享保4 47冊の9  
 3 51-9 諸土御仕置帳 一 享保元(一部) 31冊の1  
 4 51-9 諸土御仕置帳 七 享保6~8(一部) 31冊の7  
 5 51-9 諸土御仕置帳 二十四 享保17(一部) 31冊の24  
 6 51-9 諸土御仕置帳 二十五 享保18(一部) 31冊の25  
 7 51-9 諸土御仕置帳 三十一止 享保18~元文3(一部) 31冊の31  
 8 51-10 諸土御仕置帳 四 元文4(一部) 14冊の4 」 7月23日  
 9 51-16 諸土御仕置帳 一 明和4 97冊の45  
 10 51-16 諸土御仕置帳 二 明和4 97冊の46  
 11 51-16 諸土御仕置帳 三 明和4 97冊の47  
 12 42-62 朝鮮信使一件 十 享保4(途中まで) 47冊の10

#### 《フィルムNo.2 2》

- 1 42-62 朝鮮信使一件 十 享保4(途中から) 47冊の10  
 2 42-62 朝鮮信使一件 十一 享保4 47冊の11  
 3 2-1 德川家康琉球王対面の式覚 (慶長15年8月)  
 4 德山・朝鮮人来聘記17 於御城琉球人御取扱留記 天保3 1冊  
 5 德山・朝鮮人来聘記18 琉球人參府一件 寛政2 1冊  
 6 德山・朝鮮人来聘記19 松平周防守殿江琉球人參上之節取扱之記 1冊  
 7 德山・朝鮮人来聘記20 琉球人登城次第 1冊  
 8 58-498 築地御拝領屋敷図面 天保15 6通  
 9 4-138 毛利綱広宛位記口宣其外注文 承応3年2月23日 1通  
 10 3-26 羽柴三左衛門照政(池田輝政)書状 (慶長年間) 9月7日 1通  
 11 6-30 毛利秀元書状 (元和年間) 11月11日 1通  
 12 3-170 [御家筋並御任官之次第] 享保19年 1冊  
 13 3-55 [入御什書] 御一字位記口宣等写 全上 2冊の1  
 14 3-55 [入御什書] 御一字位記口宣等写 全下 2冊の2  
 15 3-55 [入御什書] 附支族位記口宣等写(途中まで) 1冊

#### 《フィルムNo.2 3》

- 1 3-55 [入御什書] 附支族位記口宣等写(途中から) 1冊  
 2 4-3 毛利輝元並御同官の御方御昇進の次第 (文禄4カ) 正月6日 1巻

- 3 43-45 若殿様侍従御昇進記録 一 天明元年 2 冊の 1  
 4 43-45 若殿様侍従御昇進記録 二止 天明元年 2 冊の 2  
 5 43-71 御内願一事 完 文政 7 ~ 弘化 2 1 冊  
 6 42-21 宗広公日光山御社参記録 寛保 2 (途中まで) 2 冊の 1

《フィルム No. 2 4》

- 1 19- 4, 公儀所日乗24 福間就辰役中 , 慶安 3 上 (途中から, 《フィルム No. 20》から),  
 2 19- 4, 公儀所日乗25 福間就辰役中 , 慶安 3 中,  
 3 19- 4, 公儀所日乗26 福間就辰役中 , 慶安 3 下,  
 4 19- 4, 公儀所日乗27 福間就辰役中 , 慶安 4 上,  
 5 19- 4, 公儀所日乗28 福間就辰役中 , 慶安 4 中,  
 6 19- 4, 公儀所日乗29 福間就辰役中 , 慶安 4 下,  
 7 19- 4, 公儀所日乗30 福間就辰役中 , 承応元上 (途中まで)

《フィルム No. 2 5》

- 1 19- 4, 公儀所日乗30 福間就辰役中 , 承応元上 (途中から)  
 2 19- 4, 公儀所日乗31 福間就辰役中 , 承応元中,  
 3 19- 4, 公儀所日乗32 福間就辰役中 , 承応元下,  
 4 19- 4, 公儀所日乗33 福間就辰役中 , 承応 2 上,  
 5 19- 4, 公儀所日乗34 福間就辰役中 , 承応 2 中,  
 6 19- 4, 公儀所日乗35 福間就辰役中 , 承応 2 下,  
 7 19- 4, 公儀所日乗36 福間就辰役中 , 承応 3 (途中まで, 《フィルム No. 27》へ)

《フィルム No. 2 6》

- 1 42-21 宗広公日光山御社参記録 寛保 2 (途中から) 2 冊の 1  
 2 42-21 宗広公日光山御社参記録 寛保 2 2 冊の 2

《フィルム No. 2 7》

- 1 19- 4, 公儀所日乗36 福間就辰役中 , 承応 3 (途中から)  
 2 4-172-(6), 毛利秀就宛夫人みつ消息 (日光社参出立の事) , 寛永 13.4.28., 1 点  
 3 4-172-(17), 毛利秀就宛夫人みつ消息 (日光社参への挨拶の事) , 寛永 17.5.2., 1 点  
 4 4-172-(62), 毛利秀就宛夫人みつ消息 (將軍日光社参前等の事) , 慶安元.4.27, 1 点  
 5 4-172-(63), 毛利秀就宛夫人みつ消息 (將軍日光社参前等の事) , 慶安元.4., 1 点  
 6 4-172-(76), 毛利秀就宛夫人みつ消息 (秀就父子日光道中への挨拶の事) , 慶安 2.8.13., 1 点  
 7 4-172-(77), 毛利秀就宛夫人みつ消息 (秀就父子日光道中への挨拶の事) , 慶安 2.8.17., 1 点  
 8 3- 38-(1), 永井監物白元書状 (伊原彈正宛. 家康25回忌) , 寛永 16.1.5., 1 点  
 9 3- 38-(11), 永井監物白元書状 (梨羽頼母宛. 家光日光社参) , 慶安元.4.2.4., 1 点  
 10 3- 51, 松平伊豆守宛書状 (阿倍四郎右衛門正之日光参詣之事) , 慶安 2 カ.7.24.1 点

- 11 3- 62-(1), 毛利秀就宛阿倍四郎五郎正之書状（將軍日光社参予定等の事）  
, 寛永11.8.27., 1点
- 12 3- 63-(13), 毛利秀就宛阿倍四郎五郎正之書状（將軍日光社参等の事）  
, 慶安元.4.28., 1点
- 13 3-114-(6), 毛利秀就宛酒井讚岐守忠勝書状（將軍日光社参前多忙の事）  
, 慶安元.3.16.1点
- 14 3-116-(7), 毛利秀就宛佐久間五郎兵衛信重書状（將軍日光より帰還等の事）  
, 慶安元.5.20., 1点
- 15 5- 71 , 福原広俊書状（江戸御屋敷中の事）, 年未詳.3.17., 1点
- 16 4-173-(61), 毛利秀就宛長女登佐消息（秀就父子日光社参等の事）
- 17 3-133-(3), 毛利秀就宛永井日向守直清書状（將軍日光参詣等の事）,  
慶安元.4.18., 1点
- 18 5- 69-(5), 福原広俊書状（江戸証人料の事）, 年未詳.4.15., 1点

#### 《フィルムNo.28》

- 1 公儀所日乗14 正保2下 《19日記-4-14》
- 2 公儀所日乗15 正保3上 《19日記-4-15》
- 3 江戸・京都・大坂御借金銀帳 承応元年10月27日 《11政理-362》
- 4 江戸・京・大坂御用状頭書 1 文化 9年～同 11年 《49状控類-29-1》

#### 《フィルムNo.29》

- 5 江戸・京・大坂御用状頭書 2 文化12年～文政 2年 《49状控類-29-2》
- 6 江戸・京・大坂御用状頭書 3 文政 8年～同 12年 《49状控類-29-3》
- 7 江戸・京・大坂御用状頭書 4 嘉永 6年～安政 3年 《49状控類-29-4》
- 8 江戸・京・大坂御用状頭書 5止 安政 4年～同 6年 《49状控類-29-5》
- 9 江戸・京・大坂・長崎御用状控 1 天保 2年（途中まで） 《49状控類-34-1》

#### 《フィルムNo.30》

- 9 江戸・京・大坂・長崎御用状控 1 天保 2年（途中から） 《49状控類-34-1》
- 10 江戸・京・大坂・長崎御用状控 2 天保 2・3年 《49状控類-34-2》
- 11 江戸・京・大坂・長崎御用状控 3 天保 3・4年 《49状控類-34-3》

#### 《フィルムNo.31》

- 1 江戸・京・大坂・長崎御用状控 4 天保 5年 《49状控類-34-4》
- 2 江戸・京・大坂・長崎御用状控 5 天保 年 《49状控類-34-5》
- 3 江戸・京・大坂・長崎御用状控 6 天保 年 《49状控類-34-6》

#### 《フィルムNo.32》

- 1 江戸・京・大坂・長崎御用状控 7 天保 年 《49状控類-34-7》
- 2 江戸・京・大坂・長崎御用状控 8 天保12年 《49状控類-34-8》

3 公儀江出ル御書付控 1 寛政 3年～文化 6年《41公儀事-26-1》

《フィルム№3 3》

- 1 公儀江出ル御書付控 2 寛政 3年～文化 6年《41公儀事-26-2》
- 2 公儀江出ル御書付控 3 寛政 3年～文化 6年《41公儀事-26-3》
- 3 公儀江出ル御書付控 4 寛政 3年～文化 6年《41公儀事-26-4》

《フィルム№3 4》

- 1 公儀江出ル御書付控 6 寛政 3年～文化 6年《41公儀事-26-5》
- 2 公儀江出ル御書付控 6 寽永 3年～文化 6年《41公儀事-26-6》
- 3 公儀江出ル御書付控 1 文化 7年～天保 8年《41公儀事-27-1》

《フィルム№3 5》

- 1 内裏御普請帳 慶長活版 1冊《1雲上-86》
- 2 御内書・女房奉書大御納戸衆工被相渡候時々手形 直書所  
宝永6年～享保10年 1冊《9諸省-60》
- 3 御内書・女房奉書大御納戸工渡帳 御直書所〔文政10年～弘化2年〕  
1冊《9諸省-167》
- 4 諸事小々控440 天保2年 1冊《31小々控-21-1》
- 5 諸事小々控441 天保2年・3年 1冊《31小々控-21-2》（途中まで）

《フィルム№3 6》

- 1 諸事小々控441 天保2年・3年 1冊《31小々控-21-2》（途中から）
- 2 公儀江出ル御書付控 2 文化 7年～天保 8年《41公儀事-27-2》

【山口県文書館〈毛利家文庫〉 その2】(97.2/)

《フィルム：毛利家文庫№97-1》

- 1 公儀江出ル御書付控 3 文政12年～文政 2年《41公儀事-27-3》
- 2 公儀江出ル御書付控 4 文政 2年～文政 5年《41公儀事-27-4》
- 3 公儀江出ル御書付控 5 文政 5年～文政 6年《41公儀事-27-5》
- 4 公儀江出ル御書付控 6 文政 7年～文政 8年《41公儀事-27-6》（途中まで）

《フィルム：毛利家文庫№97-2》

- 4 公儀江出ル御書付控 6 文政 7年～文政 8年《41公儀事-27-6》（途中から）
- 1 公儀江出ル御書付控 7 文政 9年～文政11年《41公儀事-27-7》
- 2 公儀江出ル御書付控 8 文政11年～文政12年《41公儀事-27-8》
- 3 公儀江出ル御書付控 9 天保元年～天保 3年《41公儀事-27-9》（途中まで）

《フィルム：毛利家文庫№97-3》

- 3 公儀江出ル御書付控 9 天保元年～天保 3年《41公儀事-27-9》（途中から）

- 1 公儀江出ル御書付控10 天保 3年～天保 5年《41公儀事-27-10》
- 2 公儀江出ル御書付控11 天保 5年～天保 6年《41公儀事-27-11》
- 3 公儀江出ル御書付控12 天保 6年～天保 8年《41公儀事-27-12》(途中まで)

《フィルム：毛利家文庫№97-4》

- 3 公儀江出ル御書付控12 天保 6年～天保 8年《41公儀事-27-12》(途中から)
- 1 朝鮮信使一件 12 享保4年・5年《42御勤事-67-12》
- 2 朝鮮信使一件 13 享保4年・5年《42御勤事-67-13》
- 3 朝鮮信使一件 14 享保4年・5年《42御勤事-67-14》
- 4 朝鮮信使一件 15 享保4年・5年《42御勤事-67-15》

《フィルム：毛利家文庫№97-5》

- 1 朝鮮信使一件 16 享保4年・5年《42御勤事-67-16》
- 2 朝鮮信使一件 17 享保4年・5年《42御勤事-67-17》
- 3 公儀ヨリ被仰出御書附 明暦3年～同7年《42御勤事-32》
- 4 公儀控事 20 享保12年～同13年《42御勤事-7-20》

《フィルム：毛利家文庫№97-6》

- 1 公儀控事 21 享保12年～同13年《42御勤事-7-21》
- 2 公儀控事 22 享保12年～同13年《42御勤事-7-22》
- 3 公儀事諸控 宽治 2年～寛文 7年《41公儀事- 1》
- 4 朝鮮信使一件 1 天和 2年《42御勤事-62-1》(途中まで)

《フィルム：毛利家文庫№97-7》

- 4 朝鮮信使一件 1 天和 2年《42御勤事-62-1》(途中から)
- 1 朝鮮信使一件 2 天和 2年《42御勤事-62-2》
- 2 朝鮮信使一件 3 天和 2年《42御勤事-62-3》
- 3 公儀事控 1 寛政 2年～同 3年〈目録のみ〉《41公儀事-16-1》
- 4 公儀事控 5 寛政 3年～同 4年〈目録のみ〉《41公儀事-16-5》
- 5 公儀事控 6 寛政 4年～同 5年〈目録のみ〉《41公儀事-16-6》
- 6 公儀事控 12 寛政 5年～同 6年〈目録のみ〉《41公儀事-16-12》
- 7 公儀事控 17 寛政 6年～同 7年〈目録のみ〉《41公儀事-16-17》
- 8 公儀事控 19 寛政 7年～同 8年〈目録のみ〉《41公儀事-16-1》
- 9 公儀事控 25 寛政 8年～同 9年〈目録のみ〉《41公儀事-16-25》
- 10 公儀事控 29 寛政 9年～同10年〈目録のみ〉《41公儀事-16-29》
- 11 公儀事之控 21 文化11年～文化12年〈目録のみ〉《41公儀事-18-21》
- 12 公儀事之控 24 文化12年～文化13年〈目録のみ〉《41公儀事-18-24》
- 13 公儀事之控 25 文化13年～文化14年〈目録のみ〉《41公儀事-18-25》

※フィルム：毛利家文庫№97-8～10は番号飛び

《フィルム：毛利家文庫No.97-11》

- 1 公儀江出ル御書付 天保八年ヨリ同十年マデ 《41公儀事28, 7の1》  
2 公儀江出ル御書付 天保十年ヨリ同十二年マデ 《41公儀事28, 7の2》  
3 公儀江出ル御書付 天保十二年ヨリ同十四年マデ 《41公儀事28, 7の3》

※途中まで

《フィルム：毛利家文庫No.97-12》

- 3 公儀江出ル御書付 天保十三年ヨリ同十四年マデ 《41公儀事28, 7の3》  
※途中から

- 1 公儀江出ル御書付 天保十四年ヨリ同弘化二年マデ 《41公儀事28, 7の4》  
2 公儀江出ル御書付 弘化二年ヨリ嘉永元年マデ 《41公儀事28, 7の5》  
3 公儀江出ル御書付 嘉永元年ヨリ同三年マデ 《41公儀事28, 7の6》

※途中まで撮影。次のフィルムで最初から撮影し直し。

《フィルム：毛利家文庫No.97-13》

- 1 公儀江出ル御書付 嘉永元年ヨリ同三年マデ 《41公儀事28, 7の6》  
※最初から撮影し直したので、番号を1とする。

- 2 公儀江出ル御書付 嘉永三年ヨリ同五年マデ 《41公儀事28, 7の7止》

- 3 [公儀エ御書出] (武家補任事) 寛保元 《3公統139》

- 4 口宣並御拝領物一件 文久三年二月 《4忠正公81》

- 5 御内願一事 《43美目71》

※途中まで

《フィルム：毛利家文庫No.97-14》

- 5 御内願一事 《43美目71》

※途中から

- 1 御什書入注文 (毛利秀就侍従任命口宣其外) 慶安五年二月三日 《14目録1》

- 2 御什書受目録 添状 (毛利輝元・秀就から毛利秀元宛御神文其外)  
《14目録4(1)》

- 3 御什書受目録 添状 (毛利輝元・秀就から毛利秀元宛御神文其外)  
《14目録4(1)》

- 4 隆景卿代同卿位階 《3公統65》

- 5 輝元聚楽邸エ秀吉公御成記 《3公統66》

- 6 阿部備中守正次書状 (正保元年) 十二月四日

《目録五卷一3他家 毛利秀就宛書状65》

- 7 松平但馬守成政書状 (年未詳) 二月十六日

《目録五卷一3他家 毛利秀就宛書状172(4)》

- 8 毛利秀就夫人みつ消息 (慶安二年正月)

《目録五卷一4毛利家 消息172(74)》

- 9 本多上野介(正純)書状 (天皇譲位ニ付徳川家康上洛の事)

(慶長十六年)二月四日毛利宗瑞(輝元)宛 《目録五巻一 2 幕府 2》  
10板倉伊賀守(勝重)書状(天皇讓位ニ付徳川家康上洛の事)

(慶長十六年)二月八日毛利宗瑞(輝元)宛 《目録五巻一 2 幕府 3》  
11公儀ヨリ被仰出御書付控 文政七~嘉永五 《41公儀事40, 5 の 1》  
12江府御着砌公儀事控 寛文三年三月廿九日 《41公儀事41》  
13御奥様御離縁記 文化六年 《徳山毛利/御縁組婚姻77》  
14美寿姫様御離縁一件 文政五年 《徳山毛利/御縁組婚姻89》  
15朝鮮国王国書写 日本国王殿下宛 万曆十八(天正十八)年三月 《3他家 4》  
16公儀事控 三十三 寛政十年 《41公儀事16, 40の33》

※目次のみ撮影

17公儀事控 三十六 寛政十一年 《41公儀事16, 40の36》

※目次のみ撮影

18公儀事控 三十九 寛政十二年 《41公儀事16, 40の39》

※目次のみ撮影

19公儀事控 一 享和元年 《41公儀事17, 8 の 1》

※目次のみ撮影

《フィルム:毛利家文庫No.97-15》 ※全て、目次のみ撮影

1公儀事控 五 享和二年 《41公儀事17, 8 の 5》  
2公儀事控 六 享和三年 《41公儀事17, 8 の 6》  
3公儀事控 一 文化元年 《41公儀事18, 25の 1》  
4公儀事控 四 文化二年 《41公儀事18, 25の 4》  
5公儀事控 五 文化三年 《41公儀事18, 25の 5》  
6公儀事控 七 文化四年より同五年 《41公儀事18, 25の 7》  
7公儀事控 八 文化五年 《41公儀事18, 25の 8》  
8公儀事控 九 文化五、六年 《41公儀事18, 25の 9》  
9公儀事控 十二 文化七年 《41公儀事18, 25の 12》  
10公儀事控 十五 文化八年より同九年 《41公儀事18, 25の 15》  
11公儀事控 十七 文化九年 《41公儀事18, 25の 17》  
12公儀事控 十九 文化十年 《41公儀事18, 25の 19》

【山口県文書館〈毛利家文庫〉 その3】(97.8/)

《フィルム番号 I - 1》

- 1 古例刑典上(一部分撮影) 35 賞罰44-1
- 2 古例刑典中(一部分撮影) 35 賞罰44-2
- 3 古例刑典下(一部分撮影) 35 賞罰44-3
- 4 温故便覽惣目録1(一部分撮影) 35 賞罰73-1
- 5 温故便覽3(一部分撮影) 35 賞罰73-3
- 6 温故便覽4(一部分撮影) 35 賞罰73-4
- 7 古例刑典下(一部分撮影) 35 賞罰44-3 結党の部

- 8 温故便覧惣目録1（一部分撮影） 35 賞罰74-1  
9 温故便覧8（一部分撮影） 35 賞罰73-8（次に続く）

《フィルム番号 I - 2》

- 1 温故便覧8（一部分撮影） 35 賞罰73-8（I-1-9の続き）  
2 刑典綱領7（一部分撮影） 35 賞罰42-7  
3 刑典綱領9（一部分撮影） 35 賞罰42-9  
4 刑典綱領10（一部分撮影） 35 賞罰42-10  
5 公儀江出ル御系譜一件 3公統34-1  
6 系譜之中御尋御答書 3公統35-1  
7 寛政十二年御末家御系譜一事 3公統36-1  
8 元文五年御系図一事於江戸取捌一件 3公統37  
9 江氏家譜上（一部分撮影） 3公統17-1  
10 江氏家譜下 3公統17-3  
11 系譜 公儀江出控 3公統23-1(次に続く)

《フィルム番号 I - 3》

- 1 系譜 公儀江出控 3公統23-1 (I-2-11の続き)  
2 末家系譜 公儀江出控 3公統23-3の続き  
3 御末家様此御方御家来養子書 22諸臣44  
4 藩翰譜一件同書 3公統48  
5 自享保元年至同四年徳山御還附之記 9諸省66  
6 文久元年十二月ヨリ定広公少将御昇進一件 5忠愛公44（次に続く）  
但し次は先頭から取り直し

《フィルム番号 I - 4》

- 1 文久元年十二月ヨリ定広公少将御昇進一件 5忠愛公44 (I-3-6の続き)  
2 大膳大夫様御元服之次第 55旧記1-9  
3 大記録29 55旧記3-29  
4 家督元服手控 7格式98  
5 天和元年綱廣公御隠居願吉就公御家督之事其外1 43 美目2-1  
6 天和元年綱廣公御隠居願吉就公御家督之事其外2 43 美目2-2  
7 天和元年綱廣公御隠居願吉就公御家督之事其外3 43 美目2-3

《フィルム番号 I - 5》

- 1 天和元年綱廣公御隠居願吉就公御家督之事其外4 43 美目2-4  
2から4 (欠番)  
5 斎元公斎広公御任官一事 43美目53  
6 権現様御式百年祭有章院御百回忌記録 42御勤事2  
7 百姓御仕置帳 御郷勘兵衛知行所大島郡志佐村百姓直訴一件 51罪科193

(次へ続く)

《フィルム番号 I - 6》

- 1 百姓御仕置帳 御郷勘兵衛知行所大島郡志佐村百姓直訴一件 51罪科193  
(I - 5-7の続き)
- 2 御仕置帳 毛利隱岐殿知行所開作ニ付別府村百姓出訴之企一件 51罪科191
- 3 朝鮮信使一件 四七止 自天保十一年至嘉永六年 42御勤事62
- 4 陪臣 40法令73
- 5 刑典綱領一 自慶安四年至天和二年 (一部分撮影) 35賞罰42-1
- 6 刑典綱領二 自天和二年至元禄七年 (一部分撮影) 35賞罰42-2
- 7 刑典綱領三 自元禄七年至宝永四年 (一部分撮影) 35賞罰42-3
- 8 刑典綱領四 自元禄 (一部分撮影) 35賞罰42-4
- 9 刑典綱領五 自宝永四年至享保十六年 (一部分撮影) 35賞罰42-5
- 10 刑典綱領六 自享保十六年至寛延四年 (一部分撮影) 35賞罰42-6
- 11 刑典綱領七 自寛延四年至天明二年 (一部分撮影) 35賞罰42-7
- 12 刑典綱領九 自寛政三年至寛政十二年 (一部分撮影) 35賞罰42-9
- 13 刑典綱領十 自享和元年至文政元年 (一部分撮影) 35賞罰42-10
- 14 公儀ヨリ被仰出御書附 二 宝暦十二年ヨリ安永八年マデ 35公儀事3-2

(次へ続く)

《フィルム番号 I - 7》

- 14 公儀ヨリ被仰出御書附 二 宝暦十二年ヨリ安永八年マデ 35公儀事3-2  
(I - 6-14の続き)
- 1 覚書（写）（毛利輝元官位の事） 遠用物451中（33）
- 2 書状（毛利輝元官位の事） 遠用物451中（34）
- 3 家来官位（宍戸元次ほか） 遠用物451中（35）
- 4 付立（宍戸土佐ほか口宣写） 遠用物451中（36）
- 5 （小早川隆景ほか官位の覚） 遠用物451中（37）
- 6 豊臣秀頼御上洛之次第（慶長十六・三・廿七） 3他家6
- 7 台徳院様（徳川秀忠）御参内行列次第（慶長） 1朝廷5
- 8 参内御装束并供衆衣装次第（年未詳） 1朝廷6
- 9 老中奉書（將軍参内ニ付供奉の事）（寛永三）六・廿二 1朝廷3
- 10 公儀ヨリ被仰出御書附 三 安永九年ヨリ寛政三年マデ 41公儀事35-3
- 11 刑典綱領十一 自文政二年至天保十年 (一部分撮影) 35賞罰42-11
- 12 刑典綱領十二 自天保十一年至嘉永五年 (一部分撮影) 35賞罰42-12
- 13 刑典綱領十三止 自嘉永六年至安政六年 (一部分撮影) 35賞罰42-13

《フィルム II - 1》 目録のみ撮影

- 1 公儀事控一 宝暦二年<41公儀事12-23-1>
- 2 公儀事控三 宝暦三年<41公儀事12-23-3>

- 3 公儀事控六 宝暦四年<41公儀事12-23-6>
- 4 公儀事控八 宝暦五年<41公儀事12-23-8>
- 5 公儀事控九 宝暦六年・七年<41公儀事12-23-9>
- 6 公儀事控十 宝暦七年<41公儀事12-23-10>
- 7 公儀事控十二 宝暦八年・九年<41公儀事12-23-12>
- 8 公儀事控十三 宝暦九年<41公儀事12-23-13>
- 9 公儀事控十五 宝暦十年・十一年<41公儀事12-23-15>
- 10 公儀事控十六 宝暦十一年<41公儀事12-23-16>
- 11 公儀事控十八 宝暦十二年・十三年<41公儀事12-23-18>
- 12 公儀事控二十 宝暦十三年<41公儀事12-23-20>
- 13 公儀事控二十二 宝暦十四年<41公儀事12-23-22>
- 14 公儀事控一 明和二年・三年<41公儀事13-8-1>
- 15 公儀事控二 明和三年・四年<41公儀事13-8-2>
- 16 公儀事控四 明和四年・五年<41公儀事13-8-4>
- 17 公儀事控五 明和六年・七年<41公儀事13-8-5> 含日光社参
- 18 公儀事控六 明和八年・九年<41公儀事13-8-6>
- 19 公儀事控八 明和九年<sup>壬</sup>安永二年<sup>癸</sup><41公儀事13-8-8>
- 20 公儀事控一 安永二年<41公儀事14-14-1>
- 21 公儀事控三 安永三年・四年<41公儀事14-14-3>
- 22 公儀事控四 安永四年<41公儀事14-14-4>
- 23 公儀事控六 安永五年・六年<41公儀事14-14-6>
- 24 公儀事控七 安永六年<41公儀事14-14-7>
- 25 公儀事控九 安永八年<41公儀事14-14-9>
- 26 公儀事控十一 安永九年三月<sup>壬</sup>同年十月<sup>癸</sup><41公儀事14-14-11>
- 27 公儀事控十二 安永九年・十年<41公儀事14-14-12>
- 28 公儀事控一 天明二年<41公儀事15-17-1>
- 29 公儀事控六 天明四年<41公儀事15-17-6>
- 30 公儀事控八 天明五年<41公儀事15-17-8>
- 31 公儀事控十 天明六年・七年<公儀事15-17-10>
- 32 公儀事控十一 天明七年<公儀事15-17-11>
- 33 公儀事控十四 天明八年<公儀事15-17-14>
- 34 元和十年以来江戸大坂禁裏御普請事一 <42御勤事28-2-1>
- 35 元和十年以来江戸大坂禁裏御普請事二 <42御勤事28-2-2>
- 36 元禄七年吉広公御官位御祝儀一卷全 <43美目42-1> (途中まで)

### 《フィルムII-2》

- 36 元禄七年吉広公御官位御祝儀一卷全 <43美目42-1> (続き)
- 1 公儀事控一 文政元年<sup>壬</sup>同二年<41公儀事19-14-1>
- 2 公儀事控二 文政二年<41公儀事19-14-2>
- 3 公儀事控五 文政三年・四年<41公儀事19-14-5>

- 4 公儀事控六 文政四年<41公儀事19-14-6>  
 5 公儀事控八 文政六年四月㊀<41公儀事19-14-8>  
 6 公儀事控十 文政九年<41公儀事19-14-10>  
 7 公儀事控十二 文政十三年<41公儀事19-14-12>  
 8 公儀事控一 元文二年<41公儀事8-7-1>  
 9 公儀事控三 元文三年二月㊀同四年二月㊁<41公儀事8-7-3>  
 10 公儀事控四 元文四年<41公儀事8-7-4>  
 11 公儀事控六 元文五年<41公儀事8-7-6>  
 12 公儀事控一 寛保元年<41公儀事9-6-1>  
 13 公儀事控三 寛保二年・三年<41公儀事9-6-3>  
 14 公儀事控五 寛保三年・四年年<41公儀事9-6-5>  
 15 慶安四年御家督事<43美目1-2-1>  
 16 慶安四年御家督事二止<43美目1-2-2>  
 17 公儀事控一 延享元年・二年<41公儀事10-12-1>  
 18 公儀事控四 延享二年五月㊀同三年四月<41公儀事10-12-4>  
 19 公儀事控五 延享三年<41公儀事10-12-5>  
 20 公儀事控七 延享四年<41公儀事10-12-7>  
 21 公儀事控九 延享五年<41公儀事10-12-9>  
 22 公儀事控一 寛延二年<41公儀事11-10-1>  
 23 公儀事控五 寛延三年<41公儀事11-10-5>  
 24 公儀事控九 寛延四年<41公儀事11-10-9>  
 25 御什書入注文（承応四年）<14目録7-袋1> 撮影不良、27に再録  
 26 御什書類受渡目録（承応二年）<14目録3-1> 再録分あり  
 27 御什書入注文（承応四年）<14目録7-袋1>  
 28 公儀事控一 延宝七年<41公儀事2-2-1> 全冊撮影  
 29 公儀事控二 延宝八年<41公儀事2-2-2> 全冊撮影（途中まで）

### 《フィルムII-3》

- 29 公儀事控二 延宝八年<41公儀事2-2-2> 全冊撮影（続き）  
 1 公儀事控全 天和三年<41公儀事3-1> 以下目録のみ撮影  
 2 公儀事控一 元禄元年㊀同三年㊁<41公儀事4-18-1>  
 3 公儀事控二 元禄四年<41公儀事4-18-2>  
 4 公儀事控四 元禄六年・七年<41公儀事4-18-4>  
 5 公儀事控五 元禄七年・八年<41公儀事4-18-5>  
 6 公儀事控七 元禄九年・十年<41公儀事4-18-7>  
 7 公儀事控九 元禄十年・十一年<41公儀事4-18-9>  
 8 公儀事控十 元禄十一年・十二年<41公儀事4-18-10>  
 9 公儀事控十一 元禄十二年<41公儀事4-18-11>  
 10 公儀事控十四 元禄十三年・十四年<41公儀事4-18-14>  
 11 公儀事控十五 元禄十四年・十五年<41公儀事4-18-15>

- 12 公儀事控十七 元禄十五年・十六年 <41公儀事4-18-17>  
13 公儀事控十八止 元禄十六年・宝永元年 <41公儀事4-18-18>  
14 御什書入日記 (慶安五年) <14目録2-1>  
15 御什書御究目録 (承応三年) <14目録5-袋1>  
16 公儀御奉書目録 (承応三年) <14目録6-1>  
17 公儀事控一 宝永元年・二年 <41公儀事5-8-1>  
18 公儀事控二 宝永二年・三年 <41公儀事5-8-2>  
19 公儀事控三 宝永三年至四年 <41公儀事5-8-3>  
20 公儀事控四 宝永四年 <41公儀事5-8-4>  
21 公儀事控五 宝永四年・五年 <41公儀事5-8-5>  
22 公儀事控六 宝永五年至六年 <41公儀事5-8-6>  
23 公儀事控七 宝永六年・七年 <41公儀事5-8-7>  
24 公儀事控八止 宝永七年・正徳元年 <41公儀事5-8-8>  
25 公儀事控一 正徳元年・二年 <41公儀事6-8-1>  
26 公儀事控二 正徳二年・三年 <41公儀事6-8-2>  
27 公儀事控三 正徳三年 <41公儀事6-8-3>  
28 公儀事控五 正徳四年 <41公儀事6-8-5>  
29 公儀事控六 正徳五年 <41公儀事6-8-6>  
30 公儀事控一 享保元年至二年 <41公儀事7-37-1>  
31 公儀事控二 享保二年至三年 <41公儀事7-37-2> 撮影番号30にて撮影  
32 公儀事控三 享保三年 <41公儀事7-37-3>  
33 公儀事控五 享保四年至五年 <41公儀事7-37-5>  
34 公儀事控六 享保五年至六年 <41公儀事7-37-6>  
35 公儀事控七 享保六年 <41公儀事7-37-7>  
36 公儀事控十 享保七年至八年 <41公儀事7-37-10>  
37 公儀事控十一 享保八年 <41公儀事7-37-11>  
38 公儀事控十三 享保八年至九年 <41公儀事7-37-13>  
39 公儀事控十六 享保十年三月至同九月 <41公儀事7-37-16>  
40 公儀事控十七 享保十年至十一年 <41公儀事7-37-17>  
41 公儀事控二十 享保十二年 <41公儀事7-37-20> 含日光社参  
42 公儀事控二十一 享保十二年至十三年 <41公儀事7-37-21> 含日光社参  
43 公儀事控二十三 享保十四年 <41公儀事7-37-23>  
44 公儀事控二十四 享保十四年至十五年 <41公儀事7-37-24>  
45 公儀事控二十七 享保十六年 <41公儀事7-37-27>  
46 公儀事控二十八 享保十六年・十七年 <41公儀事7-37-28>  
47 公儀事控三十 享保十七年・十八年 <41公儀事7-37-30>  
48 公儀事控三十二 享保十八年・十九年 <41公儀事7-37-32>  
49 公儀事控三十四 享保十九年・二十年 <41公儀事7-37-34>  
50 公儀事控三十五 享保二十年・二十一年 <41公儀事7-37-35>  
51 公儀事控三十七 享保二十年・二十一年 <41公儀事7-37-37>

52 公儀印被仰出御書付一 元禄8年～宝曆11年<41公儀事35-3-1>  
全冊（途中まで）

《フィルムII-4》

52 公儀印被仰出御書付一 元禄8年～宝曆11年<41公儀事35-3-1>  
全冊（途中から）

- 1 重就公御家督一事記録 寛延四年 <43美目8-5-1> （目録のみ）
- 2 岩之丞様治親公御嫡子成記録一<46吉凶150-4-1>
- 3 岩之丞様治親公御嫡子成記録二<46吉凶150-4-2>
- 4 岩之丞様治親公御嫡子成記録三<46吉凶150-4-3>
- 5 岩之丞様治親公御嫡子成記録一<46吉凶150-4-4>
- 6 御家筋公儀江御書出一事<3公統70>
- 7 德山毛利家系譜<57御什書1-7>（途中まで）

《フィルムII-5》

- 7 德山毛利家系譜<57御什書1-7>（途中から）
- 1 長府毛利家譜<57御什書1-6>
- 2 御什書目並二添状<14目録8-2-1>
- 3 御什書目並二添状<14目録8-2-2>
- 4 御什書目録<14目録9-1>
- 5 毛利秀就夫人みつ消息<4毛利家172-148-74> 越前守任官関係
- 6 德山：系譜御尋御請書覚<徳山毛利・家督29>
- 7 德山：桜田江御養子一件書抜<徳山毛利・養縁記2>
- 8 德山：御養子御相談二付掛合之書付下げ札答朱書<徳山毛利・養縁記13>
- 9 （欠番）
- 10 德山：御養子取組<徳山毛利・養縁記14>